

**令和5年第2回三重県議会定例会
政策企画雇用経済観光常任委員会説明資料**

◎所管事項

| | |
|---|----|
| (1) 『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見 への回答について（関係分） | 1 |
| (2) 人口減少対策について | 2 |
| (3) 県立大学設置の検討について | 4 |
| (4) 「三重県プロモーション推進方針（仮称）」骨子案について | 5 |
| (5) 「三重県教育施策大綱（案）」について | 8 |
| (6) 学生奨学金返還支援事業について | 31 |
| (7) 知事のブラジル訪問について | 33 |
| (8) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について | 35 |

《別冊》

| | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 三重県人口減少対策方針 |
| 資料2 | 令和5年度県立大学設置の検討に係る有識者会議報告書（案） |
| 資料3-1 | 三重県教育施策大綱（案） |
| 資料3-2 | 「三重県教育施策大綱（案）」に対するご意見と県の対応、考え方 |

令和5年10月10日

政策企画部

所管事項

(1) 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分）

（総括事項）

| 番号 | 申し入れ内容 | 主担当部名 | 委員会意見 | 回答 |
|----|---------------------|-------|---|---|
| 1 | 実効性のある人口減少対策の推進について | 政策企画部 | <p>「三重県人口減少対策方針（最終案）」では、自然減対策と社会減対策を両輪とし、今後の人口減少幅の緩和に向け、全庁を挙げて取り組むという方向性が示されました。自然減対策については、多様な価値観に十分配慮しながらも、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」を柱として、ライフステージに応じた切れ目のない対策を推進することとしており、令和5年度当初予算においては、「みえ子どもまるごと支援パッケージ」として重点的に予算を計上し、取組をスタートさせています。また、社会減対策については、新たに「人口還流」という視点を取り入れ、一旦県外に転出することになっても、再び県内に戻ってもらうための取組を促進していくこととしています。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転させることができるかどうかのラストチャンスとも言われる中、希望ある三重の未来に向けて、今後数年間の取組は極めて重要です。県当局におかれては、「三重県人口減少対策方針」に基づく取組の推進にあたって、単なる事業のとりまとめや進行管理のみに終始せず、効果検証や社会情勢の変化を踏まえ、足らざる取組を補いながら、戦略的で実効性のある取組を進められるよう要望します。また、人口減少が続く中においても、地域に住む人々がそれぞれの地域の暮らしや文化等を大切にしながら住み続けられるよう、地域の実情を十分に踏まえた対策を進められることを要望します。</p> | <p>人口減少対策方針の検討にあたっては、これまで以上に幅広くエビデンスを集めるため、調査分析や先進地視察、有識者や若者からのヒアリングを実施してきました。さらに県議会から意見もいただきながら取りまとめた「三重県人口減少対策方針」については、8月2日に開催した三重県人口減少対策推進会議において最終的に確定をしました。方針に基づき対策を進めるにあたっては、国、市町、企業等と連携し、持続的かつ自立的な地域社会の発展につなげていきます。方針の進行管理については、人口や合計特殊出生率、転出超過数など指標のモニタリングにより、毎年度、県の人口減少対策の現在位置の確認を行うとともに、県の取組にKPIを設定し対策の成果を確認していくこととしており、これらの状況をふまえ、必要に応じて随時、取組の追加や改善を行っていく予定です。こうしたエビデンスに基づく効果的な対策の実施により、人口の減少幅を緩やかにしていくよう、取り組んでいきます。</p> <p>対策が効果を発揮したとしても、今後も人口減少が長期間にわたって続くことは確実です。人口減少が続くなかでも、地域に住む人々が変わらず元気にいきいきと暮らせるようにしていかなければならないことから、「人口減少社会への適応」も方針の中で重要なポイントとして掲げています。県と市町で構成する「みえ人口減少対策連携会議」などを通じ、市町と連携した対策に取り組むとともに、市町が地域の将来像を検討する際には必要な支援を行うなど、地域の実情を十分にふまえた取組を推進していきます。</p> |

●行政運営の取組

（政策企画雇用経済観光常任委員会）

| 行政運営番号 | 施策名 | 主担当部局名 | 委員会意見 | 回答 |
|--------|---------|--------|--|--|
| 1 | 総合計画の推進 | 政策企画部 | <p>「社会減対策の推進」において、若年女性の流出に係る取組について記載することを検討されたい。</p> <p>行政運営1「総合計画の推進」の総合評価には、「みえ県民1万人アンケート」の回答結果を斟酌することを検討されたい。</p> | <p>若年女性の流出について、これまでの成果と今後の取組を追加で記載しました。</p> <p>「みえ県民1万人アンケート」の結果については、分析を行ったうえで各部局にフィードバックすることで、施策や事業の推進に活用しているところですが、アンケート結果を総合評価に反映させることについても、今後検討していきたいと考えています。</p> |

(2) 人口減少対策について

「みえ元気プランで進める7つの挑戦」の「(7) 人口減少への総合的な対応」を具体化し、関係部局が連携し対策に取り組むうえでの指針となる「三重県人口減少対策方針」を策定しました。今後、方針をふまえた具体的な取組を検討・実施していきます。

1 「三重県人口減少対策方針」の策定

令和5年5月26日に公表した「三重県人口減少対策方針（最終案）」について、県議会での意見やパブリックコメント、市町からの意見等をふまえた修正を加え、令和5年8月2日に開催した三重県人口減少対策推進会議において「三重県人口減少対策方針」を決定しました（別冊1）。

※ パブリックコメントの状況

1 意見募集期間 令和5年6月1日～6月30日

2 意見の概要

(1) 意見総数 5人・団体から55意見

(2) 対応状況

①意見や提案内容を反映したもの…12

②意見や提案内容が既に反映されているもの…4

③今後の取組に意見や提案内容を参考とするもの…39

2 人口減少対策の具体的な取組の検討・実施

(1) 「希望がかない、安心して子どもを産み育てることができる環境整備」

令和5年度予算において「みえ子どもまるごと支援パッケージ」をとりまとめ、新たに創設したみえ子ども・子育て応援総合補助金により市町の子ども・子育て施策の充実を図るなど、自然減対策を中心に先行して取り組んでいます。

今後も、子どもや若者の意見を聞き、子育て環境の充実に向けた検討・調整を行う場を設置するなど、子ども・福祉部と連携し、取組を進めていきます。

(2) 「人口還流の促進」

転出超過数の約8割を15歳～29歳の若者が占める現状をふまえ、進学や就職などで県外へ流出する前の世代である高校生と知事とが意見交換を行う場として、「みえU18会議」を開催しています。

令和5年9月27日には、三重県立津高等学校の生徒6名と「住み続けたい、帰ってきたい三重」について意見交換を行いました。

(参加者の主な意見)

- ・公共交通機関や道路など交通の便をよくしてほしい
- ・県内就職に関する情報がメールなどで届くようになるとありがたい
- ・観光地など三重の魅力を伝えるための情報発信をしていくべき

- ・住み続けるためには、県内の企業が増えたり、県内でリモートワークできる企業の情報発信があるとよい

(3) 「ジェンダーギャップの解消」

ジェンダーギャップの解消に向け、環境生活部と連携し、県内で働く女性から意見を聴き、ワークショップを通じて県や企業に対する提言・提案をまとめていただく「みえ働くサスティナラボ」を実施しています。

令和5年9月21日に第1回を開催し、今後2回のワークショップを経て、令和6年1月頃に成果発表会を実施する予定です。

(4) 「市町・企業等との連携」

①市町との連携

市町長や各市町の人口減少対策担当課長など、さまざまな階層と意見交換を行い、市町や地域ごとの状況の把握に努めており、市町のニーズもふまえながら効果的な取組の検討を行っていきます。

・みえ人口減少対策連携会議

令和5年6月30日に各市町の人口減少対策担当課（室）長と県の関係所属長等が参加するみえ人口減少対策連携会議を開催しました。会議においては、「三重県人口減少対策方針（最終案）」についての意見交換を行うとともに、地域の未来予測の手法について総務省担当者から説明を受けました。

・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会

地域連携・交通部と連携し、令和5年8月29日に各市町長と知事等が参加する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会を開催しました。会議においては、「三重県人口減少対策方針」や県内の人口減少対策の事例を共有するとともに、各市町長から地域の課題や注力している取組について発言をいただきました。

②企業等との連携

働く場の確保や労働条件、職場環境の向上について企業等と連携して取り組んでいくため、有識者や関係団体等と意見交換を行う会議体の設置を予定しています。現在、雇用経済部と調整を行っているところであり、会議の開催に向けて、取り組んでいきます。

3 今後の取組

人口減少の要因等の調査・分析を継続するとともに、さまざまな主体との連携により、人口減少の課題の解消に向けた対策の検討を行い、今後推進していくべき具体的な取組を取りまとめていきます。

(3) 県立大学設置の検討について

1 有識者会議

若者の県内定着、さらには地域を担う人材の確保に向けて、県立大学の設置について検討しています。

県立大学設置の検討にあたり、費用対効果の試算結果や国の大学施策の動向、県内大学の動き等をふまえ、専門的な見地からの意見を聴取するため、「県立大学設置の検討に係る有識者会議」を設置し、6月16日(金)に第1回会議、9月15日(金)に第2回会議、9月29日(金)に第3回会議を開催しました。

第3回会議では、「令和5年度県立大学設置の検討に係る有識者会議報告書(案)」について議論しました。

今後、当会議から県に県立大学設置の検討に関して報告をいただく予定です。

(1) 「令和5年度県立大学設置の検討に係る有識者会議報告書(案)」の内容別冊2のとおり

(2) 主な意見概要

- ・ 県の人材育成の考えなどを発信していくことが大切である。
- ・ 県内大学との連携も大事だが、三重県がつながる大学は、県外の大学でも良いし、県外の企業などともつながる発想があっても良い。若者の県内定着のためには重要な視点である。
- ・ 「あまりに特色ある大学をつくると、学生が県内外から集まるが卒業時には県外へ出ていき、結局県内定着にはつながらない可能性もある」とあるが、一定数は県内に定着したり、そこで様々なネットワークができるといった効果も期待できる。

2 今後の予定

有識者会議からの報告や県議会からの意見などをふまえ、県立大学設置の判断を行います。

(4) 「三重県プロモーション推進方針（仮称）」骨子案について

本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力効果を効果的に発信するとともに、全庁を挙げて戦略的なプロモーションに取り組むため、「三重県プロモーション推進方針（仮称）」の骨子案を作成しました。

1 「三重県プロモーション推進方針（仮称）」の策定に向けて

推進方針の策定に向けて、以下について整理しました。

(1) 推進方針における「プロモーション」について

マーケティングにおける「プロモーション」とは、マーケティング戦略を考えるうえで重要な要素の頭文字を取った「マーケティングの4P (Product (製品)、Price (価格)、Place (流通)、Promotion (宣伝))」の一つです。

企業のマーケティングにおける「プロモーション」を地域にあてはめると、以下のとおり整理できます。

| 企業 | 地域 |
|---|---|
| 自社商品の存在を顧客に知ってもらい、好感とともに最終的に購買（と使用）につなげる一連の活動 | 地域資源（地域産品等）や地域そのものを認知してもらい、商品やサービスの購買、観光などにつなげる活動 |

上記をふまえ、推進方針における「プロモーション」を以下のとおりとします。

【推進方針における「プロモーション」】

本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力効果を効果的に発信し、認知度向上（イメージUP）を図ることにより、「選ばれる三重」を実現し、地域の活性化につなげる活動

※県の地域資源は歴史・文化、自然、伝統、食など多種多様。地域資源の種類や、観光、県産品振興、移住促進、企業誘致などの目的に応じて、強み・弱みやターゲット、アプローチなどプロモーションの手法は大きく異なります。このため、例えば「観光プロモーション」など、個別分野に特化したプロモーションが必要となります。

(2) 推進方針の位置づけ

①これまでの取組と課題

これまでも各部局が、三重県の魅力である歴史・文化、自然、伝統、食などについて、それぞれの分野でフェアやセミナーなどを開催するほか、Webサイトやメディアを活用して、さまざまなプロモーションを実施し一定の成果が得られています。一方で、各部局へのヒアリングにより、次のような課題があることがわかりました。

- ・三重県全体の知名度向上が必要。三重県の知名度が高いと個々のコンテンツをプロモーションする際に追い風となる。
- ・他部局との連携が一部にとどまっている。一方で無理に連携させることは効果を弱めるおそれがある。

- ・他部局のプロモーションツールを有効活用したい。
- ・海外向けプロモーションにおいては広域連携も必要である。
- ・ターゲットの設定や事業の効果検証が難しい。

【取り組むべき3つの課題】

- ・三重県全体の認知度向上が必要
- ・各部局の連携や情報共有の強化が必要
- ・ターゲットの明確化、効果検証などマーケティング手法を強く意識した取組
関係者との連携強化が必要

②推進方針の位置づけ

本県のプロモーションに係る課題をふまえ、推進方針の位置づけを整理しました。

【何のためのどのような方針とするのか】

各部局のプロモーションが調和のとれた形で効果的に連携し、相乗効果を発揮しながら、全体として「選ばれる三重」の実現につなげていくための指針

※観光プロモーションなど、個別分野に特化したプロモーションの手法は、「三重県プロモーション推進方針（仮称）」の内容をふまえ、担当部局において検討・決定する。

(3) 基本方針（取組方向）

今後取り組んでいくべき課題をふまえ、本県のプロモーション推進にあたっての基本方針を以下のとおりとします。

【基本方針（取組方向）】

- ① 「三重県」という地域そのものの認知度向上
- ② 効果的・効率的なプロモーションを行うための仕組みづくり
- ③ 関係者との連携強化

2 骨子案

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

年度内の推進方針の策定に向けて検討を進めていきます。

【別紙】「三重県プロモーション推進方針（仮称）」骨子案

1 趣旨（背景と目的）

- ・人口減少や高齢化をはじめとしたさまざまな課題に直面する中においても、三重の強みや良さを生かし「選ばれる三重」を実現していくことが必要
- ・こうした中、本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力を効果的に発信するとともに、県庁全体で戦略的なプロモーションに取り組むため、「三重県プロモーション推進方針（仮称）」を策定

2 位置づけ

各部局のプロモーションが、調和のとれた形で効果的に連携し、相乗効果を発揮しながら、全体として「選ばれる三重」の実現につなげていくための指針

3 期間

策定日から令和8年度まで

4 基本的な考え方

（1）プロモーションとは

本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力を効果的に発信し、認知度向上（イメージUP）を図ることにより、「選ばれる三重」を実現し、地域の活性化につなげる活動

（2）現状と課題

①社会情勢の変化

- ・人口減少や高齢化等が進む中、地域間競争は激化
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機としてライフスタイルが変化
- ・SNSや電子商取引の利用拡大など、社会のデジタル化が急速に進展

②三重県の強み・弱み

- ・三重県は、古くから自然が豊かで美しい地域「美し国」として発展。三重県には世界に誇れる歴史・文化、自然、伝統、食などが数多く存在する。
- ・三重県は中部圏と近畿圏の結節点に位置し、高速道路網の整備やリニア中央新幹線の開業への動きなどをふまえると、大都市圏からのアクセスの良さという地理的優位性はますます向上する。
- ・都市部への利便性や自然の豊かさなど、三重ならではの暮らしやすさの魅力がある。
- ・一方で、都道府県の魅力などを問う調査では、本県は全都道府県の中で、中位以下となることが多い。

③課題

- ・三重県全体の認知度向上が必要
- ・各部局の連携や情報共有の強化が必要
- ・ターゲットの明確化、効果検証などマーケティング手法を強く意識した取組、関係者との連携強化が必要

（3）基本方針

- ①「三重県」という地域そのものの認知度向上
- ② 効果的・効率的なプロモーションを行うための仕組みづくり
- ③ 関係者との連携強化

(5)「三重県教育施策大綱(案)」について

1 「三重県教育施策大綱(案)」(別冊3-1)

総合教育会議及び県議会からいただいたご意見やパブリックコメントをふまえ、記述内容の充実を図るとともに表現の精査を行いました。

2 ご意見等について

(1) 県議会等からのご意見への対応

県議会等からのご意見への対応については、「総合教育会議及び県議会のご意見への対応・回答について(案)」(別紙1)としてとりまとめています。

(2) パブリックコメントの概要について

パブリックコメントの概要については、「『三重県教育施策大綱(案)』に対するパブリックコメントの概要について」(別紙2)としてとりまとめています。

また、いただいたパブリックコメントの全体と、ご意見に対する県の対応、考え方については、「『三重県教育施策大綱(案)』に対するご意見と県の対応、考え方」(別冊3-2)に整理しています。

3 前回からの修正点について

前回からの修正点については、「新旧対照表」(別紙3)のとおりです。

4 これまでの策定の経過及び今後の予定

令和4年度

- ・第1回総合教育会議：令和4年8月30日
- ・常任委員会(戦略企画部関係)：令和4年10月7日
- ・常任委員会(教育委員会関係)：令和4年10月7日
- ・第2回総合教育会議：令和5年3月16日

令和5年度

- ・令和5年度第1回総合教育会議：令和5年5月9日
- ・パブリックコメント：令和5年5月10日～令和5年6月9日
- ・常任委員会(政策企画部関係)：令和5年6月21日
- ・常任委員会(教育委員会関係)：令和5年6月26日
- ・常任委員会(教育委員会関係)：令和5年10月5日
- ・常任委員会(政策企画部関係)：令和5年10月10日

○令和5年10月 成案

総合教育会議及び県議会のご意見への対応・回答について（案）

| | 区分 | 頁 | 意見 | 対応・回答案 |
|------------|------|------|--|---|
| 総合教育会議の意見 | | | | |
| 【別冊 3-1】の頁 | | | | |
| 1 | 全般 | | 三重県の大綱に限ったことではないが、一般的に委員からの意見をふまえ、記述内容を追記すればするほど、全体が見えづらくなってしまいう可能性があるため、全体の構成を明示してはどうか。 | 全体の構成が分かるよう目次を作成します。 |
| 2 | はじめに | 1 | 心身の健康があって子どもたちが活躍できると思うので、「はじめに」に「子どもたちが心身健やかで豊かに育つことができる」という記述があるとよいのではないかと。 | （子どもたちは三重の宝） ○ 子どもたちは、一人ひとりかけがえない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮し、 <u>心身ともに健やかで豊かに育つことができる社会</u> をつくっていく必要があります。 |
| 3 | はじめに | 3, 8 | 「個別最適な学び」と「協働的な学び」はセットで考えられていることから、「学校における学び」において「個別最適な学び」の要素があるとよいのではないかと。 | 「はじめに」における「学校における学び」は、コロナ禍をふまえた学校ならではの学びとして、協働的な学び合いやリアルな体験をとおした学びについて記述しています。 なお、個別最適な学びと協働的な学びの充実については、「3 豊かな社会を創っていく力を育むために」にある「学力等の資質・能力の育成」において記述しています。 |

| | | | | |
|---|--------------------|---|--|--|
| 4 | 1 子どもたちの未来をひろげるために | 4 | いじめの認知件数についての説明は県民の方には伝わりにくいのではないかと。認知件数が多いことは、いじめの数が多いと誤解される可能性があるため、記述を工夫してはどうか。 | <p>〈脚注3〉</p> <p>令和4年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は31.8件で、令和3年度と比較すると7.0件増加しています。</p> <p>（三重県教育委員会調べ）<u>いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢を維持することが求められます。</u></p> |
| 5 | 1 子どもたちの未来をひろげるために | 4 | いじめの認知件数の説明について、いじめは小さいうちにできるだけ早期に発見し対応していくことが大事であることから、認知件数を増やすことが重要という記述があるとよいのではないかと。 | |
| 6 | 1 子どもたちの未来をひろげるために | 4 | 「いじめではないかとの疑いを持って」という記述は少しネガティブな響きがあるので、「いじめではないかとの問題意識を持って」という記述にしてはどうか。 | <p>（いじめ問題の克服）</p> <p>○ いじめの問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢や、ささいな変化であってもいじめではないかという<u>問題意識を持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。</u>（後略）</p> |

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|---|
| 7 | 1 子どもたちの未来をひろげるために | 5 | 学校事故に関する記述を加えてはどうか。 | <p>(学校安全の推進)</p> <p>○ 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の安全対策、防犯対策、<u>事故防止対策</u>など、家庭や地域と連携・協働した学校安全の取組の徹底を図ります。</p> |
| 8 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 6 | 自己肯定感の定義について、「自分自身に対する肯定的な気持ち」という記述よりももう少し踏み込んで、「自分自身をかけがえがない存在として思う気持ち」や、「自分自身を価値ある存在として認める気持ち」といった記述にすると自己肯定感のイメージが膨らむのではないか。 | <p>《脚注5》</p> <p>一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、<u>ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています</u>。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で81.9%（全国83.5%）、中学生で80.9%（全国80.0%）でした。令和4年度と比較すると、小学生で4.0ポイント、中学生で1.2ポイント増加しています。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）</p> |
| 9 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 7 | 「お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で」について、さらに踏み込んで「お互いの考え方の違いを尊重しながら、理解を深め」という記述にしてはどうか。 | <p>○ その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、<u>お互いの考え方や思いの違いを尊重しながら理解を深め合う</u>中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。</p> |

| | | | | |
|----|----------------------|----|--|---|
| 10 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 8 | 「3 豊かな社会を創っていく力を育むために」にデジタル技術の進展などによる社会のあり方そのものの変化について記述したうえで、「ICTの活用」の記述があるとよいのではないか。 | <u>人工知能（AI）などの先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変化</u> する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。（後略） |
| 11 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして | 12 | 「地域学校協働活動」について、本文でも説明があるとわかりやすくなるのではないか。 | (地域との連携・協働) ○ 保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、 <u>地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動</u> 、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えるとともに、これからの地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。 |
| 12 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして | 12 | コミュニティ・スクールの脚注の説明について、もう少しわかりやすい表現にしてはどうか。 | 《脚注15》 <u>法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づき</u> 、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。 |

| | | | | |
|----|--------------------------|----|---|--|
| 13 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして | 13 | <p>「成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められている」という記述は、要求されているような意味合いが強いため、連携するというような記述の方がよいのではないか。</p> | <p><u>(高等教育機関との連携)</u></p> <p>○ 人口が減少していく中、地域活力の維持・発展につなげていくうえで、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられます。</p> <p>地域が直面する広範な重要課題について認識を共有するとともに、県内高等教育機関の特色を生かした<u>高度な専門的知識を有する人材の輩出や、担い手の育成・確保などにつなげていく</u>ため、産学官の連携を推進します。</p> |
|----|--------------------------|----|---|--|

| | 区分 | 頁 | 意見 | 対応・回答案 |
|---------------|----------------------------|---|--|---|
| 県議会の意見 | | | | |
| 1 | 全般 | | 前文に知事の思いなどを記述してはどうか。 | 記述について検討します。 |
| 2 | 1 子どもたちの未来をひろげるために | 4 | いじめの認知件数について、都道府県によって状況が異なっているため、全国平均と比較することに違和感がある。 | <p>《脚注3》</p> <p>令和4年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は31.8件で、<u>令和3年度と比較すると7.0件増加しています。</u></p> <p>（三重県教育委員会調べ）いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢を持ち続けることが求められます。</p> |
| 3 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 6 | 子どもたちは三重の宝とあるが、まずは親の宝ではないか。「はじめに」に家庭教育を入れてはどうか。 | <p>本大綱は、教育施策の基本的な考え方として、総論にあたる「はじめに」と、教育施策を実施するうえで特に大事にしたい視点として5つの柱立てにより構成しています。</p> <p>家庭教育については5つの柱立ての一つ「2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために」の中で、教育の原点である家庭教育の支援について記述を充実しました。</p> |

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|---|
| 4 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 6 | <p>他人から認められず失敗しても、あるがままの自分でいいと思えることが自己肯定感だと思うので、記述を検討してほしい。</p> | <p>子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにしていくためには、自己肯定感を高めることが重要です。そのためには、<u>ありのままの自分が受け容れているという実感を持つことが必要</u>です。また、自らの力の向上に向けて努力して達成感を得たり、人の役に立ったりすることや、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験を重ねることが大切です。(後略)</p> <p>〈脚注5〉</p> <p>一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、<u>ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています</u>。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で81.9% (全国83.5%)、中学生で80.9% (全国80.0%) でした。令和4年度と比較すると、小学生で4.0ポイント、中学生で1.2ポイント増加しています。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)</p> |
|---|----------------------------|---|---|---|

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|--|
| 5 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 6 | 「家庭において子どもたちが保護者等から受容され」とあるが、もう少し記述を工夫してはどうか。また、保護者が子どもの考えや社会が求めることをしっかり理解しながら、学びを通じて一緒に成長していく姿勢が大事だと思うが、そのような視点で家庭教育における一番の主体である保護者、家族へのアプローチを考えてはどうか。 | <p>(家庭教育の支援)</p> <p>○ 家庭において、子どもたちが保護者等からありのままの自分を受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけられるよう、社会全体で「<u>教育の原点</u>」である家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、<u>保護者等や子どもの学びを支えながら家庭教育の支援の充実を図ります。</u></p> |
| 6 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 6 | 幼児教育に関する記述が少ないのではないか。 | <p>(幼児期における取組)</p> <p>○ <u>幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を行う中で、心身の調和のとれた発達の基礎を身につけることができるよう、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、よりよい教育環境をつくります。</u></p> |
| | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 8 | | <p>(幼児教育の充実)</p> <p>○ <u>幼児期の子どもたちに、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことができるよう、家庭や地域と連携して教育活動のさらなる充実を図るとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、遊びをとおして総合的な指導を行います。</u></p> |

| | | | | |
|---|----------------------|----|--|--|
| 7 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 9 | 子どもたちの心の健康や食育について、記述を追加してはどうか。 | <p><u>(健やかな心身の育成)</u></p> <p>○ <u>子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携した健康教育・食育の充実を図るとともに、幼児期からの運動遊びや体育活動を推進します。</u></p> |
| 8 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 9 | 三重への愛着や誇りを育むためには、郷土教育が大切であるため、「郷土教育」という言葉があるとよいのではないか。 | <p><u>(グローバル教育の推進)</u></p> <p>○ <u>子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、三重県にあって、他の地域にあって、世界にあって活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重の伝統や文化、産業についての理解を深め、愛着や誇りを育む郷土教育を地域と連携して進めます。</u></p> |
| 9 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして | 11 | 幼児教育に携わる教職員の魅力向上や資質向上について、記述を追加してはどうか。 | <p><u>(幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり)</u></p> <p>○ <u>子どもの人権を尊重し、寛容性をもった質の高い幼児教育・保育の実現に向けて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の専門性などを高め、資質の向上を図るとともに、処遇改善や人材確保などに取り組み、働きやすい職場づくりを一層進めます。</u></p> |

| | | | | |
|----|---------------------|----|--|--|
| 10 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして | 11 | 学校現場では欠員が生じている。教職員の環境整備について、記述を追加してはどうか。 | <p>(教職の魅力向上)</p> <p>○ 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにするには、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、<u>教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。</u></p> |
|----|---------------------|----|--|--|

「三重県教育施策大綱（案）」に対するパブリックコメントの概要について

1 意見募集期間

令和5年5月10日（水）～令和5年6月9日（金）

2 意見内容

(1) 意見総数

のべ74人・団体の方々から、180件の意見をいただきました。

これらの中には同じ内容の意見もありましたので、130件に集約して整理しました。

(2) 項目別意見件数

| 項 目 | | 意見数 |
|--------------------------|----------------------------|-----|
| 総論的な意見 | | 33 |
| 内 訳 | 全体的な意見 | 14 |
| | はじめに | |
| | （子どもたちは三重の宝） | 6 |
| | （社会の変化を見据えた教育の重要性） | 1 |
| | （三重に根ざした教育） | 3 |
| | （社会総がかりでの教育） | 2 |
| | （学校における学び） | 7 |
| 各柱への意見 | | 147 |
| 内 訳 | 1 子どもたちの未来をひるげるために | |
| | （いじめ問題の克服） | 15 |
| | （子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり） | 3 |
| | （誰もが安心して学べる環境づくり） | 20 |
| | （学校安全の推進） | 5 |
| | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 3 |
| | （家庭教育の支援） | 6 |
| | （幼児期における取組） | 1 |
| | （学校における取組） | 4 |
| | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 2 |
| | （学力等の資質・能力の育成） | 10 |
| | （自律した学習者の礎づくり） | |
| | （豊かな人間性の育成） | 5 |
| | （主体的に社会の形成に参画する態度の育成） | |
| | （グローバル教育の推進） | 1 |
| | （読書・文化芸術活動の推進） | 8 |
| | （これからの部活動） | 7 |
| | 4 さらに充実した教育の提供をめざして | |
| | （教職員の資質・能力の向上） | 7 |
| | （教職の魅力向上） | 27 |
| | （「チームとしての学校」） | 6 |
| | （ICTの活用） | 2 |
| | （地域との連携・協働） | |
| 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして | 1 | |
| （社会・地域のニーズに対応した学び） | 5 | |
| （自己実現に向けた学び） | 6 | |
| （高等教育機関との連携） | 3 | |
| 合計 | | 180 |

(3) 対応状況

| 対応区分 | 意見数 |
|---------------------------------|-----|
| ①修正版に意見や提案内容を反映させていただくもの | 62 |
| ②意見や提案内容が既に反映されているもの | 11 |
| ③修正版や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの | 80 |
| ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの | 0 |
| ⑤その他 (①～④に該当しないもの) | 27 |
| 合計 | 180 |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|--|---|------------------------------------|
| <p>はじめに (子どもたちは三重の宝)</p> <p>○ 子どもたちは、(中略)一人ひとりが力を発揮し、<u>心身ともに健やかで豊かに育つことができる社会をつくっていく</u>必要があります。</p> | <p>はじめに (子どもたちは三重の宝)</p> <p>○ 子どもたちは、(中略)一人ひとりが力を発揮して<u>豊かに育つことができる社会をつくっていく</u>必要があります。</p> | <p>別冊 3-1 (P1) 記述内容の充実</p> |
| <p>(三重に根ざした教育)</p> <p>○ (前略) ふるさと三重に<u>愛着や誇り</u>を持ち、(後略)</p> | <p>(三重に根ざした教育)</p> <p>○ (前略) <u>心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着やほこり</u>を持ち、(後略)</p> | <p>(P2) 表現の精査</p> |
| <p>(学校における学び)</p> <p>○ 学校は、<u>学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、人と安全・安心につながる</u>ことができる居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、(後略)</p> | <p>(学校における学び)</p> <p>○ 学校は、<u>学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていく</u>とともに、(後略)</p> | <p>(P3) 記述内容の充実</p> |
| <p>脚注 2</p> <p><u>一般的には、あらかじめ予測される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもたちの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等にかかわらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えること。</u></p> | | <p>(P3) 脚注の追加</p> |
| <p>1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服)</p> <p>○ (前略) いじめの問題は、<u>大人社会のハラスメントの問題と根底で重なる</u>ところがあり、(後略)</p> | <p>1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服)</p> <p>○ (前略) いじめの問題は、<u>大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの問題と根底で重なる</u>ところがあり、(後略)</p> | <p>(P4) 表現の精査</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|--|--|--|
| <p>○ <u>いじめの問題の克服に向けて、(中略)子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢や、ささいな変化であってもいじめではないかという問題意識を持って関わることで、(中略)いじめの加害者への指導にあたっては、いじめの被害者の心身の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、いじめの背景にも目を向け、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。加えて、いじめの傍観者や同調者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気集団内に醸成されるよう取り組みます。</u></p> | <p>○ <u>いじめ問題の克服に向けて、(中略)子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢を持ち、ささいな変化であってもいじめではないかとの疑いを持って関わることで、(中略)いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為と責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。</u></p> | <p>(P4) 表現の精査 記述内容の 充実</p> |
| <p>脚注3 令和4年度における本県(公立学校)のいじめの認知件数は<u>5,380</u>件で、令和3年度と比較すると全体で<u>1,112</u>件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は<u>31.8</u>件で、令和3年度と比較すると<u>7.0</u>件増加しています。<u>(三重県教育委員会調べ)いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢を持ち続けることが求められます。</u></p> | <p>脚注2 令和3年度における本県(公立学校)のいじめの認知件数は<u>4,268</u>件で、令和2年度と比較すると全体で<u>504</u>件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は<u>24.8</u>件で、<u>全国平均の47.7</u>件を大きく下回っています。<u>(令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)</u></p> | <p>(P4) 表現の精査 記述内容の 充実</p> |
| <p>(誰もが安心して学べる環境づくり) ○ (前略)また、<u>貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待やヤングケアラーなど、(中略)さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員等の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。</u></p> | <p>(誰もが安心して学べる環境づくり) ○ (前略)また、<u>貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待、ヤングケアラーなど、(中略)さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。</u></p> | <p>(P5) 表現の精査</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|---|--|--------------------------------------|
| <p>(学校安全の推進)</p> <p>○ (前略) 防災教育や通学時の安全対策、<u>防犯対策、事故防止対策など、家庭や地域と連携・協働した学校安全の取組の徹底を図ります。</u></p> | <p>(学校安全の推進)</p> <p>○ (前略) 防災教育や通学時の安全対策、<u>防犯対策など学校安全の取組を推進します。</u></p> | <p>(P5)</p> <p>記述内容の充実</p> |
| <p>2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために</p> <p>(前略) そのためには、<u>ありのままの自分が受け容れられているという実感を持つことが必要です。また、自らの力の向上に向けて努力して達成感を得たり、人の役に立ったりすることや、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験を重ねることが大切です。</u></p> <p>こうした自己肯定感は、<u>保護者や友人、教職員、地域の人びと</u>など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。(中略)</p> <p>あわせて、子どもを支える<u>大人</u>が、子どものいきいきとした成長に関わることを通じて、<u>自らの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。</u></p> | <p>2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために</p> <p>(前略) そのためには、<u>自らが受け容れられているという実感を持つことや自らの力の向上に向けて努力して達成感を得ること、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする経験を重ねることなどが大切です。</u></p> <p>こうした自己肯定感は、<u>人の役に立つ経験、人から認められる経験</u>など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。(中略)</p> <p>あわせて、子どもたちを支える<u>保護者や教職員、地域住民等</u>が、<u>子どもたちのいきいきとした成長に関わることを通じて、自分たちの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。</u></p> | <p>(P6)</p> <p>表現の精査 記述内容の充実</p> |
| <p>(家庭教育の支援)</p> <p>○ 家庭において、子どもたちが保護者等から<u>ありのままの自分</u>を受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に<u>つけられるよう</u>、社会全体で「<u>教育の原点</u>」である家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えとともに、地域のさまざまな主体と連携して、<u>保護者等や子どもの学びを支えながら</u>家庭教育の支援の充実を図ります。</p> | <p>(家庭教育の支援)</p> <p>○ 家庭において、子どもたちが保護者等から受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に<u>付けられるよう</u>、社会全体で家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えとともに、地域のさまざまな主体と連携して、「<u>教育の原点</u>」である家庭教育の支援の充実を図ります。</p> | <p>(P6)</p> <p>表現の精査 記述内容の充実</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|--|--|--------------------------------------|
| <p>(幼児期における取組)</p> <p>○ <u>幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を行う中で、心身の調和のとれた発達の基礎を身につけることができるよう、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、よりよい教育環境をつくります。</u></p> | <p>(幼児期における取組)</p> <p>○ <u>幼児期には、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、心身の調和の取れた発達の基礎を培えるよう、主体的な活動や遊びの充実を図ります。</u></p> | <p>(P6)</p> <p>記述内容の充実</p> |
| <p>脚注 5</p> <p>(前略)「三重県教育施策大綱」では、<u>ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で 81.9% (全国 83.5%)、中学生で 80.9% (全国 80.0%) でした。令和 4 年度と比較すると、小学生で 4.0 ポイント、中学生で 1.2 ポイント増加しています。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)</u></p> | <p>脚注 4</p> <p>(前略)「三重県教育施策大綱」では、<u>自分自身に対する肯定的な気持ちを「自己肯定感」という用語で広くとらえています。</u></p> | <p>(P6)</p> <p>記述内容の充実</p> |
| <p>(学校における取組)</p> <p>○ (前略) 子どもたちが達成感を味わい、やる気や自信にもつながる、(後略)</p> | <p>(学校における取組)</p> <p>○ (前略) 子どもたちが達成感を味わい、<u>自信ややる気にもつながる、(後略)</u></p> | <p>(P7)</p> <p>表現の精査</p> |
| <p>○ (前略) <u>お互いの考え方や思いの違いを尊重しながら理解を深め合う中で、(後略)</u></p> | <p>○ (前略) <u>お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で、(後略)</u></p> | <p>(P7)</p> <p>表現の精査</p> |
| <p>3 <u>豊かな社会を創っていく力を育むために人工知能 (AI) などの先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変化する中、(中略) 知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、自己肯定感や規範意識、(中略) 心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。</u></p> | <p>3 <u>豊かな社会を創っていく力を育むために社会が大きく変化する中、(中略) 知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、(中略) 心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育のさらなる充実が求められるとともに、小学校との円滑な接続に向けた取組を進めることが必要です。</u></p> | <p>(P8)</p> <p>記述内容の充実 表現の精査</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|---|--|--------------------------|
| <p><u>(幼児教育の充実)</u></p> <p>○ <u>幼児期子どもたちに、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことができるよう、家庭や地域と連携して教育活動の更なる充実を図るとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、遊びをとおして総合的な指導を行います。</u></p> | | (P8) 取組の追加 |
| <p>脚注 6</p> <p><u>Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。</u></p> | | (P8) 脚注の追加 |
| <p>脚注 7</p> <p>令和 5 年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、(中略) 小中学校合わせた 5 教科中 1 教科 (中学校数学) にとどまりました。(後略)</p> | <p>脚注 5</p> <p>令和 4 年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、(中略) 小中学校合わせた 6 教科中 1 教科 (中学校数学) にとどまりました。(後略)</p> | (P8) 表現の精査 |
| <p><u>(豊かな人間性の育成)</u></p> <p>○ <u>人権への理解を深め、自他の人権を守り、差別のない社会の実現に向けて実践行動ができるようにするとともに、(後略)</u></p> | <p><u>(豊かな人間性の育成)</u></p> <p>○ <u>人権への理解と深め、自他の人権を守る実践行動ができるようにするとともに、(後略)</u></p> | (P9) 表現の精査 記述内容の充実 |
| <p><u>(健やかな心身の育成)</u></p> <p>○ <u>子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携した健康教育・食育の充実を図るとともに、幼児期からの運動遊びや体育活動を推進します。</u></p> | | (P9) 取組の追加 |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|---|--|-----------------------------|
| <p>(グローバル教育の推進)</p> <p>○ 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、<u>三重県にあっても、他の地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重の伝統や文化、産業についての理解を深め、愛着や誇りを育む郷土教育を地域と連携して進めます。</u></p> | <p>(グローバル教育の推進)</p> <p>○ 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、<u>地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重への愛着や誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育を地域と連携して進めます。</u></p> | <p>(P9)</p> <p>表現の精査</p> |
| <p>(読書・文化芸術活動の推進)</p> <p>○ 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高め、<u>多くの知識を習得させるとともに、(後略)</u></p> | <p>(読書・文化芸術活動の推進)</p> <p>○ 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに(後略)</p> | <p>(P10)</p> <p>記述内容の充実</p> |
| <p>(これからの部活動)</p> <p>○ 部活動は、<u>スポーツや文化、科学など幅広い分野の活動に取り組むことができ、好ましい人間関係の構築、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、(後略)</u></p> | <p>(これからの部活動)</p> <p>○ 部活動は、<u>体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、(後略)</u></p> | <p>(P10)</p> <p>記述内容の充実</p> |
| <p>4 さらに充実した教育の提供をめざして(<u>幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり</u>)。</p> <p>○ <u>子どもの人権を尊重し、寛容性をもった質の高い幼児教育・保育の実現に向けて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の専門性を高め、資質の向上を図るとともに、処遇改善や人材確保などに取り組み、働きやすい職場づくりを一層進めます。</u></p> | | <p>(P11)</p> <p>取組の追加</p> |
| <p>(教職の魅力向上)</p> <p>○ (前略)そこで、教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、<u>人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み、(後略)</u></p> | <p>(教職の魅力向上)</p> <p>○ (前略)そこで、教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、<u>教職員の業務負担の軽減などに取り組み、(後略)</u></p> | <p>(P11)</p> <p>記述内容の充実</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|---|--|------------------|
| <p>脚注 11</p> <p><u>めざしたいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人材のこと。</u></p> | | (P11) 脚注の追加 |
| <p>脚注 12</p> <p>(前略) 小学校で約 648 人 (9.3%)、中学校で約 1,070 人 (28.2%)、県立学校で約 422 人 (9.3%) <u>でした。</u></p> | <p>脚注 9</p> <p>(前略) 小学校で約 648 人 (9.3%)、中学校で約 1,070 人 (28.2%)、県立学校で約 422 人 (9.3%) <u>となり、令和 3 年度と比べて増加しましたが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度との比較では、小学校で 49.5% 減、中学校で 27.9% 減、県立学校で 22.1% 減となっています。</u></p> | (P11) 表現の精査 |
| <p>(地域との連携・協働)</p> <p>○ <u>保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動 (後略)</u></p> | <p>(地域との連携・協働)</p> <p>○ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動 (後略)</p> | (P12) 記述内容の充実 |
| <p>脚注 15</p> <p><u>法律 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5) に基づき、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。</u></p> | <p>脚注 12</p> <p>学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づいた仕組み。</u></p> | (P12) 表現の精査 |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|--|---|-------------------------------|
| <p>5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして</p> <p>(前略) また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。</p> <p><u>イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が懸念される中、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されています。スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられ、人びとが学び続ける機会を提供することが大切です。</u></p> | <p>5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして</p> <p>(前略) また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。</p> | <p>(P13) 記述内容の 充実</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|---|--|-----------------------------|
| <p>(社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び)</p> <p>○ <u>デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成や、労働生産性の向上等に向けたリカレント教育やリスキリング等の取組を推進するとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。</u></p> <p>○ <u>生涯学習や義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図ります。</u></p> | <p>(社会・地域のニーズに対応した学び)</p> <p>○ <u>人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育や、義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図るとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。また、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成などを進めます。</u></p> <p>(自己実現に向けた学び)</p> <p>○ <u>イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されています。</u></p> <p><u>スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられます。デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、本県においても県内高等教育機関のリソースを活用したリカレント教育に係る取組を促進するとともに、人びとが学び続ける機会を提供します。</u></p> | <p>(P13)</p> <p>記述内容の充実</p> |
| <p>(高等教育機関との連携)</p> <p>○ <u>人口が減少していく中、地域活力の維持・発展につなげていくうえで、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられます。</u></p> <p><u>地域が直面する広範な重要課題について認識を共有するとともに、県内高等教育機関の特色を生かした高度な専門的知識を有する人材の輩出や、担い手の育成・確保などにつなげていくため、産学官の連携を推進します。</u></p> | <p>(高等教育機関の役割)</p> <p>○ <u>高等教育機関は、高度な専門的知識を有する人材を地域に輩出するとともに、教育と研究の成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められています。</u></p> <p><u>今後、人口が減少していく中で、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられ、県内高等教育機関の特色を生かした地域との連携を促進し、地域の担い手の育成・確保など地域の活力の維持・発展につなげていきます。</u></p> | <p>(P13)</p> <p>表現の精査</p> |

新旧対照表

| (新) | (旧) | 備考 |
|--|--|----------------|
| <p><u>脚注 17</u> モノ・仕組み・サービス・組織・ビジネスモデルなどに新しい価値を付加し、「革新」「刷新」「変革」をもたらすことが期待される人材のこと。</p> | | (P13) 脚注の追加 |
| <p><u>脚注 18</u> 社会人が仕事やキャリアアップのために、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返していくこと。</p> | <p><u>脚注 14</u> 社会に出た者（社会人）が教育機関に入り直して改めて教育を受け入れるということ、および、そうした活動を支援する制度や取組。</p> | (P13) 表現の精査 |
| <p><u>脚注 19</u> 企業が従業員のスキルの底上げや、他の成長分野への転職のために、必要なスキルを獲得する／させること。</p> | <p><u>脚注 15</u> 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。</p> | (P13) 表現の精査 |
| <p><u>脚注 20</u> 人生を豊かにするための知識を習得するために、幅広い分野を学習対象として学ぶこと。</p> | | (P13) 脚注の追加 |

(6) 学生奨学金返還支援事業について

若者の県内定着を促進するため、平成 28 年度から、「過疎地域などの指定地域への居住」や「県内の指定業種への就業」等を条件に、大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成しています。

今年度も制度を一部改正するとともに、全国の若者に対して幅広く周知を行い、より多くの皆様に活用していただけるよう、事業を実施します。

(参考：令和 5 年 8 月 31 日時点の支援対象者数 135 名)

1 事業スケジュール及び広報活動予定

(1) 募集期間

令和 5 年 10 月 14 日 (土) から令和 6 年 1 月 15 日 (月) まで

(2) 支援対象者の認定

令和 6 年 3 月中旬予定


(3) 広報活動予定

各種広報誌への掲載、ラジオ・テレビでの告知をはじめ、Facebook 等の SNS や各高等教育機関の学生ポータルサイト等のデジタルツールを用いた広報を活用し、若者に対する周知を行います。

また、上記の取組に加え、関係部局の事業（雇用経済部における UI ターン就職フェア、地域連携・交通部における移住フェア等）等、さまざまな機会を捉えて情報を発信していきます。

2 前年度からの主な変更点

応募者の利便性向上を図るため、これまで設けてきた就業要件を見直します。

| | 学生 | 既卒者 | |
|---|------|--------------------------|-------------------------------|
| 令和 4 年度 | 学年要件 | 最終学年とその 1 年前の学年 | 【県内居住】申請不可 【県外居住】卒業後 3 年以内 |
| | 年齢要件 | 申請年度の末時点で 35 歳以下 | |
| | 就業要件 | 申請時点で三重県内企業の内定を取得していないこと | |
|  | | | |
| 令和 5 年度 | 学年要件 | 最終学年とその 1 年前の学年 | 【県内居住】申請不可 【県外居住】卒業後 3 年以内 |
| | 年齢要件 | 申請年度の末時点で 35 歳以下 | |
| | 就業要件 | なし | |

※既卒者の申請は、申請時点で三重県内で就業していない方に限ります。

3 今年度の募集概要

| | | ① 指定地域枠 | ② 業種指定枠 |
|------------|-------|--|--|
| ① 対象者 | 学生 | 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の最終学年又はその1年前の学年の在学学生 | |
| | 既卒者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等卒業後3年以内でかつ三重県内で就業していない方 ・ Uターンとなる県外居住者（申請時に三重県在住者は対象外） | |
| ② 助成内容 | | <p>○ 助成金額 奨学金借入総額（残額）の1/4（上限100万円）</p> <p>○ 助成条件 大学等を卒業後に就業し、4年間居住後（助成金額の1/3交付） 8年間居住後（助成金額の2/3交付）</p> | |
| ③ 対象とする奨学金 | | <p>日本学生支援機構第一種奨学金及びこれに準ずるもの</p> <p>※Uターンに該当する者（県外高等教育機関在学かつ県外在住の者）については、上記に加え「第二種奨学金及びこれに準ずるもの」も対象</p> | |
| ④ 助成要件 | 居住地域 | 過疎地域などの指定地域 | 県内全域 |
| | 対象業種 | 全業種（公務員を除く） | 県が指定する産業分野 |
| | 対象企業等 | 特に要件なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本社を有する企業・団体 ・ 県内に主たる事業所を有する個人事業主 |
| ⑤ 募集人数 | | 40名程度 | |

(7) 知事のブラジル訪問について

1 概要

令和5年8月18日から8月24日にかけて、ブラジル・サンパウロ州を訪問しました。

知事による10年ぶりの現地訪問では、ブラジル三重県人会創立80周年および三重県人移住110周年の記念式典に出席し、ブラジル三重県人文化援護協会(以下、県人会という。)の方々との交流を図るとともに、姉妹提携50周年を迎えるサンパウロ州政府への訪問や、現地での三重の魅力発信等を行いました。

2 内容

(1) ブラジル三重県人会創立80周年および三重県人移住110周年記念式典

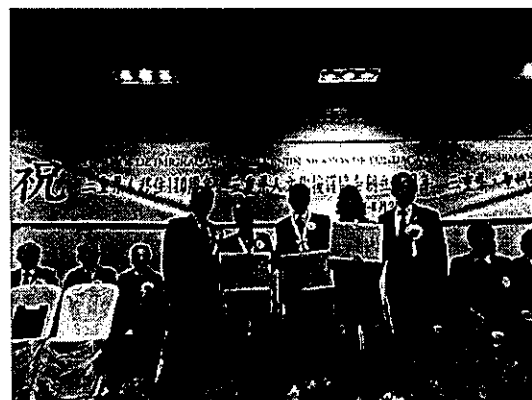
県人会が主催するブラジル三重県人会創立80周年および三重県人ブラジル移住110周年の記念式典に出席しました。

式典では知事から、三重県から移住された方々への敬意と、県人会がサンパウロ州と三重県の交流において懸け橋として大きな役割を果たしていただいていることへの感謝を述べました。

また、県人会活動や友好親善の促進等の面で功績のあった方々に対して、三重県海外功労者表彰(3名)および感謝状の授与(2名)を行いました。

さらに、県人会の持続的発展に寄与するため、県人会の次世代を担う若手3名および県人会関係者1名を今年度中に三重県へ招へいすることを発表しました。

今後も、交流の懸け橋である県人会と連携していきます。



記念式典の様子(海外功労者表彰)

(2) サンパウロ州政府訪問

サンパウロ州と三重県は、1973年に姉妹提携を締結し、今年50周年を迎えることから、同州政府を訪問し、桑名サンパウロ総領事立会いのもと、両県州の今後のさらなる交流に向けて、フェリシオ・ハムス副知事と会談を行いました。

会談では、両県州が長きに渡り幅広い分野で交流を行ってきたことをふまえ、教育・環境などさまざまな分野でのさらなる交流について意見交換を行いました。

今後、交流促進についての両知事による確認書(MOU)を締結予定です。



会談の様子

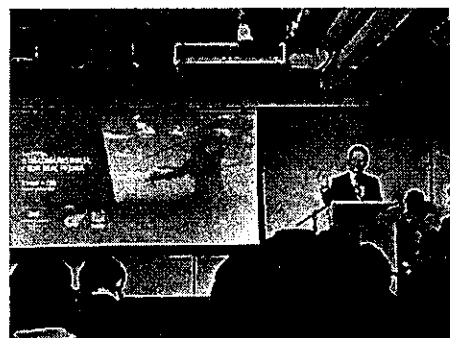
(3) 三重の魅力発信等

今回の訪問にあわせて、外務省所管のジャパン・ハウス サンパウロ、サンパウロ大学、日本館、アイルトン・セナ財団等、現地の関係者と連携しながら、三重の魅力発信やさらなる交流の促進に取り組みました。

① ジャパン・ハウス サンパウロおよびサンパウロ大学での忍者セミナー

外務省が運営する日本文化発信拠点である、ジャパン・ハウス サンパウロとの連携により、三重大学による忍者セミナーを開催しました。

また、三重大学と大学間協定を締結しているサンパウロ大学においても三重大学による忍者セミナーおよび伊賀忍者特殊軍団阿修羅による公演を実施しました。



忍者セミナーでの知事挨拶

② 日本館における忍者展示

現地で日本文化を伝える日伯友好の象徴的施設である「日本館」と連携して、「忍者展 ～忍者のふるさと三重～」を7月2日から8月27日の期間で開催し、伊賀流忍者博物館等が所蔵する忍具の展示や、阿修羅のパフォーマンスを実施しました。



忍者展視察

※ブラジルでの忍者人気は非常に高いことから、各イベントには多くの来場者がありました。また、各施設の協力により現地のSNS等でも情報発信していただきました。

③ 三重の日本酒セミナー

現地事業者の主催により、ジャパン・ハウス サンパウロを会場として、三重の日本酒と現地食材を使ったメニューを紹介するセミナーが開催されるとともに、その後プロモーションの一環として、現地レストラン等で三重の日本酒が提供されました。

・セミナー参加者：レストラン関係者、輸入事業者、メディア、インフルエンサー等 32名

④ アイルトン・セナ財団

サンパウロ州出身で鈴鹿サーキットともつながりが深いアイルトン・セナゆかりの財団を訪問し、F1日本グランプリにおけるセナの功績を振り返るとともに、来年の没後30年のメモリアルイヤーにおける連携の可能性について、意見交換を行いました。

(8) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

1 第33回紀伊半島知事会議

(1) 開催日 令和5年7月5日(水)

(2) 開催場所 奈良県桜井市

(3) 概要

- 「紀伊山地の霊場と参詣道」が令和6年に世界遺産登録20周年を迎えることから、大都市における共同イベントの実施など、国内外からの誘客に向けてより一層3県による連携を強化していくことなどをめざした「『紀伊山地の霊場と参詣道』観光連携共同宣言」を締結しました。
- また、紀伊半島地域のデジタル化推進や半島地域の活性化促進、紀伊半島アンカールート of 整備推進、熊野川流域の総合的な治水対策および土砂災害対策等について意見交換が行われ、国へ要望することなどを確認しました。

2 第118回中部圏知事会議

(1) 開催日 令和5年7月7日(金)

(2) 開催場所 富山県富山市

(3) 概要

- 各県・市から提案された国への提言案について意見交換が行われました。
- 一見知事からは、新型コロナウイルス感染症対策について患者が増加する段階での注意喚起のための基準の設置や、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現、大阪・関西万博の開催に向けた地方への支援、こども・子育て支援による人口減少対策の更なる拡充などについて発言を行いました。

3 全国知事会議

(1) 開催日 令和5年7月25日(火)～26日(水)

(2) 開催場所 山梨県北杜市

(3) 概要

- 子ども・子育ての現状や取り組むべき施策など、地方が直面する様々な課題に対する国への提言や総務大臣への要望、「子ども・子育てにやさしい社会の実現」などに関するセッションが行われました。
- 一見知事からは、「子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言」として、子どもの医療費助成における全国一律の制度の創設や児童虐待対応力の強化、「犯罪被害者等支援施策の強化に向けた提言」として、自治体ごとの支援内容に差が生じないようにするための財政支援や広報活動の強化、国が運営を行う「こころの健康相談統一ダイヤル」の改善、大阪・関西万博の開催に向けた取組強化、「地方創生・日本創造への提言」として、男性の育休取得の促進や賃金の男女格差の是正、地域交通の確保維持などについて発言を行いました。

4 第27回新型コロナウイルス感染症に係る東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）知事会議

(1) 開催日 令和5年7月31日(月)

(2) 開催場所 WEB会議

(3) 概要

- 全国的に感染拡大が続く中、経済圏・生活圏を一にする東海三県が連携し、一体となって感染拡大の抑制に向けて、県民の皆様に必要な感染防止対策を呼びかける共同メッセージを発出しました。
- 会議において、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早急に設定することに関する意見が出され、会議終了後、全国知事会に対して国に要望することを求める申し入れを行いました。

5 東海三県二市知事市長会議

(1) 開催日 令和5年9月7日(木)

(2) 開催場所 静岡県浜松市

(3) 概要

- 中部圏における観光地づくりに向けた取組や映像コンテンツを活用した地域活性化などの取組事例について、情報共有や意見交換を行いました。
- 一見知事からは、大阪・関西万博などの好機を生かし、首都圏・関西圏からの中部圏域内への誘客の推進に向けて、三県二市が行う観光イベントに関する情報の共有や様々な媒体での発信の強化について提言を行いました。

6 新潟県・三重県知事懇談会

(1) 開催日 令和5年9月15日(金)

(2) 開催場所 多気郡多気町

(3) 概要

- 新潟県と三重県との間で、観光誘客の促進や子育て支援を中心とした人口減少対策など、両県の施策に関する情報交換や共通する課題の解決に向けた意見交換を行う知事懇談会を初めて開催しました。
- 会議では、大規模災害が新潟県と三重県の両県同時に被災する可能性が低いことをふまえ、両県との間で「防災に関する相互応援協定」の締結を見据えた連携を推進していくことについて合意しました。

三重県人口減少対策方針

令和 5 年 8 月
三 重 県

はじめに

(静かなる脅威)

日本の総人口は、平成 20(2008)年の1億 2,808 万人をピークに減少局面に入っています。令和4(2022)年の日本の合計特殊出生率は、1.30 となっており、出生数は統計開始以降初めて 80 万人を下回るなど、少子化の進行に歯止めがかからない状況です。

人口と GDP には相関関係があります。人口減少は、昨日と今日では何も変化がないように見えますが、着実にその危機は進行し、やがて痛みもなく国力を奪う「静かなる脅威」です。

三重県も平成 19(2007)年をピークに人口減少局面に入っています。人口減少は一朝一夕に解決する課題ではありませんが、これまでよりも一歩踏み込んだ自然減対策や社会減対策に取り組むことで、少しでもその影響を「緩和」する必要があります。併せて、人口減少は今後も長期間にわたって続くことが確実であることから、右肩上がりの人口増加を前提につくられた制度や仕組みを見直すなど、人口減少社会に「適応」していく努力も必要です。

(希望の未来へ)

近年の長期にわたる経済低迷や新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、私たちの暮らしの不透明感や閉塞感が増しました。明るい将来展望を描けない中、結婚することを躊躇する人もいます。また、近年では身近に相談できる人がいない、男性の家事・育児参画が進まないなど、子育てが“孤育て”になっており、子どもを産み、育てることで得られる楽しみや喜びを感じられない状況があるとの指摘もあります。今こそ私たちは制度や社会の意識を変えることで、これらの不安を安心へと変えていかなければなりません。

また、三重県では進学・就職を機に県外転出する若者・女性が多くおり、社会減の大きな要因となっています。三重県は自然が豊かであることに加え、悠久の歴史と街道を通じた交流の中で培われた多様な伝統・文化があること、また、温かい県民性や他の地域の方を受け入れる懐の深さがあるなど、たくさんの魅力があります。本県の有する特徴を生かしながら、自分らしい生き方や働き方ができる三重県、住み続けたいと思える三重県をつくることで、県内定着や人口還流、移住の拡大につなげていくことも必要です。

価値観が多様化する中、結婚や出産の選択は個人の希望が最大限尊重されるべきことは当然です。どのような選択をしたとしても、その希望がかなうよう環境整備していくことが、人口減少対策のめざすべき形であると考えます。

この三重県人口減少対策方針を第一歩として、県民の皆さんが明るい希望の未来を感じる事ができる三重県をめざします。

三重県知事 一見勝之

目次

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | 人口減少の現状 | 1 |
| (1) | 人口減少の現状 | 1 |
| (2) | 人口減少対策を検討するうえで特に留意すべき社会経済情勢の変化 | 14 |
| (3) | 本県の強み・弱み | 15 |
| (4) | 先進的な取組事例 | 16 |
| 2 | 人口減少対策の基本的事項 | 19 |
| (1) | 人口減少対策の基本的な考え方 | 19 |
| (2) | 10年先に向けての展望 | 25 |
| (3) | 人口減少の状況を確認する指標 | 26 |
| 3 | 人口減少対策の具体的な取組方向 | 28 |
| (1) | 自然減対策の取組方向 | 28 |
| (2) | 社会減対策の取組方向 | 36 |
| (3) | 人口減少対策に関連する取組 | 47 |
| (4) | 人口減少対策の総合的な推進 | 49 |
| 4 | 進行管理 | 50 |

三重県人口減少対策方針について

(方針の位置づけ)

本方針は、「みえ元気プラン」の7つの挑戦「(7)人口減少への総合的な対応」を具体化するとともに、県の関係部局が連携しながら対策に取り組むうえでの指針となるものです。

(計画期間)

10年先の展望に基づき、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間の取組方向を位置づけています。

1 人口減少の現状

(1)人口減少の現状

(ア)人口の状況

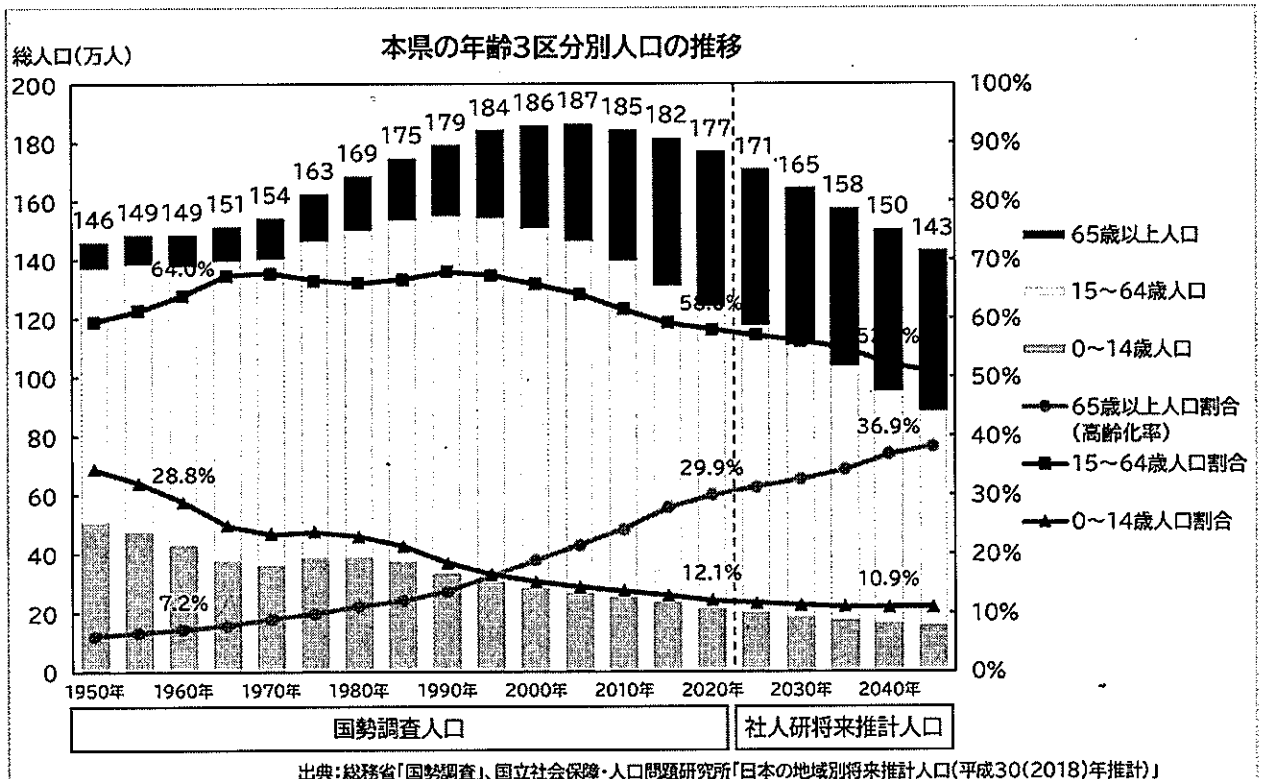
(三重県の人口と将来推計)

三重県の人口は、平成19(2007)年をピークに減少局面に入りました。直近の国勢調査結果である令和2(2020)年の総人口は約177万人であり、ピーク時に約187万人だった人口は、令和22(2040)年には約150万人程度になる見込みです。さらに令和5年4月に公表された将来人口推計(全国)によると平均寿命の延伸と外国人の入国超過増により、全体の人口減少スピードはわずかに緩むものの、0～14歳人口は前回(平成29(2017)年)推計より、減少幅が拡大しています。本県も同様の傾向と仮定すると、今後少子化はますます進むものと推定されます。

(高齢化の進展)

令和2(2020)年に約103万人であった生産年齢人口は、令和22(2040)年には約79万人と、約4分の3にまで減少する見込みであり、その結果、高齢化率は令和2(2020)年の29.9%から、20年後の令和22(2040)年には36.9%となる見込みです。

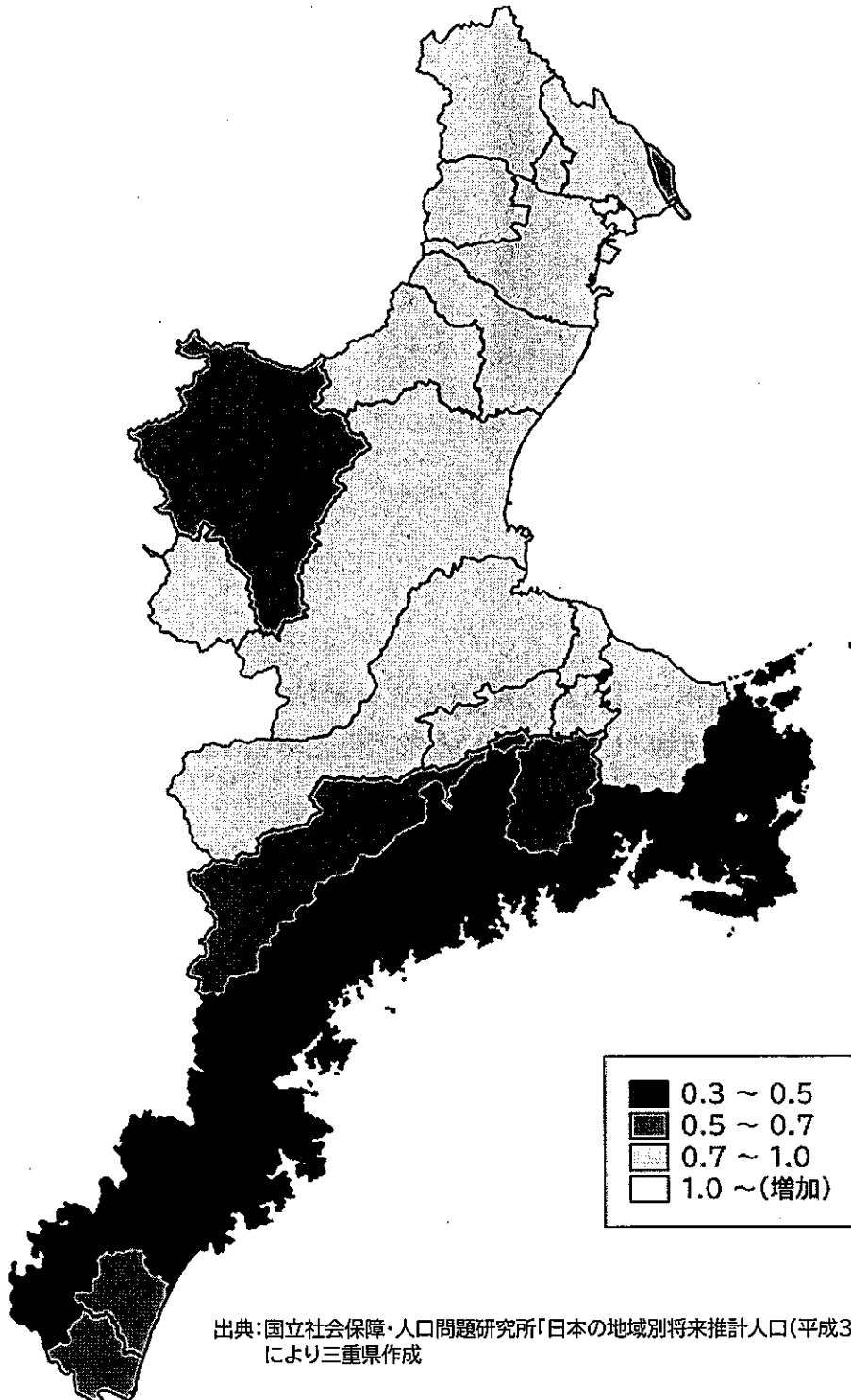
令和22(2040)年の人口規模は昭和35(1960)年と同程度ですが、高齢化率は大きく上昇する一方で生産年齢人口の割合は減少するなど、年代構成は大きく異なります。



(市町別人口の将来推計)

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によると、県内の29市町のうち、朝日町と川越町を除く27市町で今後人口減少が進む見込みです。特に南部では減少が著しく、平成27(2015)年から令和27(2045)年までの30年間で人口が半分以下になると見込まれる市町も存在します。

2015年～2045年 市町別人口減少率
(2045年社人研推計人口÷2015年国勢調査人口)

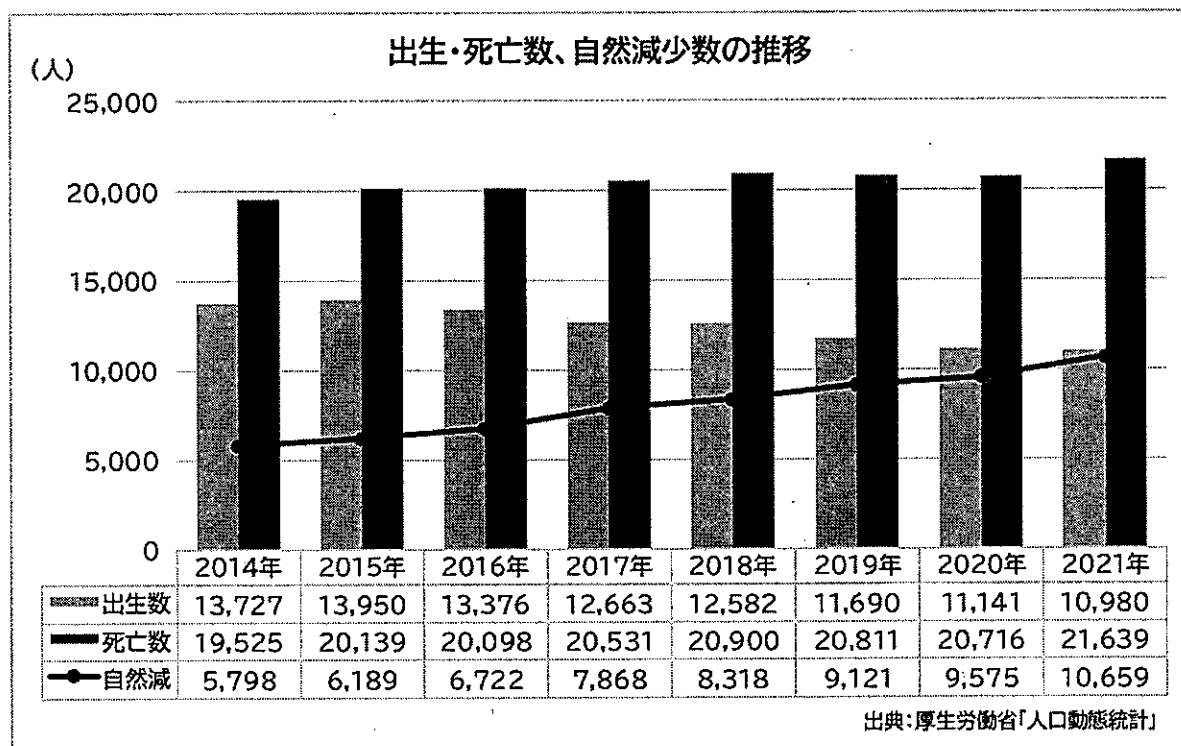


出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
により三重県作成

(イ) 自然減の状況

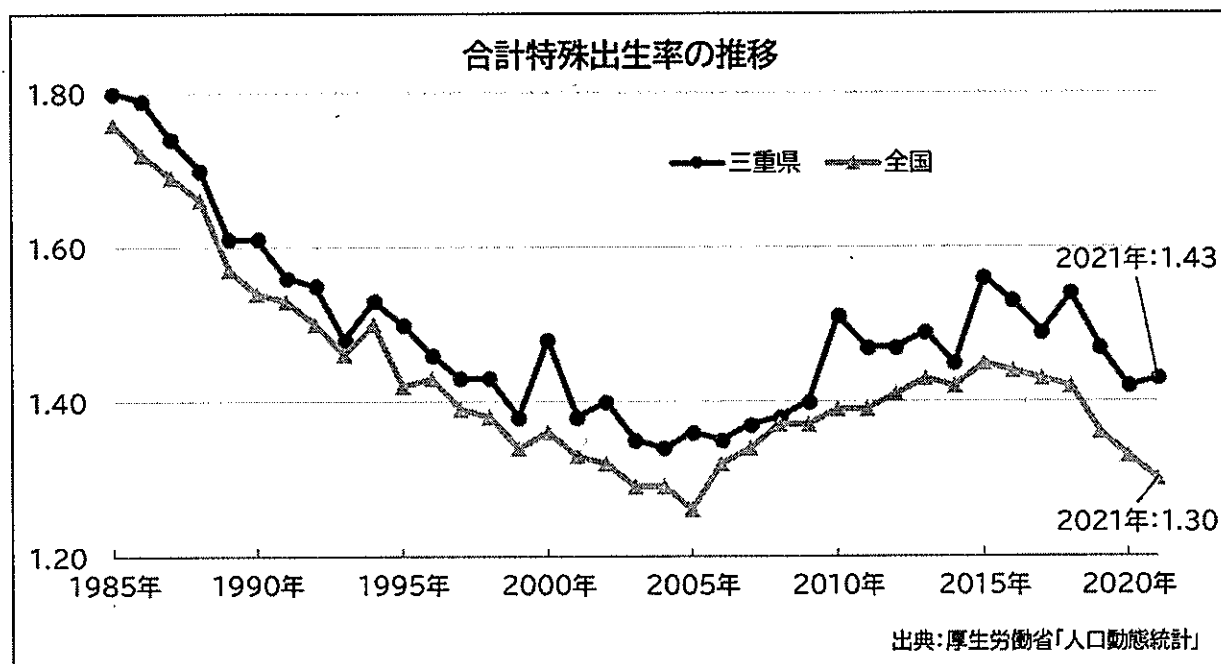
(出生・死亡数、自然減少数の推移)

本県は、年間の死亡数が出生数を上回る自然減の状態にあり、減少幅は令和3(2021)年に初めて1万人を超えました。少子化による出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が同時に起きているため、減少幅は今後も拡大する見込みです。



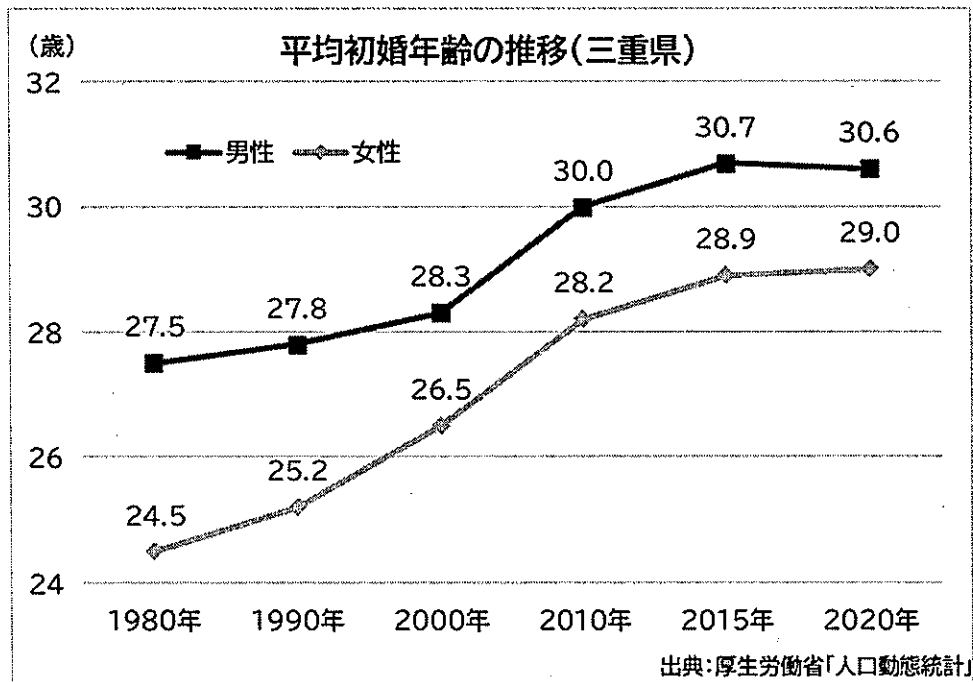
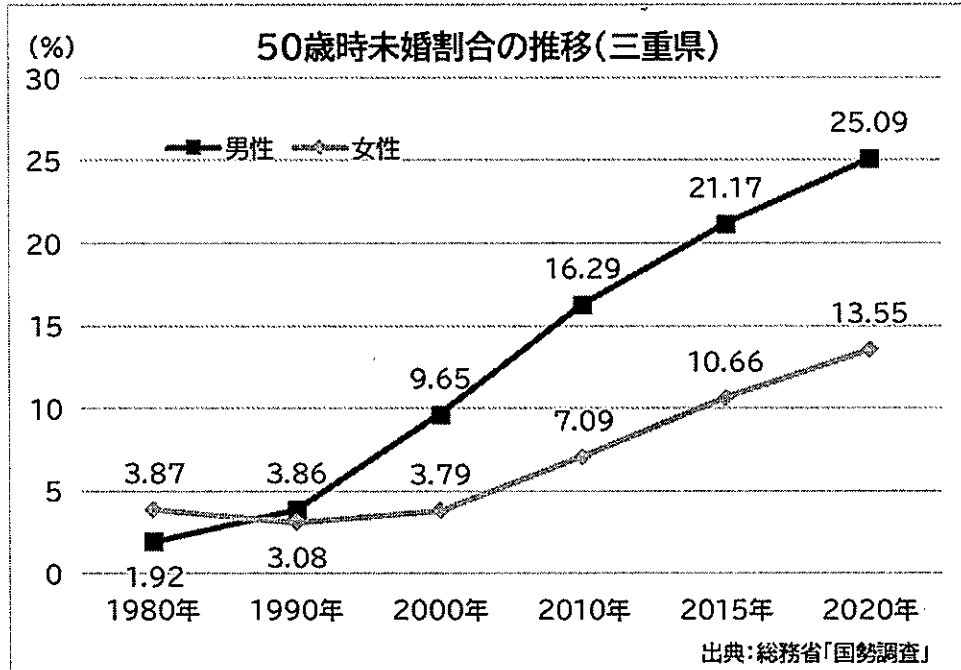
(合計特殊出生率)

本県の合計特殊出生率は、1.43(令和3(2021)年)となっています。全国値(1.30)よりは高いものの、これまで目標として掲げていた希望出生率 1.8台とは乖離がある状況です。



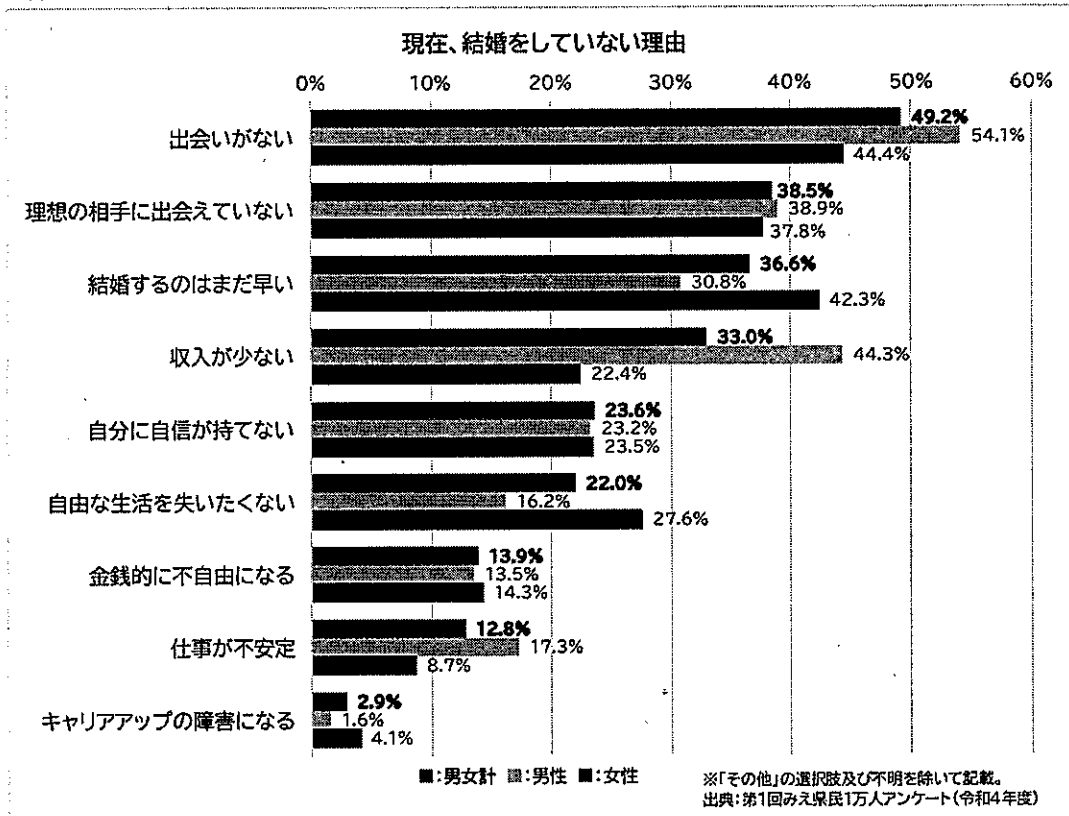
(未婚化・晩婚化の状況)

夫婦一組あたりの平均出生子ども数は減少傾向であるものの、現在もおおむね2人で推移しています。一方で、本県の50歳時未婚割合は男女ともに上昇傾向で、平均初婚年齢については近年上昇傾向が落ち着いているものの、過去と比較して男女とも高い値となっており、未婚化・晩婚化が進展しています。こうしたことから、近年の出生率の低下の要因は未婚化・晩婚化によるところが大きいと考えられます。



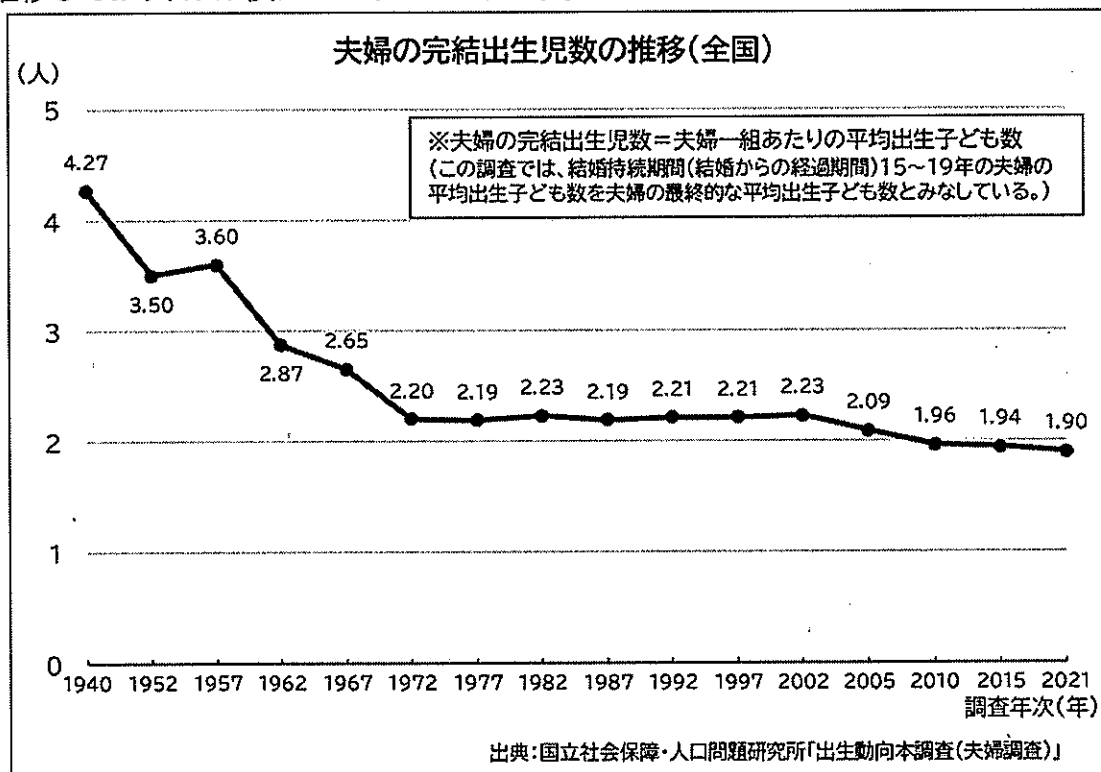
(未婚の理由)

令和4(2022)年度に本県が実施したアンケートでは、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚の方の結婚していない理由として「出会いがない」が最も多くなっています。



(夫婦の完結出生児数)

夫婦一組あたりの平均出生子ども数に相当する「夫婦の完結出生児数」は、2.0 人前後で推移しており、ほぼ横ばいとなっております。



(実際の子どもの数と理想の子どもの数とのギャップ)

令和4(2022)年度に実施した第1回みえ県民1万人アンケートでは、理想の子どもの数が平均2.4人であるのに対し、実際の子どもの数が平均1.6人と、ギャップが存在しています。このギャップの理由を複数回答で尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」や「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」が上位でした。

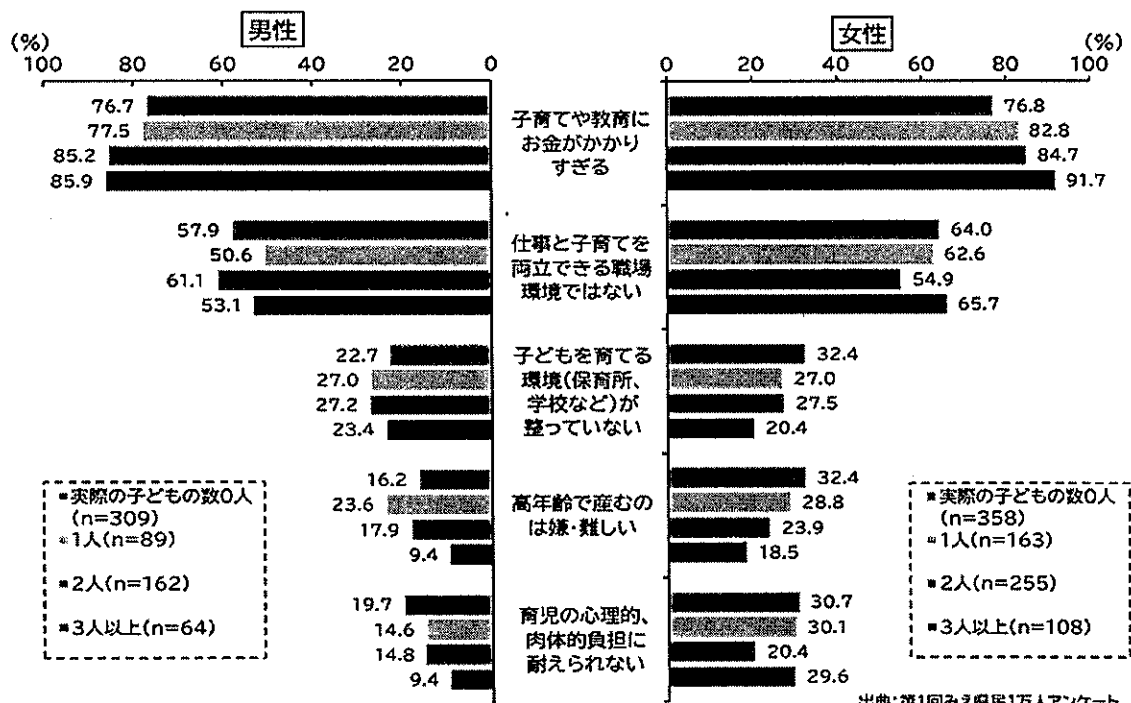
回答者の属性別に見ると、

- ・経済的理由を挙げる人の割合は、実際の子どもの数が多いほど割合が高いこと
- ・職場環境、子育て環境、育児負担などを挙げる人の割合は、男性よりも女性のほうが多いこと

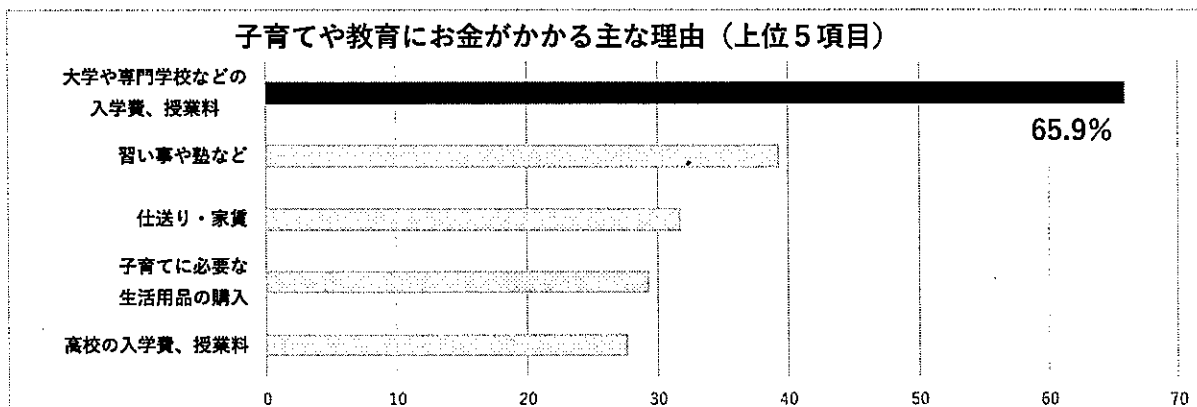
などが判明しています。

また、子育てや教育にお金がかかる主な理由については、65.9%の人が「大学や専門学校などの入学費、授業料」にお金がかかると回答しました。

実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由(18歳～49歳)



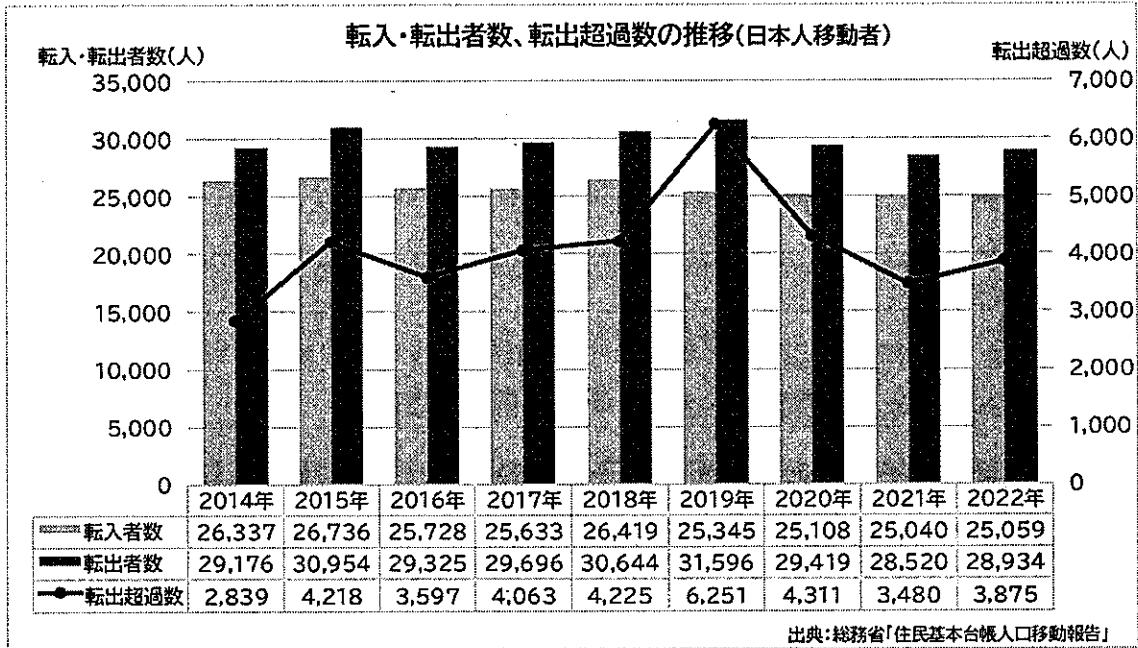
子育てや教育にお金がかかる主な理由 (上位5項目)



(ウ) 社会減の状況

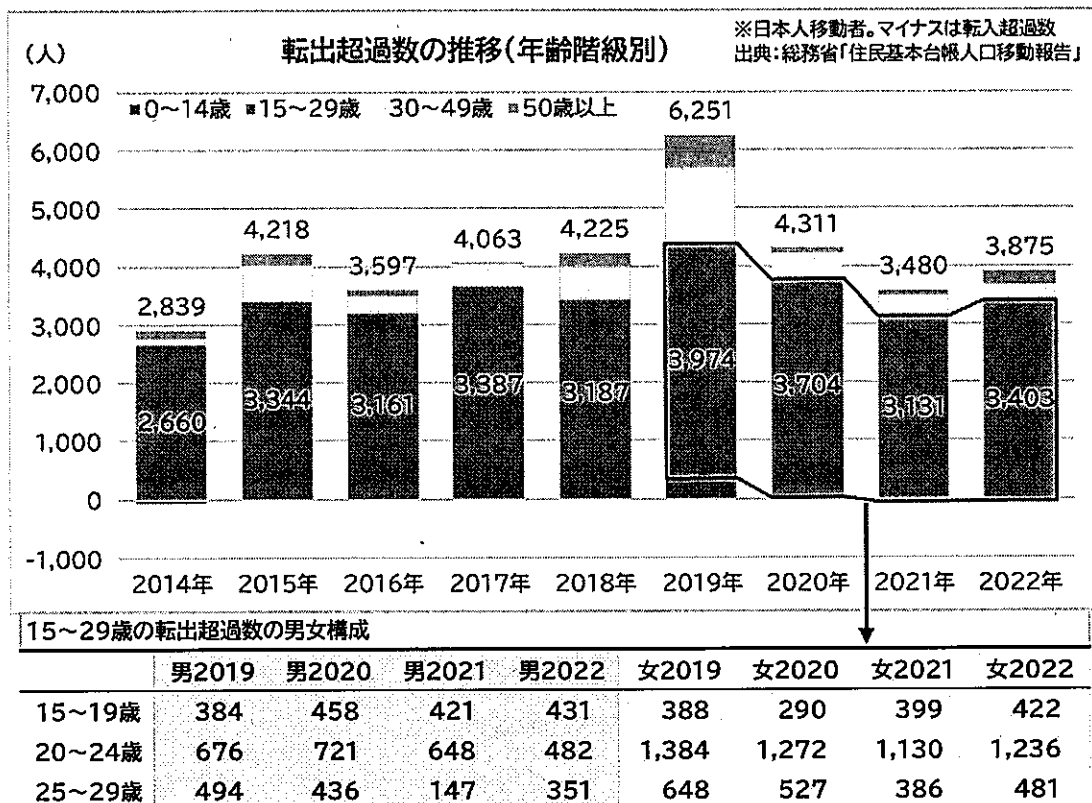
(転入・転出者数、転出超過数の推移)

本県は、年間の転出者数が転入者数を上回る社会減の状態にあり、県外への人口流出が続いています。転出超過数は、近年4,000人前後で推移しています。



(年齢階級別・男女別の転出超過数)

転出超過数の約8割を15歳～29歳の若者が占めており、進学や就職がその主要因と考えられます。また、そのうち約6割を女性が占めています。当該年代においては、転入者、転出者ともに増加傾向にあります。転出者の増加が転入者の増加を上回っている状況です。



(若者の県内定着の状況)

県内の高等学校を卒業して大学へ進学した人のうち、県内の大学へ進学する人は約2割にとどまっており、その背景として県内高等教育機関の収容力が低いことなどが課題となっています。

県内の高等教育機関卒業生の県内就職率は約5割に留まっています。また、県外の就職支援協定締結大学からのUターン就職率は約3割であり、民間調査における地元外進学者のUターン就職希望割合(全国数値)に届いていません。

県内高等学校を卒業(浪人含む)した大学進学者の県内進学率

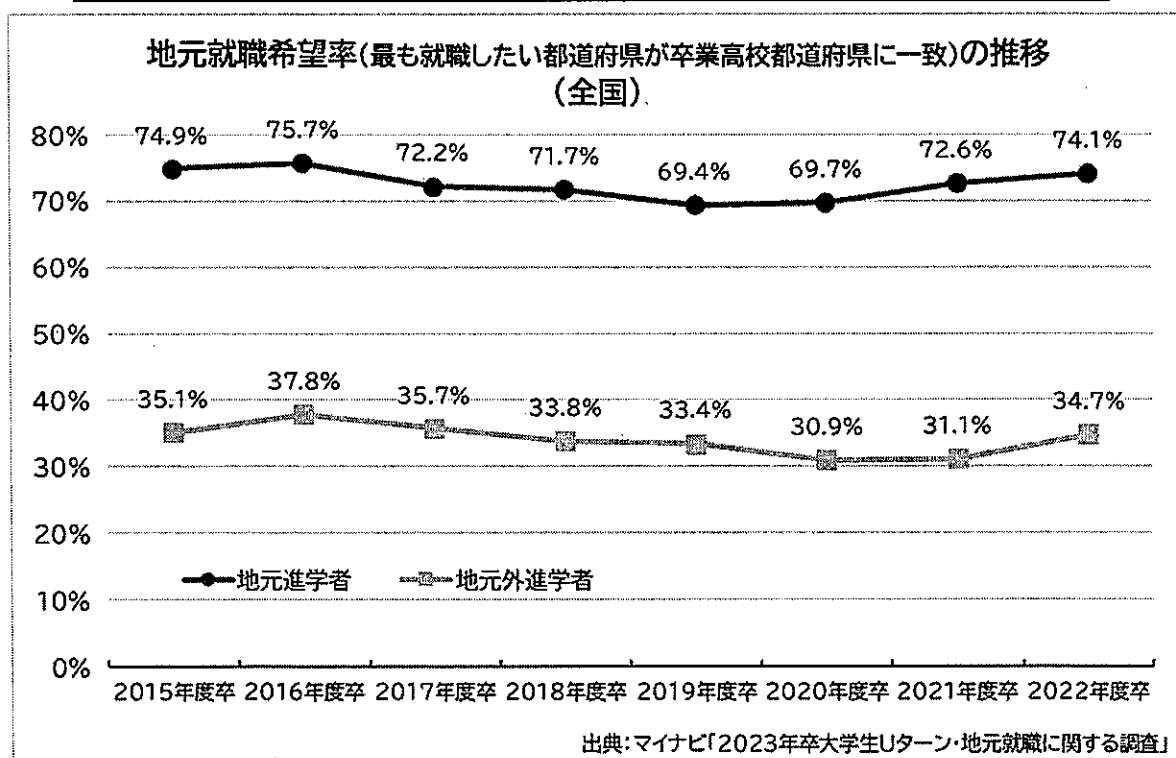
| 進学(各年度末) | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県内進学率 | 23.6% | 25.7% | 25.4% | 25.6% | 26.3% | 25.3% |
| 県内大学 | 886 | 921 | 918 | 921 | 937 | 926 |
| 全体 | 3,758 | 3,578 | 3,612 | 3,592 | 3,556 | 3,655 |

県内高等教育機関卒業生の県内就職率

| 年度 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県内就職率 | 48.9% | 48.8% | 48.9% | 48.9% | 48.2% | 49.0% | 49.6% |
| 県内就職者数 | 1,475 | 1,506 | 1,551 | 1,550 | 1,553 | 1,517 | 1,546 |
| 新卒就職者数 | 3,014 | 3,085 | 3,175 | 3,167 | 3,219 | 3,097 | 3,119 |

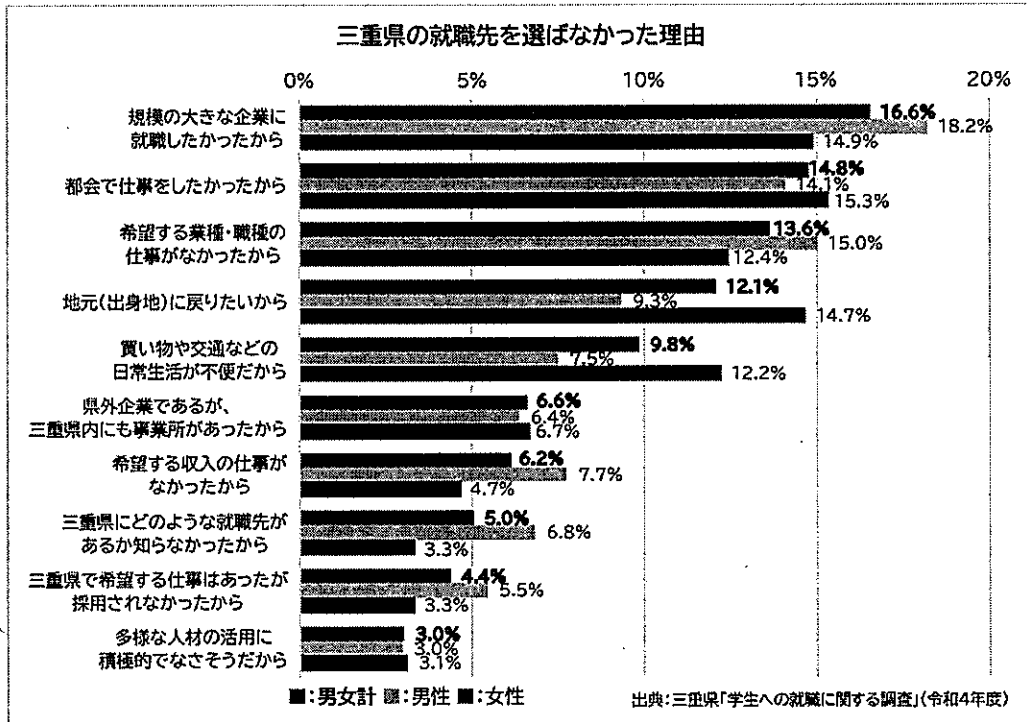
県外の就職支援協定締結大学卒業生(三重県出身者)の県内就職率

| 年度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県内就職率 | 22.3% | 29.1% | 33.2% | 26.1% | 30.9% | 30.6% |
| 県内就職者数 | 58 | 250 | 378 | 350 | 418 | 397 |
| 新卒就職者数 | 260 | 859 | 1,139 | 1,339 | 1,351 | 1,297 |
| 参考:対象校数 | 3 | 8 | 12 | 17 | 19 | 20 |



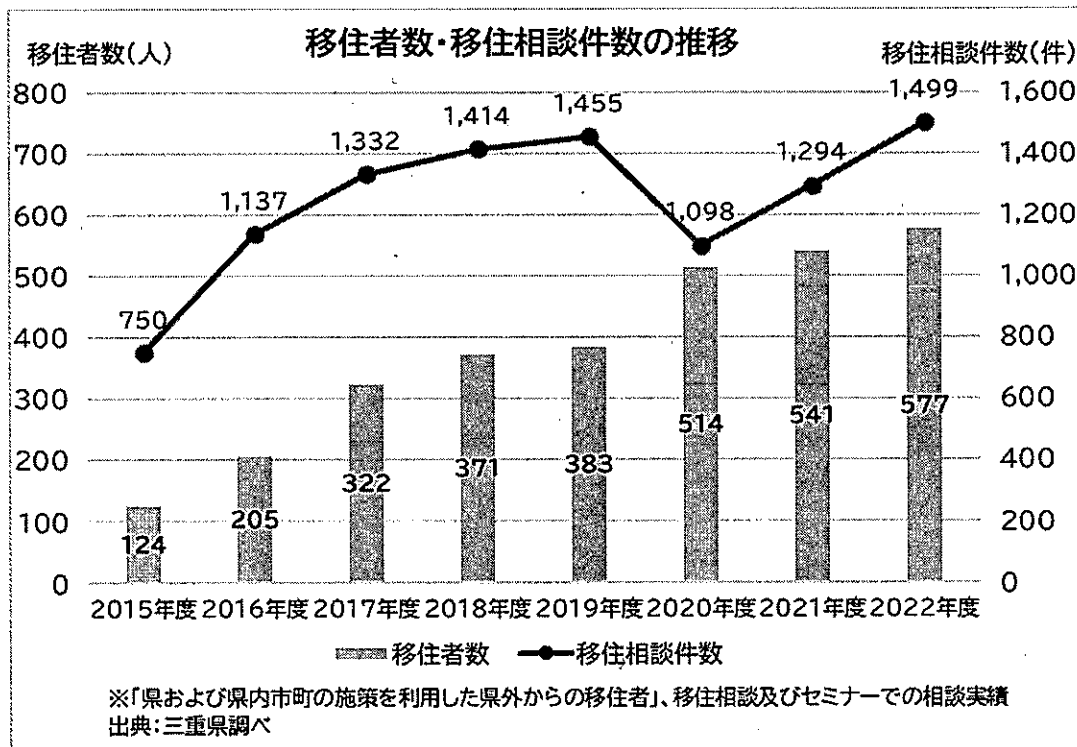
(県内への就職に関する意識)

県内外の卒業を控えた学生(県内高等教育機関在学学生および三重県出身で県外大学に在籍する学生)に対し実施したアンケートにおいて、三重県の就職先を選ばなかった人にその理由を尋ねたところ、「規模の大きな企業に就職したかったから」、「都会で仕事をしたかったから」、「希望する業種・職種の仕事がなかったから」が上位となっています。

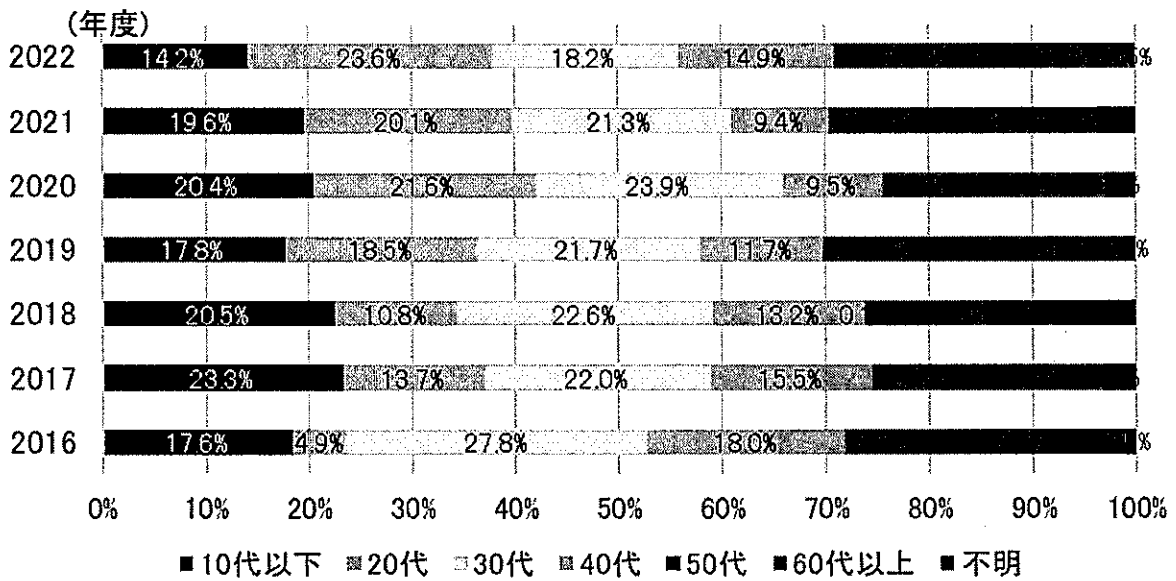


(移住者数の状況)

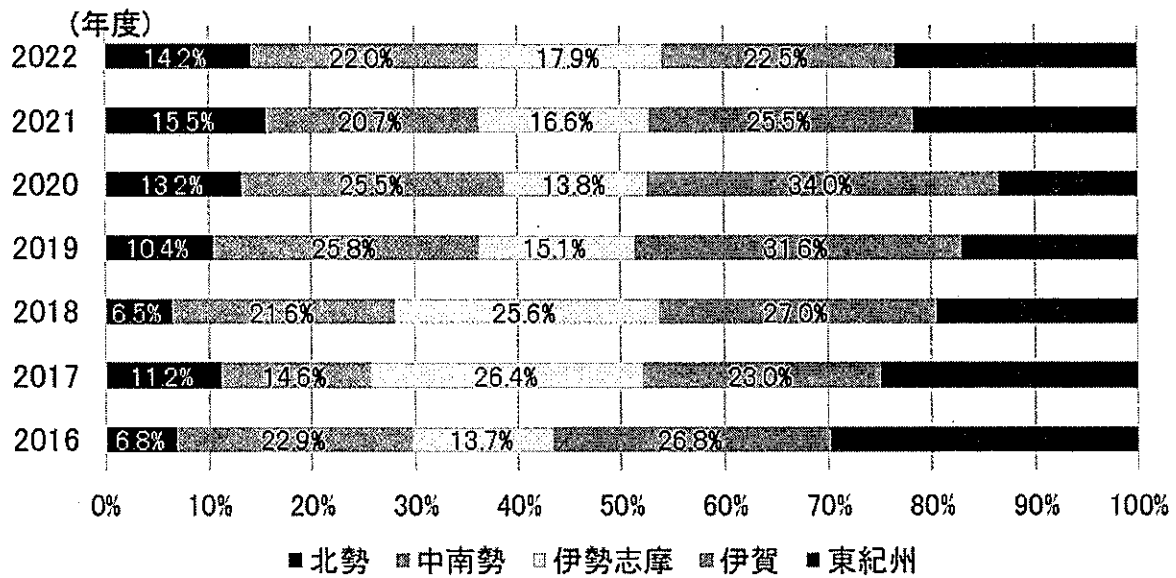
「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心とした相談対応や情報発信等に取り組んだ結果、県および県内市町の施策を利用した県外からの移住者数は増加しています。



県および市町の施策を利用した県外からの移住者の年代別割合



県および市町の施策を利用した県外からの移住者の移住先地域別割合

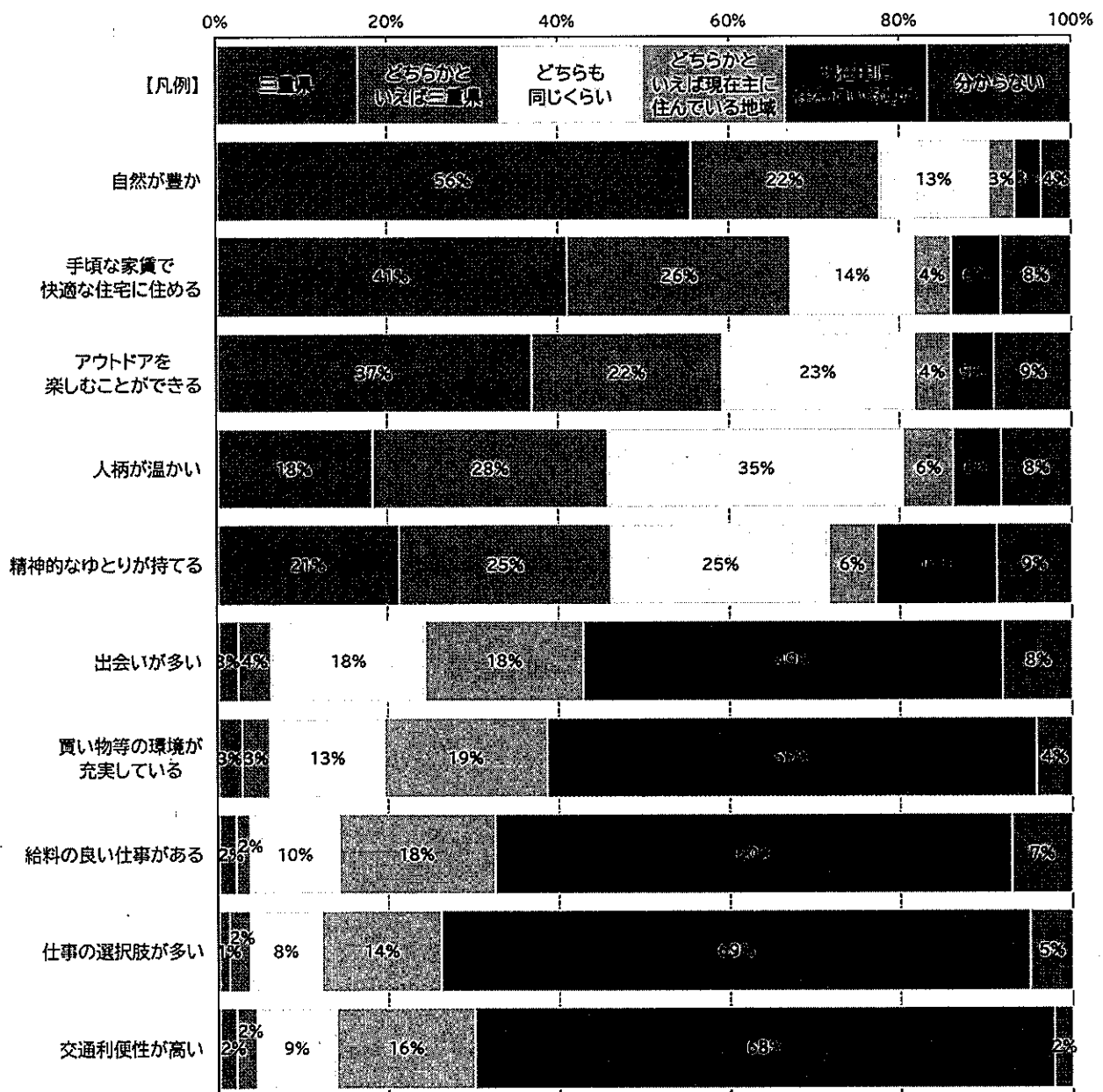


(大都市圏在住者から見た三重県と現住地の魅力比較)

県外の大都市圏(東京圏、中京圏、関西圏)在住の三重県出身者(18歳以上40歳未満)に対して実施したアンケート調査において、三重県と現在主に住んでいる地域における魅力の比較について尋ねました。より魅力が高い地域として「三重県」または「どちらかといえば三重県」と回答した項目は、「自然が豊か」、「手頃な家賃で快適な住宅に住める」、「アウトドアを楽しむことができる」などが上位となっています。

一方、「現在主に住んでいる地域」または「どちらかといえば現在主に住んでいる地域」と回答した項目は、「交通利便性が高い」、「仕事の選択肢が多い」、「給料の良い仕事がある」などが上位となっています。

三重県と現住地における魅力の比較(上位5項目、下位5項目)



出典: 三重県「大都市圏在住の三重県出身者へのアンケート」

(エ)人口減少がもたらす影響

(日本全体への影響)

経済成長を決める要因は労働投入、資本投入および全要素生産性(技術進歩や生産効率)であるとされます。人口減少は労働投入の減少に直接結びつくとともに、国内市場の縮小に伴う投資先や働き口としての魅力を低下させ、資本投入に影響を及ぼします。また、縮小された職場等ではさまざまな世代の意見や交流を通じたイノベーションが促進されにくくなり、人口減少は経済成長にマイナスの影響を与えます。こうした人口急減・超高齢化による経済のマイナスの負荷は、さらにマイナスの相乗効果を発揮するため、一旦経済規模の縮小が始まると「縮小スパイラル」に陥る恐れがあります。

また、医療や介護、年金といった社会保障制度では、高齢者を支える現役世代が減少していくことで、給付と負担のアンバランス感が強くなっていくことが想定されます。特に今後見込まれる急激な人口減少によって、社会保障制度の安定的な維持が困難になる恐れがあるだけでなく、負担と受益の関係が大きく損なわれることで経済への悪影響も生じる恐れがあります。

=人口減少対策の実施に至るまで=(スウェーデンにおける人口減少対策論争)

1930年代にスウェーデンの出生率が欧州の中で最低水準まで低下し、「このままでは、スウェーデン人が消滅する」との危機感が高まった。このことを受けて、保守派(独身者や無子夫婦への課税や反産児制限等を主張)と、新マルサス主義者(福祉向上等の観点から人口減少は歓迎すべきと主張)で国内を2分する大きな政策論争が起きた。

こうした中、経済学者のグンナー・ミュルダールは妻アルヴァとともに、双方の主張を批判して社会変革を訴えた。ミュルダールは、人口減少による困難な事態が顕在化する前に、「予防的社会政策」を講じることが重要であり、その方策として、すべての子どもの出産・育児を国が支援する「普遍的福祉政策」を推進すべきであると説き、スウェーデンの家族政策の確立に貢献した。

=人口減少対策が必要な理由=(「こども未来戦略方針」より抜粋)

・ こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなるからである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある。

・ 若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国は、こうした人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となる。2030年までがラストチャンスであり、我が国の持てる力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組まなければならない。

(地域への影響)

地域でも、例えば小売業や飲食業などの商業施設、医療関連施設、社会福祉施設、地域公共交通といった身近な施設やサービスが縮小、撤退するとともに、税収が減ることで行政サービスの水準や社会資本の維持が難しくなるなど、生活に不便が生じることも懸念されます。

また、施設やサービスの縮小、撤退により地域の雇用が減少し、若者の転出が進むことや、自治会、消防団など地域コミュニティの活動を行う担い手が不足することで、住民同士の交流や伝統文化の継承、地域の防災活動などが滞ることも想定されます。

(オ)これまでの取組の総括

本県では、平成27(2015)年度に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな取組を実行してきましたが、人口減少を食い止めるには至っておらず、十分な成果に結びついたとはいえません。

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成状況

(合計特殊出生率)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|----|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標 | おおむね10年後を目途に、希望出生率である1.8台に引き上げ | | | | | | |
| 実績 | 1.56 | 1.53 | 1.49 | 1.54 | 1.47 | 1.42 | 1.43 |

(県外への転出超過数)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標 | 2,720人 | 2,440人 | 2,160人 | 1,880人 | 1,600人 | 5,643人 | 5,035人 |
| 実績 | 4,218人 | 3,597人 | 4,063人 | 4,225人 | 6,251人 | 4,311人 | 3,480人 |

※ 第2期総合戦略策定に合わせて2019年の実績を基に2020年度以降の目標を再設定

これまでの取組が十分な成果に結びつかなかったのは、以下のことが主な原因であったと考えています。

- ① 若者、特に女性の転出超過が多いことや、未婚化・晩婚化への対応が重要であるといった課題を認識していたものの、それらの解決に向けて集中的・効果的に取り組めなかったこと。
- ② 人口減少の要因を探り、より効果的な取組につなげるためには詳細な調査・分析が不可欠であったものの、十分ではなかったこと。
- ③ 国や市町、企業等を巻き込んで対策に取り組むべきであったが、連携が不足していたこと。

以上の総括をふまえ、今後、人口減少対策を推進していくにあたっては、①対策の「選択

と集中し、②エビデンスに基づく対策、③国や市町等、多様な主体との連携に留意しながら対策の実行に当たっていくことが重要です。

(2)人口減少対策を検討するうえで特に留意すべき社会経済情勢の変化

人口減少対策に取り組んでいくうえで、社会経済情勢の変化をふまえた検討を進めていくことが必要です。とりわけ、以下の点は特に留意して対策に生かす必要があります。

(産業構造の変化)

世界的に加速するデジタル化や脱炭素化の取組により、関連する産業は成長分野となっている一方で、産業構造の変化も進んでいます。例えば、脱炭素化に向けた電気自動車をはじめとする次世代自動車への移行により、部品の種類の変化や部品点数の減少が生じます。企業においては、サプライチェーンの再構築や業態転換が必要となるため、自動車関連企業が多い本県では、雇用環境に変化が生じる可能性があります。

他方、小売や娯楽等の生活関連サービスの維持には一定の人口規模が必要となります。地域において人口規模の縮小が進むことで、地域からサービス産業が撤退し、日常生活の利便性の低下、地域の賑わいや雇用機会の喪失につながるおそれがあります。

(デジタル社会の進展)

AIやIoTなど新たなデジタル技術の進展や、5Gの高度なネットワークなど情報通信基盤の整備により、地方においても、地域の個性や豊かさを生かしつつ、都市部と変わらない利便性を享受することができるようになってきています。特に、新型コロナウイルス感染症をきっかけに地方への関心が高まっており、テレワークやワーケーションの普及、多地域居住といった新しい地域との関わり方が浸透しつつあります。

また、生産性の向上や負担の軽減につながる農林水産業のスマート化、地理的要因等にとらわれず質を確保する遠隔教育や遠隔医療、最先端のデジタル技術を活用した新たな移動サービスやドローン物流の実装など、デジタル技術を活用し、地域における新たなビジネス創出や課題解決が図られるようになってきています。

(ダイバーシティの進展)

一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創出などにつながるというダイバーシティの考え方は、広く認知されてきており、本県をはじめ他の地方自治体においても、性の多様性をはじめダイバーシティ推進の施策が展開されています。

ダイバーシティの推進は多様な視点に立ってイノベーションを促進するものであり、人口減少が深刻化する中、経済および企業の活性化や地域の活力を高める観点からも必要なもの

です。

職場だけでなく、地域や家庭においても固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがお互いを尊重しながら、多様な生き方を選択でき、自分らしく生きることのできる社会を作っていく必要があります。

(働き方改革の必要性の高まり)

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く人のニーズの多様化などの課題が顕在化してきており、イノベーションによる生産性向上や、就業機会の拡大、意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが不可欠です。そのためには、働く人の置かれた事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが必要です。

(リニア中央新幹線の開業)

今後、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業に伴い、三重県と首都圏とのアクセス利便性が向上します。将来的には県内駅設置が見込まれており、大都市と短時間でつながること、三重県は日本の中の「成長のコリドー(回廊)」の一部をなすことが想定されます。リニア開業により、地方圏から大都市圏へ人材等が流出する「ストロー現象」の懸念がある一方、県内駅を核とした地域づくりを進めることで、国内外からの人、物、情報の交流が進み、経済が活性化され、三重県が飛躍的に発展していく可能性があります。

(交通ネットワークの整備)

東海環状自動車道の全面開通や新宮紀宝道路の開通のほか、中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、南北の幹線ネットワーク整備が大きく進展します。交通ネットワークが整備され、時間距離が短縮することで人の流れが変わり、社会増減にも影響を与える可能性があります。

(3) 本県の強み・弱み

人口減少は、全国共通の課題である一方、各都道府県や地域によって置かれた状況は異なることから、本県の現状や強み・弱みなどをふまえ、実情に応じた効果的な対策を講じていく必要があります。本県の主な特徴を人口減少対策の観点から整理すると以下のとおりとなります。強みを伸ばし、弱みを克服していくことで、効果的な対策につなげていくことが重要です。

(本県の強み)

- 名古屋・大阪の通勤圏内にある一部市町は、ベッドタウンとして人口流入につなげられ

る余地がある。

- 県内は観光資源に恵まれており、定住人口の減少を交流人口である程度カバーできる可能性がある。
- 北中部には製造業をはじめとした産業集積があり、雇用の場が確保されている。身近に豊かな自然があるほか、地価は比較的安価である。
- 南部には雄大な自然や歴史、多様な文化の蓄積がある。

(本県の弱み)

- 南部は産業集積が低いことから比較的、雇用吸収力が低く、人口流出につながっている。北中部も大都市と比較すると、本社機能が少なく、また、産業の多様性に乏しい。
- 県外の就職支援協定締結大学に進学した三重県出身者のUターン就職率は約3割と低い。
- 県内高等教育機関を卒業した学生の県内就職率は約5割にとどまっている。
- 大都市と比較すると地域の公共交通の利便性や商業施設・文化施設などの面で劣る。駅前などの賑わいの面で若者を引き付けるに至っていない。
- 県内高等教育機関の収容力は全国の中で下位にある。

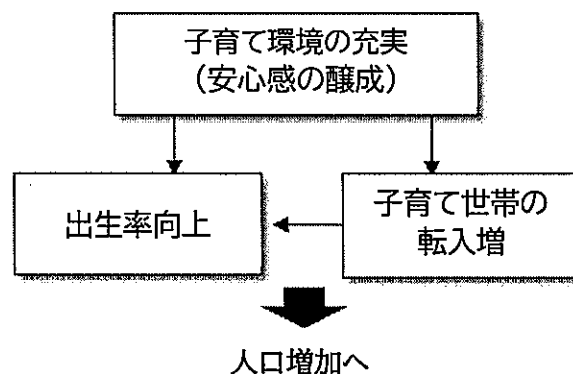
(4) 先進的な取組事例

他の自治体では、さまざまな対策を講じることで、人口増加や合計特殊出生率向上につながっている事例があります。

これまでに調査を行った千葉県流山市、兵庫県明石市、岡山県奈義町においては、それぞれ地域の実情をふまえた子育て環境の充実を幅広く実施し、妊娠・出産や子育てに対する安心感を醸成するとともに、こうした取組を効果的にプロモーションすることで、出生率の向上や子育て世帯の転入につながっています。

これらの事例において、子育て環境の充実は、自然減対策と社会減対策の双方に効果をもたらしているといえます。

子育て環境の充実と人口増加の関係



自治体の置かれた状況は異なりますが、今後も先進的な取組を調査し、本県の取組に生かせないか市町とも情報共有しながら検討していきます。

(ア)千葉県流山市の事例

流山市は、全国の市の中で平成29(2017)年から6年連続人口増加率1位となっています。ポイントは、「都心から一番近い森の街」という市のグランドデザインを描き、景観に配慮したまちづくりに取り組むとともに、平成23年に策定したシティセールスプラン等により首都圏の子育て世帯へ向けた効果的なプロモーションを行うことで、市のブランディングに成功したことと考えられます。

(効果的なプロモーション)

- つくばエクスプレス開業に伴い、それまで比較的知名度が低かった流山市が沿線での人口獲得競争に勝つため、全国初のマーケティング課を設置し、シティプロモーションを展開。
- 「母になるなら、流山市。」のキャッチコピーで共働きの子育て世帯をメインターゲットに設定し、首都圏でプロモーションを実施。
- 流山市を「知る」(プロモーション)→「訪れる」(駅前でイベントを実施)→「好きになる」→「住む」→「ファンになる」(ママ友のコミュニティ形成)という流れで、口コミを重視したプロモーションを展開。子育て世代の転入増加に結び付いた。

(特徴的な子育て支援策)

- 保育所の整備とともに、駅から遠い保育所には空きがあるなど利用者数の地域差があったことをふまえ送迎保育ステーション事業を実施。

(イ)兵庫県明石市の事例

明石市は、平成24(2012)年以降9年連続人口増加を達成しており、中核市における人口増加率(2015年から2020年)が1位となっています。ポイントは、「5つの無料化」に代表される子育て支援策を充実させ、効果的にPRしたことです。このことが、県内や他県からの転入増加や出生率向上に結び付いたと考えられます。

(特徴的な子育て支援策)

- 5つの無料化 ※すべて所得制限なし
 - ①子ども医療費の無料化(高校3年生まで)
 - ②第2子以降の保育料の無料化
 - ③おむつ定期便 ※見守り支援員が相談対応や情報提供を併せて実施

- ④中学校の給食費無償
- ⑤公共施設の入場料の無料化

(明石の好循環)

- ①施策を実施することで→②住民が安心し、→③人が増え、→④まちが賑わい、→⑤税収が増えることで、さらなる施策ができる(⇒①')という好循環

(予算および人員体制)

- 平成22(2010)年からの約10年間で、こども部門の予算を2倍にするとともに、同部門の職員数も3倍に増員

(ウ)岡山県奈義町の事例

奈義町は、令和元(2019)年の合計特殊出生率が2.95と高い水準を達成していることが特徴です。ポイントは、平成24(2012)年に子育て応援宣言を行い、子育て支援策の充実に加え、町営住宅など若者が住む場所の整備や、子育てを町民が応援する雰囲気づくりをする中で、子育てへの安心感を醸成していったことです。そのことで、第2子、第3子を産み育てやすい環境が生まれ、出生率の向上に結び付いたと考えられます。

(特徴的な子育て支援策)

- 高等学校等就学支援金:生徒一人あたり年額13万5千円を支給
- 子ども医療費助成:高校生まで窓口無償化(所得制限なし)
- 一人親福祉年金:中学3年生まで年額5万4千円を支給
- 在宅育児支援金:在宅で育児する保護者に月1万5千円支給(4歳まで)
- 奨学金:大学生に対して年額60万円を貸与。卒業後に町内居住で半額返済免除
- 若者が町内に住むための町営住宅を整備
- しごとコンビニ:子育てしながら少し働きたいというニーズに対応したマッチング事業

(出生率向上の鍵は安心感)

- これらの取組を通じて、「住むところがあって安心」、「子育ての負担が軽くなって安心」、「働くことができ安心」、「子育ての悩みや喜びが共有できて安心」、「町のみんなが子育てを応援してくれて安心」といった安心感が醸成され、第2子、第3子の出生に結び付いている。

2 人口減少対策の基本的事項

本県の人口は、平成19(2007)年の約187万人をピークに減少局面に入りました。直近の国勢調査結果である令和2(2020)年の総人口は約177万人であり、平成27(2015)年から約4万6千人減少し、5年間の減少率は2.51%とこれまでで最大となりました。とりわけ南部の減少率は6.88%と大きくなっています。今後も人口は減少し続け、令和22(2040)年には約150万人程度になる見込みです。

令和2(2020)年に約103万人であった生産年齢人口は、令和22(2040)年には約79万人と、約4分の3にまで減少する見込みであり、その結果、高齢化率は令和2(2020)年の29.9%から、20年後の令和22(2040)年には36.9%と大きく上昇する見込みです。また、令和2(2020)年の生産年齢人口および年少人口においては男性が女性を上回っており、令和22(2040)年においてもその傾向は変わらない見込みです。

(1)人口減少対策の基本的な考え方

人口減少対策の実行は、待ったなしの状況です。対策を講じなければ、三重県の人口は急激な減少局面に入り、県内経済や地域社会への悪影響がますます顕在化します。人口減少に歯止めをかけるのは困難ですが、今後の減少幅を緩やかにしていくため、全庁を挙げて取り組みます。

人口減少幅の緩和に向けては、「自然減対策」、「社会減対策」を両輪とし、課題解決に向けて集中的・効果的に取り組み、自立的かつ持続的な地域社会の発展につなげていきます。

自然減対策や社会減対策に位置付けないものの、防災・減災や医療・介護、教育など、人口減少対策と密接な関連のある取組については、「人口減少対策に関連する取組」として位置付けます。

これらの対策の検討や実行にあたっては、本県の特長や地域の実情、人口動態に関するさまざまなデータのほか、ヒアリングやアンケート調査の結果等をふまえ、以下のとおり、「エビデンスに基づく対策」や「強み・弱みをふまえた取組」、「暮らしの質にも着目した対策」を基本的な考え方として、「選択と集中による対策の実行」、「新しい視点に基づく人口減少対策」、「さまざまな力の結集」の観点から取組を進めます。

○エビデンスに基づく対策

- 人口減少への対応は急務となっており、限られた時間や資源を有効に活用し、より大きな成果に結びつけていく必要があります。対策の推進にあたっては、若者等へのヒアリングやアンケート、統計データの収集・分析、先進事例の調査などを継続的に実施し、人口減少の要因等について詳細な調査・分析を行うことで、対策の実効性を高めていきます。
- 例えば、自然減対策については、未婚化・晩婚化の背景にある意識の変化や社会の変容、子育て環境の実態などについて掘り下げた分析を行います。また、社会減対策について

は、ヒアリング等を通じて把握した地域ごとの課題の解決につながる政策立案を行います。

○強み・弱みをふまえた取組

- これまでの検討の中で確認してきた人口移動に関する本県の特性を基に、対策にあたっては本県の強み・弱みをふまえて取り組む必要があります。

(自然、伝統・文化)

- 本県の強みの一つとして、北中部では身近な自然が、南部では伊勢志摩国立公園をはじめとする雄大な自然があります。また、悠久の歴史と街道を通じた交流の中で培われた多様な伝統・文化、温かい県民性など、本県の有する特徴は都会にはないものがあります。
- この強みを県内外に PR することで地域活性化、流入・Uターンの促進につなげる視点をもつことに加え、社会の変容や自然環境の変化に対応し、自然や伝統・文化の適切な保全・継承にも取り組んでいく必要があります。
- また、三重県が有する豊かな自然や地域固有の伝統・文化などを魅力のある観光資源として活用し、観光客を呼び込むことで交流人口や関係人口が増加し、賑わいにつながることを期待されます。

(賑わい)

- 政令指定都市のような大都市が存在せず、中小規模の都市が分散して存在しており、商業施設の多様性や交通利便性など、まちの賑わいにつながる要素が十分でないという点は、本県の弱みの一つです。
- 若者の定着に向けては、駅前の賑わいや、若者が集う場づくりなどを創出する視点が求められます。県内各地域において、このような地域の特性を生かして賑わいを呼び起こす取組が行われつつあり、こうした取組を支援・促進することが必要です。併せて、地域づくりや地域コミュニティの核となる人材の育成も重要です。

(働く場)

- 北中部では、製造業をはじめとした産業集積があり、雇用の場は確保されていますが、就職を機に県外に若者が流出している状況です。
- 南部では、一次産業をはじめ、地域の特性に応じた仕事が豊かであるものの、北中部と比較して産業の多様性に乏しいことから、より働きやすい環境整備や多様な働き方を促進する必要があります。

○暮らしの質にも着目した対策

- これまでの人口減少対策においては、人口減少に歯止めをかけることを目的とし、合計特殊出生率の引き上げや転出超過数の改善などについて目標数値を設定し取り組んできました。

- 一方で少子化の傾向は継続しており、今後も長期にわたり人口の減少が続くことをふまえると、これまでのように対策の成果に関して合計特殊出生率や転出超過数といった量的な側面だけを重視するのではなく、人口減少が続く中でも県民の皆さんが元気に、安全・安心に暮らしていけるよう、地域に住んでいる人々が伝統や文化、地域資源を大事にしながら、生活の満足度を高めることや、収入を確保しながら多様な働き方ができることなど、地域での暮らしの質にも着目し、対策を充実させる必要があります。
- 例えば、防災・減災、医療・介護、教育をはじめ公共交通や産業振興などの取組について、人口減少の観点からもしっかりと取り組みます。

(ア) 選択と集中による対策の実行

人口減少対策の実施にあたっては、経験や勘ではなく、本県の課題解決に向けた効果的な対策を選択と集中により実行していくことが重要です。このことをふまえ、本県では、結婚や子育ての支援、働く場や住まいの確保といった施策を重視し、取り組みます。

① 結婚や子育ての支援

- 夫婦一組あたりの平均出生子ども数は減少傾向であるものの、現在もおおむね2人で推移している一方で、50歳時未婚割合は上昇を続けているため、近年の出生率の低下の要因は未婚化によるところが大きいと考えられます。
- 未婚の理由は、出会いの機会の不足や、経済的な理由など多岐にわたるため、それぞれの課題に対応し、一人ひとりの結婚の希望をかなえることができるよう支援します。
- 本県がこれまで実施した県民へのアンケートにおいて、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として、子育てに関する負担や不安に関する回答が多かったことなどをふまえ、課題解決に向けた子育て支援が必要です。
- 女性の出産前後の就業継続割合は上昇を続けている¹ことから、仕事と子育ての両立支援の重要性が高まっています。
- 子育て環境の充実に取り組んだ国内の他の自治体において、合計特殊出生率の上昇や、その地域に向けた人口移動が起きている事例があります。
- 子育て環境の充実は、自然減対策としてだけでなく、近隣府県との比較で選ばれる社会減対策としての側面があることも認識し、取り組んでいくことが重要です。

② 働く場や住まいの確保

- 三重県においては進学、就職のタイミングでの県外転出が多いことが課題であり、若者のヒアリングにおいても県内に定住するために働く場や住まいが重要であるとの声があります。また、移住者へのアンケートにおいては、「買いたい・借りたい家があった」ことを

¹ 令和4年版少子化社会対策白書（内閣府）

三重県への移住を決めたきっかけとする方が多くなっています。さらに、大都市圏在住の三重県出身者へのアンケートでは、三重県へ戻ることをより積極的に検討する支援、機会を尋ねたところ、多かった回答は、「就職支援(マッチング・活動経費の補助)」、「住宅の確保にかかる経費の補助」、「住宅のあっせん」の順でした。三重県に現在住んでいる方が住み続けたり、他県からのUターンや移住により三重県に転入したりするためには、働く場や住まいが確保されていることが重要な要素になります。

- 結婚や子育てをしていくうえでも、雇用が不安定であったり、所得が低かったりする状況では将来設計が困難になります。
- 今後の人口減少対策において、働く場の確保、住まいの確保に着目した取組の充実・強化を図る必要があります。

(イ)新しい視点に基づく人口減少対策

社会経済情勢が変化するとともに、急速な人口減少が進む中で、これまでと異なる新しい視点を加えた人口減少対策に取り組む必要があります。具体的には、長期間にわたって人口が減少することを前提とした地域社会のあり方を検討することや、人口減少の要因となりうるジェンダーギャップの解消、人口減少対策の観点からのDX推進・デジタル活用に取り組めます。

③人口減少社会への適応

- 自然減対策・社会減対策が効果を発揮したとしても、今後も人口減少が長期間にわたって続くことは確実です。社人研の推計によると、今後、県内のほとんどの地域で人口が減少し、中には、30年間で人口が半分以下になると見込まれる市町もあります。
- こうした中長期の展望をふまえると、人口減少が続く中でも、地域に住む人々が変わらず元気にいきいきと暮らせるようにするために取り組む必要があります。具体的には、人口減少が著しい市町などにおいて地域の将来像をデータ等で可視化、共有化することを支援し、コンパクトで効率的なまちづくりを含めた、人口減少を前提とした地域社会のあり方を市町と一緒に検討し、具体的な取組につなげます。
- 右肩上がりの人口増加を前提としたさまざまな制度や仕組みを見直す必要がありましたが、これまで十分取り組めていませんでした。これからは従来の考え方を見直し、人口が継続して減少するという前提に立って、制度や仕組みを構築していくことが必要です。そのため、今後、県施策の点検を行うなど、人口減少社会に適応した事業構築や見直しを進めます。

④ジェンダーギャップの解消

- 少子化や女性の転出超過の背景にジェンダーギャップの存在が指摘されています。性別役割分担を前提とした家事や育児のあり方は、女性に過度な負担を強いており、このよ

うな状況では、希望する方が結婚したり、出産・子育てすることも困難になります。また、「男性だから」「女性だから」というジェンダーバイアスが強い職場や地域は生きづらく、個人の活躍の場を奪っているとも言えます。このような状況を放置すれば、社会的・経済的な損失につながるとともに、人口減少に拍車がかかる恐れがあります。

- 男女の賃金格差の解消や、男性の家事・育児参画を推進するなど、ジェンダーギャップの解消に向けては、企業等との意見交換の場や女性との意見交換の場を設け、課題やニーズを抽出し、対策に取り組むとともに、さまざまな主体による教育や啓発の充実に取り組みます。また、育児休業や時短勤務などを利用しやすい職場づくりなど、働き方改革を促進するとともに、子育てしやすい環境を充実します。

⑤DX推進・デジタル技術の活用

- 人口減少対策を考えるうえで、デジタル技術の活用は重要なポイントです。
- テレワーク環境の浸透により、地方に住む人がそこに住み続けながら大都市の企業で働くことや、大都市に住む人が仕事を続けながら地方に移住することが可能となっています。また、遠隔医療、遠隔教育なども含め、デジタル技術の活用により地理的条件の不利を克服することが可能となります。
- さらに、最先端のデジタル技術を活用した新たな移動サービスは高齢化への対応や子育て支援にも有効に活用されている事例があります。DXにより企業等の生産性向上が図られることで、人材不足など人口減少の影響を緩和することにもつながります。
- デジタル技術は人口減少の課題を克服したり、緩和する際の重要な役割を果たすことが期待されることから、積極的に活用し、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県をめざします。

(ウ)さまざまな力の結集

人口減少対策は県だけで進めることができるものではないことから、県内のさまざまな主体や国等とも連携し、効果的な対策を推進していきます。

また、誰もが住みやすく、誰もがそれぞれの持つ力を発揮できる社会をつくっていくことは、人口減少下における自立的かつ持続的な地域社会につながっていくと考えられることから、多様性が尊重された三重県となるよう、さまざまな取組を進めます。

⑥国・市町・民間企業等との連携

- 人口減少対策は県の取組だけで成果に結びつけることは難しい課題であり、国、市町、民間企業等との連携・役割分担のもと取組を進めます。
- 自然減対策については国の制度や財源が地方自治体の取組のベースとなっているものが多いことから、国に対しては子育てを社会全体で支える仕組みの構築など全国統一的

に対策すべきと考えられる事項について、積極的な提言・提案を行っていきます。

- 市町は具体的な手当や助成金などの給付、サービスの提供など、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の子育て支援を含め、さまざまな役割を担っています。地域の実情に応じた対策に取り組むため、市町と情報交換を密に行い連携を図るとともに、市町ごとの創意工夫による独自の取組を支援します。
- 育児休業の取得促進や仕事と家庭の両立などに向けた取組は、企業や関係団体などに主体的に取り組んでいただく必要があります。そのために必要な環境整備や啓発を含め、企業等と連携して取り組んでいきます。
- また、社会減対策においても、移住促進や企業誘致、就労支援などで市町や関係団体と連携した広報活動、相談対応、補助金の給付などの支援を実施しており、地域の実情に応じたより効果的な取組となるよう、連携を深めていきます。

⑦多様性の尊重

- 本県は、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、個人が尊重され、誰もが能力を発揮し参画・活躍できるよう、全国に先駆けてダイバーシティ社会の推進に向けて取り組んできました。
- こうした社会は、誰にとっても住みやすく、さまざまな人の交流も活発になると考えられることから、人口減少対策においても、さまざまな人から選ばれる三重であるために、多様性を尊重する視点は重要です。
- 県内の外国人住民数は57,279人(令和4(2022)年末)で、県内総人口の3.23%を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民が安心して生活でき、多様な文化的背景の人々が、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体と連携して取り組みます。

(2)10年先に向けての展望

人口減少対策は、中長期的な視座に基づき、検討する必要があります。現在、先進地として評価されている地域においては、おおむね10年以上にわたり取組を継続して行っています。

そのため、本方針は、10年先の中期展望を設定したうえで、当面4年間の取組を位置づけることとします。

人口減少対策は待ったなしです。いま対策を実行しなければ、今後ますます人口減少が加速していきます。コロナ禍において、婚姻数や出生数が減少しており、人口減少は推計よりも前倒しで進んでいく可能性があります。

一方で、国では「こども未来戦略方針」が打ち出されるとともに、県内市町においては子育て施策の充実などに取り組まれています。県においても全庁を挙げて人口減少対策を開始しています。

今後も効果的な対策を推進する中で、以下のような展望をもって取り組みます。

中期展望(10年後:令和15(2033)年頃)

▷ 人口減少幅の緩和の兆しがみえる時期

(めざす状態)

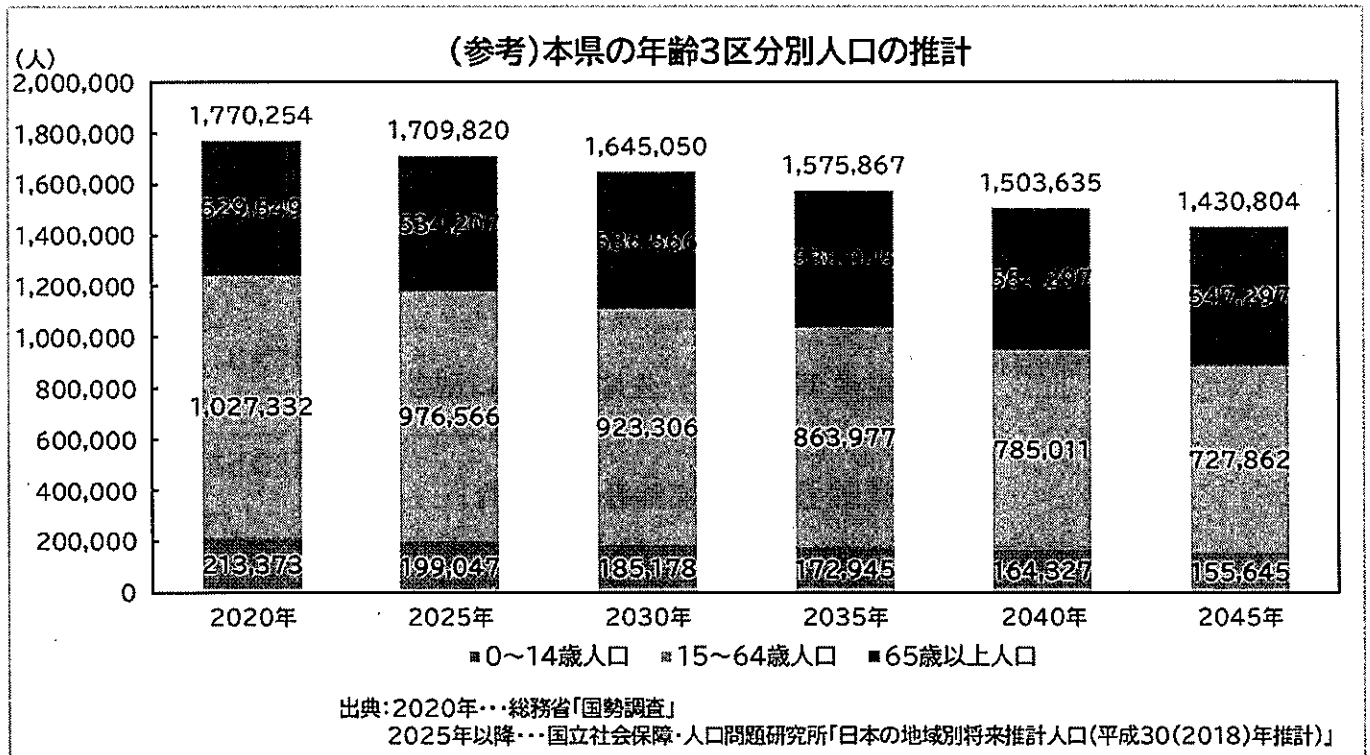
- ・合計特殊出生率の改善傾向がみられる。
- ・転出超過が改善されている。
- ・地域の担い手が増え、地域の持続的な取組がはじまっている。

▼ そのために

4年間の取組(4年後:令和8(2026)年度末)

- ・希望する人が結婚できるとともに、安心して子どもを産み育てることができる仕組みや制度が整いつつある。
- ・地域の産業活動が活性化し、働く場の充実に向けた取組が進んでいる。
- ・県外へ進学した若者のUターンに向けた取組が進みつつある。
- ・市町や地域において、移住を受け入れる環境づくりが進んでいる。

以上のような状態をめざし、エビデンスに基づく効果的な対策に取り組めます。



(3)人口減少の状況を確認する指標

本県では、平成27(2015)年度に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、自然減対策、社会減対策ではそれぞれ合計特殊出生率や転出超過数について、数値目標を掲げて数値の改善に取り組んできました。

今後も、出生率、転出超過数の改善をめざすことは変わりません。一方、人口の動向は、個人の価値観やライフスタイル、社会情勢の変化に大きく影響を受けることや、県の取組だけでなく国や市町、企業などさまざまな主体の取組が関係することから、本方針においては、数値目標ではなく、以下の指標をモニタリングすることで、本県の人口減少の状況について継続的に把握、分析を行っていきます。

重要基本指標とは、人口、自然増減、社会増減に関わる代表的な指標です。

関係指標とは、重要基本指標に関連する指標です。

また、本方針に基づく対策の実施にあたっては、本県の人口減少の状況の把握・分析に加え、県が実施する取組の進捗状況を KPI(重要業績評価指標)により評価し、改善につなげていきます。KPI は、自然減対策、社会減対策のそれぞれで本方針の取組方向と関係の深い「みえ元気プラン」の施策などから設定しており、その評価やそれに基づく改善等については、重要基本指標や関係指標の把握・分析と合わせ、毎年度の「県政レポート」の中に記載し、公表していきます。

人口に関してモニタリングしていく指標

| | | 現状値 |
|--------|------------------|----------------------------|
| 重要基本指標 | 三重県人口 | 1,755,415 人 (令和3年) |
| 関係指標 | 人口増減率 | ▲0.84%(令和3年) |
| | 年少人口(年少人口割合) | 206,522 人(11.8%) (令和3年) |
| | 生産年齢人口(生産年齢人口割合) | 985,313 人(56.1%) (令和3年) |
| | 高齢者人口(高齢者人口割合) | 523,541 人(29.8%) (令和3年) |

自然増減に関してモニタリングしていく指標

| | | 現状値 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 重要基本指標 | 合計特殊出生率 | 1.43 (令和3年) |
| 関係指標 | 出生数 | 10,980 人(令和3年) |
| | 婚姻数 | 6,474 組(令和3年) |
| | 15歳から49歳までの女性人口 | 314,019 人(令和3年) |

社会増減に関してモニタリングしていく指標

| | | 現状値 |
|--------|-----------------|----------------|
| 重要基本指標 | 転出超過数(日本人移動者) | 3,875 人(令和4年) |
| | 転出超過数(外国人移動者含む) | 4,505 人(令和4年) |
| 関係指標 | 転出者数(日本人移動者) | 28,934 人(令和4年) |
| | 転出者数(外国人移動者含む) | 36,324 人(令和4年) |
| | 転入者数(日本人移動者) | 25,059 人(令和4年) |
| | 転入者数(外国人移動者含む) | 31,819 人(令和4年) |

3 人口減少対策の具体的な取組方向

(1) 自然減対策の取組方向

(自然減の状況)

本県は、年間の死亡数が出生数を上回る自然減の状態にあり、令和3(2021)年には出生数10,980人、死亡数21,639人となり、自然減は10,659人と、減少幅が初めて1万人を超えました。少子化による出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が同時に起きているため、減少幅は今後も拡大する見込みです。

本県では、平成27(2015)年度に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、自然減対策では、合計特殊出生率を希望出生率である1.8台に引き上げることをめざしてさまざまな取組を実行してきましたが、合計特殊出生率の低下傾向が続いています。夫婦の完結出生児数が1970年代から大きな減少はなく、1.9人程度を維持していることから、婚姻数の減少が出生数減少の本質的な課題と考えられます。

(ライフステージに応じた切れ目のない対策の推進)

本県の合計特殊出生率は希望出生率を下回る状態が続いており、その背景として未婚化・晩婚化が進んでいることや、子育てに対する負担や不安が解消できていないという課題があります。

自然減対策の推進にあたっては、そうした課題に対応し、結婚や子どもをもつことの希望がかなうよう、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」を柱として、ライフステージに応じた切れ目のない対策を推進します。

なお、結婚や妊娠・出産は、個人の主体的な選択によるものです。結婚を望まない人等が不快な思いをすることがないように施策を進めるにあたっては、人権をはじめ性等の多様な価値観に十分配慮しながら、取り組む必要があります。

(ア) 結婚

① 若者の所得の安定と向上

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚の方の結婚していない理由として4番目に多かったのは「収入が少ない」でした。

また、令和4年版少子化社会対策白書(内閣府)によると、30歳～34歳男性の有配偶率は、正規雇用59%、非正規雇用22%と雇用形態によって大きな差があります。これまで、不本意非正規雇用者や長期無業状態にある人への就労支援等を実施してきましたが、こうしたことをふまえ、若者の所得の安定と向上が必要です。

【取組方向】

支援が必要な若者の就労やキャリアアップの支援等のため、「おしごと広場みえ」を拠点とし

た総合的な就労支援に取り組みます。また、県内企業に対し、正規雇用の促進を働きかけ、若者の安定した県内就職を促進し、経済的基盤の安定化を図ります。

さらに、若者の収入など経済的基盤の現状を把握するための調査を行い、効果的な対策につなげるための検討を行います。

②みえ出逢いサポートセンターを中心とした出会いの支援

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚の方の結婚していない理由として最も多かったのは「出会いがない」、次いで「理想の相手に出会っていない」でした。こうしたことをふまえ、出会いの機会を増やすとともに、結婚を希望する方に寄り添いながら相談支援を行う体制を充実させる必要があります。

また、内閣府の調査によると、結婚を希望していても何も行動を起こさない層が存在する²ため、支援を検討する必要があります。

【取組方向】

みえ出逢いサポートセンターを中心とした体制の整備と情報発信などの機能強化を図るとともに、結婚を希望する方に寄り添いながら、1対1のマッチング支援に取り組む「結婚応援サポーター」の養成などに取り組みます。

また、企業など多様な主体の取組の支援や市町との連携による広域的な出会いの場などの創出を進めます。

③デジタル時代の新しい出会いの支援

【現状・課題】

社人研の第16回出生動向基本調査によると、近年、SNS、ウェブサイト、マッチングアプリ等のインターネットを通じて出会い、結婚に至る割合が高まっています³。このことをふまえ、結婚を希望する人に対して、こうした新たなサービスの効果的な活用を促進する必要があります。

また、民間調査⁴によると、マッチングアプリ利用者の過半数が「トラブルや困ったことがある」と回答しているため、結婚を希望する人が安全・安心に婚活に取り組めるように支援する必要があります。

²内閣府が平成30年度に実施した「少子化社会対策に関する意識調査」において、結婚を希望している20～49歳の未婚者にその理由を聞いたところ、「適当な相手にめぐりあわない」が最多であり、そのうち約6割が相手を探すため「特に何も行動を起こしていない」と回答している。

³2015年7月～2018年6月に結婚した夫婦では6.0%であったが、2018年7月～2021年6月に結婚した夫婦では13.6%となった。

⁴三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「マッチングアプリの動向整理」（2021）：消費者庁「第43回インターネット消費者取引連絡会」資料

【取組方向】

マッチングアプリなど民間の婚活サービスの効果的かつ安全・安心な利用方法等について、事業者とも連携しながら周知啓発に取り組むとともに、若い世代の出会いや結婚に関するニーズを調査し、出会いの機会の増加に向けた効果的な支援につなげます。

(イ)妊娠・出産

①ライフデザインの促進

【現状・課題】

民間調査によると、子どもがいる既婚者の多くが男女ともに「もっと早く産めばよかった」⁵と答えています。結婚や出産、育児など自らのライフデザインを総合的に考えられるよう、妊娠・出産や性に関する医学的知識の普及が必要です。

また、将来子どもをもつことを希望する人が早くからプレコンセプションケア(妊娠に向けた健康管理)に取り組むことは、自らの希望をかなえることにつながると考えられます。他の自治体では、AMH検査(女性の卵巣予備能検査)費用を助成している例もあります。

【取組方向】

ライフプラン教育の拡充やプレコンセプションケアの普及促進に取り組みます。また、男性も含め妊娠に関する能力は個人差が大きいことから、子どもをもつことの希望をかなえるために効果的な検査や支援のあり方について検討します。

②不妊や不育症に悩む人への支援

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として4番目に多かったのは「ほしいけれども子どもに恵まれない」でした。全国調査である社人研の第16回出生動向基本調査でも上位⁶となっており、不妊や不育症に悩む人への支援が重要です。

こうした中で、不妊治療が保険適用となりましたが、一部の治療は保険適用外となっており、経済的な理由によって治療をあきらめることがないよう、支援が必要です。また、治療をしても、希望する状況にならない人への精神的な負担を軽減する支援が必要です。併せて、働きながら安心して治療を受けられる環境の整備も必要です。

【取組方向】

不妊や不育症に悩む人に対して、保険適用外の治療に対する県独自の経済的支援や、専

⁵ 明治安田生活福祉研究所「第7回結婚・出産に関する調査」(2013)において、子どものいる既婚者の「実際に第1子が生まれた時の年齢」と「第1子を産むのに望ましいと思う年齢」を比較し、実際の年齢が理想の年齢を上回った人の割合。

⁶ 県アンケートと他の選択肢が異なるため単純比較はできないが、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「高年齢で生むのはいや」に次ぐ3番目。

門的な相談支援など、当事者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、治療と仕事を両立できるよう、企業の不妊治療への理解を深め、休暇制度や柔軟な勤務体制等が導入されるよう働きかけを行います。

③周産期医療を担う人材の確保

【現状・課題】

これまでの医師確保対策の取組により、県内の医師数は着実に増えてきていますが、依然として不足している状況や地域偏在が見られる⁷ことから、引き続き、周産期医療を担う産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。

【取組方向】

周産期医療を担う人材の確保に向けて、医師修学資金貸与制度の活用等による産婦人科および小児科等の専門医養成などに取り組みます。

(ウ)子育て

①仕事と子育ての両立に向けた職場環境整備等

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として2番目に多かったのは「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」でした。仕事と子育ての両立について、育児休業等の制度は国において整備が進んでいるものの、中小企業等ではさまざまな事情から制度が活用しづらいという声もあります。

日本経済新聞社が令和5年1月に実施した全国世論調査でも、少子化対策で必要と思う具体策を複数回答で質問したところ、「働き方改革など仕事と育児の両立促進」と回答した割合が42%と、「経済成長による若い世代の賃上げ」(51%)に続く2番目の多さでした。

また、県が実施した県民へのアンケートにおいて、男女の回答率に最も差があったのが「パートナーの家事・育児への協力が得られない」でした。夫の休日の家事・育児への関わり方が第2子以降の出生に影響するという調査結果⁸もあるため、男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

【取組方向】

出産を契機に離職するのではなく、子育てしながら働く人が自らの希望する働き方を選択できることで、働く人と企業の双方にプラスの効果が発揮されることから、「女性の多様な働き方」が実現できるよう、育児休業制度等の活用や働き方改革等の環境整備などを企業と連携して推進します。また、企業の実態や環境整備に向けた課題の把握について、企業との意見

⁷ 人口10万人あたりの産婦人科医師数は、全国で10.8人に対して三重県では10.7人、中でも東紀州地域は4.6人。小児科医は全国14.3人に対し、三重県13.1人、東紀州地域では6.1人。(厚生労働省 令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計)

⁸ 厚生労働省「第13回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」

交換の場を設けるなど、実効性のある取組を検討し、実施していきます。

さらに、出産を契機に離職した場合であっても女性が希望する形で就労できるよう、ニーズに合わせた再就職や復職の支援に取り組みます。

加えて、男性の育児参画が進むよう、男性の家事・育児力の向上に向けた普及啓発に取り組みます。

②保育等の充実

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として3番目に多かったのは「子どもを育てる環境(保育所、学校など)が整っていない」でした。

県内においては、地域によって保育所や放課後児童クラブの待機児童が発生しており、令和5年4月1日時点で保育所等の待機児童数は103人、令和4年5月1日時点で放課後児童クラブの待機児童数は52人となっています。

子どもを預けられる環境が十分に整っていないため、保護者の多様な働き方に合わせた保育等の受け皿整備が求められます。

また、そうした環境を支える保育士等の人材の確保・育成が必要です。中でも、現在の保育士の配置基準では保育士一人にかかる負担が大きくなっているため、見直しが必要です。

【取組方向】

保育所の待機児童解消に向けて、保育士等の人材の確保・育成に取り組むとともに、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて、放課後児童支援員等の人材の確保・育成に取り組めます。

また、低年齢児保育の充実、病児保育、一時預かりなど、保護者の多様な働き方に合わせた保育を提供できるよう、市町の支援を行います。

さらに、保育士の配置基準の見直しや処遇改善に向けた公定価格の引き上げ等について、早期実現を国に働きかけます。

(エ)妊娠・出産、子育て【共通】

①妊娠・出産、子育てにかかる負担の軽減

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として最も多かったのは「子育てや教育にお金がかかりすぎる」でした。全国調査である社人研の第16回出生動向基本調査でも同様の結果であり、子育て家庭に対する経済的な負担を軽減することが重要です。

また、県民へのアンケートにおいて、7番目(18歳～49歳では5番目)に多かったのが「育児

の心理的、肉体的負担に耐えられない」でした。第16回出生動向基本調査でも上位⁹となっており、心理的・肉体的な負担を軽減する視点も重要です。負担に感じる事柄としては、例えば、自身の生活リズムが不規則になることや、子育てに関する悩みや不安に加え、こうしたことを身近に相談できる人がいないことなどが考えられます。

こうした妊娠・出産、子育てに関する多様なニーズに応じた支援が重要であり、そのためには子育て支援の直接的な担い手である市町の支援などに取り組む必要があります。

また、経済的な負担の軽減に向けては、出産育児一時金の拡充、奨学金返還支援等を実施してきましたが、特に教育に関する経済的な負担については、大学など高等教育にかかる費用のほか、習い事や塾なども含めさまざまな費用が考えられることから、幅広い検討が必要です。

【取組方向】

妊娠・出産、子育てに係る費用などについて、国・県・市町の適切な役割分担のもと、子育て家庭への経済的な支援に取り組むとともに、制度の拡充について国へ要望します。

また、地域の実情や社会資源に応じた子ども・子育て支援や相談支援などに取り組む市町を、「みえ子ども・子育て応援総合補助金」等により支援します。

このほか、若者の収入など経済的基盤の現状を把握するための調査を行い、効果的な対策につなげるための検討を行います。

教育に関する経済的な負担の軽減については、その実態調査も含め、効果的な支援のあり方について検討します。併せて、授業料および入学金の減免や給付型奨学金といった高等教育の就学支援のさらなる拡大や無償化について、所得制限の撤廃も含め国に要望します。

②安心して出産・子育てができる環境づくり

【現状・課題】

県が実施した県民へのアンケートにおいて、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として7番目(18歳～49歳では5番目)に多かったのは「育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」でした。全国調査である社人研の第16回出生動向基本調査でも上位となっています。

とりわけ、0歳～2歳児の世代は、保育料無償化の対象が住民税非課税世帯に限られ、厚生労働省の資料によると未就園児が約6割に上るなど、相対的に支援が弱くなっています。

こうしたことをふまえ、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が、必要な時に産後ケアなどの必要なサービスが受けられるよう、出産前後の支援体制の構築や支援内容の拡充が求められています。

⁹ 県アンケートと選択肢が異なり、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」。他の選択肢も異なるため単純比較はできないが、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「高齢で生むのはいや」、「ほしいけれどもできない」に次ぐ4番目。

【取組方向】

すべての妊産婦および乳幼児を抱える子育て家庭が、安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と経済的支援に一体的に取り組む市町を支援するとともに、助産師等を活用した広域的な産後ケア体制の整備、母子保健コーディネーターの養成など、NPO やボランティア等の子育て経験者とも連携しながら伴走型支援に取り組みます。

③子育てを社会全体で支える仕組みの実現

【現状・課題】

本県を含む全国の自治体で、創意工夫による独自の子育て支援の取組が進められており、その傾向は加速しています。国全体で子育て支援が拡充されていくことは歓迎すべきことですが、一方で、自治体間で子育てサービスに差が生じてきています。

本来は、子どもが生まれ育った場所に関わらず同等の支援が受けられることが望ましい姿であり、子育てを社会全体で支える仕組みの構築が必要です。

【取組方向】

国が「こども未来戦略方針」で示した取組に加え、子ども医療費の全国一律での無償化など、子育てを社会全体で支える仕組みの実現について国へ要望します。

自然減対策の KPI(重要業績評価指標)

| KPI(重要業績評価指標) | 現状値 R4(2022)年度 | R8(2026)年度 |
|---|-------------------|------------|
| みえ出逢いサポートセンターが 情報発信するイベント(セミナー、 交流会等)数 | 438 件 | 450 件 |
| みえの縁むすび地域サポーター による引き合わせ件数 | — | 120 件 |
| 企業・団体による出合いイベント の参加者数 | — | 250 人 |
| プレコンセプションケアを含むラ イフプラン教育講座に参加した大 学生数(累計) | 406 人 | 4,500 人 |
| 不妊症サポーター養成数(累計) | 103 人 | 264 人 |
| 男性の育児休業取得率(育児休 業制度を利用した従業員の割合 (県、男性)) | 9.4% | 57% |
| 保育所等の待機児童数 | 103 人 | 0 人 |
| 放課後児童クラブの待機児童数 | 52 人 | 0 人 |
| 母子保健コーディネーター養成 数(累計) | 246 人 | 325 人 |

※「みえ元気プラン」に記載の関係施策の KPI のうち、特に本方針の取組方向と関連が
深いものなどを KPI としています。

(2) 社会減対策の取組方向

(社会減の状況)

「東京一極集中」により地方からの人口流出が進んでいます。本県においても都市部への人口移動は転出超過の大きな要因となっています。近年愛知県から東京圏への転出超過が拡大している等、地方都市の人口ダム効果が弱まっている傾向が見られます。東京一極集中は、コロナ禍において一時的に縮小の動きがみられましたが、現在東京圏への人の流れは再び強まってきている状況です。

本県においては、平成27(2015)年度に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、転出超過数の改善に取り組んできましたが、県外への人口流出の状況は続いています。総務省の「住民基本台帳人口移動報告」によると、転出超過数は、近年4,000人前後で推移しています。

転出超過数の内訳を見ると、約8割を15歳～29歳の若者が占めており、そのうち約6割を女性が占めています。令和4(2022)年の転出超過数は15歳～29歳の若者が3,403人で、そのうち女性は2,139人となりました。

地域別では、北中部、南部ともに転出超過となっています。転出超過数は、北中部では2,000人から2,500人程度の幅で推移しており、令和4(2022)年は2,034人となりました。南部では、1,500人から2,000人程度の幅で推移しており、令和4(2022)年は1,841人となりました。人口に対する転出超過数の割合は、令和3(2021)年では、北中部で0.14%、南部で0.46%と、南部で大きくなっています。

(定住促進、流入・Uターン促進)

本県では転出超過が続いており、特に、進学や就職に伴う15歳～29歳の若者が転出超過の約8割を占めています。県外からの移住者の増加等、転入に一定の成果は見られるものの、転出超過の改善に向け、さらなる取組の推進が必要です。

社会減対策は、「定住促進」と「流入・Uターン促進」を柱として取り組みます。

定住促進は、三重県に住んでいる人が三重県に住み続けられるよう、働く場や生活の場の確保・充実に努めます。

流入・Uターン促進については、移住の促進を図るとともに、Uターン就職促進や関係人口の拡大などに取り組みます。

(「流出の抑止」から「人口の還流」へ)

これまでの社会減対策においては、人口移動を転出と転入の2つの側面にとらえ、その差である転出超過数の縮小を目標に掲げて取り組んできました。特に、若者の県外への流出防止という方向性を重視していましたが、進学や就職により、一定数の人が転出することは避けられない状況です。

そのため今後は、一旦県外に転出することになっても、また県内に戻っていただけるよう、「人口の還流」という視点で新たな取組を進めることが重要です。

(地域の特性・実情に応じた対策)

人口減少の状況は県内市町によって異なるため、市町や地域の住民に意見を聴き、課題やニーズを把握する中で、地域の特性・実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

例えば、北中部、南部という地域別でみた場合、北中部は、働く場の選択肢が多く、医療、福祉、介護、教育などの生活関連サービスと身近な自然を享受できる快適な住環境に魅力があります。また、南部については、リモートワーク環境を活用した仕事や観光業、農林水産業に携わりながら豊かな自然を満喫する暮らしに魅力があります。今後は県の施策において、地理的な位置、産業の特色などの地域性を生かし、取組にメリハリをつけるなど、戦略的に取り組んでいくことが必要です。

北中部、南部ごとの戦略的な取組の例示

| 地域 | 対策 | |
|-----|-------------------------|-----------------------------------|
| | 働く場づくり | 移住促進 |
| 北中部 | ● 企業誘致など、さらなる産業集積 | ● 転職なき移住の促進(近隣府県へベッドタウンとしての魅力を発信) |
| | ● 観光業、農林水産業の促進 | |
| 南部 | ● 地域産業を支える人材の育成 | ● 関係人口・交流人口の拡大 ● 田舎暮らしの魅力を発信 |
| | ● テレワーク、起業支援など多様な働き方の促進 | |

※上記の対策は、地域の特性をふまえ、特に充実していくべき対策を例示しています。詳細は今後さらに検討します。

(ア)定住促進

①若者の働く場の確保

【現状・課題】

県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割にとどまっている中で、県内高等教育機関の卒業生が県内企業に就職した割合も5割に満たない状況が続いています。県の調査では、県内外の卒業を控えた学生が三重県の就職先を選ばなかった理由として、「規模の大きい企業に就職したかった」、「希望する業種・職種の仕事があった」が上位になっており、学生のニーズと県内の働く場とのミスマッチが生じている状況が見られます。こうした状況の中で、若者の県内定着を促進していくため、若者に魅力がある働く場の確保など、県内企業への就職につながる取組が必要です。

【取組方向】

若者が希望するような業種や職種の拡大につながるよう、産業構造の変化もふまえ、グリーン、デジタル、食関連など成長分野の企業や女性が働きやすい企業、研究開発機能・本社機能の誘致などに取り組めます。また、中小企業・小規模企業等の高付加価値化、生産性の向上につながる投資の促進や、スタートアップの支援を行います。

若者や働く世代の県内定着に向けて、「おしごと広場みえ」におけるすべての就労支援サービスのオンライン化等、支援の充実に取り組むとともに、情報が行き届いていない人に多様なチャネルを活用した情報発信を行います。特に、県内の中小企業・小規模企業等については、やりがいや仕事内容、担う役割等、その魅力が十分に伝えきれていないことから、地域で活躍する若者にスポットを当てた事例紹介を実施するなど、情報発信の改善に努めます。加えて、企業や商工団体など地域の主体が一体となった採用活動等の取組を支援します。

また、誰もがいきいきと働けるよう、企業の労働環境整備やテレワークの取組を促進するとともに、特定地域づくり事業協同組合や地域で副業・兼業・フリーランスを推進するなど、地域で多様な働き方が可能となるよう取組を進めます。

三重県の地理的・自然的特性を生かす農林水産業は、若者にとって魅力ある働く場となる可能性があり、農林水産業におけるスマート技術の導入促進や多様な担い手の育成・確保に取り組めます。

県内高等教育機関については、県内大学の学部再編や拡充等に向けた働きかけ等を行うとともに、就職に関する共同の取組を実施するなど、高等教育機関と連携した取組を進めます。

さらに、若者の就職に対する意識や意向にかかる実態把握についても取り組んでいきます。

②女性の働きやすい職場づくりの支援

【現状・課題】

転出超過数について男女別に見ると、女性が多くなっています。近年は全体の約6割を占める状況にあり、特に、令和4(2022)年では、女性の転出超過数のうち20歳～24歳の女性が半数を占めるとともに、当該年代の女性が男性の約 2.5 倍も多く転出しているなど、女性の県外流出が大きな課題となっています。この多くは就職を契機に移動している傾向があり、本県では、特に 20 代後半から 30 代前半において、アンバランスな人口性比となっております。

民間の研究団体からは、本県の都道府県版ジェンダーギャップ指数(経済分野)は全国46位で、フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差が全国最大¹⁰となるなどの研究成果が

¹⁰ 都道府県版ジェンダーギャップ指数は、大学教授等で作る「地域からジェンダー平等研究会」が、内閣府などの統計から計 30 指標を選出し、4分野で各都道府県の女性の地位を分析した指数。スイスのシンクタンク、世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表するジェンダー・ギャップ指数と同様の手法で統計処理して試算。三重県は、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数(経済分野)

公表されています。

こうしたことから、女性が活躍できる職場環境づくりの支援に取り組むとともに、女性が安心して働き続けることができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けても取り組む必要があります。

加えて、本県の女性の非正規雇用のうち、不本意ながら非正規で働く方の割合(7.3%)は、全国平均(9.2%)に比べ 2%程度低いものの、こうした不本意非正規雇用の女性に対して、正規雇用に向けて一人ひとりの実情に応じた支援に取り組む必要があります。

【取組方向】

企業と連携して、多様な働き方ができる職場や女性が活躍できる職場など、誰もが働きやすい魅力ある職場環境づくりをより一層進めるとともに、正規雇用を希望する女性一人ひとりのニーズに合わせたキャリアアップの支援や、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消などの意識啓発に取り組めます。また、県外在住の求職者等に、女性活躍に取り組む企業の事例等、女性の希望に合った就労につながるような情報発信を行います。

(イ) 流入・Uターン促進

① 県外大学卒業生等に対する県内就職促進

【現状・課題】

三重県出身の大学生に県内の企業情報等を提供するため、中京圏・関西圏の大学を中心に25校と就職支援協定を締結しており、就職支援協定締結大学の三重県出身卒業生の県内への就職率は3割程度となっています。県内企業での就職などを希望する県外大学の学生に対し、県内企業の情報が十分に伝わっていないことや、学生のニーズに見合う情報が十分でないといった課題があると考えられます。県外大学に進学した学生の三重県内での就職を促進するため、就職支援協定締結大学と連携した取組の充実・強化が必要です。

就職支援協定締結大学の学生の中でも、就職活動に関する情報の取得に受動的・消極的な学生が一定数見られることから、こうした学生への対応も検討する必要があります。

また、就職支援協定締結大学以外の学生等に対しては、県内企業情報等が十分に周知できていない状況であり、こうした学生等に、効果的に県内企業情報等を届ける必要があります。

【取組方向】

県外大学に進学した学生の三重県内での就職を促進するため、就職支援協定締結大学と連携した県内企業情報等の提供に加え、就職活動に関する情報の取得に受動的・消極的な学生への発信について、大学と連携し、効果的な取組を検討していきます。

また、県外の学生等にも「おしごと広場みえ」で就労支援ができるよう、オンラインの就労支援サービスの提供体制を構築するとともに、成人を祝う会等で県内就労促進につなげるチラ

で全国 46 位（フルタイムの仕事に従事する男女比は全国 45 位、フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差は 47 位）。

ンを配布するなど、情報が行き届いていない人に対して、多様なチャネルを活用した情報発信を行います。加えて、企業や商工団体など地域の主体が一体となった採用活動等の取組を支援します。

県外に進学しても、将来的に三重に戻り活躍できるよう、県内の産業や企業への理解を深める取組とともに、進学後に県内の就職情報が届けられるよう、高校在学中からアプローチしていきます。

②移住の促進

【現状・課題】

県および県内市町の施策を利用した県外からの移住者数は増加傾向にあり、地域別では中京圏・関西圏からの移住者数が多い状況です。

平成28(2016)年度から令和4(2022)年度までの県および市町の施策を利用した県外からの移住者の属性等から、南勢・東紀州地域は県内他地域に比べ、「地方で働きたい・田舎で暮らしたい」ことを移住のきっかけに挙げる人の割合が高くなっており、北勢地域への移住者は関東地方からが最も多く、移住のきっかけは「実家の近くに帰りたい」が最多であるなど、地域によって異なる傾向が見られます。

今後も移住希望者から選ばれる県となるため、都市部への利便性を生かしたベッドタウンとしての可能性や、自然の豊かさをはじめとする魅力の発信と多様な働き方の促進による転入促進など、移住者数の増加に向けて、地域の特性を生かした戦略的かつ効果的な取組が必要です。

【取組方向】

移住の促進に向けては、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション等により、移住希望者に関心を持ってもらえるよう、さまざまな情報の発信を行います。また、SNSを活用し、県外の移住希望者と地域づくりに取り組む人びととの交流・連携を促進し、県内各市町への来訪を促すとともに、受入れ側の態勢の充実などに取り組めます。

さらに、自然や食、都市部への利便性など、地域の特性をふまえた「三重ならではの暮らしやすさ」の新たな魅力を積極的に発信するとともに、アプローチすべき対象や地域を明確にするなど、戦略的に取り組めます。また、若い世代をはじめとする移住希望者の関心が高いテーマでのセミナー開催や中京圏・関西圏などでの地域での情報発信を充実させるとともに、テレワークなど場所を選ばない働き方における暮らしの拠点として選ばれるよう、企業へのアプローチなどに取り組めます。

加えて、移住希望者の住まいの確保のため、空き家の活用を支援するとともに、転入転出者に対する移動理由のアンケートを市町の協力を得て実施し、分析した結果をふまえて、効果的な移住促進の取組につなげます。

③関係人口・交流人口の拡大

【現状・課題】

人口が減少し地域の活力が減退する中で、地域づくりの担い手確保や地域の活性化・魅力発信が課題となっており、県外からの移住者だけでなく、県外に住みながら県内の地域と多様に関わる「関係人口」¹¹が、地域づくりの担い手となることが期待されています。

また、関係人口が地域と継続的に関わることでその地域に魅力を感じ、移住につながることも期待されるため、流入促進としても、関係人口の拡大に取り組む必要があります。例えば鳥取県においては、民間企業と連携して、移住した企業の職員が副業として地域の仕事にも携わるといった取組も行われています。

一方で、観光やビジネス等で県外から訪れる「交流人口」¹²については、宿泊や食事、土産品の購入などで地域経済の活性化に寄与するとともに、関連する観光産業等の振興において重要です。

平成28(2016)年度から令和4(2022)年度までの「県および市町の施策を利用した県外からの移住者」に対して実施したアンケートでは、移住のきっかけとして「観光等で訪れて好きになった地域で暮らしたい」との回答もあることから、交流を通じて地域への関心が高まり、交流人口が関係人口の拡大や移住につながることを期待されるとともに、交流を契機とした気づきや刺激が今後の取組につながることも期待されます。

【取組方向】

関係人口の拡大に向けては、テレワークやワーケーションの促進とともに、それらに対応するために受入れ態勢の充実や情報発信に取り組めます。また、他県の事例も参考にしながら、国とも連携し、多様な働き方に関する環境整備などについても取組を進めるとともに、少子化が進展していく中で、「地域みらい留学」などの制度も参考としながら、取組を検討します。

交流人口の拡大に向けては、全庁的なプロモーションの取組方針を策定し、本県の強みを生かした観光プロモーションの実施や、三重テラスを拠点としたネットワークづくりなど、戦略的な取組を実施します。

④人口還流の促進

【現状・課題】

転出超過数を年齢階級別で見ると、8割以上が15歳～29歳の若者となっています。進学や就職を機とした若者の県外転出が継続している中で、一定数の若者が県外に転出することは避けられない状況であり、人口還流の視点から取組を進める必要があります。

大都市圏在住の三重県出身者アンケートでは、三重県へ戻ることをより積極的に検討する

¹¹ 居住地と離れた地域を行き来して、地域の人々と多様に関わる人々のこと。

¹² 観光やビジネスなども含め、さまざまな目的でその地域を訪れる人々のこと。

支援、機会として、「就職支援(マッチング・活動経費の補助)」、「住宅の確保にかかる経費の補助」、「住宅のあっせん」の順で回答が多く、県内への還流の促進に向け、働く場や住まいの確保が求められます。

また、三重県から県外に転出する詳細な理由の把握等が十分でなく、今後、理由の調査および分析のうえ、人口還流に向けた取組を検討する必要があります。

【取組方向】

市町と連携して移動理由に関するアンケート調査を実施し、転出入の要因等を分析することで、人口還流の取組につなげていきます。分析結果は市町とも共有し、市町での活用を図ります。

また、一度三重県を離れた人や三重県に戻りたいと考える人に対してどのようなアプローチが効果的か、情報発信や受入れの方法について調査・研究していきます。

さらに、「おしごと広場みえ」における就労支援や、空き家の活用など、働く場や住まいの確保に向けた取組の充実を検討するとともに、ふるさと三重に誇りと愛着を持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育むため、各学校や地域による郷土教育を推進します。

加えて、市町が実施する、地域へのUターンにつながる取組について情報共有し、横展開を図ります。

(ウ)定住促進、流入・Uターン促進【共通】

①生活の利便性の向上、賑わいの創出などまちづくりの支援

【現状・課題】

県で実施した県内外の高等教育機関の卒業を控えた学生に対して実施したアンケート調査において、卒業後の居住予定地域を県外と回答した方が三重県に戻る場合、気がかりと考えていることとして、「公共交通の利便性が低い」、「若者の楽しめる商業施設が少ない」といった回答が上位となりました。

また、大都市圏(東京圏、中京圏、関西圏)在住の三重県出身者(18歳以上40歳未満)に対して実施したアンケート調査においても、Uターンする場合に気がかりなこととして「仕事」や「収入」に続き「公共交通の利便性」、「買い物等日常的な生活の利便性」といった回答が多くなりました。

加えて、県内企業に勤務する若者からも、「賑わいに欠ける」といったご意見をお聞きしています。

このように、社会減対策を推進するにあたって、公共交通や買い物など生活の利便性の向上やまちの賑わいが重要な要素であることが明らかになりました。

一方で、本県においては、多くの大規模商業施設等は郊外に立地しているという特徴があり、自家用車無しではアクセスしづらくなっています。

生活の利便性や賑わいが結果として若者の転出超過に影響している可能性があります。こ

うした課題に対応する今後の取組について、調査・研究を進め、できることから取り組む必要があります。

【取組方向】

若者の定着に向けては、駅前賑わいや、若者が集う場づくりなどを創出する視点からまちづくりの支援が重要であり、県内の自治体においても駅前の再開発等の取組が行われているところ。こうした駅前空間の再編やコンパクトで賑わいのあるまちづくりの取組を市町と連携しながら推進します。

既存の公共交通機関の維持・活性化に取り組むとともに、高齢者や若者の移動手段の確保や、まちづくりと連動した交通ネットワークの構築を図る市町の取組を支援します。また、リニア中央新幹線の開業が本県の発展につながるよう、リニア活用の考え方やめざすべき将来像をまとめます。

中山間地域をはじめとした過疎化、高齢化が進む地域等において、企業や団体など地域外のさまざまな主体と連携して取り組まれる、地域の交流の場づくりや、祭り、伝統芸能・行事などを継承する取組を市町と連携して支援していきます。

また、県外の若者等が本県に興味を持つことや県内の若者等が地域に誇りや愛着を持つことをめざし、身近にある豊かな自然環境や子育てをする環境の充実に向けた取組なども含め、こうした地域の魅力の効果的な発信や郷土教育の実施などに取り組んでいきます。

②地域の主体との連携による広域的なネットワークの構築・取組の促進

【現状・課題】

地域の担い手の確保に向けた取組を進めていくうえで、働く場や住まいの確保はこれまでに以上に重要な課題となってきました。このため、引き続き人口減少の観点もふまえ、地域の産業振興や就労支援、道路等インフラ整備などに注力していく必要があります。また、移住の促進や関係人口の拡大により担い手の確保につなげることも重要であり、そのために地域の実情をふまえたきめ細かな取組や地域を越えた連携などが求められています。

こうした中で近年、地域では既存の県の施策において十分取り組まれてこなかった分野において、さまざまな主体の連携による活動が進められており、こうした取組が若者や移住される方などの働く場や住まいの確保、さらには移住の促進等につながるものとして期待されています。

具体的にはこれまでの現地調査などから、次のような取組が事例としてあげられます。

【地域での取組事例】

南伊勢町：人口減少や空き家問題などが深刻化する中、これまで地域になかったコワーキングスペースを立ち上げ、移住定住支援や空き家再生などに取り組む、賃貸での空き家成約数は大幅増となった。(第13回地域再生大賞で優秀賞を受賞)

大紀町①:三重大学での研究テーマ(大型定置網漁)をきっかけに移住し、漁業に従事した方が、大型定置網漁の禁漁期間に別の漁法により収入を確保するなど、漁業で生活できるような仕組みづくりに取り組んでいる。

大紀町②:特定地域づくり事業協同組合を作って、例えば夏は農業、冬は漁業をするなど特定の職種に向けて職員を派遣するという仕組みを整備。事業者は繁忙期に人を確保でき、派遣職員は年間通して仕事を確保できる。

尾鷲市①:三重県尾鷲市の登録有形文化財である「土井見世」を仕事場として、港町の暮らしを体験する、移住に向けた関係人口創出型のワーケーションを展開している。

尾鷲市②:使われなくなった倉庫を改装し、カフェと出店スペースを備えた常設の複合型施設「おわせマルシェ」として活用している。

人口減少の課題に的確に対応していくため、市町をはじめ地域住民、地域おこし協力隊、移住者、地域に関心のある域外の企業等、さまざまな主体の交流促進やネットワーク化、連携の強化に取り組むとともに、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うことで、上記のような地域の取組をさらに推し進め、広域的・継続的に展開することなどにより、成果につなげるという視点が重要となります。

県として、地域のさまざまな主体と連携しながら、人的ネットワークの構築・活用を図るとともに、広域的な取組、実効性のある取組を支援する必要があります。また、その際、地域を越えて、さまざまな人びとが出会い、相互に刺激を得ながら成長していくとともに、新しい取組につながるような仕組みづくりが重要です。

【取組方向】

● 県と県内全市町による情報共有や共同での調査研究、事業の実施等

地域の実情に応じた効果的な人口減少対策に係る取組を進めていくためには、県と市町の連携は不可欠となります。このことから、県と県内全市町で構成する「みえ人口減少対策連携会議」において、効果的な取組に向けた意見調整、情報共有をするとともに、先進的な取組を実施している自治体への視察等の調査研究や広域的・モデル的事業の実施に共同で取り組みます。さらに県内のベストプラクティスの掘り起こしを行い、横展開を図っていきます。

● コーディネーターの設置

人口減少対策に注力する中で、市町や地域おこし協力隊など地域で活動されている方々との意見交換などから、行政の取組が縦割りで総合的になっていないことや地域のニーズが関係者の間で十分共有されず具体的な支援につながりにくいことなどの課題が浮かび上がってきています。また、広域的な取組の必要性や地域における人材不足も指摘されています。

このため、取組に関し改善すべき点や十分に対応できていない課題があるといった認識のもとに、今後の対策、特に働く場や住まいの確保、関係人口の拡大などへの対応を充実・強化していく必要があります。

具体的には、地域の情報を一元的に集約・分析し、取組の改善や新たな取組につなげるとともに、現場のニーズや課題をふまえた効果的な支援としていくため、地域の活動により近いところで、市町をはじめ地域住民、地域おごし協力隊、移住者など関係者とダイレクトにつながる人口減少対策広域コーディネーターを人口減少が著しい南部地域に設置します。

コーディネーターの設置を通じて、国・県の施策等に関する情報提供による地域の取組支援や、地域の課題・ニーズに沿った効果的な取組の実施、地域で活動されている方々の広域的なネットワーク構築による人材の育成や取組の活性化、さらには、地域の主体との連携による働く場の創出や空き家の活用、地域の魅力発信などに関する広域的な取組を進めていきます。

③地域のあり方検討

【現状・課題】

自然減対策・社会減対策が効果を発揮したとしても、今後も人口減少が長期間にわたって続くことは確実です。社人研の推計によると、今後、県内のほとんどの地域で人口が減少し、中には、30年間で人口が半分以下になると見込まれる市町もあります。このことから、これまでの右肩上がりの人口増加を前提としたさまざまな制度や仕組みを見直し、長期にわたって人口が減少するという前提に立って、地域に住む人々が変わらず元気にいきいきと暮らせるようにするための取組を、自然減対策・社会減対策を中心とした人口減少対策の取組と並行して実施する必要があります。

【取組方向】

中長期的に人口減少が進み、自治体の税収や地域の担い手の減少が見込まれる中、例えば道路や河川などインフラを継続的に維持管理していくにはどうすべきか、上下水道やごみ処理などの公共サービス、医療・介護、公共交通などの生活関連サービスを効率的に提供するにはどうすればよいか等の観点から議論を深めるため、総務省が示す「地域の未来予測」の考え方等も活用し、市町が地域の将来の姿をデータ等で可視化、共有化することを支援します。また、コンパクトで効率的なまちづくりを含めた、人口減少を前提とした地域社会のあり方を市町と連携しながら検討し、中長期的な地域の方向性を取りまとめます。その結果をふまえ、県としてどう取り組んでいくか、関係部局と検討していきます。

社会減対策の KPI(重要業績評価指標)

| KPI(重要業績評価指標) | 現状値 R4(2022)年度 | R8(2026)年度 |
|--|---------------------|--------------------|
| 県内の高等教育機関卒業生が 県内に就職した割合 | 49.3% | 54.6% |
| 企業による設備投資件数(累計) | 45 件 | 150件 |
| 多様な就労形態を導入している 県内事業所の割合 | 87.4% | 92.1% |
| 女性活躍の推進のための人材育 成・登用や職場環境整備に取り 組む、常時雇用労働者 100 人以 下の団体数 | 391 団体 | 501団体 |
| 県外の就職支援協定締結大学 卒業生が県内に就職した割合 | 28.2% | 38% |
| 県および市町の施策を利用した 県外からの移住者数(累計) | 3,037 人 | 5,615人 |
| コンパクトで賑わいのあるまちづ くりに取り組む市町の割合 | 40% 10 市町 / 25市町 | 64% 16市町 / 25市町 |
| 新たな移動手段の確保に向けて 取り組んだ件数(累計) | 3 件 | 10件 |
| コーディネーターによる県への新 たな取組または現行取組の改善 提案(累計) | — | 12 提案 |

※「みえ元気プラン」に記載の関係施策の KPIのうち、特に本方針の取組方向と関連が深いものなどを KPIとしています。

(3)人口減少対策に関連する取組

人口減少対策については自然減対策、社会減対策を両輪として取り組むことに加え、地域に住み続けたり、県外から移り住むためには、防災・減災や医療・介護、教育・人づくり、公共交通、産業振興等、人々の安全・安心な生活や地域の雇用経済に密接に関わる分野において、必要な行政サービスが十分提供される必要があることから、人口減少の課題に対応していく視点から積極的に取組を進めていく必要があります。

(防災・減災)

防災の分野においては、消防団や自主防災組織など地域の防災活動を担う人材が不足するとともに、高齢化が進むことで避難行動要支援者の増加が見込まれる中、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨などによる災害の発生に備え、避難を必要とするすべての人が適切に避難できる体制づくりに取り組めます。

(医療・介護)

人口減少、高齢化が進み、疾病構造が変化・多様化し、医療需要も増加することをふまえ、医師や看護職員をはじめとした医療分野の人材を確保し、地域において質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備に取り組めます。また、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、ニーズに応じた介護サービス等を適切に提供できる介護基盤を整備するとともに、介護人材の確保に取り組めます。

(教育・人づくり)

教育の分野においては、児童生徒の減少が進む中でも、これからの時代に求められる学びを提供できるよう、学校の学びと配置のあり方について、学校が地域で果たす役割をふまえながら、それぞれの実情に応じた検討を行ったり、ICTを活用して学校間をつなぐ学習に取り組めます。また、三重への愛着や誇りを育む学習を進めるため、小中学校においては、郷土三重について学ぶ取組を進めるとともに、県立高等学校においては、地域を題材にした学習や地域人材との交流、県外から生徒を受け入れる取組など、各学校に応じた特色化・魅力化を進めます。

一方で、人口減少が進展する中、過疎化・高齢化の著しい地域や製造業が盛んな地域等では、地域課題の解決に積極的に取り組む人材や一定のスキルを身につけた人材の育成・確保が喫緊の課題となっており、こうした状況をふまえた検討が必要となっています。

(公共交通)

人口減少の進展や自家用車の利用増により、公共交通機関の利用者は減少傾向が続いています。買い物や通勤・通学・通院などさまざまな生活関連サービスを利用しやすいことは住

みやすい地域づくりにつながることから、既存の公共交通機関の維持・活性化に取り組むとともに、高齢者や若者の移動手手段の確保や、まちづくりと連動した交通ネットワークの構築を図る市町の取組を支援します。また、リニア中央新幹線の開業が本県の発展につながるよう、リニア活用の考え方やめざすべき将来像をまとめます。

(産業振興)

産業の振興は、地域における働く場の確保や、地域活力の維持につながることから、人口減少対策においても重要です。DXの推進やカーボンニュートラル実現の取組を進めることで、自動車、電機・電子、石油化学など本県の主要産業のさらなる振興を図るとともに、中小企業・小規模企業等の生産性向上に向けて、人材育成などの支援を行います。また、地域特性に応じた産業振興の必要性について今後、検討していきます。

観光産業においては、拠点滞在型観光を進めるとともに、大阪・関西万博や次期式年遷宮などの機会をチャンスととらえ、本県への観光誘客に取り組めます。農林水産業においては、スマート技術の導入による生産性の向上と働きやすい労働環境の整備を図り、新規就業者など担い手育成につなげます。

産業の振興については、これまで地域の産業集積を生かすとともに、成長産業の育成などの観点から取り組んできたところですが、人口減少が進む中でより地域の特性に応じた支援策の必要性が高まっていると考えており、今後検討していきます。

(共生社会に向けた取組)

一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などに関わらず、誰もが個性や能力を持つ個人として尊重され、希望を持って日々自分らしく生きられ、自分の目標に向けて挑戦し、能力を発揮し、参画・活躍できるよう、職業生活における女性活躍の推進、性の多様性を認め合う環境づくり、多文化共生社会づくり等、ダイバーシティ推進に取り組めます。

女性活躍の推進に向けて、男女の賃金格差などのジェンダーギャップの解消に向け、企業等との意見交換の場や女性との意見交換の場を設けるなど、企業・団体・関係者等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用などに取り組む、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境の整備を進めます。

高齢者や障がい者がその適性や能力を生かし、地域において活躍できるよう、スキルアップ等の支援を行うとともに、デジタル技術などを活用し、心身の状況等に応じた多様な働き方の普及に取り組めます。

外国人住民が安心して生活し、働くことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政生活情報の多言語化や相談体制の充実など、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組むとともに、相談対応や企業に対するセミナーの実施など就労支援に

取り組みます。

(4)人口減少対策の総合的な推進

(庁内の推進体制)

知事と関係部局長で構成する三重県人口減少対策推進本部において、部局間の情報共有や連携、対策の方向性の検討等、全庁を挙げて対策を推進します。

また、対策の推進にあたっては、政策企画部が司令塔となり、全庁の総合調整を行うとともに、取組の企画立案を進め、部局横断的に取り組んでいきます。特に人口減少が著しい南部地域においては、政策企画部において令和5年度から新たにコーディネーターを設置し、人口流出の抑制などに向けて課題やニーズを抽出するとともに、効果的な対策につなげていきます。

南部地域においては、南部地域振興局がコーディネーター等と連携して地域の実情に関する情報の収集・分析や課題の抽出などを行い、南部固有の事業の企画立案を行うことなどとしており、南部地域振興局と政策企画部が緊密に連携を図りながら取り組みます。

人口減少対策の課題の解決に向けては、市町や地域のさまざまな主体との連携は大変重要であり、今後、人口減少対策の視点も含め、地域機関のあり方について、検討していきます。

(人口減少対策に関する調査・分析)

実効性のある対策を講じるため、自然減や社会減の要因等を詳細に調査・分析し、本県が抱える人口減少の課題の把握を行います。

具体的には、国勢調査や住民基本台帳人口移動報告等の統計調査結果の分析や、若者・女性、子育て世代に対するヒアリングやアンケート調査、先進事例の調査研究のほか、市町の協力によるアンケート調査等に取り組み、今後の対策に活用します。

(市町との連携)

県と市町の人口減少対策担当部署で構成する「みえ人口減少対策連携会議」において、人口減少対策の情報共有や対策の検討を行うとともに、知事と市長、町長等で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」等において、取組の連携を図ります。県は市町の意見や要望の実現に向けた事業を検討するとともに、国に対して提言や規制改革等の要望を行います。

地域の実情に応じた人口減少対策に取り組むため、市町と共同で先進的・広域的なモデル事業を実施するとともに、市町ごとの創意工夫による独自の取組を支援します。

(企業等との連携)

働き方改革、ジェンダーギャップ解消など諸課題を解決することで、企業における人手不足

の解消や働く人のモチベーションアップにつながるなど、企業側にとってもプラスの効果が見込まれることから、企業等との意見交換の機会を作るなど連携を強化し、調査・分析や具体的な取組の検討を進めるとともに、女性との意見交換の機会を設け、県の取組に反映させていきます。

(有識者会議)

三重県人口減少対策有識者会議において、有識者の意見を聴取するとともに、毎年の改善に生かします。

4 進行管理

県が実施する毎年度の取組は「三重県行政展開方針」に基づき実施するとともに、効果検証については、重要基本指標、関係指標や KPI(重要業績評価指標)の状況を県政レポートの中で確認し、改善につなげていきます。また、調査・分析を継続し、エビデンスに基づく新たな取組の追加についても検討し、必要に応じて本方針の改定を行います。

令和5年度 県立大学設置の検討に係る有識者会議
報告書（案）

令和5年〇月

県立大学設置の検討に係る有識者会議

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 5つの論点 | 2 |
| (1) 費用対効果について | 2 |
| (2) 人口減少下の大学経営について | 3 |
| (3) 既存の県内大学への支援について | 5 |
| (4) 国の大学施策の動向について | 6 |
| (5) 企業のニーズ等への対応について | 7 |
| 3 まとめ | 8 |
| 県立大学設置の検討に係る有識者会議設置要綱 | 10 |
| 県立大学設置の検討に係る有識者会議委員名簿 | 11 |
| 県立大学設置の検討に係る有識者会議検討状況 | 12 |

別冊資料集

1 はじめに

三重県においては、県内の高等学校を卒業して大学へ進学した人のうち、県内の大学へ進学する人は約2割にとどまっており、その背景として県内高等教育機関の収容力が低いことなどが課題となっている。

また、年間の転出者数が転入者数を上回る社会減の状態にあり、転出超過数は、近年4,000人前後で推移している。その転出超過数の約8割を15歳～29歳の若者が占めており、進学や就職がその主要因と考えられている。

このような中、県では平成27年度と平成29年度に全国の私立大学を対象に県内への大学誘致についての意向調査を実施し、三重県への進出の可能性は極めて低いという結果となった。

そのため、大学の誘致だけでなく、県自ら大学を設置することも若者の県内定着に向けた方策の一つになるのではと考え、令和2年度に県立大学の設置検討に着手し、令和3年度から本格的な検討が行われてきたところである。

令和3年度は、「県立大学の設置の是非を検討するための有識者会議」による検討を行うとともに、高校2年生及びその保護者を対象とした学びの需要調査、公立大学を中心とした先進事例調査などに取り組み、令和4年度は、費用対効果の調査や県内高等教育機関に対する定数増に向けた新学部・学科設置の意向調査等を実施した。

県立大学設置に係るこれまでの検討結果から、県立大学の設置は、若者の県外流出抑制策として人口減少対策への効果は一定程度あると考えられるものの、整備や運営に多額の費用が必要となることから、県では慎重な判断が必要であると考えている。

令和4年度に実施した県立大学設置の費用対効果の試算結果をどう評価するのか、また、出生数の減少が想定以上に早まっていること、さらには、国におけるデジタル・グリーン等の分野への学部再編や高度情報専門人材の確保に向けた支援強化、加えて県内大学における学科再編・拡充の動向など、判断にあたり昨今の状況変化にも留意する必要がある。

そうしたことから、これまでの調査結果や新たな動きに対して、それぞれの分野で専門的な知見等を有する有識者からさまざまな観点での意見を聴取し、県立大学設置判断の参考とするため、当会議が設置された。

この報告書は、各委員から出された意見を整理し、当会議としてまとめたものである。

2 5つの論点

当会議では、県が想定していた5つの論点以外に特段論点として追加すべきとの意見はなかったことから、5つの論点をベースとして議論した。

県立大学設置の検討において、以下の5つの論点についての意見概要は次のとおりである。

(1) 費用対効果について

①議論のポイント

令和4年度に実施した費用対効果等の試算結果から、一定程度の費用対効果が見込まれるが、県立大学生1人を県内定着させる県負担額は1千万円超となる。

さらに、委員意見を受けて入学定員や県内就職率などの条件を変えて試算したところ、県内企業のニーズが高い工学部では、県立大学生1人を県内定着させる県負担額は約4千万円から7千万円となった。

これらの試算結果等をどう評価するか。

②意見概要

- ・一定効果はあるものの、県内就職率の見込みなどによって、費用対効果はかなり変動する上に、総じて高くはない。
- ・多額の経費がかかることは試算からも明らかであり、他の公立大学の例からも、県内定着に関して必ずしも多大な効果を与えるものとはなっていない。
新たに県立大学をつくる目的が若者の県内定着であるなら、他の手法も検討すべきではないか。
- ・県内大学等への支援や県内就職に伴い奨学金の返還を支援するなどの取組の方が県立大学の 신설より費用もかからず、一定の効果が期待できるのではないか。
- ・他の公立大学において住民を対象に授業料無償化の動きもあり、学生の獲得にはさらなる財政負担が必要になるかもしれない。
- ・大学設置の効果は大学がその地域にあるだけで生まれるような金額換算できない付加価値もあり、費用対効果の評価は見方によってさまざまである。
- ・県立大学設置の価値を何に見出すか。
費用対効果も大切であるが、南部地域などの進学コストの高い地域の子も達にとっては教育機会の均等や学びの格差是正という観点も考えられる。
- ・地域との連携や社会人の学び直しにより、県内産業が一層栄えることまで踏まえると大学設置の効果が高まる可能性がある。

(2) 人口減少下の大学経営について

①議論のポイント

出生数の減少が早まり、令和4年には80万人を切り、想定以上に将来の18歳人口が減少することが見込まれる。

仮に県立大学を開設するとしてもどんなに早くても令和10年度となる。

18歳人口の減少が加速する中で、若者の県内定着のために県立大学を新設する意義があると考えられるか。

②意見概要

- ・18歳人口の減少が加速する中、国公私立を問わず大学経営の将来性は厳しいと考えられる。

仮に、人材育成を行わなければ県民生活の維持が難しい状況となっているなど、やむを得ない事情がなければ慎重に判断した方がいいのではないか。

- ・文科省の2040年の定員充足率推計については、実際はもっと厳しく考えたほうがいい。

18歳人口の奪い合いから、どの大学も定員未充足のリスクにさらされ、入学定員を満たすことは益々難しい状況になっていき、今でも私立大学の半数以上は定員割れとなっている。

県立大学の設置が県内既存大学の経営悪化を招く可能性もある。

- ・若者の県内定着が県立大学設置の目的となっているが、18歳で三重県に残ったとしても、卒業して就職する際に出て行ってしまっただけでは4年間先延ばしただけで意味がない。

結局、県内での就職先や地域を活性化することを県全体として総合的に考える必要があり、若者の県内定着を目的として、県立大学をつくるというのは難しい要素がたくさんある。

- ・今の段階で県に明確なビジョンがあれば、令和12年くらいに新設できるかもしれないが、それが十分でないとすれば、その検討にも相当時間がかかるので、開設までに一層人口減少が進む可能性がある。

- ・県内の他大学にはない学部や教育プログラムを提供できるかなど、いわゆる競争を防ぐことで、他県からも学生が入ってくることにつながる。

既存の大学との競争を避ける意味でも県内の大学では設置していない分野、今後も設置が難しい分野などで、かつ人材育成が必要な分野であれば、県立大学設置の意義はあるのではないか。

・地方における高等教育機会の確保は公立大学の重要な役割と考えられ、その意味で考えれば新設する意義はあるのではないか。

ただ、仮に新設するとしても、県が試算した入学定員 300 人規模の大規模な大学設置は現実的ではなく、県内で養成すべき人材を絞り込んだ上で、比較的小規模な大学設置を検討するのも一つである。

(3) 既存の県内大学への支援について

①議論のポイント

県内大学で学部再編・拡充や新しい学部の設置等に向けた動きがある。こうした動きがある中で、定員増等に向けて県立大学の新設と既設の県内大学への支援の2つの政策の選択肢があるが、どう考えるか。

②意見概要

- ・県立大学を新設するためにはキャンパスといったハード整備だけでなく、教員の確保やカリキュラムの作成などソフト面にも労力をかける必要がある。
近年設置された公立大学の大部分は、短期大学を母体としたものや既存の私立大学の公立化、そして使われなくなった私立大学のキャンパス再利用といったもので、純粋に新設された大学は専門職大学など小規模なところが多い。
現時点において、県にこのような大学をつくるという明確なビジョンがなければ、既存の大学への支援を優先すべきではないか。
- ・県内高校生の大学進学を支援する方策の方が、県内大学への支援や県立大学新設よりも優先すべきと考える。
- ・高校生を県内に留めることよりも奨学金免除のような県に帰ってきてくれる仕組みなどに県は力を入れるべきではないか。
- ・県が地域をどう発展させていきたいのか、その考えに沿った教育を提供する大学があれば支援してもいいと思う。
ただ、結局就職先がなければ学生は県外へ出て行ってしまうので、個人よりも地域の産業を元気にする方にお金を使う方がいい。
- ・県立大学を新設し、企業と大学とがタッグを組み、三重県というフィールド・資源を最大限に活用して、新たな事業・ビジネスを生み出すような教育プログラムの策定や、人材育成・産業育成などのイノベーションを巻き起こすくらいの動きがないと人材の県内定着は難しいかもしれない。

(4) 国の大学施策の動向について

①議論のポイント

国では、デジタル・グリーン等の分野への学部再編や高度情報専門人材の確保に向けた支援等を打ち出している。

東京 23 区の大学は、地方大学・産業創生法により、平成 30 年からの 10 年間、原則定員抑制が行われているが、例外措置としてデジタル分野に限り、臨時的な学部新設や既存学部の定員増が認められた。

既存の大学がこうした国の大学施策の方向性を捉えて学部再編や拡充等を進めている中、新設に時間を要する後発の県立大学は、十分な学生確保等が見込めると考えられるか。

②意見概要

- ・ 国の高度情報専門人材の確保に向けた支援を受けて全国各地でデジタル系学部等新設の動きがあるが、デジタル系学部のトレンドはいつまで続くか分からないし、後発の県立大学では教員の確保も難しいと考えられる。
- ・ 試算にもあるように情報系の人材は地元定着率が低く、大都市圏に流れる傾向が強いことから県内定着にはつながらない可能性が高い。
しかし、逆に言えば情報系・デジタル系を志望する人材にとって県内企業に魅力があれば県内定着につながるということである。
- ・ 後発であるからこそ、既存の大学では設置に踏み切れない分野での設置や、私立大学では経営維持が難しい小規模な定員設定で大学運営を行うというのも一つの方策と考えられる。

(5) 企業のニーズ等への対応について

①議論のポイント

令和3年度及び令和4年度に実施した事業者アンケートの調査結果からは、工学部、商学・経営学・経済学部等へのニーズが高かった。

今後の地域経済の動向や産業構造の変化を見据えたニーズに十分応える大学を設置して、県内定着を促進することは可能だと考えられるか。

②意見概要

- ・現時点では、企業からこういう人材が足りないから県内で養成してほしいという特別な思いは必ずしも強くない。
- ・県立大学を設置して人材を育成するよりも、県内での就業先の確保・拡大とともに、県内企業と県内外の学生それぞれのニーズに沿ったマッチングの効果的・効率的な支援などをして県内に就職してもらう方が現実的ではないか。
- ・企業にとって必要な人材は県外進学者等のU・Iターンでも実現できる。
県外へ出た人が、戻ってこれるような仕組みづくりに注力することが大事であるし、県内産業に魅力があれば県外からも来てくれるので、県内での人材育成にこだわりすぎない方がいい。
- ・地域に必要な人材の育成を行い、地域に十分な就職先があれば、県内定着を促進できる可能性はあると考えられる。

県内定着に向け地元企業への就職につなげるには、企業ニーズに応える教育内容の構築や研究活動の推進、学外との連携を促進できる職員体制の整備など、地域産業と深く連携できるような特色ある大学であることが望ましい。

- ・企業やさまざまな自治体との協力関係が非常に大事、いろんな人達が日常的に交流できるような大学であれば、アイデアの流動化も起きて、それぞれの企業ニーズにも応えることができる。

大学自体を開かれたものにしないと、これからの時代はやっていけない。

- ・製造業はイノベーションを起こさないといけない。

そのため、さらに高みを目指す社会人への大学院レベルの教育や、北勢地域におけるリカレント教育はニーズが高い。

県立大学である必要は必ずしもないが、三重県を成長させるためには必要なポイントになる。

3 まとめ

高等教育機会の確保は公立大学の果たす重要な役割の一つであり、特に地方都市では意義があると考えられる。

また、既存の大学ではすぐに設置に踏み切れない分野での設置や私立大学では経営維持が難しい小規模の定員設定で大学を運営できることは、県立大学の強みであり、人材育成・産業育成などのイノベーションを巻き起こすくらいの特色ある県立大学を新設すれば、人口減少下でも一定の条件の下、経営維持は出来なくはない。

そうしたことから、人材育成が必要とされる分野に特化し、学生の教育プログラムを工夫することで、県内外から学生を確保できるかもしれず、比較的小規模な大学の新設であれば経営を維持しつつ県内定着に一定の効果が見込める可能性は考えられる。

一方で、県内定着に関する費用対効果の試算は、総じて高いとも言い難く、イニシャル・ランニングコストも大きいことから、県内定着への効果が不透明な大学新設については慎重に検討すべきではないか。

また、県の立地状況からは、近隣府県への通学も可能であり、魅力的な大学でないと学生が進学先に選ばず生き残れないおそれがある。他方、あまりに特色ある大学をつくと、学生が県内外から集まるが卒業時には県外へ出ていき、結局県内定着にはつながらない可能性もある。

県内に残る学生を増やすため（県内定着のため）には、県内高等教育機関において、県内企業が求める人材の育成や高校生が進学したいコースをつくる学科再編の動きがあるならば、そういう動きを支援する方が、県内で進学したいと思える学びの選択肢が広がり、県内に残る学生が増えることにつながる。

留意すべきは、四年制の私立大学の5割超が入学者の定員割れをしている状況であることから、仮に県内で規模縮小や閉学になる私立大学が出てきた場合、県立大学を設置して定員を増やしても効果が相殺されてしまうおそれがあるので、私立大学との学部等の競合は避ける必要がある。

特に人口減少下、文部科学省は競合校の状況分析を重視し、新たな大学が本当に必要か、認可審査を厳格化して公立大学の新設を抑制する方針を示している。

そもそも県立大学の設置検討は、若者の県内定着を目的としている。

そういう目的であれば、県の人材育成の考えや方針、政策に合致することを前提に、県内大学が若者の県内定着に向けてさまざまに工夫する取組への支援であるとか、学生の奨学金返還支援といった県内定着につながる可能性がある取組の充実、県内外学生への県内企業とのマッチング支援や県内産業の振興などに一層注力するなど、特に県外に進学した若者が三重県に戻って就職できる仕組みや産業政策を充実させることが広域自治体である県の役割として重要と考えられる。

以上のことから、有識者会議として5つの論点の議論もふまえ、大学新設によるメリット・デメリットを比較検討すると、県立大学の新設については課題や懸念も多いことから、現時点では、県立大学の新設以外の選択肢をさまざま模索したほうが、三重県が目指す若者の県内定着に資するのではないかと考える。

今後、県として県立大学設置の有無を判断するにあたっては、当会議の意見をふまえて慎重に判断されたい。

県立大学設置の検討に係る有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 県立大学設置の検討にあたって、専門的な見地から意見を聴取するため、有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 県立大学設置の検討に関すること。
- (2) その他県立大学設置を検討するにあたり、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。

(議長)

第4条 会議には議長を置き、議長は委員の互選により決定する。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議の進行は、議長が行うものとする。

(報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策企画部政策企画総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

県立大学設置の検討に係る有識者会議 委員名簿

(敬称略、50音順)

| 氏名 | 所属・職名 |
|--------------|--------------------------------|
| 石阪 督規 | 埼玉大学キャリアセンター センター長・教授 |
| 伊藤 公昭 | 株式会社三十三総研 代表取締役副社長 博士(学術) |
| 田村 秀 (議長) | 長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授 |
| 両角 亜希子 | 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策コース 教授 |
| 山田 直彦 | 一般財団法人日本開発構想研究所 高等教育研究部 副主幹研究員 |

県立大学設置の検討に係る有識者会議開催状況

- 1 第1回 令和5年6月16日(金)
論点・判断材料等について意見交換
- 2 意見照会等整理 令和5年7月～8月
論点・判断材料等に係る各委員意見の追加照会・整理
- 3 第2回 令和5年9月15日(金)
5つの論点について意見交換
 - 費用対効果について
 - 人口減少下の大学経営について
 - 既存の県内大学への支援について
 - 国の大学施策の動向について
 - 企業のニーズ等への対応について
- 4 第3回 令和5年9月29日(金)
有識者会議報告書(案)について意見交換

別冊資料集

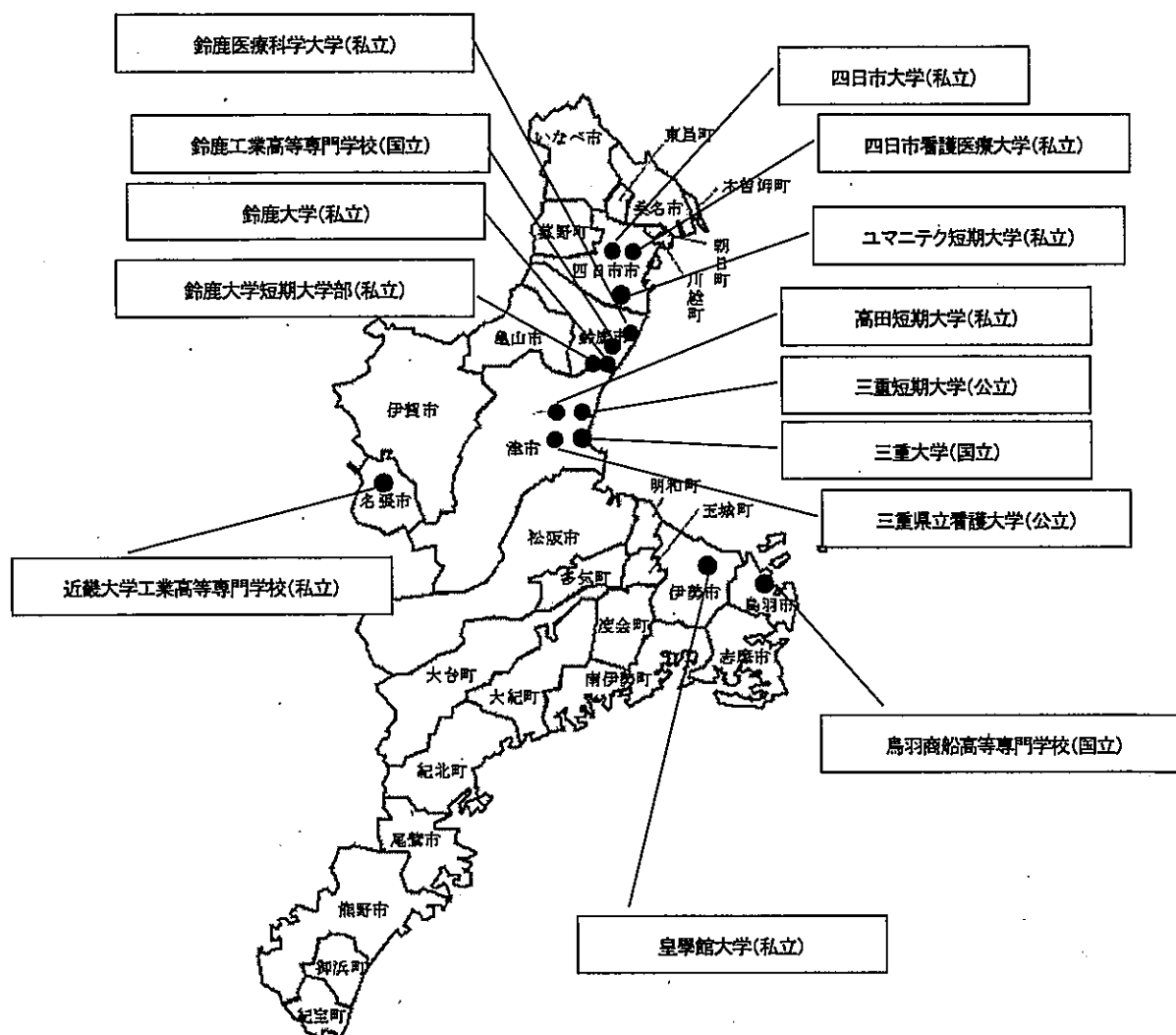
○県立大学設置の検討に係る有識者会議 配布資料（一部抜粋）

| | |
|--------------------------------|----|
| ・ 県内高等教育機関の状況について | 1 |
| ・ 大学進学者の状況について | 5 |
| ・ 全国大学の動向等について | 11 |
| ・ 企業アンケートについて（令和3年度実施） | 17 |
| ・ 費用対効果等調査について（令和4年度実施） | 19 |
| ・ 有識者意見等をふまえた県立大学の費用対効果の試算について | 27 |
| ・ 参考データ集 | 33 |

県内高等教育機関の状況について

1 三重県内の高等教育機関

県内には、大学が7校、短期大学が4校、高等専門学校が3校あります。



(出典：三重県にて作成)

2 大学進学者収容力（令和4年4月入学者）

県内高等学校卒業生（浪人含む）のうち、大学に進学した者に対する県内の大学入学定員の比率「大学進学者収容力」について、令和4年度（令和4年4月入学）の本県の数値は41.0で、全国的に見て低い水準となっています。

$$\frac{\text{県内4年制大学の入学定員数}}{\text{県内高等学校を卒業して4年制大学に進学した人数 (浪人含む)}} \times 100 = \frac{3,230}{7,884} \times 100 = 41.0$$

(出典：文部科学省「学校基本調査」、三重県独自調査に基づき作成)

3 本県における高等教育機関の学部、学科及び収容定員（令和5年5月1日現在）

【大学】

① 三重大学（国立大学法人） 創立：昭和24年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|--------|------------|-------|
| 人文学部 | 文化学科 | 368 |
| | 法律経済学科 | 612 |
| | 計 | 980 |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 800 |
| 医学部 | 医学科 | 750 |
| | 看護学科 | 320 |
| | 計 | 1,070 |
| 工学部 | 総合工学科 | 1,600 |
| 生物資源学部 | 資源循環学科 | 280 |
| | 共生環境学科 | 280 |
| | 生物圏生命化学科 | 320 |
| | 海洋生物資源学科 | 160 |
| | 計 | 1,040 |
| 合計 | | 5,490 |

② 三重県立看護大学（県立） 創立：平成9年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 看護学部 | 看護学科 | 400 |
| 合計 | | 400 |

③ 四日市大学（私立） 創立：昭和63年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|--------|--------|------|
| 総合政策学部 | 総合政策学科 | 520 |
| 環境情報学部 | 環境情報学科 | 280 |
| 合計 | | 800 |

④ 四日市看護医療大学（私立） 創立：平成19年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|--------|--------|------|
| 看護医療学部 | 看護学科 | 450 |
| | 臨床検査学科 | 150 |
| | 合計 | 600 |

⑤ 鈴鹿医療科学大学（私立） 創立：平成3年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|----------------|------------------------|-------|
| 保健衛生学部 | 放射線技術科学科 | 400 |
| | 医療栄養学科 | 160 |
| | 臨床検査学科 | 200 |
| | リハビリテーション学科 理学療法学専攻 | 160 |
| | 作業療法学専攻 | 160 |
| | 医療福祉学科 医療福祉学専攻 | 120 |
| | 臨床心理学専攻 | 120 |
| | 鍼灸サイエンス学科 | 120 |
| | 救急救命学科 | 80 |
| | 計 | 1,520 |
| | 医用工学部 | 臨床工学科 |
| 医療健康データサイエンス学科 | | 120 |
| 医用情報工学科 | | 30 |
| 計 | | 310 |
| 薬学部 | 薬学科 | 600 |
| 看護学部 | 看護学科 | 400 |
| 合計 | | 2,830 |

※R3に医用情報工学科を医療健康データサイエンス学科に改組

⑥ 鈴鹿大学（私立） 創立：平成6年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|---------|---------|------|
| 国際地域学部 | 国際地域学科 | 480 |
| こども教育学部 | こども教育学科 | 200 |
| 合計 | | 680 |

⑦ 皇學館大学（私立） 創立：昭和37年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|----------|-------------|-------|
| 文学部 | 神道学科 | 240 |
| | 国文学科 | 320 |
| | 国史学科 | 320 |
| | コミュニケーション学科 | 320 |
| 計 | | 1,200 |
| 教育学部 | 教育学科 | 800 |
| 現代日本社会学部 | 現代日本社会学科 | 480 |
| 合計 | | 2,480 |

【短期大学】

⑧ 三重短期大学 (市立) 創立: 昭和 27 年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|--------|---------|------|
| 法経科 | 第1部 | 200 |
| 法経科 | 第2部 | 200 |
| 食物栄養学科 | 食物栄養学専攻 | 100 |
| 生活科学科 | 生活科学専攻 | 200 |
| 合計 | | 700 |

※R3 に食物栄養学科を新設

⑨ ユマニテク短期大学 (私立) 創立: 平成 29 年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|--------|--|------|
| 幼児保育学科 | | 200 |
| 合計 | | 200 |

⑩ 鈴鹿大学短期大学部 (私立)

創立: 昭和 41 年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|---------------|---------|------|
| 生活コミュニケーション学科 | こども学専攻 | 100 |
| | 食物栄養学専攻 | 80 |
| 合計 | | 180 |

⑪ 高田短期大学 (私立) 創立: 昭和 41 年

| 学部・学科等 | | 収容定員 |
|----------|--------------------|------|
| 子ども学科 | | 300 |
| キャリア育成学科 | オフィスワークコース、介護福祉コース | 200 |
| 合計 | | 500 |

【高等専門学校】

⑫ 鈴鹿工業高等専門学校 (国立)

創立: 昭和 37 年

| 学部・学科等 | 収容定員 |
|---------|-------|
| 機械工学科 | 200 |
| 電気電子工学科 | 200 |
| 電子情報工学科 | 200 |
| 生物応用化学科 | 200 |
| 材料工学科 | 200 |
| 合計 | 1,000 |

⑬ 鳥羽商船高等専門学校 (国立)

創立: 昭和 42 年

| 学部・学科等 | 収容定員 |
|------------|------|
| 商船学科 | 200 |
| 情報機械システム学科 | 400 |
| 合計 | 600 |

⑭ 近畿大学工業高等専門学校 (私立)

創立: 昭和 37 年

| 学部・学科等 | 収容定員 |
|-----------|------|
| 総合システム工学科 | 800 |
| 合計 | 800 |

大学計 13,280 人 (全学年)

短期大学計 1,580 人 (全学年)

高等専門学校計 2,400 人 (全学年)

合計 17,260 人 (全学年)

【参考】

令和 5 年度 県内大学の入学定員 3,230 人

全高等教育機関の入学定員 4,500 人

4 県内高等教育機関への県内・県外からの入学者状況

県内高等教育機関への入学者の割合は、令和5年4月入学で、県内から61.3%、県外から38.7%となっています。

| | 令和3年4月入学 | | | | | 令和4年4月入学 | | | | | 令和5年4月入学 | | | | |
|---------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 入学者数 (人) | 県内入学者 | | 県外入学者 | | 入学者数 (人) | 県内入学者 | | 県外入学者 | | 入学者数 (人) | 県内入学者 | | 県外入学者 | |
| | | 数(人) | 割合(%) | 数(人) | 割合(%) | | 数(人) | 割合(%) | 数(人) | 割合(%) | | 数(人) | 割合(%) | 数(人) | 割合(%) |
| 大学計 | 3,303 | 1,761 | 53.3 | 1,542 | 46.7 | 3,143 | 1,716 | 54.6 | 1,427 | 45.4 | 3,172 | 1,781 | 56.1 | 1,391 | 43.9 |
| 短期大学計 | 702 | 576 | 82.1 | 126 | 17.9 | 664 | 508 | 76.5 | 156 | 23.5 | 634 | 486 | 76.7 | 148 | 23.3 |
| 高等専門学校計 | 492 | 346 | 70.3 | 146 | 29.7 | 491 | 378 | 77.0 | 113 | 23.0 | 508 | 377 | 74.2 | 131 | 25.8 |
| 合計 | 4,497 | 2,683 | 59.7 | 1,814 | 40.3 | 4,298 | 2,602 | 60.5 | 1,696 | 39.5 | 4,314 | 2,644 | 61.3 | 1,670 | 38.7 |

(出典：各高等教育機関への聞き取りをもとに三重県にて作成)

5 県内高等教育機関の学部設置等の動向

(1) 学部の新設・再編等

三重大学が情報・デジタル科学系学部の新設について構想・検討しているほか、複数校で、国の高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援事業により、情報系のコースを新設・再編し、定員の時限的な増員を予定しているなど、県内高等教育機関において新たな動きが出始めている状況です。

(2) その他県内の動向

四日市市が中心市街地の活性化を図るため、理工系を候補に JR 四日市駅周辺への大学の設置・誘致を検討しています。

令和5年度に有識者会議を設置して基本構想を策定する予定であり、基本構想では、①育成する人材像、②想定する教育レベル、③学問・学部の分野を盛り込む方針です。

大学進学者の状況について

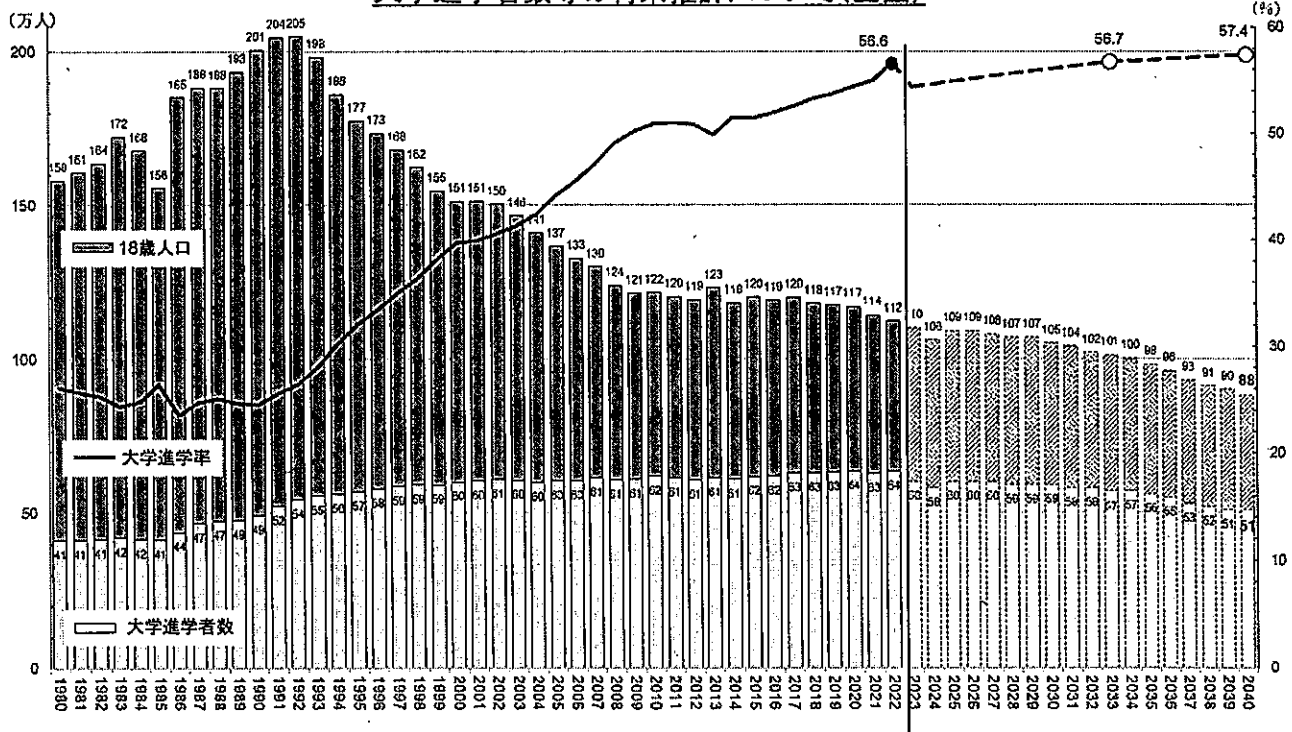
1 全国の4年制大学進学者数の将来推計

中央教育審議会大学分科会将来構想部会が、文部科学省「学校基本調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に、2018年（平成30年）に行った推計によると、18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測されています。

現状、2022年度（令和4年度）の全国の大学進学率は56.6%、大学進学者数は63万5156人となっており、想定よりも高く推移しています。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、出生数が80万人を下回るのは2033年（令和15年）とされていましたが、厚生労働省「人口動態調査」（速報値）によると、2022年（令和4年）1～12月の出生数は79万9728人と80万人を下回っており、想定より11年早く少子化が進んでいます。

大学進学者数等の将来推計について(全国)

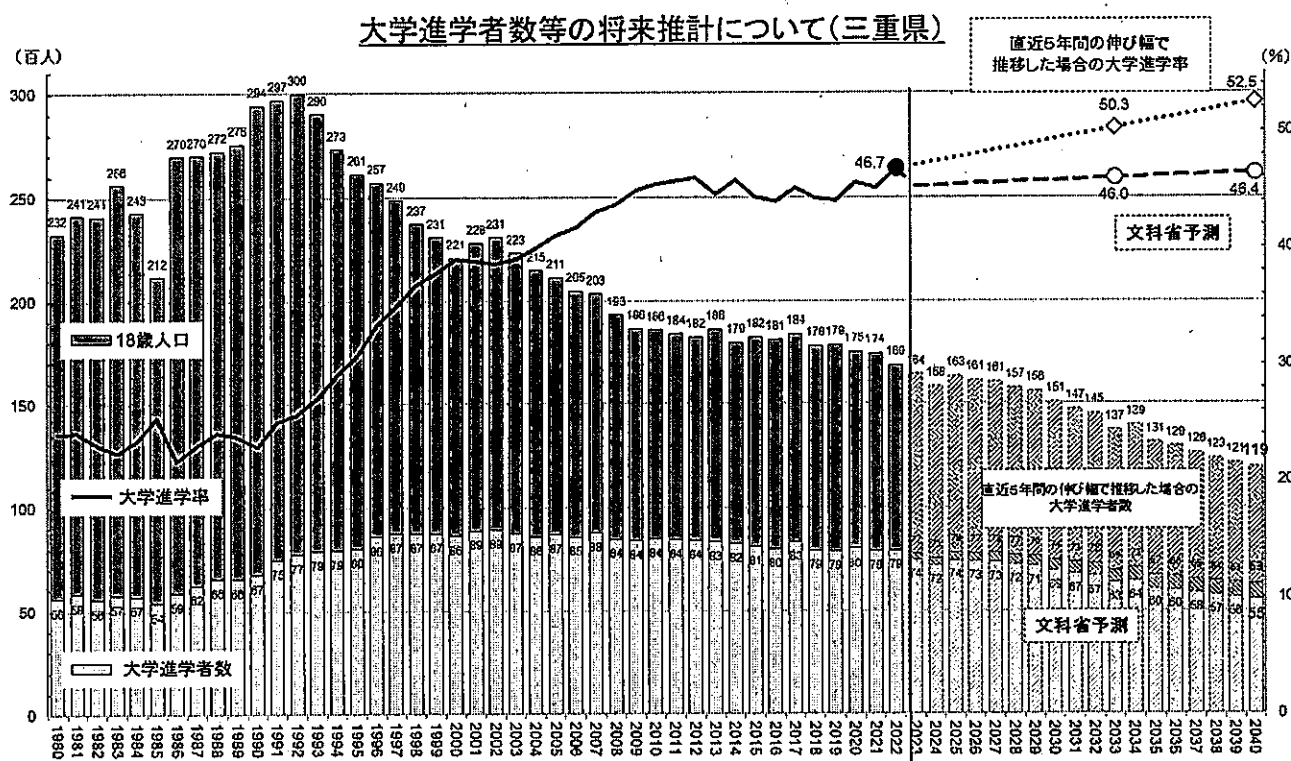


(出典：文部科学省「大学への進学者数の将来推計」をもとに三重県にて作成)

2 三重県の4年制大学進学者数の将来推計

2022年度（令和4年度）の三重県の大学進学率は46.7%、大学進学者数は7884人となっており、大学進学率は全国と比較すると9.9%低い状況にあります。

なお、2018年（平成30年）時点の文部科学省の予測では、2040年度（令和22年度）で県の大学進学率は46.4%となりますが、現時点で既に超えており、今後も直近5年間の伸び幅で推移すると仮定した場合は52.5%となります。

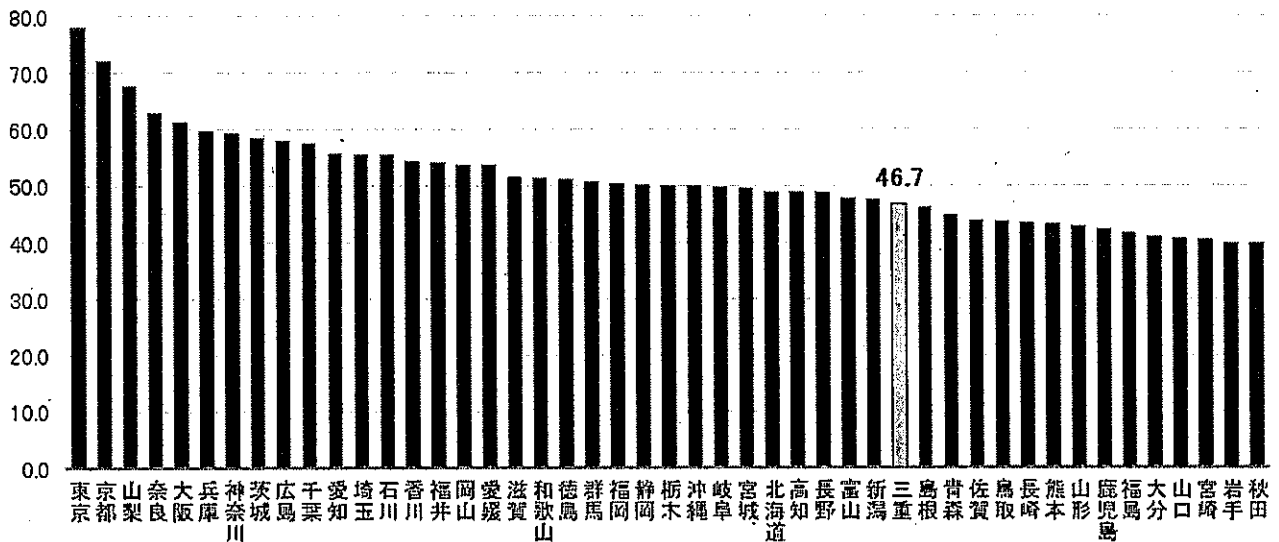


(出典：文部科学省「大学への進学者数の将来推計」をもとに三重県にて作成)

(参考) 4年制大学進学率の全国比較

4年制大学進学率を見ると、三重県は全国で33番目となっています。

都道府県別の大学進学率(令和4年3月卒)



(出典：文部科学省「学校基本調査」をもとに三重県にて作成)

(参考) 県内高校を卒業(浪人含む)した大学進学者の地域別進学先

(令和4年4月進学者)

県内高校を卒業した大学進学者(浪人生を含む)のうち、三重県内の大学に進学した割合(地元大学進学率)は21.7%(全国36位)となっています。

なお、県外大学に進学した割合は、愛知県に約4割、東京圏に約1割、関西圏に約2割の学生が進学しています。

(1) 三重県の地域別の進学状況

三重県出身の高校生(浪人生を含む)が県外大学に進学した割合を地域別に見ると、東海圏、関西圏、東京圏の順番に多い。

| | |
|-------------------------|----------------|
| 東海圏(愛知、岐阜)※三重県除く | 38.6% (3,045人) |
| 関西圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山) | 21.0% (1,658人) |
| 東京圏(東京、千葉、埼玉、神奈川) | 8.4% (660人) |

(出典：文部科学省「学校基本調査」をもとに三重県にて作成)

(2) 三重県の県別の進学状況

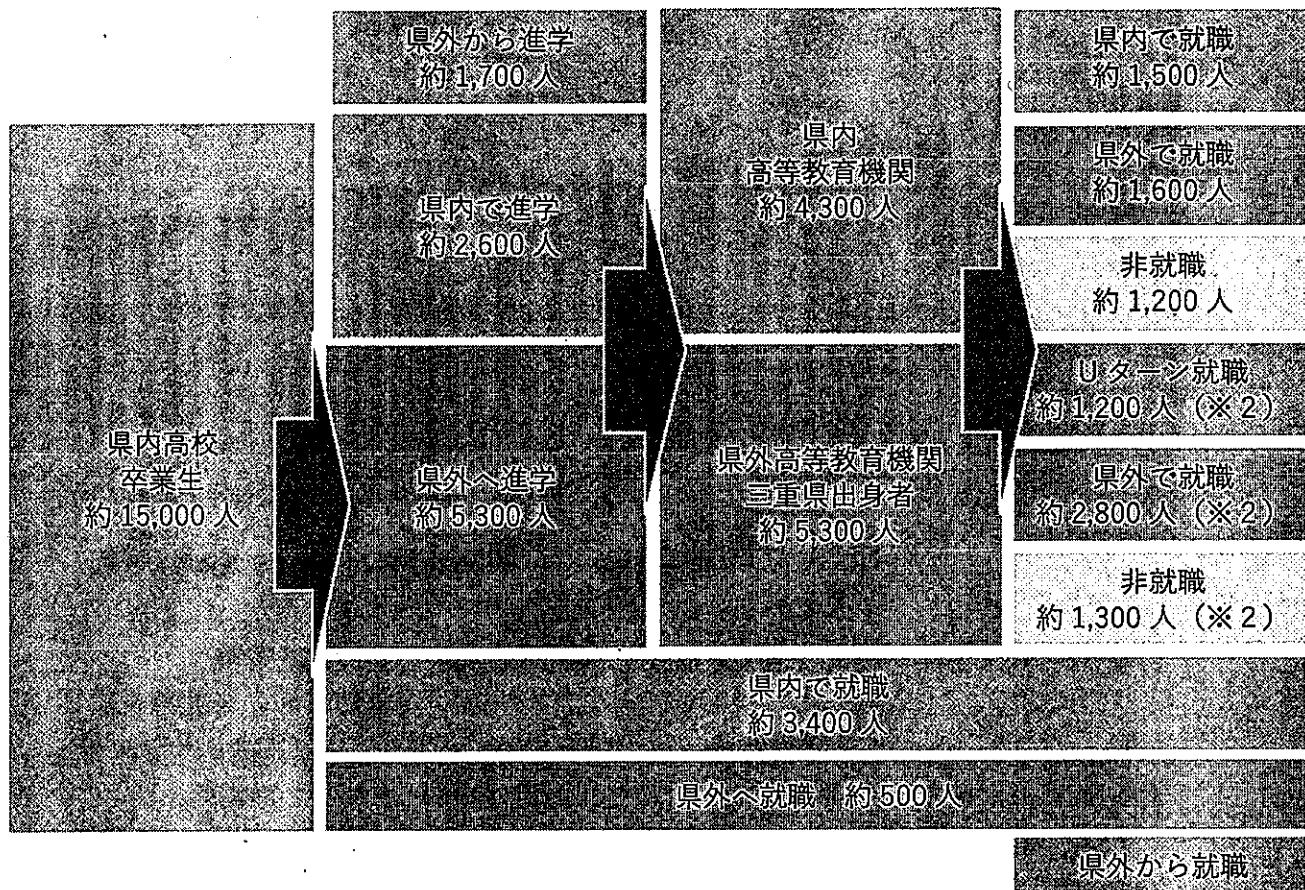
三重県出身者の進学先上位5都道府県は下記のとおりで、過去10年間変わらない。

| | | |
|----|-----|----------------|
| 1位 | 愛知県 | 37.2% (2,936人) |
| 2位 | 三重県 | 21.7% (1,707人) |
| 3位 | 大阪府 | 8.3% (653人) |
| 4位 | 京都府 | 6.7% (530人) |
| 5位 | 東京都 | 5.5% (433人) |

(出典：文部科学省「学校基本調査」をもとに三重県にて作成)

(参考) 本県の進学・就職(※1)における人口移動の概要

県内高等学校卒業生の約2割が県内進学、県内高等教育機関卒業生(非就職者を除く)の約5割が県内就職、県外高等教育機関卒業生(非就職者を除く)の約3割が三重県内にUターン就職をしています。



出典：文部科学省「学校基本調査」及び高等教育機関へのアンケート等に基づき三重県作成。

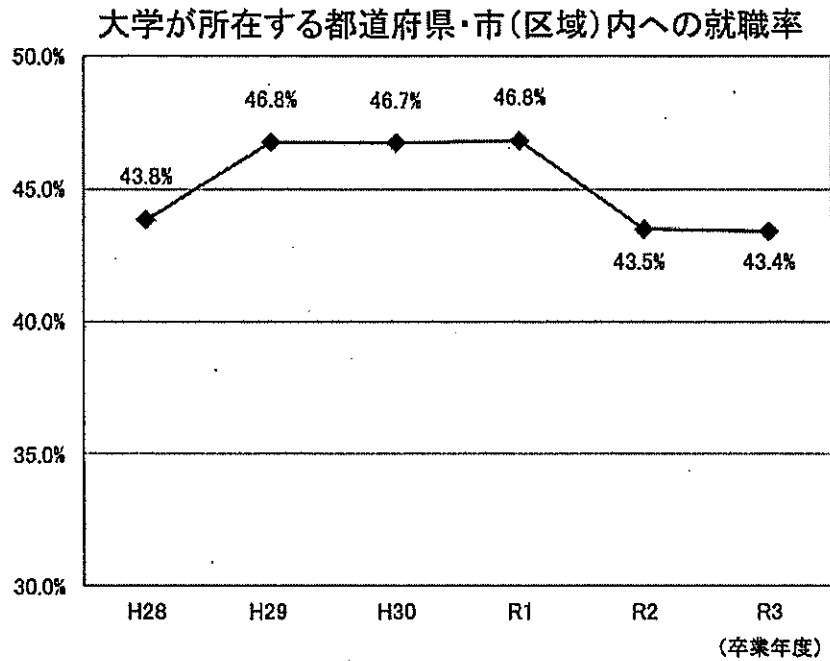
人数は概数であり正確ではないこと、簡略化のため専修学校等一部の進路を省略していることに留意。

(※1) 就職：進路が自営業主等、無期雇用労働者、雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の有期雇用労働者(学校基本調査における定義に準じる)

(※2) 学校基本調査における就職者率(約75%)及び就職支援協定締結大学におけるUターン就職率(約30%)を参考に試算

(参考) 公立大学所在地と同一都道府県・市(区域)内への就職率の推移

『公立大学ファクトブック 2022』によると、全国の公立大学卒業生(学部のみ)で就職した者のうち、就職先の地域が把握できているものについて、大学所在の都道府県・市(区域)内への就職率は概ね 45%前後で推移しています。



出典：一般社団法人公立大学協会「公立大学ファクトブック 2022」

全国大学の動向等について

1 4年制大学の設置・募集停止等の動向（令和2年度以降）

令和2年度以降、全国の4年制大学では公立大学9校、私立大学21校が新設され、私立大学5校が定員割れ等の理由により募集停止となっています。

新設大学の規模は、平均すると130名程度（大阪公立大学を除く）の定員となっており、医療・看護・福祉系の学部が最も多く、続いて工学系・情報系の学部が多くなっています。

※ ○は公立、それ以外は私立を表す

新設

| 大学名 | 設置団体 | 開学年 | 学部等 |
|-------------------|------------|------|--|
| ○ 旭川市立大学 | 北海道旭川市 | 令和5年 | 私立の旭川大学を公立化 経済学部(100名)、保健福祉学部(100名) |
| 電動モビリティシステム専門職大学 | 山形県西置賜郡飯豊町 | 令和5年 | 電気自動車システム工学部(40名) |
| 東京情報デザイン専門職大学 | 東京都江戸川区 | 令和5年 | 情報デザイン学部(160名) |
| グローバルBiz専門職大学 | 神奈川県川崎市 | 令和5年 | グローバルビジネス学部(98名) |
| ビューティ&ウェルネス専門職大学 | 神奈川県横浜市 | 令和5年 | ビューティ&ウェルネス学部(240名) |
| ○ 大阪公立大学 | 大阪府 大阪市 | 令和4年 | 大阪府立大学、大阪市立大学を改組・統合(1学域・11学部) |
| ○ 川崎市立看護大学 | 神奈川県川崎市 | 令和4年 | 川崎市立看護短期大学を前身に4年制大学として新設 看護学部(100名) |
| ○ 周南公立大学 | 山口県周南市 | 令和4年 | 私立の徳山大学を公立化 経済学部(230名)、福祉情報学部(50名) |
| アール医療専門職大学 | 茨城県土浦市 | 令和4年 | リハビリテーション学部(80名) |
| 令和健康科学大学 | 福岡県福岡市 | 令和4年 | 看護学部(80名) リハビリテーション学部(140名) |
| 大阪信愛学院大学 | 大阪府大阪市 | 令和4年 | 大阪信愛学院短期大学を4年制大学へ改組 教育学部(80名)、看護学部(80名) |
| ○ 叔啓大学 | 広島県 | 令和3年 | ソーシャルシステムデザイン学部(100名) |
| ○ 三條市立大学 | 新潟県 三條市 | 令和3年 | 工学部(80名) |
| ○ 静岡社会健康医学大学院大学 | 静岡県 | 令和3年 | 社会健康医学に関する単科の大学院(10名) |
| ○ 芸術文化観光専門職大学 | 兵庫県 | 令和3年 | 芸術文化・観光学部(80名) |
| 和歌山リハビリテーション専門職大学 | 和歌山県和歌山市 | 令和3年 | 健康科学部(80名) |
| 大阪国際工科専門職大学 | 大阪府大阪市 | 令和3年 | 工科学部(160名) |
| 名古屋国際工科専門職大学 | 愛知県名古屋市 | 令和3年 | 工科学部(120名) |
| かなざわ食マネジメント専門職大学 | 石川県白山市 | 令和3年 | フードサービスマネジメント学部(40名) |
| 松本看護大学 | 長野県松本市 | 令和3年 | 看護学部(70名) |

新設(続き)

| 大学名 | 設置団体 | 開学年 | 学部等 |
|-------------------|---------|------|---|
| ○ 静岡県立農林環境専門職大学 | 静岡県 | 令和2年 | 静岡県農林大学校を前身に専門職大学として新設 生産環境経営学部(24名) |
| 岡山医療専門職大学 | 岡山県岡山市 | 令和2年 | 健康科学部(120名) |
| 開志専門職大学 | 新潟県新潟市 | 令和2年 | 事業創造学部(80名)、情報学部(80名)、アニメ・マンガ学部(80名) |
| 情報経営イノベーション専門職大学 | 東京都墨田区 | 令和2年 | 情報経営イノベーション学部(200名) |
| 東京保健医療専門職大学 | 東京都江東区 | 令和2年 | リハビリテーション学部(160名) |
| びわこリハビリテーション専門職大学 | 滋賀県東近江市 | 令和2年 | リハビリテーション学部(120名) |
| 東京国際工科専門職大学 | 東京都新宿区 | 令和2年 | 工科学部(200名) |
| 高知学園大学 | 高知県高知市 | 令和2年 | 健康科学部(130名) |
| 名古屋柳城女子大学 | 愛知県名古屋市 | 令和2年 | こども学部(70名) |
| 湘南鎌倉医療大学 | 神奈川県鎌倉市 | 令和2年 | 看護学部(100名) |

(出典:一般社団法人公立大学協会及び文部科学省の公表データをもとに三重県にて作成)

募集停止

| 大学名 | 所在地 | 募集停止年 | 学部等 |
|------------|---------|-------|-------------|
| 恵泉女学園大学 | 東京都多摩市 | 令和6年 | 人文学部、人間社会学部 |
| 神戸海星女子学院大学 | 兵庫県神戸市 | 令和6年 | 現代人間学部 |
| 上野学園大学 | 東京都台東区 | 令和3年 | 音楽学部 |
| 保健医療経営大学 | 福岡県みやま市 | 令和2年 | 保健医療経営学部 |
| 広島国際学院大学 | 広島県広島市 | 令和2年 | 工学部、情報文化学部 |

(三重県調べ)

2 4年制大学の新学部設置の状況(令和2年度以降)

令和2年度以降、全国の4年制大学の新設学部を見ると、医療・看護・福祉系と工学系・情報系の学部が殆どで、特に2023年・2024年の新設(予定)学部はデータサイエンス系が多い状況です。

※ 文部科学省資料を元に主な新設学部について掲載したもので、認可申請中・設置構想中のものを含む(◎は国立、○は公立を表し、それ以外は私立を表す)

令和6年度

| | 都道府県 | 大学 | 学部 | 定員(人) |
|---|------|--------------|---------------|-------|
| ◎ | 茨城 | 茨城大学 | 地域未来共創学部 | 40 |
| ◎ | 栃木 | 宇都宮大学 | データサイエンス経営学部 | 55 |
| ◎ | 熊本 | 熊本大学 | 情報融合学部 | 60 |
| ○ | 山口 | 下関市立大学 | データサイエンス学部 | 80 |
| ○ | 高知 | 高知工科大学 | データ&イノベーション学部 | 60 |
| | 栃木 | 国際医療福祉大学 | 成田薬学部 | 120 |
| | 千葉 | 麗澤大学 | 工学部 | 100 |
| | 東京 | 北里大学 | 健康科学学部 | 160 |
| | | 順天堂大学 | 薬学部 | 180 |
| | | 武蔵野大学 | ウェルビーイング学部 | 80 |
| | | 明治学院大学 | 情報数理学部 | 80 |
| | 石川 | 金城大学 | 総合政策学部 | 150 |
| | 大阪 | 大阪経済大学 | 国際共創学部 | 120 |
| | | 大阪歯科大学 | 看護学部 | 80 |
| | 兵庫 | 甲南大学 | グローバル教養学部 | 25 |
| | | 宝塚医療大学 | 観光学部 | 100 |
| | 岡山 | ノートルダム清心女子大学 | 国際文化学部 | 100 |
| | | | 情報デザイン学部 | 100 |

令和5年度

| | 都道府県 | 大学 | 学部 | 定員(人) |
|---|------|--------------|------------------|-------|
| ◎ | 東京 | 一橋大学 | ソーシャル・データサイエンス学部 | 60 |
| ◎ | 和歌山 | 和歌山大学 | 社会インフォマティクス学部 | 30 |
| ◎ | 島根 | 島根大学 | 材料エネルギー学部 | 80 |
| ○ | 愛知 | 名古屋市立大学 | データサイエンス学部 | 80 |
| | 福島 | 福島学院大学 | マネジメント学部 | 90 |
| | 千葉 | 淑徳大学 | 地域創生学部 | 95 |
| | 東京 | 桜美林大学 | 教育探究科学学部 | 150 |
| | | 北里大学 | 未来工学部 | 100 |
| | | 順天堂大学 | 健康データサイエンス学部 | 100 |
| | | 東京都市大学 | デザイン・データ科学学部 | 100 |
| | | 明星大学 | データサイエンス学部 | 30 |
| | 神奈川 | 神奈川大学 | 化学生命学部 | 190 |
| | | | 情報学部 | 200 |
| | 新潟 | 新潟薬科大学 | 医療技術学部 | 60 |
| | | | 看護学部 | 80 |
| | 京都 | 京都女子大学 | データサイエンス学部 | 95 |
| | | 京都ノートルダム女子大学 | 社会情報学部 | 20 |

令和5年度(続き)

| 都道府県 | 大学 | 学部 | 定員(人) |
|------|-------------|---------------|-------|
| 大阪 | 追手門学院大学 | 法学部 | 230 |
| | 大阪成蹊大学 | 看護学部 | 80 |
| | | データサイエンス学部 | 80 |
| | 関西外国語大学 | 国際共生学部 | 70 |
| | 摂南大学 | 現代社会学部 | 250 |
| | 大和大学 | 情報学部 | 200 |
| 兵庫 | 大手前大学 | 経営学部 | 170 |
| 熊本 | 尚綱大学 | こども教育学部 | 70 |
| 大分 | 日本文理大学 | 保健医療学部 | 160 |
| | 立命館アジア太平洋大学 | サステイナビリティ観光学部 | 350 |
| 鹿児島 | 鹿児島国際大学 | 看護学部 | 80 |

令和4年度

| 都道府県 | 大学 | 学部 | 定員(人) |
|------|----------|-----------|-------|
| ◎ 奈良 | 奈良女子大学 | 工学部 | 45 |
| 北海道 | 日本医療大学 | 総合福祉学部 | 120 |
| 東京 | 國學院大学 | 観光まちづくり学部 | 300 |
| | 順天堂大学 | 医療科学学部 | 180 |
| | 武蔵大学 | 国際教養学部 | 100 |
| 愛知 | 金城学院大学 | 看護学部 | 100 |
| | 名古屋商科大学 | 経営管理学部 | 80 |
| | 名古屋女子大学 | 医療科学学部 | 80 |
| 京都 | 京都光華女子大学 | 人間健康学部 | 12 |
| 兵庫 | 神戸女子大学 | 心理学部 | 80 |

令和3年度

| 都道府県 | 大学 | 学部 | 定員(人) |
|-------|------------|-----------------|-------|
| ◎ 石川 | 金沢大学 | 融合学部 | 55 |
| ◎ 岐阜 | 岐阜大学 | 社会システム経営学部 | 30 |
| ○ 福島 | 福島県立医科大学 | 保健科学学部 | 145 |
| ○ 和歌山 | 和歌山県立医科大学 | 薬学部 | 100 |
| 福島 | 医療創生大学 | 国際看護学部 | 80 |
| 群馬 | 群馬医療福祉大学 | 医療技術学部 | 80 |
| 埼玉 | 東京国際大学 | 医療健康学部 | 80 |
| | 東都大学 | 沼津ヒューマンケア学部 | 100 |
| 千葉 | 神田外語大学 | グローバル・リベラルアーツ学部 | 60 |
| 東京 | 武蔵野大学 | アントレプレナーシップ学部 | 60 |
| | 立正大学 | データサイエンス学部 | 240 |
| 神奈川 | 湘南医療大学 | 薬学部 | 130 |
| 長野 | 佐久大学 | 人間福祉学部 | 70 |
| 大阪 | 関西医科大学 | リハビリテーション学部 | 100 |
| | 滋慶医療科学大学 | 医療科学学部 | 80 |
| | 大和大学 | 社会学部 | 200 |
| 兵庫 | 園田学園女子大学 | 経営学部 | 120 |
| 福岡 | 福岡国際医療福祉大学 | 看護学部 | 100 |

3 国の大学施策の動き

国においては、世界最高水準の研究大学を形成するため、令和3年に10兆円規模の大学ファンドを設けられる一方、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が、特色ある強みを十分に発揮し、社会変革を牽引する取組を強力に支援するため、令和4年2月に「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」が創設された。

また、令和4年10月28日には、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、成長分野への大学・高専の学部再編等促進が盛り込まれた。具体的には、理・工・農・医・歯・薬・保健等の理系学部の学位取得者割合が35%にとどまっており、成長分野をけん引する大学・高等専門学校機能強化に向けて、公立大学・私立大学を対象に学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援や、国公私立大学（大学院を含む）・高等専門学校を対象に高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援が行われることになっている。

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円



背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
 - 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。
- ※ 大学学部段階における理工系への入学割合 日本17%、OECD平均 27%
- ※ 理系学部の学位取得者割合
 【国際比較】 日本 35%、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
 【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
 （注）「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計
- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」
 （令和4年10月28日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の技術強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進（※）、（略）等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

・成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設（文部科学省）

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

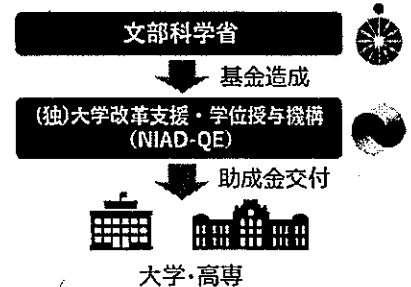
① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
- 支援対象：私立・公立の大学

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
 高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公私立の大学（大学院を含む）・高専

【事業スキーム】



企業アンケートについて（令和3年度実施）

（1）調査概要

県内外企業約 5,000 社に対し、確保したい人材の学んだ専門分野を調査した。

○調査期間 令和3年5月から6月

○回答率 31.2%(1,562社(うち県業 1,387社、県外 175社)／5,000社)

（2）調査結果

○確保したい人材の学んだ専門分野

[県内企業]

| | 割合 | 順位 |
|--------------|------|----|
| 工学 | 34.1 | 1 |
| 商学・経済学・経営学 | 32.6 | 2 |
| 情報学 | 17.6 | 3 |
| 理学 | 9.9 | 4 |
| 農学・獣医畜産学・水産学 | 9.1 | 5 |
| 美術・芸術・デザイン学 | 9.1 | 5 |

※上位5つを表示。複数回答あり。

[県外企業]

| | 割合 | 順位 |
|-------------|------|----|
| 工学 | 54.1 | 1 |
| 商学・経済学・経営学 | 32.7 | 2 |
| 情報学 | 28.3 | 3 |
| 美術・芸術・デザイン学 | 17.0 | 4 |
| 外国語学 | 15.7 | 5 |

※上位5つを表示。複数回答あり。

費用対効果等調査について（令和4年度実施）

（1）目的

県立大学の設置に係る検討の一環として、具体的な大学像を設定し、その大学の将来の県内就職見込者数を推計し、費用対効果を試算する。

具体的には、具体的な大学像の検討、県内事業者に対するアンケート調査、将来の県内就職見込者数の推計、費用対効果（費用便益）の試算を行った。

（2）具体像な大学像の検討

①内容

国の統計資料や県等の既存のアンケート調査結果をもとに、県の産業構造や事業者ニーズの分析等を行い、国や県等の計画も参考とし、成長すると想定される産業や県の産業構造をふまえ、設置学部等を検討した。また、それらに加え、検討対象となる類似大学の状況分析等をもとに、県内に仮に県立大学を設置する場合の具体的な大学像を設定した。

②結果

設置学部、入学定員、立地について、以下のとおり設定した。

| 設置学部 | 入学定員 | 立地 |
|------------------------|------|----------------|
| 工学部 商学・経営学・経済学部 | 300人 | 北勢地域 中勢地域 |
| 情報学部 教養学（リベラルアーツ学）部 | 600人 | 南勢志摩地域 伊賀地域 |

（3）県内事業者に対するアンケート調査

①内容

県内事業者約4,000社に対し、上記(2)で設定した学部等を卒業した学生に対する採用見込みや採用実績などを調査した。

（調査期間） 令和4年10月から11月

（回答率） 24.9%

②結果

996 事業者から回答があり、主な調査結果は次のとおりであった。

ア 想定している県立大学の採用希望人数等

工学部からの採用希望人数は 1,015 人、商学・経営学・経済学部からの採用希望人数は 769 人、情報学部からの採用希望人数は 480 人、教養学(リベラルアーツ学)部からの採用希望人数は 281 人であった。

| | 採用希望の有無 | (単位:事業者) | 採用希望人数(計) |
|----------------|-----------|------------|-----------|
| 工学部 | 採用する意向がある | 273(27.4%) | 1,015 人 |
| | 採用する意向はない | 392(39.4%) | |
| | どちらともいえない | 330(33.1%) | |
| | 未回答 | 1(0.1%) | |
| 商学・経営学・経済学部 | 採用する意向がある | 221(22.2%) | 769 人 |
| | 採用する意向はない | 378(38.0%) | |
| | どちらともいえない | 395(39.7%) | |
| | 未回答 | 2(0.2%) | |
| 情報学部 | 採用する意向がある | 193(19.4%) | 480 人 |
| | 採用する意向はない | 376(37.8%) | |
| | どちらともいえない | 425(42.7%) | |
| | 未回答 | 2(0.2%) | |
| 教養学(リベラルアーツ学)部 | 採用する意向がある | 109(10.9%) | 281 人 |
| | 採用する意向はない | 460(46.2%) | |
| | どちらともいえない | 426(42.8%) | |
| | 未回答 | 1(0.1%) | |

イ 直近の過去5年間の採用計画に対する採用実績

直近の過去5年間の採用計画に対する採用実績では、「10割(計画どおり採用できた)」が 229 事業者(23.0%)で最も多くなった。

| | |
|-------------------|------------|
| 10割(計画どおり採用できた) | 229(23.0%) |
| 8割程度 | 222(22.3%) |
| 6割程度 | 139(14.0%) |
| 4割程度 | 85(8.5%) |
| 2割程度 | 92(9.2%) |
| 0割(計画どおり採用できなかった) | 226(22.7%) |
| 未回答 | 3(0.3%) |

ウ 直近の過去5年間の県内大学卒業生の採用割合

直近の過去5年間で新規大卒・大学院卒を採用している事業者のうち、県内大学・大学院卒業生の採用割合は、「0割(県内大学卒業生はいない)」が 99 事業者(40.0%)で最も多くなった。

| | |
|-----------------|-----------|
| 10割(全員が県内大学卒業生) | 31(12.5%) |
| 8割程度 | 13(5.2%) |
| 6割程度 | 20(8.1%) |
| 4割程度 | 16(6.5%) |
| 2割程度 | 62(25.0%) |
| 0割(県内大学卒業生はいない) | 99(40.0%) |
| 未回答 | 7(2.8%) |

(4) 将来の県内就職見込者数の推計

①内容

上記(3)の調査結果や他の公立大学の県内就職率をもとに、県立大学卒業生の県内就職見込者数を推計した。

ア 県内事業者に対するアンケート調査結果による推計

アンケート調査にある「採用希望人数」、「直近の過去5年間の採用計画に対する採用実績」、「直近の過去5年間の県内大学卒業生の採用割合」等をもとに各学部を設置した場合の将来採用増加数を計算し、回答事業者の県全体事業者に対する割合で割り戻すことで、県内全体の採用見込者数を推計した。

イ 他の公立大学の県内就職率による推計

費用対効果の試算のベースとした他の公立大学の学部別の県内就職率に入学定員を乗じて推計した。

②結果

上記①のア、イを比較し、いずれか低い方を県内就職見込者数とした。

【将来の県内就職見込者数の推計】

| 学部 | 入学定員 | | 県内就職見込者数 推計比較 | | 県内就職見込者数 (いずれか低い方) |
|-------------|------|-----|------------------|--------|-----------------------|
| | | | アンケート | 公立大学平均 | |
| 工学部 | 入学定員 | 300 | アンケート | 300 | 114 |
| | | | 公立大学平均 | 114 | |
| | 入学定員 | 600 | アンケート | 526 | 228 |
| | | | 公立大学平均 | 228 | |
| 商学・経営学・経済学部 | 入学定員 | 300 | アンケート | 176 | 90 |
| | | | 公立大学平均 | 90 | |
| | 入学定員 | 600 | アンケート | 176 | 176 |
| | | | 公立大学平均 | 179 | |
| 情報学部 | 入学定員 | 300 | アンケート | 236 | 75 |
| | | | 公立大学平均 | 75 | |
| | 入学定員 | 600 | アンケート | 236 | 150 |
| | | | 公立大学平均 | 150 | |
| 教養学部 | 入学定員 | 300 | アンケート | 76 | 76 |
| | | | 公立大学平均 | 102 | |
| | 入学定員 | 600 | アンケート | 76 | 76 |
| | | | 公立大学平均 | 205 | |

(5) 費用対効果（費用便益）の試算

大学設置・運営の費用及びその効果や、(4) をもとにした人口減少対策としての効果等を試算した。

①費用対効果（費用便益）の試算の考え方

- ア 費用及びその効果を大学の施設の建設段階と供用段階の2段階に分けて算出する。
- イ 大学立地の費用については、建設段階で土地購入費、土地造成費、大学施設の建物等に係る費用、供用段階で大規模修繕費、人件費、教育研究費等の人件費以外の運営に係る費用、工具器具備品更新費を対象とする。
- ウ 人口減少対策の費用については、県の施策として県内定着（県内就職）に取り組むことから、県負担額とする。県負担額とは、建設段階の整備費や県からの毎年度の運営費交付金に加え、当初の施設整備等に関連する建物の大規模修繕及び工具器具備品の更新にかかる費用を対象とする。
- エ 公立大学運営に関しては、普通交付税の基準財政需要額に算入されるものの、今回の試算では考慮しない。
- オ 費用の試算にあたっては、全国の公立大学の平均的な経費や、公表されている統計情報等をもとに計算する。
- カ 効果については、大学の設置・運営に係る効果と、人口減少対策として県立大学の学生が県内に就職する効果を、産業連関分析による経済波及効果の方法により算出する。なお、大学の設置・運営にかかる効果については、大学立地により、教職員や学生が設置地域で生活を送ることなどから教職員や学生の消費を対象にするとともに、研究費増加による企業の売上増加を含めて計算する。また、人口減少対策効果（経済波及効果）については、県立大学からの県内就職者の所得収入による消費を対象として計算する。
- キ 費用、効果を試算する上で、大規模修繕が必要となる開学25年目までを目安として計算する。

②大学立地による費用対効果

ア 試算方法

大学が立地する費用対効果を測るため、費用は整備費・大規模修繕費・運営費等、効果はその整備・運営及び学生の消費等による経済波及効果として25年分を試算した。

| 費用 | | 効果 |
|----|---|---|
| 建設 | ○整備費(土地購入、土地造成、建物、構築物、工具器具備品、車両、図書、ソフトウェア等) | ○整備費、大規模修繕費、運営費等による経済波及効果 ○学生の消費等による経済波及効果 |
| 供用 | ○大規模修繕 ○運営費等(人件費、人件費以外、工具器具備品更新) | |

イ 試算結果

設置学部、入学定員、立地の別に、費用、効果、費用対効果を試算した。

費用対効果の最小は工学部/300人/北勢地域の1.432で、最大は商学・経営学・経済学部/600人/伊賀地域の2.042となった。

【費用対効果(億円)】

| 設置学部 | 工学部 | | | | | | | |
|-------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 1,163.3 | 1,166.3 | 1,127.6 | 1,116.4 | 2,309.9 | 2,315.9 | 2,238.5 | 2,216.1 |
| 効果 | 1,665.9 | 1,684.6 | 1,732.4 | 1,784.7 | 3,313.7 | 3,351.0 | 3,446.6 | 3,551.2 |
| 費用対効果 | 1.432 | 1.444 | 1.536 | 1.599 | 1.435 | 1.447 | 1.540 | 1.603 |
| 設置学部 | 商学・経営学・経済学部 | | | | | | | |
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 507.3 | 508.9 | 487.9 | 481.8 | 997.8 | 1,001.0 | 959.1 | 946.9 |
| 効果 | 857.1 | 875.8 | 923.6 | 975.9 | 1,696.2 | 1,733.5 | 1,829.1 | 1,933.7 |
| 費用対効果 | 1.690 | 1.721 | 1.893 | 2.025 | 1.700 | 1.732 | 1.907 | 2.042 |
| 設置学部 | 情報学部 | | | | | | | |
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 1,018.0 | 1,021.7 | 973.7 | 959.7 | 2,019.3 | 2,026.7 | 1,930.6 | 1,902.6 |
| 効果 | 1,470.2 | 1,488.9 | 1,536.7 | 1,589.0 | 2,922.4 | 2,959.7 | 3,055.3 | 3,159.9 |
| 費用対効果 | 1.444 | 1.457 | 1.578 | 1.656 | 1.447 | 1.460 | 1.583 | 1.661 |
| 設置学部 | 教養学(リベラルアーツ学)部 | | | | | | | |
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 778.3 | 780.1 | 756.7 | 749.9 | 1,539.9 | 1,543.5 | 1,496.8 | 1,483.2 |
| 効果 | 1,209.5 | 1,228.2 | 1,276.0 | 1,328.3 | 2,400.9 | 2,438.3 | 2,533.9 | 2,638.5 |
| 費用対効果 | 1.554 | 1.574 | 1.686 | 1.771 | 1.559 | 1.580 | 1.693 | 1.779 |

③人口減少対策効果（経済波及効果）

ア 試算方法

県の施策としての人口減少対策の費用対効果を測るため、費用は県負担額、効果は県内就職者の所得収入の消費増加による経済波及効果として25年分を試算した。

| 費用 | | 効果 |
|----|---|---|
| 建設 | ○整備費（土地購入、土地造成、建物、構築物、工具器具備品、車両、図書、ソフトウェア等） | ○県内就職見込者の所得収入の消費による経済波及効果 ※人口減少対策の経済波及効果は開設5年目から発生する（開設後4年間は卒業していないため）ものとする。 |
| 供用 | ○大規模修繕 ○工具器具備品更新 ○運営費交付金 | |

イ 試算結果

設置学部、入学定員、立地の別に、費用、効果、費用対効果を試算した。

費用対効果の最小は情報学部/300人/中勢地域の0.777で、最大は商学・経営学・経済学部/300人/伊賀地域の3.131となった。

【費用対効果（億円）】

| 設置学部 | 工学部 | | | | | | | |
|-------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 620.7 | 623.7 | 585.0 | 573.8 | 1,234.8 | 1,240.7 | 1,163.4 | 1,140.9 |
| 効果 | 1,128.0 | 1,128.0 | 1,128.0 | 1,128.0 | 2,255.9 | 2,255.9 | 2,255.9 | 2,255.9 |
| 費用対効果 | 1.817 | 1.809 | 1.928 | 1.966 | 1.827 | 1.827 | 1.818 | 1.939 |
| 設置学部 | 商学・経営学・経済学部 | | | | | | | |
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 308.9 | 310.5 | 289.5 | 283.4 | 611.1 | 614.4 | 572.4 | 560.2 |
| 効果 | 887.5 | 887.5 | 887.5 | 887.5 | 1,737.6 | 1,737.6 | 1,737.6 | 1,737.6 |
| 費用対効果 | 2.873 | 2.859 | 3.065 | 3.131 | 2.843 | 2.828 | 3.036 | 3.102 |
| 設置学部 | 情報学部 | | | | | | | |
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 951.1 | 954.8 | 906.7 | 892.7 | 1,895.6 | 1,902.9 | 1,806.8 | 1,778.9 |
| 効果 | 742.1 | 742.1 | 742.1 | 742.1 | 1,484.2 | 1,484.2 | 1,484.2 | 1,484.2 |
| 費用対効果 | 0.780 | 0.777 | 0.818 | 0.831 | 0.783 | 0.780 | 0.821 | 0.834 |
| 設置学部 | 教養学（リベラルアーツ学）部 | | | | | | | |
| 入学定員 | 300人 | | | | 600人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 399.4 | 401.2 | 377.8 | 371.0 | 792.1 | 795.7 | 749.0 | 735.4 |
| 効果 | 752.3 | 752.3 | 752.3 | 752.3 | 752.3 | 752.3 | 752.3 | 752.3 |
| 費用対効果 | 1.884 | 1.875 | 1.991 | 2.028 | 0.950 | 0.945 | 1.004 | 1.023 |

④人口減少対策効果（県内定着）

ア 試算方法

県の施策としての人口減少対策の費用対効果について、学生1人を県内に定着させるために、どの程度の県負担がかかるかを25年分試算した。

| 県負担額 | | 県内就職者数 |
|------|---|-----------------------------------|
| 建設 | ○整備費（土地購入、土地造成、建物、構築物、工具器具備品、車両、図書、ソフトウェア等） | ○（４）による県内就職見込者数の累計 |
| 供用 | ○大規模修繕 ○工具器具備品更新 ○運営費交付金 | ※県内就職見込者は開設5年目から（開設後4年間は、卒業者はいない） |

イ 試算結果

設置学部、入学定員の別に、1人あたり県負担額を試算した。

1人あたり県負担額の最小は商学・経営学・経済学部/300人の1,499万5千円で、最大は情報学部/300人の6,062万円となった。

【費用対効果（人、億円、万円）】

| 学部 | 入学定員 | 就職者数 1年あたり | 就職者数 (累計) | 県負担額(25年間) (億円) | | 1人あたり県負担額 (万円) | |
|----------------|------|---------------|--------------|--------------------|---------|-------------------|---------|
| | | | | 最小 | 最大 | 最小 | 最大 |
| 工学部 | 300人 | 114 | 2,394 | 573.8 | 623.7 | 2,396.8 | 2,605.1 |
| | 600人 | 228 | 4,788 | 1,140.9 | 1,240.7 | 2,382.8 | 2,591.3 |
| 商学・経営学・経済学部 | 300人 | 90 | 1,890 | 283.4 | 310.5 | 1,499.5 | 1,642.8 |
| | 600人 | 176 | 3,696 | 560.2 | 614.4 | 1,515.7 | 1,662.2 |
| 情報学部 | 300人 | 75 | 1,575 | 892.7 | 954.8 | 5,667.9 | 6,062.0 |
| | 600人 | 150 | 3,150 | 1,778.9 | 1,902.9 | 5,647.3 | 6,041.0 |
| 教養学(リベラルアーツ学)部 | 300人 | 76 | 1,596 | 371.0 | 401.2 | 2,324.6 | 2,513.5 |
| | 600人 | 76 | 1,596 | 735.4 | 795.7 | 4,607.8 | 4,985.6 |

有識者意見等をふまえた県立大学の費用対効果の試算について

令和4年度に実施した費用対効果の試算結果について、有識者会議(R5.6.16 開催)で意見を聴取したところ、①近年の新設大学の入学定員の平均は 130 人程度であり、県が試算した300人、600人の設定は現実的でないこと、②経済波及効果は県内就職率についてどのような数字を使うかにより大きくぶれる可能性があること等について意見があった。

また、7月14日に新たに文部科学省から公表された推計において、2040年の三重県の大学入学定員充足率は84.2%になると見込まれていることや、他県の複数の公立大学で授業料無償化の動きがあることなどから、今後、学生の獲得はより厳しい状況となることが予想される。

こうしたことから、入学定員や県内就職率、入学定員充足率を見直した場合について、県内事業者に対するアンケート調査結果をふまえ、最も企業ニーズが高い工学部を例に、費用対効果を試算した。

1 費用対効果の試算の考え方

(1)入学定員

有識者意見をふまえて入学定員を130人とした場合について試算した。

(2)県内就職率

令和4年度の試算では、参考とした他の公立大学(表1)の学部別県内就職率の平均を用いており、工学部は38.0%としていた。一方、三重大学工学部の令和4年度県内就職率は14.9%と、平均値とは大きな差が見られた。

三重県は名古屋市や関西圏に近接していることから、就職時に大都市圏へ流れやすい傾向があると考えられ、表1のうち三重県と同じく大都市圏の近接地域にある群馬県の前橋工科大学でも、県内就職率は21.9%と平均値よりも低かった。

有識者意見にもあるように県内就職率は経済波及効果への影響が大きく、採用する数値によって結果も変わってくることから、三重県の立地条件もふまえ、県内就職率は、前橋工科大学の21.9%と、三重大学工学部の14.9%のそれぞれで試算した。

・表1 参考公立大学一覧(工学部)

| 学部区分 | 対象大学 |
|------|----------------------|
| 工学部 | 公立千歳科学技術大学(北海道) |
| | 前橋工科大学(群馬県) |
| | 三条市立大学(新潟県) |
| | 公立諏訪東京理科大学(長野県) |
| | 富山県立大学(富山県) |
| | 山陽小野田市立山口東京理科大学(山口県) |

(3)入学定員充足率

文科省推計をふまえ、仮に令和10年(2028年)に県立大学を開学したとして、2040年から入学定員充足率が84.2%になると仮定した場合についても試算した。

2 試算結果

(1) 大学立地による費用対効果

大学が立地する費用対効果を測るため、費用は整備費(土地購入、土地造成、建物、構築物、工具器具備品、車両、図書、ソフトウェア等)、大規模修繕費、運営費等(人件費、人件費以外の教育経費・研究経費・一般管理費等、工具器具備品更新費)を、効果はその整備・運営及び学生の消費等による経済波及効果として25年分を試算した。

なお、大学立地の費用対効果については、県内就職率は結果に関係しない。

○試算1

工学部/130人/定員充足率 100%

(億円)

| 設置学部 | 工学部 | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 130人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 513.6 | 514.9 | 498.1 | 493.3 |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 |
| 運営費等 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | 378.1 |
| 効果 | 732.1 | 740.2 | 760.9 | 783.6 |
| 整備費 | 118.5 | 118.5 | 118.5 | 118.5 |
| 大規模修繕費 | 22.0 | 22.0 | 22.0 | 22.0 |
| 運営費等 | 444.5 | 444.5 | 444.5 | 444.5 |
| 学生消費等 | 147.2 | 155.3 | 176.0 | 198.6 |
| 費用対効果 | 1426 | 1438 | 1528 | 1589 |

○試算2

工学部/130人/定員充足率 84.2%

(億円)

| 設置学部 | 工学部 | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 130人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 513.6 | 514.9 | 498.1 | 493.3 |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 |
| 運営費等 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | 378.1 |
| 効果 | 720.0 | 727.5 | 746.5 | 767.3 |
| 整備費 | 118.5 | 118.5 | 118.5 | 118.5 |
| 大規模修繕費 | 22.0 | 22.0 | 22.0 | 22.0 |
| 運営費等 | 444.5 | 444.5 | 444.5 | 444.5 |
| 学生消費等 | 135.1 | 142.5 | 161.5 | 182.3 |
| 費用対効果 | 1402 | 1413 | 1499 | 1556 |

(2)人口減少対策効果(経済波及効果)

県の施策としての人口減少対策の費用対効果を測るため、費用は県負担額である整備費(土地購入、土地造成、建物、構築物、工具器具備品、車両、図書、ソフトウェア等)、大規模修繕費、工具器具備品更新費、運営費交付金を、効果は県内就職者の所得収入の消費による経済波及効果として25年分を試算した。

○試算3

工学部/130人/県内就職率21.9%(前橋工科大学)/定員充足率100%
(億円)

| 設置学部 | 工学部 | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 130人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 272.7 | 274.0 | 257.2 | 252.4 |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 |
| 工具備品更新 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 |
| 運営費交付金 | 125.2 | 125.2 | 125.2 | 125.2 |
| 効果 | 281.7 | 281.7 | 281.7 | 281.7 |
| 県内就職消費 | 281.7 | 281.7 | 281.7 | 281.7 |
| 費用対効果 | 1.033 | 1.028 | 1.095 | 1.116 |

○試算4

工学部/130人/県内就職率21.9%(前橋工科大学)/定員充足率84.2%
(億円)

| 設置学部 | 工学部 | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 130人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 272.7 | 274.0 | 257.2 | 252.4 |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 |
| 工具備品更新 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 |
| 運営費交付金 | 125.2 | 125.2 | 125.2 | 125.2 |
| 効果 | 265.7 | 265.7 | 265.7 | 265.7 |
| 県内就職消費 | 265.7 | 265.7 | 265.7 | 265.7 |
| 費用対効果 | 0.974 | 0.970 | 1.033 | 1.053 |

○試算5

工学部／130人／県内就職率 14.9%(三重大学工学部)／定員充足率100%
(億円)

| 設置学部 | 工学部 | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 130人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 272.7 | 274.0 | 257.2 | 252.4 |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 |
| 工具備品更新 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 |
| 運営費交付金 | 125.2 | 125.2 | 125.2 | 125.2 |
| 効果 | 191.7 | 191.7 | 191.7 | 191.7 |
| 県内就職消費 | 191.7 | 191.7 | 191.7 | 191.7 |
| 費用対効果 | 0.703 | 0.699 | 0.745 | 0.759 |

○試算6

工学部／130人／県内就職率 14.9%(三重大学工学部)／定員充足率 84.2%
(億円)

| 設置学部 | 工学部 | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 130人 | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 |
| 費用 | 272.7 | 274.0 | 257.2 | 252.4 |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 |
| 工具備品更新 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 |
| 運営費交付金 | 125.2 | 125.2 | 125.2 | 125.2 |
| 効果 | 186.5 | 186.5 | 186.5 | 186.5 |
| 県内就職消費 | 186.5 | 186.5 | 186.5 | 186.5 |
| 費用対効果 | 0.684 | 0.681 | 0.725 | 0.739 |

(3)人口減少対策効果(県内定着)

県施策としての人口減少対策の費用対効果について、学生1人を県内に定着させるために、どの程度の県負担がかかるかを試算した。

- ・ 試算3、試算4の場合 4,292.5万円～4,963.8万円
- ・ 試算5、試算6の場合 6,325.8万円～7,365.9万円

(参考) with・without の比較による試算について

資料2では、令和4年度に実施した費用対効果の試算を基に、入学定員・県内就職率・定員充足率を変更して費用・効果を算出したところである。

ここでは更に、令和4年度調査とは別の考え方として、他の公共事業の費用対効果分析手法を参考に、県立大学を設置した場合(with)と設置しなかった場合(without)を比較することで、学生や企業の便益※について算出し、費用対効果を試算した。

※学生の便益:学生が県外大学ではなく県立大学へ進学するようになることで「通学時間の短縮」、「通学費用の低減」、「学費の低減」の発生が期待される。

※企業の便益:県立大学が地域にあることで地元企業と大学との連携が深まり、企業の採用コストの低減が期待される。(推薦枠による採用など)

試算にあたっては、with と without をそれぞれ次のように仮定することで、学生の便益等を算出しており、一定の仮定のもとでの数字であるため、条件等が変われば結果も変わることに留意する。

1 仮定条件

(1)共通条件

- ・ 入学定員を130人とし、学部は工学部と仮定する。
- ・ 県内就職率を前橋工科大学の21.9%と、三重大学工学部の14.9%のそれぞれで試算する。
- ・ 年間授業日数は150日間とする。
- ・ 学生の時間価値を39.9円/分と置く。(「毎月勤労統計調査 令和4年分結果確報」から、現金給与総額325,817円/月を総実労働時間136.1時間/月で除し、年齢階級によらず一律で設定)
- ・ 県立大学設置の主たる目的に対応する大学設置後の事業効果を費用対効果分析の対象とし、建設段階等に発生する事業効果は対象としない。

(2)県立大学を設置した場合(with)

- ・ 令和4年度の試算を基に、1学年あたりの県内通い・県外通い・下宿の生徒数および交通費・下宿費を算出する。
- ・ 通い学生は県内と県外でそれぞれ平均30分と90分かけて大学へ通うとし、下宿生の通学時間および交通費は小さいため考慮しない。
- ・ 4年間の学費が約242万円(公立大学工学部の平均※1)とする。
- ・ 県内就職者が推薦枠で地元企業へ就職したとし、その人数分、企業の採用コストが低減されたとする。

(3)県立大学を設置しなかった場合(without)

- ・ 学生は鉄道利用(津~名古屋間)により90分かけて愛知県の大学へ通っており、交通費は通学定期代34,940円(6ヶ月)とする。
- ・ 4年間の学費が約489万円(私立大学工学部の平均※1)とする。
- ・ 県内企業は採用コストとして新卒採用1人あたりに93.6万円かかるとする。※2

※1 参照元:「2022年度 大学の学費平均額」(旺文社 教育情報センター)

※2 参照元:「就職白書2020」(リクルートキャリア 就職みらい研究所)

2 試算結果

試算1 工学部/130人/県内就職率 21.9%(前橋工科大学)/定員充足率 100%

| 設置学部 | 工学部 | | | | (億円) |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 入学定員 | 130人 | | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | |
| 費用 | 513.6 | 514.9 | 498.1 | 493.3 | |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 | |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | |
| 運営費等 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | |
| 効果 | 536.0 | 544.6 | 568.0 | 592.9 | |
| 学生通学等 | 35.1 | 35.7 | 38.3 | 40.6 | |
| 運営費等 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | |
| 学生消費等 | 147.2 | 155.3 | 176.0 | 198.6 | |
| 県内就職消費 | 281.7 | 281.7 | 281.7 | 281.7 | |
| 企業採用 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | |
| 費用対効果 | 1.044 | 1.058 | 1.140 | 1.202 | |

試算2 工学部/130人/県内就職率 21.9%(前橋工科大学)/定員充足率 84.2%

| 設置学部 | 工学部 | | | | (億円) |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 入学定員 | 130人 | | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | |
| 費用 | 513.6 | 514.9 | 498.1 | 493.3 | |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 | |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | |
| 運営費等 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | |
| 効果 | 504.7 | 512.6 | 534.0 | 556.9 | |
| 学生通学等 | 32.2 | 32.7 | 35.2 | 37.2 | |
| 運営費等 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | |
| 学生消費等 | 135.1 | 142.5 | 161.5 | 182.3 | |
| 県内就職消費 | 265.7 | 265.7 | 265.7 | 265.7 | |
| 企業採用 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | |
| 費用対効果 | 0.983 | 0.996 | 1.072 | 1.129 | |

試算3 工学部/130人/県内就職率 14.9%(三重大学工学部)/定員充足率100%

| 設置学部 | 工学部 | | | | (億円) |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 入学定員 | 130人 | | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | |
| 費用 | 513.6 | 514.9 | 498.1 | 493.3 | |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 | |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | |
| 運営費等 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | |
| 効果 | 444.2 | 452.8 | 476.2 | 501.0 | |
| 学生通学等 | 35.1 | 35.7 | 38.3 | 40.6 | |
| 運営費等 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | |
| 学生消費等 | 147.2 | 155.3 | 176.0 | 198.6 | |
| 県内就職消費 | 191.7 | 191.7 | 191.7 | 191.7 | |
| 企業採用 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | |
| 費用対効果 | 0.865 | 0.879 | 0.956 | 1.016 | |

試算4 工学部/130人/県内就職率 14.9%(三重大学工学部)/定員充足率 84.2%

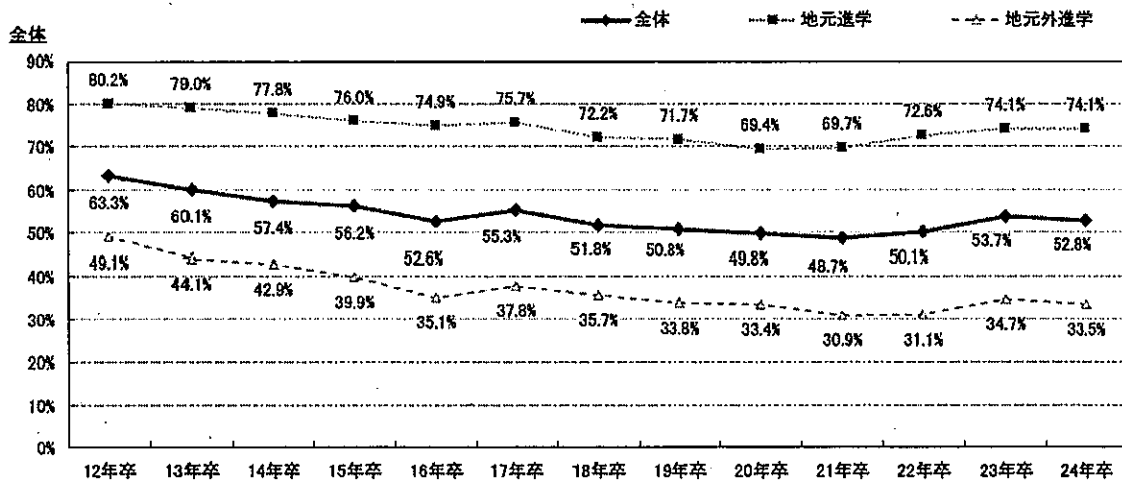
| 設置学部 | 工学部 | | | | (億円) |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 入学定員 | 130人 | | | | |
| 立地 | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | |
| 費用 | 513.6 | 514.9 | 498.1 | 493.3 | |
| 整備費 | 120.4 | 121.7 | 104.9 | 100.1 | |
| 大規模修繕費 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | 15.1 | |
| 運営費等 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | 378.1 | |
| 効果 | 423.8 | 431.7 | 453.1 | 476.0 | |
| 学生通学等 | 32.2 | 32.7 | 35.2 | 37.2 | |
| 運営費等 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | 66.4 | |
| 学生消費等 | 135.1 | 142.5 | 161.5 | 182.3 | |
| 県内就職消費 | 186.5 | 186.5 | 186.5 | 186.5 | |
| 企業採用 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | |
| 費用対効果 | 0.825 | 0.838 | 0.910 | 0.965 | |

参考データ集

1 Uターン・地元就職に関する調査

民間の調査によれば、全国的に地元大学に進学した学生の方が地元就職を希望する傾向が高く、全体は52.8%、地元外進学者は33.5%であるのに対し、地元進学者は74.1%となっています。

県内高等教育機関においても、県外大手企業への就職を希望する学生が多い高等専門学校を除き、大学・短期大学では、県内入学率が高い高等教育機関ほど県内就職率も高い傾向があります。



出典：マイナビ「2024年卒大学生Uターン・地元就職に関する調査」

2 県内高等教育機関を卒業した就職者のうち、県内に就職した者の割合（県内就職率）

(単位：人)

| | H30.3卒 (H29年度) | H31.3卒 (H30年度) | R2.3卒 (R1年度) | R3.3卒 (R2年度) | R4.3卒 (R3年度) | R5.3卒 (R4年度) | |
|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 全体の実績値 | 48.9% | 48.9% | 48.2% | 49.0% | 49.6% | 49.3% | |
| 県内からの就職者数 全体の就職者数 | 1,551/3,175 | 1,550/3,167 | 1,553/3,219 | 1,517/3,097 | 1,546/3,119 | 1,612/3,270 | |
| 内 訳 | 大学(7) | 44.9% | 45.2% | 45.2% | 45.5% | 47.3% | 47.4% |
| | 県内就職者数 就職者数 | 1,017/2,263 | 1,057/2,340 | 1,075/2,376 | 1,049/2,306 | 1,103/2,333 | 1,141/2,409 |
| | 短期大学(4) | 83.5% | 80.6% | 78.0% | 82.1% | 80.6% | 82.9% |
| | 県内就職者数 就職者数 | 454/544 | 425/527 | 426/546 | 403/491 | 382/474 | 428/516 |
| | 高等専門学校(3) | 21.7% | 22.7% | 17.5% | 21.7% | 19.6% | 12.5% |
| | 県内就職者数 就職者数 | 80/368 | 68/300 | 52/297 | 65/300 | 61/312 | 43/345 |

3 就職支援協定締結大学の三重県出身卒業生の県内就職状況（Uターン就職率）

県外大学との間で、県出身学生のUターン就職活動の支援について、相互に連携・協力して取り組む趣旨の内容で就職支援協定を締結しており、締結した大学の学生へは、メルマガ等の配信などによる県内企業の情報や就活イベント情報、インターンシップ情報等の提供や、大学と協力した企業説明会等を開催しています。

就職支援協定を締結した大学に調査した結果、関西圏の大学では約2割程度、中京圏の大学では約4割程度の学生がUターン就職をしており、全体で約30%の学生がUターン就職をしています。

| 年度 | H29 (H30. 3卒) | H30 (H31. 3卒) | R元 (R2 3卒) | R2 (R3. 3卒) | R3 (R4. 3卒) | R4 (R5. 3卒) |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 対象校 | H27～H28 締結8校 | H27～H29 締結12校 | H27～H30 締結17校 | H27～R1 締結20校 | H27～R2 締結21校 | H27～R3 締結23校 |
| 就職支援協定大学三重県出身卒業生の県内就職者数 (締結2年目以降) | $\frac{250 \text{ 人}}{859 \text{ 人}}$ | $\frac{378 \text{ 人}}{1,140 \text{ 人}}$ | $\frac{350 \text{ 人}}{1,339 \text{ 人}}$ | $\frac{419 \text{ 人}}{1,354 \text{ 人}}$ | $\frac{412 \text{ 人}}{1,420 \text{ 人}}$ | $\frac{383 \text{ 人}}{1,354 \text{ 人}}$ |
| 就職支援協定大学三重県出身卒業生の県内就職率 (締結2年目以降) | 29.1% | 33.2% | 26.1% | 30.9% | 29.0% | 28.3% |

※注 就職協定締結校は、26校（関西圏13校、中部圏9校、東京圏3校、九州1校）
（令和5年8月24日現在）

【協定締結日順】

H27年度…立命館大学、近畿大学、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部

H28年度…同志社大学、関西大学、愛知学院大学、中部大学、愛知大学

H29年度…愛知工業大学、金城学院大学、至学館大学及び至学館大学短期大学部、
京都女子大学

H30年度…関西学院大学、名古屋学院大学、京都産業大学、立命館アジア太平洋大学、
京都橘大学

R元年度…専修大学、神戸学院大学、日本福祉大学

R2年度…法政大学

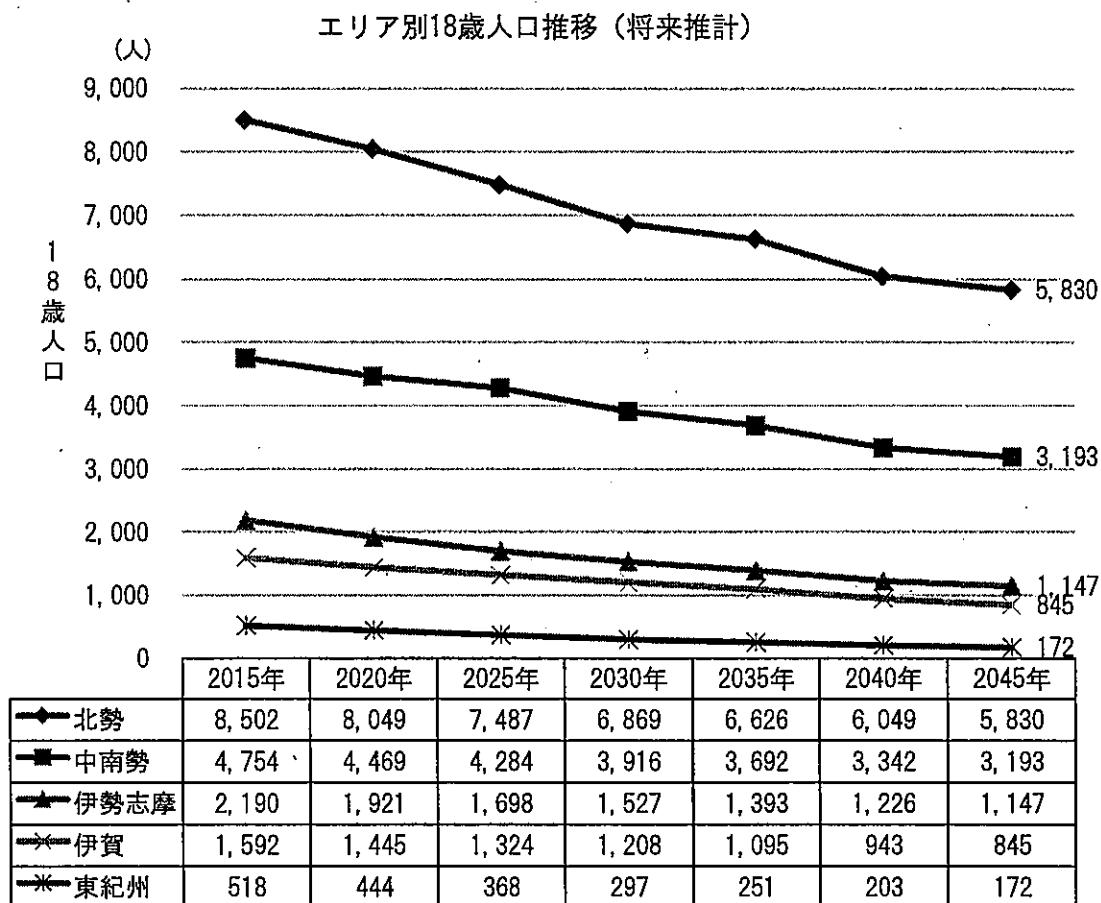
R3年度…相山女学園大学、大阪経済法科大学

R4年度…明治大学、大谷大学

R5年度…大阪商業大学

4 三重県のエリア別 18 歳人口推移 (将来推計)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015 年から 2045 年までの 30 年間で、18 歳人口は約 3 分の 2 となる見込みとなっており、東紀州では、約 3 分の 1 になる見込みとなっています。



※国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」から、年齢（5 歳）階級別推計結果の 15～19 歳人口を 5 で除して 18 歳人口を推計。

5 本県における専修学校の状況 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

| 地域 | 学校数 | 分野 | 定員 |
|------|-----|-----------------------------------|--------|
| 北勢 | 16 | 農業、医療、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養 | 2,796 |
| 中勢 | 12 | 農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養 | 1,586 |
| 伊賀 | 2 | 医療 | 120 |
| 南勢志摩 | 6 | 医療、衛生、商業実務 | 1,300 |
| | 36校 | | 5,802人 |

6 奨学金返還支援事業の実績

若者の県内定着を促進するため、県内への居住等を条件に大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を平成28年度から実施しています。

支援実績 (単位:人)

| | 支援対象者 | | |
|-------|-------|------|-----|
| | 県内大学 | 県外大学 | 合計 |
| 平成28年 | 8 | 1 | 9 |
| 平成29年 | 3 | 2 | 5 |
| 平成30年 | 6 | — | 6 |
| 令和元年 | 7 | 3 | 10 |
| 令和2年 | 28 | 6 | 34 |
| 令和3年 | 21 | 5 | 26 |
| 令和4年 | 24 | 21 | 45 |
| 合計 | 97 | 38 | 135 |

事業経費(決算) (単位:千円)

| H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 (予算) |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 3,662 | 6,137 | 5,444 | 5,312 | 29,014 | 23,838 | 20,643 | 16,518 |

三重県教育施策大綱（案）

（令和 5 年度～令和 8 年度）

令和 5 年 月
三 重 県

三重県教育施策大綱（案） 目次

| | |
|--------------------------------|----|
| <大綱の位置づけ> | 1 |
| <大綱の期間> | 1 |
| 教育施策の基本的な考え方 | |
| はじめに | 1 |
| 子どもたちは三重の宝 | 1 |
| 社会の変化を見据えた教育の重要性 | 1 |
| 三重に根ざした教育 | 2 |
| 社会総がかりでの教育 | 2 |
| 学校における学び | 3 |
| 1 子どもたちの未来をひろげるために | 4 |
| いじめ問題の克服 | 4 |
| 子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり | 5 |
| 誰もが安心して学べる環境づくり | 5 |
| 学校安全の推進 | 5 |
| 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 6 |
| 家庭教育の支援 | 6 |
| 幼児期における取組 | 6 |
| 学校における取組 | 7 |
| 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 8 |
| 幼児教育の充実 | 8 |
| 学力等の資質・能力の育成 | 8 |
| 自律した学習者の礎づくり | 9 |
| 豊かな人間性の育成 | 9 |
| 健やかな心身の育成 | 9 |
| 主体的に社会の形成に参画する態度の育成 | 9 |
| グローバル教育の推進 | 9 |
| 読書・文化芸術活動の推進 | 10 |
| これからの部活動 | 10 |
| 4 さらに充実した教育の提供をめざして | 11 |
| 教職員の資質・能力の向上 | 11 |
| 幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり | 11 |
| 教職の魅力向上 | 11 |
| 「チームとしての学校」 | 12 |
| ICTの活用 | 12 |
| 地域との連携・協働 | 12 |
| 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして | 13 |
| 社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び | 13 |
| 高等教育機関との連携 | 13 |

参考資料：教育施策（「みえ元気プラン」からの抜粋）

三重県教育施策大綱（案）

＜大綱の位置づけ＞

「三重県教育施策大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育等に関する施策を推進するために知事が定めるものです。

＜大綱の期間＞

令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までとします。

教育施策の基本的な考え方

はじめに

（子どもたちは三重の宝）

- 子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮し、心身ともに健やかで豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。
- 本県の未来を明るくし、持続可能な地域とするためには、三重の未来を担う子どもたちを守り健全な育成を図ることが重要です。子どもたちのかけがえのない命が、児童虐待、いじめ等で奪われることのないよう、未然防止の取組を進めるとともに命の尊さについて理解を深める必要があります。

（社会の変化を見据えた教育の重要性）

- 人口減少が進み、変化の激しい時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の重要性はますます高まっています。
- 自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実が求められます。

- グローバル化やデジタルトランスフォーメーション¹の進展等により、社会の変化が加速度を増しています。地球規模の課題についても、私たち一人ひとりの課題として捉え行動していくことが望まれるとともに、人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出していく力が一層強く求められます。

(三重に根ざした教育)

- 三重は、古くから海・山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで風光明媚な地域である「美し国」として、街道を通じた人、物、情報の交流により発展してきました。このように、三重では、多様な交流を通じて、異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れてきた歴史があり、さまざまな交流の中で培われた「包容力」や「多様性」が県民の皆さんの持つ特質や優位性と言えます。こうした特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進めます。
- 三重に根ざした教育の推進においては、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、ふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(社会総がかりでの教育)

- 一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域などが共有し、相互に連携・協働しながら、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが安心して活動できる居場所づくりに社会総がかりで取り組みます。
- また、家庭の経済的な状況など子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって健やかに育つことのできる環境の整備や子どもたちが安心して学べる場づくりを進めるとともに、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を発揮することができる社会の実現をめざし取り組んでいきます。

¹ デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。

(学校における学び)

- 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、人と安全・安心につながるることができる居場所・セーフティネット²としての福祉的な役割を担っていくとともに、学校教育ならではの協働的な学び合いやリアルな体験をととした学びを大切に活動を進めます。

² 一般的には、あらかじめ予測される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもたちの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等にかかわらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えること。

1 子どもたちの未来をひろげるために

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要です。

(いじめ問題の克服)

- 本県では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加³していますが、今なお、いじめを受けた子どもの心身に重大な影響を及ぼす事案が発生しています。いじめの問題は、大人社会のハラスメントの問題と根底で重なるところがあり、いじめの問題への対応では、社会の教育力や成熟度が問われます。こうした認識の下、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ってそれぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組みます。

- いじめの問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢や、ささいな変化であってもいじめではないかという問題意識を持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。さらに、いじめの加害者への指導にあたっては、いじめの被害者の心身の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、いじめの背景にも目を向け、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。加えて、いじめの傍観者や同調者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が集団内に醸成されるよう取り組みます。

³ 令和4年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は31.8件で、令和3年度と比較すると7.0件増加しています。（三重県教育委員会調べ）いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢をもち続けることが求められます。

(子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり)

- 学校、家庭、地域、企業、団体などのさまざまな主体が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊かな人間性を育んだり、困難に直面した際に支援を求めたりできるよう、「子どもの居場所」づくりを進めます。

(誰もが安心して学べる環境づくり)

- 特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰もが安心して学べる環境を整えます。また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待やヤングケアラー⁴など、支援を必要とする子どもたちの早期発見・対応などの対策を進めます。さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員等の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。

(学校安全の推進)

- 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の安全対策、防犯対策、事故防止対策など、家庭や地域と連携・協働した学校安全の取組の徹底を図ります。

⁴ 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにしていくためには、自己肯定感⁵を高めることが重要です。そのためには、ありのままの自分が受け容れられているという実感を持つことが必要です。また、自らの力の向上に向けて努力して達成感を得たり、人の役に立ったりすることや、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験を重ねることが大切です。

こうした自己肯定感は、保護者や友人、教職員、地域の人びとなど、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。また、子どもたちのこだわりやここを見てほしいという思いを受け止め、その子どもの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要です。

あわせて、子どもを支える大人が、子どものいきいきとした成長に関わることを通じて、自らの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。

(家庭教育の支援)

- 家庭において、子どもたちが保護者等からありのままの自分を受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけられるよう、社会全体で「教育の原点」である家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、保護者等や子どもの学びを支えながら家庭教育の支援の充実を図ります。

(幼児期における取組)

- 幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を行う中で、心身の調和のとれた発達の基礎を身につけることができるよう、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、よりよい教育環境をつくります。

⁵ 一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で81.9%（全国83.5%）、中学生で80.9%（全国80.0%）でした。令和4年度と比較すると、小学生で4.0ポイント、中学生で1.2ポイント増加しています。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

(学校における取組)

- 学校では、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性にも留意し、子どもたちが達成感を味わい、やる気や自信にもつながる、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業や、自分や他者のよさに気づくことにつながる仲間との交流や多様な人びととの協働の機会、子どもたちが主体的に学校生活をよりよくする活動などの充実を図ります。また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。

- その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、お互いの考え方や思いの違いを尊重しながら理解を深め合う中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

3 豊かな社会を創っていく力を育むために

人工知能（AI⁶）などの先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。

子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか」だけではなく、「知っていることやできることをどのように使うか」や「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか」という視点を重視しながら、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、自己肯定感や規範意識、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。

（幼児教育の充実）

○ 幼児期の子どもたちに、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことができるよう、家庭や地域と連携して教育活動のさらなる充実を図るとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、遊びをとおして総合的な指導を行います。

（学力等の資質・能力の育成）

○ 資質・能力をバランスよく育成するため、個々の子どもの状態をより丁寧に把握し、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びの充実を図ります。子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況⁷を把握・分析し、子どもや学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。あわせて、目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力を育成するという視点を持って教育活動を進めます。

⁶ Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。

⁷ 令和5年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、平均正答率が全国平均を上回った教科が、小中学校合わせた5教科中1教科（中学校数学）にとどまりました。一方で、平均無解答率は、全ての教科で全国平均より少ない状況でした。

(自律した学習者の礎づくり)

- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者⁸」の育成をめざします。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。

(豊かな人間性の育成)

- 人権への理解を深め、自他の人権を守り、差別のない社会の実現に向けて実践行動ができるようにするとともに、自己肯定感や命を大切にする心、他者を思いやる心、公共心、規範意識を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、人権教育や道徳教育、さまざまな体験活動を進めます。

(健やかな心身の育成)

- 子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携した健康教育・食育の充実を図るとともに、幼児期からの運動遊びや体育活動を推進します。

(主体的に社会の形成に参画する態度の育成)

- 将来自立した社会人となるための基盤をつくり、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、よりよい社会の創り手の育成や本県の未来の創造に関わる意識の醸成につなげていくため、キャリア教育⁹や主権者教育を進めます。

(グローバル¹⁰教育の推進)

- 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、三重県にあっても、他の地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重の伝統や文化、産業についての理解を深め、愛着や誇りを育む郷土教育を地域と連携して進めます。

⁸ 「三重県教育施策大綱」では、子どもたちが社会で自立するためには、「自ら考え、判断・決定し、行動する力（自律する力）」や、「自分を律しながら学び続ける姿勢」が大切であるという想いを込め、「自律した学習者」としています。

⁹ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

¹⁰ グローバル（global）とローカル（local）からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題をとらえていこうとする考え方。

(読書・文化芸術活動の推進)

- 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高め、多くの知識を習得させるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館の整備充実や読書機会の確保、読書活動の普及啓発などの取組を進めます。また、文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実させる取組を進めます。

(これからの部活動)

- 部活動は、スポーツや文化、科学など幅広い分野の活動に取り組むことができ、好ましい人間関係の構築、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。

4 さらに充実した教育の提供をめざして

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く状況が変化する中、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要です。

(教職員の資質・能力の向上)

- 教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデル¹¹となります。また、教職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことは、子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。

(幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり)

- 子どもの人権を尊重し、寛容性をもった質の高い幼児教育・保育の実現に向けて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の専門性などを高め、資質の向上を図るとともに、処遇改善や人材確保などに取り組み、働きやすい職場づくりを一層進めます。

(教職の魅力向上)

- 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題¹²となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにすることは、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。

¹¹ めざしたいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人材のこと。

¹² 令和4年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数と全ての教職員に対する割合は、小学校で約648人(9.3%)、中学校で約1,070人(28.2%)、県立学校で約422人(9.3%)でした。

（「チームとしての学校」）

- 子どもたちが安全・安心に学ぶとともに、必要な資質・能力を身につけることができるよう、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を一層進めます。

（ICT¹³の活用）

- 全ての子どもたちの可能性を伸ばす一人ひとりに応じた学びと多様な人びとと協働した学びをより効果的に進めるため、ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせて有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。また、ICTを使用することによる影響に留意しつつ、子どもたちがデジタルリテラシー¹⁴を身につけ、自分で考え行動できる力を育みます。

（地域との連携・協働）

- 保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクール¹⁵や、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動¹⁶、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えるとともに、これからの地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。

¹³ Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

¹⁴ デジタル技術に関する知識やデジタル機器・サービスを利用する能力。

¹⁵ 法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づき、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

¹⁶ 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かし、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要です。また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。

イノベーション人材¹⁷をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が懸念される中、リカレント教育¹⁸やリスキリング¹⁹の重要性が指摘されています。スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられ、人びとが学び続ける機会を提供することが大切です。

(社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び)

○ デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成や、労働生産性の向上等に向けたリカレント教育やリスキリング等の取組を推進するとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。

○ 生涯学習²⁰や義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図ります。

(高等教育機関との連携)

○ 人口が減少していく中、地域活力の維持・発展につなげていくうえで、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられます。

地域が直面する広範な重要課題について認識を共有するとともに、県内高等教育機関の特色を生かした高度な専門的知識を有する人材の輩出や、担い手の育成・確保などにつなげていくため、産学官の連携を推進します。

¹⁷ モノ・仕組み・サービス・組織・ビジネスモデルなどに新しい価値を付加し、「革新」「刷新」「変革」をもたらすことが期待される人材のこと。

¹⁸ 社会人が仕事やキャリアアップのために、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返していくこと。

¹⁹ 企業が従業員のスキルの底上げや他の成長分野への転職のために、必要なスキルを獲得する／させること。

²⁰ 人生を豊かにするための知識を習得するために、幅広い分野を学習対象として学ぶこと。

教育施策

(「みえ元気プラン」からの抜粋)

三重県教育施策大綱に掲げた5本の柱に関連する施策について、「みえ元気プラン」から抜粋してお示します。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 子どもたちの未来をひろげるために | 関連施策 |
| いじめ問題の克服 | 12-1②、14-1②、14-4①②③④、14-6① |
| 子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり | 14-6①、15-1①③ |
| 誰もが安心して学べる環境づくり | 12-1②、12-3①②、14-3①②、14-5①②、14-6①、15-1③④、15-3①② |
| 学校安全の推進 | 1-2④、3-2①、14-3②、14-5③、14-6①④ |
| 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 関連施策 |
| 家庭教育の支援 | 14-6①、15-1①② |
| 幼児期における取組 | 14-6①、15-2① |
| 学校における取組 | 1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①、14-5①②、14-6 |
| 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 関連施策 |
| 幼児教育の充実 | 14-3①②、14-6①、15-2① |
| 学力等の資質・能力の育成 | 1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-5①②、14-6① |
| 自律した学習者の礎づくり | 1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-5①②、14-6① |
| 豊かな人間性の育成 | 12-1②、14-1②、14-4①、14-6① |
| 健やかな心身の育成 | 14-1③、14-6①、15-2① |
| 主体的に社会の形成に参画する態度の育成 | 14-2①④、14-3①②、14-5①②、14-6① |
| グローバル教育の推進 | 7-4②、14-2①②、14-6①、16-1② |
| 読書・文化芸術活動の推進 | 14-1②、14-2②、14-6①、16-1①②③④ |
| これからの部活動 | 14-1②③、14-6①② |
| 4 さらに充実した教育の提供をめざして | 関連施策 |
| 教職員の資質・能力の向上 | 1-2④、14-3①②、14-4④、14-5①③、14-6①② |
| 幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり | 15-2① |
| 教職の魅力向上 | 14-6①② |
| 「チームとしての学校」 | 1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2① |
| ICTの活用 | 1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①、16-1②④ |
| 地域との連携・協働 | 1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①、16-1②④ |
| 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして | 関連施策 |
| 社会・地域のニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び | 7-2②、8-1①②③、8-2②、10-1①、14-5②、16-1②③④ |
| 高等教育機関との連携 | 8-1③ |

※①②③④は、基本事業の番号です。

施策 1-2 地域防災力の向上

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

(課題の概要)

人口減少と高齢化の一層の進展により、地域の防災活動を担う人材が不足するとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が増加し、地域における日ごろからの災害への備えが求められています。

現状と課題

- 年々発生が切迫している南海トラフ地震や頻発する豪雨による水害や土砂災害に備えるため、県民の防災意識を高め、地域の防災活動を担う防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上に向けた取組を進める必要があります。
- 南海トラフ地震が発生すると、県内で最大約 53,000 人の死者が生じ、そのうち 8 割は津波による被害と想定されています。また、東日本大震災や近年他県で発生した豪雨災害では、高齢者や障がい者など避難に際して支援を必要とする人が多く犠牲になりました。こうしたことをふまえ、県民の適切な避難に向けた取組を促進するとともに、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難対策を進める必要があります。さらに、避難所に避難した後も健康で安心して過ごせるよう、適切な避難所の環境と運営を確保する必要があります。
- 大規模災害が頻発する中、被災地の早期復旧には、ボランティアやNPO等による支援が必要です。大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有するNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、災害時に子どもたちが地域の一員として行動できる力を育成するとともに、学校教育を速やかに復旧させられるよう、教職員の災害対応力を高める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 災害に強い地域づくり

南海トラフ地震や豪雨による水害・土砂災害など「必ず起こる」災害に備え、地域防災力の向上を図るため、「みえ防災・減災センター」と連携して、県民の防災意識の醸成に取り組むとともに、次代を担う若者を防災人材として育成し、その若者が他の多くの若者を巻き込みながら地域の防災組織等に参画するようつなげることにより、災害に強い地域づくりを進めます。

■ 基本事業2： 災害から命を守る適切な避難の促進

災害時に県民一人ひとりの命を守るため、日ごろから気象や避難に係る防災情報の理解や備蓄、避難路の確認など事前の備えを促進するとともに、新たなデジタル技術も活用しながら、適切な避難に必要なきめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速に提供します。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成やあらゆる避難者に配慮した避難所運営、津波避難施設の整備など、適切な避難に向けた市町の取組を支援します。

■ 基本事業3： 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画し、市町、県・市町社会福祉協議会、県内外のボランティアやNPO等との連携を進めるとともに、それら関係者間の顔の見える関係づくりやセミナー等を通じて、市町における受援体制が充実されるよう支援します。また、「三重県災害ボランティア支援および特定非営利活動促進基金」を活用し、NPOが迅速な活動を展開できるよう支援します。

■ 基本事業4： 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、デジタルコンテンツを含む防災学習教材の充実や教職員の防災教育の指導力向上に取り組むとともに、子どもたちの発達段階や地域の状況に応じて、防災訓練や防災学習の取組を進めます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、災害時の学校の早期再開を支援するため、災害対応力を備えた教職員により構成される災害時学校支援チームの強化に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|--------------------------------|---------|---------------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数 | — | 29 市町 | 夜間の避難を想定し、訓練や避難路の確認等を新たに実施した市町数 |
| 県が防災情報を提供するホームページのアクセス数 | 3,215千件 | 3,375千件 | 県が防災情報を提供するツールである防災みえ.jpのホームページのアクセス数 |
| 津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数 | — | 19 市町 | 津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内19市町の全ての要避難者が確実に避難できるよう、今後5年間で新たな対策に取り組んだ市町数 |
| 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 | 75.0% | 100% | 家庭や自主防災組織、自治会などと、防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合 |

施策3-2 交通安全対策の推進

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

(課題の概要)

高齢化の進展に伴い、高齢運転者が当事者となる交通事故が増加するほか、生活道路や通学路等における交通事故の増加や飲酒運転による事故の発生が懸念されています。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場などにより、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底が求められています。

現状と課題

- 県内の交通事故死者数は、長期的に減少傾向が続き、令和3(2021)年においては、統計史上最少を更新したものの、未だ多くの方が亡くなっていることから、交通安全対策を推進していく必要があります。また、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化しており、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となることを見据え、高齢運転者の交通事故抑止対策を推進する必要があります。
- 県内の飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」施行以降、関係者の連携した取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、令和3(2021)年においては、条例施行以降、最少となりました。しかし、未だ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、再発防止対策であるアルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。
- 本県は交通事故死者数に占める歩行者および自転車利用者の割合が高く、このうち約7割が高齢者となっています。こうした中、高齢者や子ども、障がい者が日常的に利用する生活道路や通学路等における交通安全の確保が求められています。また、持続可能な交通安全施設等の整備を進める必要があります。
- 人口10万人あたりの交通事故死者数は、都道府県別に見て多く、ワースト上位に位置しています。このため、交通事故の発生実態等の高度な分析に基づいた交通指導取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場など、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底に向けた取組が求められています。

取組方向

- **基本事業1：交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進**
 自動運転技術の導入など社会の大きな変化を見据えながら、事故を防ぐための先進安全技術の情報等を把握し、誰にとっても安全・安心な社会の実現をめざした取組を進めていきます。また、社会問題化している高齢運転者が当事者となる交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携し、先進安全技術が搭載された先進安全自動車の普及啓発や運転免許証自主返納に係る情報の提供などの取組を一層推進します。さらに、四季の交通安全運動をはじめ、交通安全意識と交通マナーの向上に向けた広報・啓発を実施するとともに、各年齢層に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。
- **基本事業2：飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進**
 飲酒運転0(ゼロ)をめざし、県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携した教育・啓発活動を推進します。また、再発防止対策として、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する受診を促進します。
- **基本事業3：安全かつ快適な交通環境の整備**
 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、ゾーン30の整備や道路管理者と連携した物理的デバイスによる速度抑制を図るとともに、視認性の高いLED信号灯器の整備など、人優先の交通環境の整備を推進します。また、交通安全施設等の適正な維持管理や交通環境の変化に応じた交通規制の見直し等を推進します。
- **基本事業4：道路交通秩序の維持**
 交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、交通事故抑止に資する効果的な交通指導取締りを推進します。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路等における速度違反をはじめ、悪質性・危険性の高い飲酒運転等の交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------|-------|-----------|----------------------------------|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 交通事故死者数 | 62人 | 53人以下 | 交通事故発生から24時間以内の死者数 |
| 飲酒運転事故件数 | 28件 | 16件以下 | 飲酒運転による人身事故件数 |
| 横断歩道の平均停止率 | 45.8% | 85%以上 | 信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合 |

施策7-2 ものづくり産業の振興

施策の目標

(めざす姿)

社会経済情勢の変化に的確に対応し、競争力や事業継続力を維持するため、自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとするものづくり企業における新たな製品開発や事業化が進んでいます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術の促進が図られているとともに、新エネルギーの導入促進や、環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んでいます。

(課題の概要)

ものづくり企業をはじめ、県内企業が脱炭素化といった社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、国際競争力や事業継続力の強化に加え、成長産業の育成、デジタル技術の活用など、企業変革力を高めていくことが求められています。また、三重県の地域特性を生かした新エネルギーについて、環境や住民生活に十分配慮しながら導入促進を図る必要があります。

現状と課題

- サプライチェーン全体での脱炭素に寄与する取組を実施することが強く求められています。特に、本県の基幹産業である自動車関連産業においては、電気自動車をはじめ次世代自動車分野の成長により、部品の種類の変化、部品点数の減少、サプライチェーンの変化をはじめ、産業構造の変化に的確に対応していくことが求められています。また、脱炭素社会の実現をめざす上で必要とされる新たな成長産業を育成し、雇用の創出を図るとともに、地域経済の持続的な成長につなげていく必要があります。
- 自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとする本県ものづくり産業が、社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続力や競争力の強化を図っていくために、県内ものづくり企業の技術開発の促進や、産学官連携等の推進、知的財産の活用等の取組を進める必要があります。
- 四日市コンビナートは、汎用的な化学製品から高機能素材等に至る様々な製品の供給を通じて、戦後の我が国経済の発展と地域の雇用を支えてきましたが、脱炭素社会の実現に向けて、事業構造の変革など抜本的な対応が求められています。このため、コンビナート全体の視点に立ち、四日市市や地域企業等と方向性を合わせた取組を推進していく必要があります。
- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進に取り組んでいます。
- 三重県の地域特性を生かした太陽光発電や風力発電などの新エネルギーについて、環境や住民生活に十分配慮し、地域との共生が図られながら、導入促進を図る必要があります。併せて、IoT・AIの活用等により、さらなる効率的なエネルギー利用の推進とともに、需要に対応したエネルギーの安定供給が求められます。
- ヘルスケア産業においては、少子高齢化の進展や新しい生活様式への適応等による新たな需要への対応が求められており、関連企業は変革を迫られています。こうした中、ものづくり県である本県内に立地する企業が持つ技術・ノウハウを生かしながら、医療・介護だけでなく予防や健康づくりも含めた新たな製品・サービス・技術の創出に向けた企業の取組を支援し、ヘルスケア産業の振興をめざすライフイノベーションの取組を推進する必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 成長産業育成・業態転換の促進

脱炭素社会の実現に向けて、より効率的・効果的にCO₂排出量を削減していくとともに、生産性向上により事業継続力や競争力を高めていく必要があります。このため、本県ものづくり企業が、電化への対応、新たな領域への挑戦、業態転換、事業再構築、多角化、デジタル化の推進等に前向きに取り組めるよう、本県の優位性・強みを生かしながら、積極的に支援を行い、新たな産業や雇用の創出につなげていきます。

■ 基本事業2： 経営基盤の強化・人材育成の推進

自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとする本県ものづくり産業が、社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続力と競争力を高めるとともに、他分野・新業種への展開をしていくことが求められています。また、陶磁器をはじめとする伝統的なものづくり産業においても、工法・製法を守りつつ、加工技術や新製品の開発を進め、新たな事業展開を図る必要があります。このため、工業研究所が行ってきたきめ細かな技術支援に加え、共同研究等の産学官連携の推進や、知的財産の取得・利活用等の支援を行い、県内企業の新製品開発、技術的課題の解決、技術力の向上、技術人材の育成等を進めていきます。

■ 基本事業3： 四日市コンビナートの競争力強化

新エネルギーの利活用、脱炭素社会に貢献する素材供給等、新たな産業の創出、石油精製から樹脂製品を製造する設備や供給網が整備されたコンビナートの特性を生かしたカーボンリサイクルやサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進について、四日市市やコンビナート企業等と連携しながら、研究開発成果の活用・事業化など四日市コンビナートの競争力強化に向けた取組を進めていきます。

■ 基本事業4： 新エネルギーの導入促進

地方から安全で安心なエネルギーの確保に貢献するため、地域との共生が図られるよう、新エネルギーの導入を促進していきます。また、地域課題の解決に向けた新エネルギーの活用によるまちづくりや、環境・エネルギー関連産業の育成と集積を図るため、エネルギー関連技術の研究開発を支援します。加えて、県民の皆さんや事業者に対してエネルギーに関する啓発等を行います。

■ 基本事業5： ライフイノベーションの推進

産学官民連携を推進し、企業・研究機関等のヘルスケア分野への参入促進や医療機関・福祉施設等における実証等とおして、ものづくり技術・ICT等を活用した製品・サービス・技術の研究開発、市場開拓等を支援することにより、ヘルスケア産業の振興に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|--|-----------------|------------------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数(累計) | 11件 | 66件 | 県内ものづくり企業が県の技術支援や共同研究等を通じて、新たな製品開発や事業化等につながった件数 |
| 四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数(累計) | 4件 | 8件 | 四日市コンビナートの競争力強化に向けて創出される、産学官連携の枠組みの数 |
| 新エネルギーの導入量(累計) | 76.4万世帯 (2年) | ※79.2万世帯 (7年) | 県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賅ったと仮定した場合の世帯数 |

※記載の数値は現行の新エネルギービジョンにおける数値であり、改定後(令和4(2022)年度末)に数値を変更します。

施策7-4 国際展開の推進

施策の目標

(めざす姿)

県内の中小企業・小規模企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置が進むとともに、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境 EC(電子商取引)の活用に向けた取組が進んでいます。また、県が行う国際交流によって相手国・地域との関係を維持・強化するとともに、国際的な視野を持ち地域で活躍できる人材育成が進んでいます。

(課題の概要)

海外市場を獲得できていない県内の中小企業・小規模企業においては、国内市場の縮小により事業規模の維持が困難になる企業の増加が懸念されます。また、大都市圏に比べて海外展開する企業や国際交流の機会が少ない県内では、国際的な視野を広げたい県内の若者が県外へ流出するなど定着せず、県内企業の国際展開や地域の国際化に資する人材が不足するおそれがあります。

現状と課題

- 人口減少の進展に伴い国内市場の縮小が懸念される反面、海外市場の規模は拡大が予測されていることから、企業の国際展開は喫緊の課題となっています。
- 一方で、ウクライナ危機によって国際ビジネス環境は不透明な状況となっており、県内企業への影響が懸念されます。
- グローバル化の進展に伴い、人・モノ・カネ・情報等がますますボーダレスに行き来する時代が到来しています。県内企業の国際展開や地域の国際化に資するため、三重県の未来を担う若者を、国際的な視野を持ち、地域で活躍するグローバル人材として育成する必要があるものの、県民の海外渡航者数や10万人あたりの県内留学生数が全国平均を下回っており、また、大都市圏に比べて国際交流の機会が限られた状況にあります。
- 環境面をはじめ地球規模での問題が数多く発生し、SDGsといった課題に向けた取組に対する機運が高まっている中、相手国・地域とさまざまな課題を共有し、国際協力に取り組むことで、双方の発展に寄与することが求められています。

取組方向

■ **基本事業1： 中小企業の海外ビジネス展開の促進**

日本貿易振興機構(ジェトロ)や金融機関など関係機関と連携し、県内中小企業・小規模企業の海外ビジネス展開を促進します。そのため、海外政府機関や自治体等とのネットワークを広げるとともに、知事トップセールスを含む海外ミッションにより、県産品や観光資源のPRに取り組めます。また、海外企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等への県内中小企業・小規模企業の参加を促進します。加えて、海外企業と商取引する際のコミュニケーションや、外国人目線での商品プロモーションなど県内中小企業・小規模企業が抱える海外ビジネスの課題解決に取り組めます。

■ **基本事業2： 国際交流の推進**

友好・姉妹提携先であるブラジル・サンパウロ州、中国・河南省、スペイン・バレンシア州、パラオ共和国や、太平洋島しょ国をはじめとする三重県とつながりのある外国政府、各国大使館、外務省、国際的な活動を行う団体等とのさまざまな分野での交流や国際協力を通じて、相手国・地域との関係強化につなげます。また、県が有する国際的なネットワークを通じた交流の機会を活用し、高校生や大学生を対象とした連続講座の開催やオンライン交流等を実施することにより、グローバル人材の育成を進めます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------------------------|-----|---------------|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数 (累計) | — | 100社 | 本県の施策を通じて、国際展開に取り組んだ県内中小企業・小規模企業の数 |
| 国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数 (累計) | — | 75件 | 本県がこれまで構築してきた国際的なネットワーク等を利用して、国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数 |

施策8-1 若者の就労支援・県内定着促進

施策の目標

(めざす姿)

地域が一体となって若者の人材確保や育成に取り組む機運が醸成され、就職支援協定締結大学と連携した県内企業への情報発信やインターンシップ、就職説明会の開催など、若者に対して企業の情報発信や魅力を感じる機会の提供が進むことで、県内で働きたいという意欲のある若者が増加し、県内企業への就労、定着につながっています。

また、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るため、産業・就業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、企業や地域のニーズに合ったスキルを身につけた若年人材が育成・確保されています。

(課題の概要)

進学や就職を契機に若者の転出超過が続いており、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が懸念されています。

また、デジタル化の進展や産業構造の変化が加速している中、労働市場のニーズに対応したスキルを身に着けた人材が不足し、中小企業の生産性向上や競争力強化に支障が生じるおそれがあります。

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が加速する中で、若者・子育て世代が転出超過の大部分を占めており、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が深刻化しています。本県の令和3年における転出超過数 3,480 人の約9割が 15 歳～29 歳の若者であり、特に、女性については、仕事と育児の両立を支援する企業等の支援制度や職場環境の整備が進んでいる都市部に流出する傾向があります。また、県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割にとどまり、県内高等教育機関の卒業生が県内企業に就職した割合も5割に満たない状況で、就職支援協定締結大学の三重県出身卒業生の県内への就職率も3割程度となっています。
- 県内企業での就職などを希望する県外大学の学生に対し、県内企業の情報が十分に伝わっていない状況であるため、地域で働く魅力などの情報発信等について商工団体など地域の各主体が一体となって取り組むなど、地域を挙げた採用活動や人材育成の取組を支援する必要があります。
- 労働力不足を解消するためには、新規学卒者に加え、離職者、転職希望者等の幅広い人材が県内企業へ就職・定着するとともに、無業者などの潜在的な労働力を活かしていく取組が重要です。また、IoTやロボット技術など成長・基幹産業に対応する人材や、生産性向上・競争力の強化等を図る企業ニーズに対応する人材を育成するため、若者の職業能力の開発に取り組む必要があります。
- 令和8(2026)年度には、18 歳人口の減少に伴い、県内の高等学校を卒業した大学進学者数は、令和3(2021)年度の 7,864 人より 500 人程度減少し、それに伴い県内大学への進学者数も減少すると見込まれ、県内に定着する若者がますます減少することが危惧されます。地域の活力を維持するため、県内で学び、働き、将来の地域社会を担う学生の増加を図る必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 若者等の就労支援

若者の安定した就労・県内定着に向け、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した県内企業の情報発信や、県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。また、若者の就労意向や男女による就職決定の意識の違いをふまえ、誰もが安心して働ける職場環境づくりに取り組む県内企業の情報発信を行うなど、きめ細かな就労支援を行います。さらに、県内高校生の保護者に対してアプローチするなど、大学進学後の情報提供にも取り組みます。加えて、県内外の学生やU・Iターン就職を検討している求職者等を対象として、インターンシップに参加した若者や県内企業等のSNSなどオンライン上のコミュニティ等を活用しながら、県内企業の情報や地域で働く魅力を発信するとともに、地域を挙げた採用活動や人材育成の推進に取り組みます。

■ 基本事業2： 人材の育成・確保支援

若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開に資する人材の確保などを支援し、地域の産業政策と一体となった雇用機会の創出、拡大に取り組めます。また、津高等技術学校において、成長が見込まれるIT分野や求人ニーズが高いものづくり分野への就労を目指したコースなど、職業訓練として地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、技能検定等の円滑な実施や、民間の職業能力開発校への支援を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。加えて、産業構造の変化に伴い必要とされる労働者の能力開発への支援について検討を進めます。

■ 基本事業3： 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

奨学金を借り受けている大学生等が卒業後に「過疎地域などの指定地域への居住等」または「県内での居住および県内産業への就業」を行った場合、奨学金返還額の一部を助成するほか、高等教育機関と連携しながら若者の県内定着を促進します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|-------------------------------------|---------------|-----------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合 | 43.5% (2年) | 50.0% | 県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合 |
| 「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内就職した人の割合 | 62.6% | 66.6% | 「おしごと広場みえ」に新規登録し、就労支援や情報提供等のサービスを受け就職した人のうち、県内企業等へ就職した人の割合 |
| 職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者数および受講者数(年間) | 516名 | 590名 | 職業能力向上のために施設内訓練や在職者訓練を実施する津高等技術学校への入校者数および受講者数(年間) |

施策8-2 多様で柔軟な働き方の推進

施策の目標

(めざす姿)

働く意欲のある全ての人々が、やりがいを持っていきいきと働くことができる社会にするため、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入が進んでいます。

女性や高齢者、外国人などの多様な人材が自らの適性や能力に応じた職業を選択できるよう、安心して就労できる職場環境づくりが進むとともに、必要なスキルアップや労働相談などの支援が行き届いています。

障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことのできる職場環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

社会全体で働きやすい労働環境の整備や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務形態の導入が求められています。

また、女性や高齢者、外国人等においては、正規雇用など安定した雇用関係を構築できるよう、安心して働き続けられる職場環境づくりが求められています。

さらに、障がい者においては、希望に応じて働くことのできるよう、企業や県民の理解促進および多様で柔軟な働き方の推進に取り組む必要があります。

現状と課題

- 働く意欲のある全ての人々が、いきいきと働くことができるよう、社会全体で働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、テレワークなど多様で柔軟な働き方が選択できる勤務形態の導入に取り組み、企業の人材確保・定着支援や生産性向上につなげていく必要があります。
- 女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代など、多様な人材が能力を発揮することができるよう、地域の中で活躍し安心して働き続けられる職場環境づくりに関係機関と連携して取り組むことが必要です。また、雇用のセーフティネットとして、雇用に対する労働相談や離職者の早期就職に向けた職業訓練などを充実させることが必要です。
- 民間企業における障がい者の法定雇用率を達成できない企業が依然として多いことから、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進に取り組むとともに、働く意欲のある全ての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：多様な働き方の推進**

働く意欲のある全ての人が、やりがいや生きがいを持って自らの希望をかなえ、いきいきと働くことができる労働環境の整備が進むよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方の導入や継続の支援などに取り組み、企業の人材確保・定着支援や生産性の向上につなげていきます。

■ **基本事業2：多様な人材の就労支援**

就労に対する支援が必要な女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代などが自らの適性や能力を生かし希望する職につけるよう、知識の習得やスキルアップ等を支援するため、セミナーや研修会を開催するとともに、就労に向けてマッチングの場等を提供します。また、雇用のセーフティネットとして、離職者に対する職業訓練や労働者等に対する労働相談窓口の設置など早期再就職や職場定着に向けた支援を行います。

■ **基本事業3：障がい者の雇用支援**

障がい者雇用の拡大や、障がい者雇用に対する企業・県民の理解促進のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施や、企業等を通じた障がい者からの聴き取りによる職場定着支援、ステップアップカフェなどの取組を行います。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------------------|-------|-----------|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 | 86.1% | 92.1% | 「三重県内労働条件等実態調査」における調査対象事業所のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合 |
| 就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度 | 89.4% | 94.4% | 県が実施するセミナーや相談会に参加した求職者(女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代等)および企業のうち、県の取組が就職活動や職場環境整備に役立ったとする割合 |
| 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 | 56.9% | 63.6% | 毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある43.5人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 |

施策 10-1 社会におけるDXの推進

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんや県内事業者等のDXに取り組もうとする機運が醸成されており、デジタルに関する知識やスキルを有した人材が増え、産業や暮らしなどさまざまな分野においてDXの取組が進んでいます。

また、革新的な技術やサービスの社会実装が進み、社会課題や地域課題の解決が図られています。

(課題の概要)

デジタル化が進展する一方で、デジタル化の恩恵を受けられない人々が取り残される懸念があります。

また、県内事業者においては、DX人材が不足することにより、経営効率化が進まないことが懸念されます。

さらに、本県が抱える地域課題や社会課題に対し、革新的な技術やサービスを活用していかなければ、県民生活の質の向上や維持が困難になることが懸念されます。

現状と課題

- 誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現に向けては、デジタル化に不安感のある人びとに寄り添いながら、県民の皆さんや県内事業者等にデジタル社会がもたらす価値を理解してもらう必要があります。また、県内事業者においては、DXを推進する人材や、デジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材が不足しており、こうした人材を育成する必要があります。
- デジタル技術は急速に進展しており、さまざまな分野でデジタル技術の活用が進んでいくことが想定されます。また、生産年齢人口の減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人びとの働き方も変化しています。このような社会の変化に伴う課題に対して、革新的な技術やサービスを活用した先進的な取組を行うスタートアップ(創業・第二創業)を支援することによって、多様な働く場の創出や地域活性化につなげていく必要があります。
- 国においては、令和4(2022)年度のドローンの有人地帯での目視外飛行(レベル4)実現をめざすとともに、「空飛ぶクルマ」については、令和6(2024)年より「物の移動」から「人の移動」へと実用化拡大をめざしています。令和7(2025)年の大阪・関西万博での実用化に向けた取組も加速する中、法制度の改正等の動きも注視しながら、三重県での事業化を実現するための取組を推進していく必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：さまざまな主体が取り組むDXの支援**

県民の皆さんや県内事業者等がDXに取り組んでいただける機運を醸成するとともに、DXを牽引する専門家や企業と連携した相談支援等をとおして、各主体によるDXの取組を促進します。また、デジタルデバインド(情報格差)の解消に向けて、国や市町等と連携した取組を行います。さらに、産官学で連携し、DXの推進に向けた意識啓発を行うとともに、DX人材の育成支援に取り組めます。

■ **基本事業2：革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出**

スタートアップの自律的・継続的な創出や育成をめざして、ビジネスを生み出すネットワーク・場づくりなどに取り組めます。また、事業者による革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援に取り組めます。さらに、先端技術に関する情報収集や活用に向けた取組の支援等に取り組めます。

■ **基本事業3：空の移動革命の促進**

県が抱える交通や観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、ドローン物流や「空飛ぶクルマ」の実証実験の誘致や社会実装の支援を行うとともに、地域受容性の向上に向けた機運醸成や環境整備に取り組めます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|--|-------|-----------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度 | 90.0% | 90.0%以上 | 県が実施した支援に対して相談者等が「役に立った」「やや役に立った」と回答した割合 |
| DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数(累計) | 26件 | 91件 | DXや革新的な技術・サービスを活用した取組をめざす事業者等に対して、情報提供やマッチング、事業計画への助言等の支援を行った件数 |

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

(課題の概要)

感染症や性的指向・性自認、国籍等に起因する人権侵害などの顕在化してきた人権課題や、多様化・複雑化する人権問題への解決に向けた対応が求められています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別の発生により、人権に対する県民の皆さんの関心は大きく高まっています。また、性の多様性やインターネット上の人権侵害等が新たに人権課題としてより強く認識され、その対応が求められています。このため、さまざまな人権問題について理解を深め、自分自身の課題としてとらえ、具体的な行動につながるような取組を促進する必要があります。
- 人権をめぐる社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を的確にとらえ、一人ひとりの子どもが人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、全ての教育の中で人権教育を行っていく必要があります。
- 人びとの人権意識の高まりや新たな人権課題の顕在化等に伴い、人権相談の内容も多様化、複雑化してきていることから、個々の相談機関の相談員の資質向上とともに、相談機関相互が連携し、専門性を生かしながら対応する体制づくりが求められています。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷や差別的な書込み等については、早期対応(早期発見・削除要請)とともに未然防止のための取組が必要です。

取組方向

■ **基本事業1：人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進**

さまざまな手段、媒体や機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題の解決が自分自身の問題としてとらえられるよう、効果的な人権啓発に取り組みます。人権が尊重される社会を実現するため、住民組織、NPO・団体、企業等さまざまな主体が連携する人権まちづくりの取組の推進とともに、地域の人権啓発を担う人材育成にも取り組みます。

■ **基本事業2：人権教育の推進**

学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムの活用とその改善を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。また、人権学習指導資料等を活用し、人権課題についての正しい知識を身につけ、その解決を自分の課題としてとらえ行動できる力を育む教育に取り組み、新型コロナワクチンの接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育みます。

■ **基本事業3：人権擁護の推進**

人権に関わる相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。

インターネット上の人権侵害に的確に対応するため、ネットモニタリングを実施し、差別的な書込み等の早期発見、関係機関と連携した削除要請に取り組むとともに、不適切な書込みを未然に防止するため、SNS等を活用し、ネットリテラシーに関する啓発を行います。

KPI(重要業績評価指標)

| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
|---|---------|-----------|---|
| 県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数 | 39,312人 | 46,000人 | 県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計 |
| 学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 | 86.9% | 100% | 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合 |
| 人権に係る相談体制の充実に向けた取組 | 相談体制の確保 | 相談体制の充実 | 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組 |

施策 12-3 多文化共生の推進

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

(課題の概要)

国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進むため、新たに、さまざまな生活場面における円滑なコミュニケーションの実現に向けた支援や更なる多言語への対応等が求められています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、53,042人(令和3(2021)年末)で、県内総人口の2.97%を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後は、国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進み、さまざまな生活場面において新たな課題や支援ニーズが発生します。外国人住民の不安を軽減し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、関係者とのネットワークを強化するなど、引き続き、環境整備に取り組む必要があります。
- 県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や実施体制、運営基盤等に課題を抱える日本語教室もあります。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有し、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：多文化共生社会づくりへの参画促進**

多文化共生の推進に向けて、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等の各主体が情報共有や意見交換を行い、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、各主体間のネットワークづくりを促進するとともに、日本人住民と外国人住民が互いの文化の違いや多様性を学びあう機会の提供に取り組めます。

■ **基本事業2：外国人住民の安全で安心な生活環境づくり**

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組めます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組めます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------------------|---------|-----------|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計) | 9団体 | 137団体 | 令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計) |
| 外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組 | 相談窓口の確保 | 相談窓口の充実 | みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組 |

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

(課題の概要)

これからの変化の激しい時代を豊かに生きていくためには、未来の礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることが一層重要であり、これらを一体的・調和的に育む必要があります。

現状と課題

- 「確かな学力」の定着には、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、価値観や考え方の異なる他者と協働した学びなどを進める必要があります。学校外での学習時間が全国と比べて低い状況にある中、一人ひとりの定着状況に応じたきめ細かな指導を支援するとともに、ICTの効果的な活用などにより、全ての子どもたちが学習内容を理解し、学ぶ楽しさを実感できる取組を進める必要があります。また、学習習慣・生活習慣の確立のため、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 命が大切にされない事件や深刻ないじめなどが生じており、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、互いの多様性を認め合う心や、他者を思いやり尊重する心の育成、規範意識やよりよい人間関係を築く力を一層育む必要があります。学校は、現実の交流の中で関係を築き、支え合い成長し合う場として重要な役割を担っていることがコロナ禍で再認識されました。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことや読書活動の充実、さまざまな制約の中で工夫した体験活動の実施などが大切です。
- ICT機器の効果的な活用により海外との交流など多様な考えや価値観にふれることが容易になる一方、インターネットの長時間利用や、自覚がないまま自分好みの情報にのみ接してしまうようになることが懸念されています。また、SNSなどインターネット上で行われるいじめの件数は年々増加し、その内容も複雑化しており、学習端末の普及が進む中で、子どもたちの情報モラルや情報リテラシーを育てていくことが大切です。
- 室内遊びの増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもたちの一週間あたりの総運動時間が減少しており、日常生活の中で運動する機会を確保し、体力の向上を図ることが大切です。部活動は、専門的な指導の充実と教員の負担軽減を図っていく必要があります。地域人材の活用や地域スポーツ団体との連携など、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。また、人生100年時代において、健康寿命が大切にされる中、生涯にわたって心身の健康を自ら管理できるよう、健康や食に関する教育を進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 確かな学力の育成

「確かな学力」を確実に身につけるため、一人ひとりが何を学びどのような力を習得したかの学習成果を確認しつつ、学習習慣・生活習慣を継続的に把握し、改善を進めます。少人数教育、学習支援スタッフ等の地域人材や学習端末の活用などによるきめ細かな指導体制のもと、つまづきを解消し、学ぶ意欲を高めるとともに、子どもたちの習熟の状況等をふまえた個別最適な学びを進めます。主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能を土台に子ども同士で協働して学んだり、地域の大人の支援を得たりしながら、深い学びを実践する教育を進めます。

■ 基本事業2： 豊かな心の育成

子どもたちが自己肯定感や規範意識を高め、いじめや暴力を許さず、互いを思いやり、認め合ってよりよい人間関係を築く力や、自他の命を大切にすることを育めるよう、道徳教育や人権教育、さまざまな体験活動を推進します。また、インターネットやSNS等を適切に利用し、有効な活用ができるよう、情報モラル、情報リテラシーを育むデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。

子どもたちが本を身近なものと感じ、能動的に読書を楽しむことができるよう、公立図書館と学校図書館の活用、家庭読書の推進、読書活動推進関係者の情報共有・意見交換の場の提供、リーフレットによる読書活動の啓発など、多様な取組を進めます。

子どもたちの豊かな感性や情操等を育むため、全国高等学校総合文化祭等への生徒の派遣や作品の出展など、発表や交流を進めることを通じて文化芸術活動を推進します。

■ 基本事業3： 健やかな身体の育成

楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて、体力の向上が図られるよう、ICT の活用も含めた魅力ある体育の授業の実施や「1学校1運動」の取組を進めます。部活動は、部活動指導員等の地域人材の配置や、地域スポーツ団体と連携した休日における部活動の地域移行など、持続可能な部活動となる取組を進めます。また、人生100年時代に、生涯にわたり健康で充実した生活を送っていけるよう、家庭や地域と連携して、望ましい生活習慣の確立、子どもたちの健康課題に対応した健康教育の推進、栄養や食事のとり方・食料の大切さなどを学ぶ食育を推進します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|--|------------------------------|------------------------------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 | 小学生 78.2% 中学生 83.9% | 小学生 81.7% 中学生 87.4% | 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合 |
| 自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合 | 小学生 76.0% 中学生 77.5% | 小学生 80.0% 中学生 80.0% | 「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合 |
| 運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合 | 小学生 38.0% 中学生 77.2% | 小学生 44.1% 中学生 78.2% | 「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを合計で1日おおよそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合 |

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

(課題の概要)

超スマート社会や社会・経済のグローバル化などが進み、求められる資質・能力も変化する中、子どもたちがそれぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を進める必要があります。

現状と課題

- 超スマート社会や社会・経済のグローバル化、新型コロナウイルス感染症など、社会が加速度的に変化し予測困難中であって、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力も変化しています。子どもたちが社会の変化にしなやかで前向きに対応し、それぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を一層推進することが必要です。
- 人生100年時代を豊かに生きていくには、生涯をとおして学びに向かう姿勢を身につけ、自己の能力を高め、働くことや地域・社会の活動につなげていくことが大切です。このため、自律した学習者として、今学んでいることと将来とのつながりを見通したり、振り返ったりしながら、自分の生き方や進路を主体的に考え、行動する力や人間関係を築く力を身につけ、社会的・職業的に自立できるよう、キャリア教育をより充実させて進めることが重要です。
- グローバル化が進展し、国際的な課題が地域にも複雑に影響を及ぼしています。SDGsの目標実現や脱炭素の取組が進められる中、これからの社会を担う子どもたちが、地球規模の課題を自らの問題として主体的にとらえ、身近なところから取り組み、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を養うとともに、国際社会や地域で持続可能な社会の一員として、行動できる態度や力を身につける必要があります。
- 選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、発達段階に応じて早い段階から、主権者の一人としての自覚を深め、主体的に社会を形成していこうとする態度を育むとともに、社会の一員として行動する自立した消費者を育成する消費者教育を進めていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むため、県立学校では各学校で策定するキャリア教育プログラムに基づき、教育活動全体をとおした体系的なキャリア教育を進めます。学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、多様な選択肢の中から進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけられるよう、職場体験やインターンシップ、地域の職業人との交流、大学と連携した専門的な学びの機会の拡充など、関係機関等の協力を得て、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

■ 基本事業2： グローカル教育の推進

異なる文化や多様な価値観を持つ人びとと互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけ、世界にあっても地域にあっても活躍できるよう、身近な地域や地球規模の課題をテーマとした学習やディスカッション、オンラインも含めた海外との交流、郷土教育、地域の特色や産業を題材とした学習を推進します。

■ 基本事業3： 新たな価値を創り出す力の育成

他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力やチャレンジ精神、創造性、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的に思考・吟味し活用する力など、これからの社会で必要となる力を育むため、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科を基礎とした教科横断的な学びを行うSTEAM教育、プログラミング教育などを進めます。社会人講師による授業や民間の先端技術を活用した授業等により実社会とつながった学びを推進するとともに、高い専門性を備えた人材を育成します。

■ 基本事業4： 主体的に社会を形成していく力の育成

社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し、主体的に行動する力を育むため、「公共」の授業での学習をはじめとした教育活動全体を通じて主権者教育を進めるとともに、消費生活に関する正しい知識の習得および消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|--|--|--|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合 | 小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1% | 小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1% | 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合 |
| 学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合 | - | 高校生 100% | 地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合 |
| 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数 | 中学生 684人 高校生 203人 | 中学生 1,600人 高校生 300人 | 国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した子どもたちの人数 |
| 困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合 | 高校生 78.8% | 高校生 83.8% | 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合 |
| 地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合 | 高校生 67.7% | 高校生 79.7% | 「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合 |

施策 14-3 特別支援教育の推進

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

(課題の概要)

特別な支援を必要とする子どもたちは引き続き増加が見込まれており、連続性のある学びの場と早期からの一貫した指導・支援の充実が求められています。また、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけるとともに、ICT や先端技術の活用によって、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会を増やすことが求められています。

現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちは増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場と、早期からの一貫した指導・支援を充実させる必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につける必要があります。
- ICTや先端技術が飛躍的に進展する中、障がいのある子どもたちを支えるコミュニケーションツール、情報ツール、学びのツールとして活用することにより、生活や学びの内容が大きく変わる可能性があり、在宅での就労や、これまでは就労が難しかった業種、事業所への就労の可能性も広がるのが期待され、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会が増し、そのために必要な力も変化することが考えられます。これに対応した、キャリア教育や知識・技能の習得、指導法の開発や就労先の開拓が必要となります。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校の中には老朽化や狭隘化などへの対応が必要なところがあり、計画的な整備を進めていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場を適切に選択することができるよう、本人・保護者に丁寧に情報を提供したり、相談に対応したりするなど、市町教育委員会と連携した就学支援を行います。

幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用して必要な支援情報の引継ぎを進め、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいて、きめ細かな指導・支援を充実します。

特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、通級による指導を担当する教職員の専門性の向上に取り組みます。

小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に学習することができるよう、看護師に対して研修会や事例検討会等への参加を働きかけます。

各教科や職業体験等とおして、障がいの特性に応じた学習活動を進めるとともに、障がいの状態や個々の教育的ニーズに応じて、ICTを効果的に活用して新しい時代に活躍できる技能や力を育成します。

■ 基本事業2：特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、一人ひとりの状況に合ったキャリア教育を発達段階に応じて進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。特別支援学校高等部では、自分に合った職場を見つけ働くための早期からの職場実習や農福連携など職域の拡大に取り組みます。また、従来の事業所に通勤・通所する形態に加え、ICTを活用した在宅就労など新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓、就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携した定着支援を進めます。

特別支援学校において、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に学びを継続できるよう、医療的ケア担当者への研修やガイドラインに沿った医療的ケアの実施などに取り組みます。また、病気の子どもたちに対して、ICTを活用して、個々の状況に応じた教育環境を整え、適切な指導・支援を行うとともに、訪問教育とICTを組み合わせた指導により学習機会を充実します。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がい支援に係る専門性の高いアドバイザー養成研修を修了した特別支援学校のコーディネーター等が、地域の小中学校等への支援を行います。

障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に理解し、尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、地域の学校との交流や共同学習を継続して進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や施設の老朽化等に対応するため、計画的に整備を進めるとともに、より居住地に近い特別支援学校に通学できるよう通学区域を見直します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---|------|---------------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率 | 100% | 100% | 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く) |
| 特別支援学校における交流および共同学習の実施回数 | 524回 | 1,000回 | 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数 |
| 通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計) | 0人 | 150人 | 通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数 |

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

(課題の概要)

子どもたちが安心して過ごせるよう、学校における道徳教育や人権教育、家庭や地域と協力した取組、「三重県いじめ防止条例」に基づく社会総がかりの取組を一層進めていく必要があります。また、学校では子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの認知や対応を迅速かつ適切に行っていく必要があります。

現状と課題

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため、平成 25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成 30(2018)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組を進めてきました。学校では道徳教育や人権教育を中心に、児童生徒がいじめに対する理解を深め、いじめの防止に向け主体的に行動できるよう取り組んできましたが、多くの児童生徒がいじめの当事者となる状況が続いていることから、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につながるような心に響く取組を進めていく必要があります。
- 三重県はいじめの認知件数は年々増加していますが、児童生徒 1,000 人あたりの認知件数では全国平均を大きく下回る状況が続いています。子どもたちをいじめから守るためには、子どもたちが相談しやすい環境づくりや、教職員など子どもに関わる大人がいじめに対する理解を深め、「行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とするいじめ防止対策推進法の定義に基づいた認知を進めていく必要があります。
- いじめへの対応については、子どもたちの兆候や相談を適切に受け止めることや重大事態への対処などに課題があり、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに則った対応をあらためて徹底する必要があります。また、インターネット上で行われるいじめの認知件数が年々増加し、内容も複雑化して発見しにくいものも増えており、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害から子どもたちを守る取組や、子どもたちがインターネットを適切に利用できるようなするための取組を進めていく必要があります。
- 三重県における児童生徒の暴力行為の発生件数は減少傾向にありますが、依然として多くの暴力行為が発生しています。自分の気持ちや感情をうまく伝えられず、感情を抑えられずに暴力行為に及ぶことが多く、特に小学校での発生件数が高止まりしていることから、早い段階からの指導の充実と、校種を越えて一人ひとりの気持ちや思いを受け止めた丁寧な関わりを続けていくことが必要です。
- 子どもたちの行動の背景には、本人のストレスや悩み、家庭など環境に課題がある場合があり、教職員による関わりに加え、心理や福祉等の専門人材による教育相談体制を十分に整え、それぞれの抱える背景や課題に寄り添った指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは解決が困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

■ 基本事業1: いじめをなくす取組の推進

道徳教育や人権教育をはじめ学校の教育活動全体を通じていじめをなくすための取組を進めます。各小中学校で、子どもたちが自分自身のこととして考え、議論していく道徳教育を推進し、いじめはいけないと理解するだけでなく、自分はどうすべきか、自分に何ができるのかを判断し行動に結びつけていくことができる力を育てます。各学校の授業がより効果的なものとなるよう、校長と道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施するとともに、道徳教育アドバイザーの指導・助言のもと、道徳科の授業改善を図ります。また、弁護士等の外部人材による出前授業、ピンクシャツ運動や児童会・生徒会活動などいじめ防止強化月間等における児童生徒の主体的な活動の促進により、傍観者とならず、いじめ防止に向けて具体的に行動できる力を育みます。加えて、いじめ防止応援サポーターの取組や、いじめ防止の情報を集約したポータルサイトによる県民の皆さんへの情報発信により、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めます。

■ 基本事業2: いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

いじめを広く認知するため、児童生徒が学習端末等でいつでも学校にいじめを伝えられるようにするとともに、家庭と協力して子どもたちの変化や兆候を把握するための気づきリストを作成して保護者に配付するなど、子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。また、ネットパトロールの実施等により、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を早期発見し、子どもたちを守る取組を進めます。教職員による見守りや定期的な面談に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充して学校内の教育相談体制を一層充実するとともに、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子ども SNS 相談みえ」など学校外での相談も実施し、受け付けた相談に対し臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

■ 基本事業3: いじめに対する迅速・確実な対応の推進

いじめについては、学校がいじめを発見または情報を得たその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組むことを原則とするとともに、重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン、三重県いじめ対策審議会の答申内容に即して対応します。また、学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、その後の対応などをデジタル化し、学校、市町教育委員会、県教育委員会が随時共有して迅速・確実な対応を確保するとともに、いじめの内容と対応を蓄積することで、新たないじめ事案への的確な対応につなげます。いじめの被害を受けた児童生徒には、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーが被害・加害側の児童生徒を取り巻く環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。

■ 基本事業4: 教職員の資質向上と支援体制の充実

教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもたちへの対応やその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施します。各県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけるとともに、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣して、学校で発生しているいじめの事例検討や、効果的な対応に向けた助言などの支援を行います。また、いじめや暴力行為への対応にあたる教職員への心理・福祉・法律の専門的な見地からの助言、子どもたちの不安やストレスを低減するための心の授業の実施など、専門人材を効果的に活用した支援体制の充実に取り組めます。暴力行為については、警察官経験者、教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力行為の防止、被害者支援に取り組めます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|-----------------------|--|---|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 | — | 100% | 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合 |
| 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 | 小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4% | 小学生 100% 中学生 100% 高校生 100% | 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合 |
| いじめの認知件数に対して解消したものの割合 | 94.9% (2年度) | 100% | 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合 |

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

(課題の概要)

不登校の要因や背景は複雑化・多様化し、人数も増加傾向にあるとともに、外国人児童生徒についても今後も増加し、居住地域の広がりも見込まれ、社会的自立につながる支援が重要になっています。また、通学時における子どもたちの安全確保や、非常時における学びの継続が求められています。

現状と課題

- 小中学校や高等学校の不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校の要因や背景は、複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりとともに、将来の社会的自立に向け、多様な学びや交流の場の整備、ICTを活用した学習支援、保護者も対象とした相談体制の整備等を進め、子どもたち一人ひとりの状況に応じた適切な支援を推進していく必要があります。また、高校段階で不登校や中途退学などにより学校との関わりが希薄な状態となる子どもたちへの社会的自立につながる支援が重要になっています。
- 外国人児童生徒は、今後も増加することが予測され、国籍の多様化や多言語化が進んでいるとともに、居住地域も広がってきています。関係機関と連携して、子どもたちの就学を促進するとともに、地域や学齢に関わらず、外国人児童生徒が初期段階の適応支援、学習支援が受けられる機会の確保が必要となっています。また、将来、地域社会をともに築いていけるよう、特に高校段階での学びを継続し、希望する進路を実現していくための支援を充実させていく必要があります。
- 通学時に子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が依然として発生しています。関係機関と連携して、通学路等の安全確保に向けた取組を進めるとともに、子どもたちの安全を守る人材の育成に取り組み、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを進める必要があります。
- 災害時や感染症拡大等の非常時においても、新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、子どもたちが安全・安心を確保しながら、学びを継続していくことができるよう、取り組んでいく必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 不登校の状況にある児童生徒への支援**

不登校の状況にある児童生徒の気持ち大切にされ、将来の社会的自立に向け、社会性や自立心を育ていけるよう取り組むとともに、「絆づくり」「居場所づくり」による魅力ある学校づくりを進めます。また、教職員の資質向上や不登校対応事例データベースの活用等により、一人ひとりの状況に応じた早期からの適切な支援に取り組むとともに、小中学生を対象とした市町の教育支援センターや高校生を対象として設置に向けた実証研究を進める県立の教育支援センターにおいて、多様な学びや活動を進めます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した相談体制の充実や保護者を対象とした相談会の実施、アウトリーチ型の支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して、高校卒業後も見据えた支援を推進します。

■ **基本事業2： 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成**

外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、指導体制の充実に加え、就学促進や日本語指導、適応指導に係る支援を進めます。また、多言語によるガイドブックの活用や日本語・日本の文化を学ぶ機会を通じて、日本の教育制度や職業についての理解を深め、高等学校での学びを継続し、進学や就職など希望する進路を実現できるよう支援します。

外国人も含め、義務教育未修了者等への義務教育段階の学びについて、そのニーズをふまえ、学習機会の確保に取り組みます。

■ **基本事業3： 子どもたちの安全・安心の確保**

子どもたちが安全に登下校できるよう、「通学路交通安全プログラム」や「登下校防犯プラン」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関と連携・協働して実施するとともに、子どもたちの安全を守る地域人材の育成に向けた研修支援を進め、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりに取り組みます。加えて、交通安全および防犯対策の指導者を養成するため、教職員対象の校種別の講習会を行い、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

感染症の拡大等の中であっても円滑に教育活動を実施し、子どもたちが安心して学習できるよう、授業や行事へのICTの活用や、教職員の業務支援を行う人材の配置等に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|--|---|--|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合 | 小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度) | 小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5% | 公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談等をした児童生徒の割合 |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 | 小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% | 日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、子どもの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中高等学校の割合 |
| 通学路の安全対策が実施された箇所の割合 | 95.1% | 100% | 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合 |

施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

(課題の概要)

子どもたちの豊かな学びを実現していくため、地域と協働した学習や学校の活性化、教職員の資質向上と働き方改革の推進、ICTの活用、学校施設の整備など、教育環境を整える必要があります。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域の関係者が、地域の教育を支える当事者として目標や課題を共有し、協働して、子どもたちの豊かな学びの実現に取り組む必要があります。
- 地元の皆さんの協力を得ながら、地域の産業や文化などを題材に、地域の活性化や課題解決に取り組む協働的な学習が進んでいます。一方、少子化による学校の小規模化が進行しており、活力ある教育活動が維持しにくくなっている状況があります。
- 学習指導要領の全面実施や学習端末を活用した授業等、子どもたちの学ぶ内容や学び方が変わりつつあります。これらの状況をふまえ、教職員は子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、学校教育を取り巻く環境だけでなく社会の変化を的確にとらえ、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。また、その実現に向け、管理職はマネジメント力を高めていく必要があります。
- 教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや自身の資質向上に取り組む時間を確保するとともに、日々の生活の質を豊かにすることで、その人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を行うことのできる環境を実現する必要があります。
- 1人1台端末環境を日常的に活用し、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育におけるさまざまな課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要です。また、端末の更新時期を迎えることから、整備された環境の維持・充実を図る必要があります。
- 県立学校施設は、建築から長期間経過している校舎が多いことから計画的に老朽化対策を進める必要があります。また、子どもたちが安全に安心して快適に学べるよう、設備面での機能強化や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めるとともに、省エネルギーなど環境に配慮した施設整備を進める必要があります。
- 個性豊かで多様な教育が推進されるよう、私立学校への経常的経費等の補助を行う必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 地域との協働と学校の活性化の推進

保護者や地域の皆さんが学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組を推進します。高等学校については、普通科の特色化・魅力化に向けた学科の新設を検討するとともに、各地域の県立高等学校の学びと配置のあり方を地域の实情に応じて検討します。

■ 基本事業2： 教職員の資質向上と働き方改革の推進

学習指導要領をふまえた授業改善や児童生徒の力を引き出す指導力、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力を育成する研修や、管理職のマネジメント力を高める研修を、教職員同士の学び合いや演習を取り入れ、経験年数や職種に応じて実施します。

教員養成を担う大学と連携しながら、教員を志す学生が、教職の魅力ややりがいを感じるができる機会を設けます。

また、学校における働き方改革を着実に進めるため、専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担の軽減、ICTを活用した業務効率化、学校および教職員の業務の見直し、土・日曜日における部活動の段階的な地域移行等の部活動改革などの取組を総合的に推進します。

■ 基本事業3： ICTを活用した教育の推進

1人1台端末、デジタル教科書や電子黒板等を活用し、子どもたちが興味・関心を持って取り組める学校内外の学び、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学び、多様な他者と学び合う協働的な学び、時間や距離などの制約にとらわれない遠隔授業や講座受講等、学校の枠を越えた学びの推進など、学校生活や日常生活のデジタル化をベースとした学びを推進するとともに、そのために必要な ICT 環境の整備に取り組みます。

■ 基本事業4： 学校施設の整備

「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に老朽化対策やトイレの洋式化に取り組みます。また、空調設備の整備・更新や施設のバリアフリー化、地球温暖化対策のための省エネルギー化や木質化を推進し、安全・安心で快適な学校施設の整備を進めます。小中学校でも必要な整備が進められるよう、市町への情報共有や助言を行います。

■ 基本事業5： 私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営の支援に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---|--|---|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合 | 小学校 71.6% 中学校 56.4% | 小学校 100% 中学校 100% | 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合 |
| 研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合 | 49.2% | 60.0% | 「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合 |
| リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 | 小学校 51.8% 中学校 53.6% 県立学校 47.0% (2年度) | 小学校 57.0% 中学校 59.0% 県立学校 52.0% | 「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合 |
| 1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合 | - | 67% | 学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合 |
| 1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合 | 77.9% | 100% | 児童生徒が ICT を活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合 |
| 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数 | 90 件 | 115 件 | 持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数 |

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

少子化の進展や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。

また、保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。さらに、子どもを取り巻く環境が変化する中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が求められます。

現状と課題

- 少子化の進展や核家族化、地域コミュニティの機能低下等により、年代の異なる子ども同士のふれあいや、地域の大人との関わりが少なくなり、子どもの頃に多様な体験をする機会が減少しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの体験機会が失われたことは、今後の子どもの育ちに影響を与えることが懸念されます。こうした状況もふまえて、子どもたちが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭形態が多様化し、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念されます。また、男性の育児休業等に関する制度整備が進み、取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性が家事・育児に関わる時間数は男性を大きく上回っており、引き続き、男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- 生まれ育った環境に関わらず、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備するため、保護者の経済的困難に起因する子どもの貧困について、ひとり親家庭への支援や貧困の連鎖を解消する取組が必要です。また、ヤングケアラーなどの課題に対応する必要があります。
- 発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると想定されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：子どもの育ちを支える地域社会づくり**

地域のさまざまな主体が子ども・子育て支援に関わる機会を創出し、多様な体験や交流機会の提供をはじめとした子どもの育ちを支える活動につなげます。また、デジタル技術の進展等の環境の変化に伴う子どもの健全な育ちを阻害する要因から子どもを守る取組を進め、社会全体で子どもの豊かな育ちを支える地域づくりを進めます。

■ **基本事業2：家庭教育応援と男性の育児参画の推進**

家庭教育応援の充実に向けて、支援が必要な家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、家庭により身近な市町において、実情に応じた取組が進められるよう必要な支援を行います。また、男性が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めるため、企業や市町と連携し、パートナーとともに行う育児が大切であるという考え方の普及啓発に取り組み、育児を行う喜びが広まるよう機運醸成を図ります。

■ **基本事業3：子どもの貧困対策の推進**

子どもの貧困の連鎖解消に向けて、地域コミュニティや子ども食堂等の子どもの居場所、子育てサポートを行う団体や企業等と連携し、身近な地域での学習支援や体験機会の創出等に取り組みとともに、活動の担い手の掘り起こしや、活動を支える仕組みづくりに取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の学校への派遣や、高校生等奨学給付金の支給などの経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭への就労支援等に取り組みます。さらに、ヤングケアラーへの効果的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

■ **基本事業4：発達支援が必要な子どもへの支援**

子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がい診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り組みます。また、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図り、途切れのない発達支援体制を構築します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|-------------------------------------|--------------|--------------|---|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計) | 153 企業・団体 | 200 企業・団体 | 県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛(資金的、人的支援等)など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数 |
| 子どもの居場所数 | 78 か所 | 150 か所 | 子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数 |
| 地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計) | 127 人 | 377 人 | 地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数 |

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

子どもの数は減少するものの、女性就業率の上昇などにより、一定の保育ニーズはあるため、保護者の就労状況に応じた育児サービスと多様な子育て支援が必要となります。地域の保育ニーズに対応し、幼児教育・保育を充実させるためには、支援を行う保育士等の人材確保と資質向上が必要です。

現状と課題

- 少子化の進展により、乳幼児数は減少しますが、女性就業率の上昇等により、0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まると考えられます。労働力人口の減少で、保育士等の確保がより困難になると見込まれることから、待機児童の解消やより良い保育の提供、地域の子育て支援の充実に必要となる保育士の養成、確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 幼児教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので極めて重要であり、公私・施設類型を問わず幼児教育・保育の質の向上が図られるよう保育従事者等の専門性の向上が必要です。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指針として、保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を一層充実していくことが必要です。
- 保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の統廃合が進むと見込まれるため、地域の実情に応じて子育て支援を行う体制の維持・整備が必要です。また、地域の子育て支援が、利用できる育児サービスの「量」の拡充から、保育士等の充実した配置や専門的な育成支援等による「質」の向上を重視することとなるため、子どもの豊かな育ちに向けて、幼児教育・保育や児童の健全育成に係る支援の質の向上を推進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 幼児教育・保育サービスの充実**

保育士等の確保に向けて、保育士を養成する取組や処遇改善、離職防止に向けた取組への支援を行うとともに、保育職場の魅力発信を行います。また、保育の質の確保・向上に向けて、保育士のキャリアアップにつながる研修等を行います。さらに、低年齢児保育の充実、病児保育、一時預かりなど、保護者の多様な働き方に合わせた保育を提供できるよう、先進的な取組も参考にしながら、市町の支援を行います。

幼児教育の充実に向けては、三重県幼児教育センターを核とした保育者の資質・能力の向上や、幼児教育スーパーバイザー等の派遣による幼児教育に関わる人材の専門性の向上に取り組むとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを編成して、その実践事例の普及等を進めます。

■ **基本事業2： 放課後児童対策の推進**

地域の実情やニーズに応じた子育て支援を充実させるため、児童が放課後を安全に過ごすための居場所となる放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を支援するとともに、放課後児童支援員の確保に向けて、処遇改善や資質向上等に取り組めます。また、子育て支援に必要な知識や技術等を習得するための研修を行い、地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成します。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------------------------|--------|-----------|---------------------------------------|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 保育所等の待機児童数 | 50人 | 0人 | 翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数 |
| 県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計) | 8,221人 | 14,000人 | 県が実施するキャリアアップ研修(7分野)で各研修分野を修了した保育士等の数 |
| 放課後児童クラブの待機児童数 | 28人 | 0人 | 5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数 |

施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができます。

(課題の概要)

児童虐待に関する相談内容は多様化・複雑化しており、面前DV等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながらないような対応が必要となっています。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、近年では面前DV等の心理的虐待が増えています。子どもの安全を最優先に、適切な一時保護の実施や見守り体制の強化に取り組むため、児童相談所の人員確保や市町における体制の充実や強化、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を一層進める必要があります。
- 子どもの家庭養育優先の原則に基づき、里親委託等や児童養護施設等における小規模化、地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高い子どもに対応する必要があります。あわせて、子どもの権利擁護に配慮した取組を強化する必要があります。
- 児童養護施設等で暮らす子どもには、社会経験の乏しさや自己肯定感の低さなどが見受けられ、就職後の早期離職率が高くなっています。また、退所後時間が経つほど、児童養護施設等との連絡頻度が減少する傾向にあります。そのため、施設退所児童等の自立に向けて、施設入所中から退所後における切れ目のない支援体制の構築・強化を進める必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 児童虐待対応力の強化**

児童虐待の対応にAI技術等を活用し、子どもの安全を最優先に考えた迅速な対応を進めます。また、児童福祉司、児童心理司などの専門職の増員や人材育成に取り組むとともに、子どもに関するSNS相談への対応など、児童相談の体制を強化します。

地域での児童虐待の未然防止や早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会における調整機能を強化し、子育て支援機関との一層の連携を図るとともに、こども家庭センターの整備や人材育成など、市町の体制強化を支援します。

■ **基本事業2： 社会的養育の推進**

社会的養護において、里親支援等を包括的に実施するフォスタリング機関を整備し、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の整備を進めます。また、ケアニーズの高い子どもが児童養護施設等において専門的なケアを受け、安心して生活できるよう、施設の高機能化や多機能化を支援します。

子どもの権利擁護について、第三者機関などを活用し、子どもの意見表明を保障する仕組みづくりに取り組みます。また、児童養護施設等を退所する児童の円滑な社会的自立に向けた支援に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------------------|--------------|---------------|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の 目標値 | 項目の説明 |
| 児童虐待により死亡した児童数 | 0人 | 0人 | 児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数 |
| 乳児院・児童養護施設等の多機能化等の事業数(累計) | 13 事業 | 18 事業 | 乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング機関等の事業数 |
| 児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率 | 56% (2年度) | 68% | 児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合 |

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

(課題の概要)

人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。

現状と課題

- 人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、文化芸術活動が停滞している状況にあります。社会情勢の変化をふまえつつ、人材育成や誰もが文化芸術活動にふれ親しむ環境づくりなど、文化振興施策の取組を進める必要があります。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財の維持管理や伝統的な祭りや民俗行事の継承が困難になってきています。令和2(2020)年度に策定した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町における地域計画の作成を促進し、地域総がかりで文化財を保存・活用・継承していく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、誰もが学びたい時に学び、学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められます。自らの生涯学習の成果を、日常生活の向上や地域の課題解決等につなげることができるよう、生涯を通じた学習機会の充実が必要です。
- 社会教育関係団体やNPO等のさまざまな主体が連携して地域の教育力の向上を図るとともに、地域の社会教育施設が地域の課題や多様な学習ニーズに対応していけるよう支援していく必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：文化にふれ親しみ、創造する機会の充実**

次代に続く人材の育成に取り組むとともに、調査研究を進め、三重の持つ多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催することにより、国籍や年齢、障がいの有無に関わらず全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していきます。また、観光やまちづくりなどさまざまな分野と連携することにより生み出される新たな価値を活用しながら、社会情勢の変化に対応した文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■ **基本事業2：文化財の保存・活用・継承**

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定等保存措置を講じるなど保護を図ります。また、伝統的な祭りや民俗行事を含む地域の文化財について、地域住民等と市町を通じて連携し、その保存・活用・継承を進めるため、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育などの学習に活用できるよう、文化財についてSNS等の活用による情報発信や公開講座等の取組を進めます。

■ **基本事業3：学びとその成果を生かす場の充実**

県民の皆さんの主体的な学びが促進されるよう、連携・協働できる県域のネットワークづくりや地域における活動の支援を行います。また、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、ライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ **基本事業4：社会教育の推進と地域の教育力の向上**

社会教育関係者の研修・交流の場を設けるとともに、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供し、社会教育関係者の育成と関係団体や関係者相互のネットワークの強化に取り組めます。

| KPI(重要業績評価指標) | | | |
|---------------------------|--------|-----------|--|
| 項目 | 現状値 | 令和8年度の目標値 | 項目の説明 |
| 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 | 71.6% | 76.6% | 県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合 |
| 県立文化施設の利用者数 | 70.5万人 | 140万人 | 県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数 |
| 文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数 | 67件 | 92件 | 関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数 |

「三重県教育施策大綱(案)」に対するご意見と県の対応、考え方

- 対応区分
- ① 反映する 次期の「三重県教育施策大綱」に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 - ② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
 - ③ 参考にする 次期の「三重県教育施策大綱」や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 - ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい
 - ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 - ・事業主体が県以外のもの。
 - ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
 - ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 1 | 全般 | | この「三重県教育施策大綱」は、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な方向性について示すものであるため、子どもや地域の実態に応じて、学校・家庭・地域、それぞれの自主性・自律性を担保したうえで、そのとりくみを支援するためのものであるということ、また、この方針をすすめていくうえで、必要な財源を確保するということを明記すべきである。 | ③ | 本大綱にかかげる基本的な考え方に沿って三重の教育の一層の充実に向け取組を進めていきます。 なお、予算については別途行われる全体の予算編成過程の中で具体的に議論していくこととなります。 |
| 2 | 全般 | | 「取り組み」と「取組」をどちらかに統一したほうが良いと感じました。 | ⑤ | 本大綱では、動詞・名詞によって用語を使い分けています。 |
| 3 | 全般 | | 教育ってなんですか？ 戦後77年 6・3・3・4年制？ | ⑤ | 本大綱は、三重の教育の基本方針となるものです。一人ひとりに応じた学びや多様な人びとと協働した学び、ICTを活用した時間や距離の制約を越えた学びをとおして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育み、それを土台としながら、持続可能な社会の担い手として必要な力を身につけていけるよう推進していきます。 |
| 4 | 全般 | | 三重の教育の基本的な方針の方向性について、子どもの実態に応じたとりくみをしていく内容(不登校等)を明記すべき。 | ③ | 本大綱は、教育施策の基本的な考え方として、総論にあたる「はじめに」と、教育施策を実施するうえで特に大事にしたい視点として5つの柱立てにより構成しています。 5つの柱立てでは、不登校の状況にある子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの現状をふまえ、今後の教育施策の方向性を記述しています。 なお、具体的な取組内容は、「三重県教育ビジョン(仮称)」において示していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|----------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 5 | 全般 | | <p>前知事時代の教育施策大綱は、何回も総合教育会議で議論され、県議会でも熱心に審査されていた。</p> <p>しかし、教員から三重県教育委員会の職員になった人たちが全く読んでいなかった。また、教育現場の先生や保護者も読んでいない人たちがいた。「教育施策大綱」の存在すらも知らない人たちもいた。教育施策大綱が策定された後には、せめて三重県教育委員会や市町教育委員会の職員は、全員、読んでいただきたいと思う。</p> | ③ | 教育現場をはじめ、多くの方々に効果的に伝わるような方策について、今後、教育委員会とも相談しながら検討したいと思います。 |
| 6 | 全般 | | <p>教育施策大綱は非常に良くできていると思いました。以下に気づき事項を述べさせていただきます。</p> <p>☑SDGsのコンセプト、加えて以下のコンセプトが教育施策大綱に反映されていると思いますので、参考として「OECDの「学びの羅針盤2030(OECD ラーニング・コンパス2030)」」https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/などを示されてもよろしいかと存じます。</p> | ③ | OECDのラーニング・コンパスは、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた進化し続ける学習の枠組みのことです。先行きの見通しがなかなか難しい時代になり、誰かの指示に受け身で応じるのではなく、未知の環境を自力で歩み、責任を果たしながら進むべき方向を見出す必要性から「ラーニング・コンパス」と名づけられたものです。本大綱においても方向は同じであると考えています。 |
| 7 | 全般 | | <p>昨年度の県議会常任委員会では、「令和4年度中に策定する」と報告されているので、令和5年の3月には策定されていなければならない。もう令和5年度は、スタートしているのに残念である。このような状況を繰り返していれば、県民から信頼されなくなる。なぜ、こんなに策定が遅れてしまったのか。</p> | ③ | <p>現行の三重県教育施策大綱は令和2年度から令和5年度を期間としています。一方、県政の中長期的な方向性を示す総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」を昨年10月に策定したことから、ビジョン・プランとの整合を図るため、新たに大綱を策定することとしました。</p> <p>策定の過程で、総合教育会議に有識者を招聘し、多角的な観点からの意見をふまえ協議する必要性が生じたため、当初の予定を見直したところです。</p> |
| 8 | 全般 | | <p>・大綱と実務との間に激甚たる乖離が見られるが、虚飾の大綱に何の意味があるか。なぜここまで大綱のめざす姿と異なる実務が為されているかが、不透明である。</p> | ③ | 本大綱は、本県の教育の基本的な考え方を示すものとして記述しており、具体的な取組内容については、「三重県教育ビジョン(仮称)」等において示していきます。 |
| 9 | はじめに (子どもたちは三重の宝) | 1 | <p>(子どもたちは三重の宝)とあるが、学校の施設面で、宝である子どもたちを大切に育てていくための環境でない場所が多い。校舎の老朽化や洋式トイレがないなどの実態がある。子どもたちが安心して学ぶことができるようにするためにも、施設面での充実を図るべきであり、その財源や具体的などりくみについての記述が必要であると考えます。</p> | ③ | <p>本県では、計画的に校舎の老朽化対策やトイレの洋式化を進めるため、三重県立学校施設長寿命化計画を策定し改修を進めています。</p> <p>小中学校については、市町等が必要な整備を円滑に進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等に対して当該制度等の情報提供や助言を行ってまいります。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|----------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 10 | はじめに (子どもたちは三重の宝) | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが三重の宝というのであれば、教育予算を減らすのはありえない。 学校が古い、トイレが汚いなど過酷な環境下で学習している現状をどれだけ理解しているのか…。改善をお願いします。 | ③ | <p>本大綱は、本県の教育の基本的な考え方を示すものであり、予算については別途行われる全体の予算編成過程の中で具体的に議論していくこととなります。</p> <p>本県では、計画的に校舎の老朽化対策やトイレの洋式化を進めるため、三重県立学校施設長寿命化計画を策定し改修を進めています。</p> <p>小中学校については、市町等が必要な整備を円滑に進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等に対して当該制度等の情報提供や助言を行ってまいります。</p> |
| 11 | はじめに (子どもたちは三重の宝) | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 三重県教育施策大綱の冒頭から〈子どもたちは三重の宝〉と掲げてしまっはいけない。三重県教育施策大綱は高等教育機関在学者や、リカレントやリスキリングを含むからだ。成人年齢に達した瞬間に宝ではなくなる、という理屈には決してならないように、「誰もが三重の宝」、もしくは、「人間は三重の宝」に修正をされたい。 | ③ | <p>教育施策大綱は、総合教育会議での議論を経て知事が定めるものです。本大綱の対象は、学校教育における青少年期だけでなく、家庭教育や幼児教育、学校教育後の青年期を含む生涯教育など、人の一生にわたり広範におよびますが、知事の教育に対する思いや大事にしたいことを盛り込んだところであり、このような表現にさせていただいています。</p> |
| 12 | はじめに (子どもたちは三重の宝) | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 「一人ひとりかけがえのない存在」 →子どもたちは三重の宝と称する上でこの書き方をしたのは良いと思った。 「社会をつくっていく」 →誰が社会をつくっていく？ 「かけがえのない～理解を深める必要がある。」 →その通りだと思った。 | ⑤ | <p>行政だけでなく、企業や個人、地域コミュニティなど、あらゆる主体が互いに協力し合い、それぞれの役割を認識しながら主体的に取り組むことが必要であると考えています。</p> |
| 13 | はじめに (子どもたちは三重の宝) | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 本県の未来を明るいもの…明るい未来とはどういったものか具体的に明記してほしい。 | ③ | <p>本大綱は理念であり、教育施策の基本となるものです。具体的な記述については、みえ元気プランに記載しています。</p> |
| 14 | はじめに (子どもたちは三重の宝) | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 「子どもたちのかけがえのない命が、児童虐待、いじめ等で奪われることのないように、未然防止の取り組みを進めるとともに命の尊さについて理解を深める必要がある」とあるが、既に発生している事例に対してどのように対応し、子どもたちのかけがえのない命を守っていくのかも明記すべきである。 | ② | <p>ご意見のとおり、子どもたちが安心して過ごせるよう、認知したいじめについては、迅速・確実に対処することが必要です。</p> <p>本大綱では、「ささいな変化であってもいじめではないか」という問題意識を持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます」と記述しているところです。</p> <p>なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。</p> |
| 15 | はじめに (社会の変化を見据えた教育の重要性) | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 「人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出す」 →人の感性で生み出される解とは例えばどんなもの？ | ⑤ | <p>将来の予測が困難な時代において、変化を前向きに受け止め、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、新たな価値を創造することであり、本大綱ではこれらを総称して表現しています。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|----------------------|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 16 | はじめに (三重に根ざした教育) | 2 | ○1つ目の5行目 “特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動”とは具体的にどのような教育なのか。 | ⑤ | 三重県は豊かな自然や多くの歴史・文化を有する地域であり、このような中で培われた包容力や多様性を生かして教育活動を行います。 |
| 17 | はじめに (三重に根ざした教育) | 2 | ・三重県は、人口減少対策における移住促進で、子育てをしながら住み続けられると掲げ、親子で一緒に首都圏から移り住むことを主たる目的とし、また、多文化共生のもと外国からの移住者も歓迎している。ゆえに、大綱では、「心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを」としては絶対いけないのである。東京生まれであろうと、外国生まれであろうと、三重県の発展・成長に携わりたいと思う人間に、出生地差別をするようではいけないのだ。そんなものが「包容力」や「多様性」であるはずがない。愛着や誇りを持つべきは、三重県の豊穡な資源、そして、三重県に住んでいる人々である。「活躍する場所を問わずこの三重県に愛着や誇りを持ち」に修正してしまえば十分であるから、修正を求める。 | ① | ご意見をふまえ記述を修正します。 |
| 18 | はじめに (三重に根ざした教育) | 2 | ○2つ目の3行目 “ほこりを持ち”、の“ほこり”が漢字でない理由。 | ① | 記述を修正します。 |
| 19 | はじめに (社会総がかりでの教育) | 2 | 地域とはどこまでの範囲をさすのかが明確に示されていないので明確に表した方が良い。 | ③ | 公共機関や企業、NPOなど地域を構成する様々な団体も含め、社会総がかりで取り組む必要があることから、ここではこのような表現にしています。 |
| 20 | はじめに (社会総がかりでの教育) | 2 | ○社会全体ではなく、総がかりにしたのには意味があるのでしょうか。学校・家庭・地域などが連携していくためには教育に関しての理解も必要だと考える。 | ③ | 教育の課題等に対して、学校、家庭、地域、企業など社会の様々な主体が協力して取り組む必要があることから、ここでは「社会総がかり」と表現しています。 |
| 21 | はじめに (学校における学び) | 2 | 「学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、居場所・セーフティーネットとしての福祉的な役割を担っていく…」とあるが、学校(教師)に求めすぎではないか。こういう考えがあるから教師の時間外労働時間が増え、教職離れが進んでいるのではないか。 | ① | 学校が福祉的な役割を担っていくためには、教職員だけでなく、心理や福祉、法律等の専門家や関係機関、地域の方や団体と連携・協働し、チームとしての学校の体制を構築し、取組を進めることが大切であり、大綱では、「チームとしての学校」や「地域との連携・協働」において記述しています。 ① 引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材等の拡充に努めるとともに、地域と連携・協働した取組を進めてまいります。ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|-------------------------------------|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 22 | はじめに (学校における学び) | 2 | 学校が抱えている役割が、すでにオーバーフローしていることは多くの県民が理解していると思う。そのうえで福祉的な役割を学校に求めるのは厳しすぎると言わざるを得ない。仮にそのような役割を学校に求めるのであれば、十分な人的・財政的な措置を講ずることが前提でなければならないと考える。 | ① | 学校が福祉的な役割を担っていくためには、教職員だけでなく、心理や福祉、法律等の専門家や関係機関、地域の方や団体と連携・協働し、チームとしての学校の体制を構築し、取組を進めることが大切であり、本大綱では、「チームとしての学校」や「地域との連携・協働」において記述しています。 引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材等の拡充に努めるとともに、地域と連携・協働した取組を進めてまいります。 ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |
| 23 | はじめに (学校における学び) | 2 | ・「セーフティネット」 →セーフティネットの意味を注釈に付け加えてほしい。 | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 24 | はじめに (学校における学び) | 2 | ・「リアルな体験」 →リアルな体験とは何を表しているのか？ | ⑤ | リアルな体験とは、学校教育活動における教師と子どもとの関わり合いや子ども同士の関わり合い、直接的な体験を通して理解する実習や実験、専門家や地域社会の人々との交流を通じた学びのことなどを言います。 |
| 25 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) 脚注 | 3 | 令和5年度からの大綱なら、令和3年度のデータよりも、前年度の令和4年度のデータの方がよいのではないか。 | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 26 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服)脚注 | 3 | ・「成熟度」 →成熟度とは、教師の経験年数のこと？ | ⑤ | 「いじめの問題への対応では、社会の教育力や成熟度が問われます」とは、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体における成熟度という意味で記述しています。 |
| 27 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | 子どもたちに関わる大人→p.2(社会総がかりでの教育)に合わせて、「学校地域家庭で連携し」に変更してもよい | ③ | 「子どもたちに関わる大人」という記述については、子どもたちに関わる全ての大人がそれぞれ「いじめは絶対に許されない」等の意識を持って、いじめの防止等に取り組むことが重要と考えていることから、このように記述しています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|----------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 28 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」とあるが、現在は学校だけでなく、SNS等ネット上でのいじめも多発していることから、家庭や保護責任者等についても責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組むよう明記すべきである。 | ② | ご意見のとおり、いじめの防止に向けて、学校だけでなく、家庭や地域も含めて社会総がかりで取り組む必要があります。 本大綱では、「社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、『いじめは絶対に許されない』、『いじめは卑怯な行為である』、『いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる』との意識を持ってそれぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組む」と記述しています。 |
| 29 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | ☑(いじめ問題の克服)いじめについては、いじめの認知、あるいは、受け手が、いじめと認識して悩む前駆段階の、“いさかい”のステージを早めにアンケート等や担任が汲み取って認知、担任や学校、SC、あるいは保護者やSSWとの連携でいじめに至らしめないアクションが重要と考えています。記載は難しいですが、いじめの芽生えの時期との表現もあり、いじめに至らしめない周りの見守りが学校現場では特に要請されていると考えています。ここのところの追記をお薦めしたいところです。 | ② | いじめの早期発見、早期対応にあたっては、教職員だけでなく、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門人材を活用することや、家庭・地域も含めた社会総がかりでの取組が大切です。 本大綱では、「いじめ問題の克服」において、「社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、『いじめは絶対に許されない』、『いじめは卑怯な行為である』、『いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる』との意識を持って、それぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組む」との記述や、「チームとしての学校」において、「教職員と各分野専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する『チームとしての学校』の体制整備を一層進めます」と記述しており、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示しています。 |
| 30 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | 子どもたちが相談しやすい環境づくりとは具体的にどのようなことですか？ | ⑤ | 学校では、担任や養護教諭等が中心となって、児童生徒の表情や態度、授業の様子など、気になることがある場合には声掛けや面談、家庭訪問などを実施しています。その中で、心理的な支援が必要な場合はスクールカウンセラーが、福祉等の関係機関につなぐ必要がある場合はスクールソーシャルワーカーが関わり、一人ひとりに応じた支援に努めています。 また、子どもたちの変化や兆候を把握するための気付きリストを作成して保護者に配布するなど、家庭と協力した取組も進めています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 31 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | <p>いじめは大きな問題となっており、早急に対策が必要なものの一つです。この案のなかに、</p> <p>いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為の責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。</p> <p>とありますが、はっきりいって、これではいじめが解決するとは思えません。いじめというものは、決してあってはならないものであって、いじめ問題で悪いのは加害者です。被害者は全く悪くありません。被害者が原因を作っていたとしても、いじめをしていいものでもありません。</p> <p>その上で、いじめが発生したときに守られるべきなのは被害者であり、被害者を助けることについての記述が全くないのが不思議でなりません。もちろん加害者の今後のためにもある程度の支援が必要なものはある程度分かかりますが、被害者を守らずして、加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげるのは変です。</p> <p>つきましては、次の趣旨の文章を加えていただきたいです。</p> <p>いじめが発生した際、最優先に被害者の救済を図り、必要な支援を最大限おこなっていく。</p> <p>いじめ発生後の指導では、被害者の心情に寄り添い、弁護士や心理カウンセラーなどの第三者を交えた指導を加害者に対しておこなう。</p> <p>いじめが発生した後は、学校教育法第35条などで規定されている加害者に対する出席停止などの、被害者を守るために必要な措置を延滞なくおこない、前例にとらわれない柔軟な運用をおこなっていく。</p> | ③ | <p>本大綱では、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげられるよう、「いじめ問題の克服」において、子どもたちが相談しやすい環境づくりや、積極的な認知を進めていくことを記述しています。いじめの被害者への支援については、スクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーが被害・加害の児童生徒を取り巻く環境を検証し、いじめの問題解決に向けた支援を行います。</p> <p>なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で記述します。</p> |
| 32 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | <p>後段において、いじめの加害者に対する記述がされている。いじめは、加害・被害、あるいは傍観者等に対し、その必要な支援は多岐にわたるのが実情である。一部の子どもたちへの指導が重要であるかのように誤解をまねくおそれがあるので、修正すべきである。</p> <p>また、「いじめは絶対に許さない」ではなく、「いじめは絶対に許されない」と記述すべきである。</p> | ① | <p>ご意見をふまえ、「いじめの加害者への指導にあたっては、いじめの被害者の心身の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、いじめの背景にも目を向け、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。加えて、いじめの傍観者や同調者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が集団内に醸成されるよう取り組みます。」と記述を修正します。</p> |
| 33 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) 脚注 | 3 | <p>・「いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底する」 →教師がいじめに関する指導を行う上で、少しでも感情移入をし肯定するようではいけないので、許さないという毅然とした対応の徹底は必要であると思った。</p> | ⑤ | <p>いじめを許さないという気持ちを持って適切かつ迅速に対応し、再発防止に取り組んでまいります。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 34 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服) | 3 | <p>・三重県においては、「大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの問題」こそ、克服をめざす必要がある。</p> <p>・いじめ加害者の「再発防止と成長支援」を掲げてしまうと、実務者が、「加害者も子どもです」だとか、「加害者も大事です」だとか、論外を重ねてしまう。「被害者の徹底保護と加害者の行動変容」を前面に出し、人々の命を何が何でも絶対を守る強い表明となるように、文言の修正を行ったうえで、実務者の事なかれ主義を廃絶するように努められたい。</p> | ③ | <p>本県では、ハラスメントを防止し、全ての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学ぶことができる教育環境の充実に向け、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいます。ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、再発防止に向けた措置を行うこととしています。また、ハラスメントの防止に向けて、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の作成・周知を行っています。今後とも校内で研修会を開くなど様々な機会を通じて、あらゆるハラスメントの防止および排除の周知徹底を図ります。</p> <p>いじめを社会から根絶するためには、加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と支援が必要です。いじめ問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。</p> |
| 35 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり) | 4 | 「子どもの居場所」とは具体的にどのような場を指すのか。 | ⑤ | 子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験教室、学習支援教室、相談場所や地域交流の場など、家でも学校でもなく、子どもたちが気軽に集える場所のことで。 |
| 36 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり) | 4 | 「子どもの居場所」についての記述がある。通級教室や不登校児童が通うことができる学校以外の場所などが、不足している現状がある。そういった子どもの居場所を充実させることは必要なことであると考えますが、それと同時に、そこで働く人手の確保は不可欠である。県内各地で教職員の欠員状況があるなかで、子どもたちが安心できる居場所づくりの中に人材確保の視点も含めるべきであると考えます。 | ③ | 不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、学校以外の場においても児童生徒が将来の社会的自立に向けて、社会性や自立心を育むことができるよう支援する必要があります。本県では、県内に20箇所ある教育支援センターにおいて児童生徒一人ひとりに応じた相談支援の実施などに取り組んでいます。今後もスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人材確保に努めていきます。 |
| 37 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり) | 4 | 不登校の生徒はどこの学校でも増加し、現場は別室対応等で教員が足りていない現状があると思います。元教員の方や地域の方々の手を借りていますが、まだまだ足りない現状です。子ども達が出ていく大人社会への練習が学校だと思うので、不登校を1人でも減らすことが必要なことだと思います。でもこれは学校だけではなんともならないことでもあります。子どもを取り巻く様々な環境(家庭、家族、友達、地域、学校)が同じ方向を向かないと事態を変えるのは難しいような気がします。 | ② | 不登校児童生徒の支援など学校が福祉的な役割を担っていくためには、教職員だけでなく、心理や福祉、法律等の専門家や関係機関、地域の方や団体と連携・協働し、チームとしての学校の体制を構築し、取組を進めることが大切であり、本大綱では、「チームとしての学校」や「地域との連携・協働」において記述しています。 <p>引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材等の拡充に努めるとともに、地域と連携・協働した取組を進めてまいります。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 38 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | 「特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるように、誰もが安心して学べる環境を整えます」とあるが、子どもたちが安全に、安心して学べるようにするには、幼稚園・こども園にて、職員の適正な人的措置が必要である。現状は、職員不足で、支援を必要とする子どもたちに、適切な対応ができていない。財政支援、人的支援といった具体的に講ずべき措置を明記したうえで記載すべきである。 | ③ | 幼稚園・こども園の運営等は、幼稚園・子ども園等を設置する市町や法人などの設置者の判断により行われることとなります。 本県では、障がいや有する幼児を受け入れている私立の幼稚園等に対して、人件費等を含む運営経費の一部を補助し、幼児の就園環境の整備を図っているところであり、引き続き、本補助制度を継続し、支援の維持・充実に努めていきます。 今後も、子どもたちが安心して学べる環境の維持・整備を進めてまいります。 |
| 39 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | 「特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるように、誰もが安心して学べる環境を整えます。」とあるが、この実現のためには、支援が必要な児童・生徒に応じた適切な人的配置が必要である。また、昨年度の介助員、支援員の労働時間、勤務形態の変更により、児童・生徒が在籍する時間帯に確実に勤務できる体制ではない現状がある。そのため、これまでより一層、介助員、支援員の人員確保が必要であり、具体的に講ずべき措置として明記したうえで記載すべきである。 | ① | 本県では、生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意し、小学校1・2年生での30人学級や中学校1年生での35人学級など、少人数学級を順次実施してきました。さらに、今年度は小学校5年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うことができるよう、取組を進めています。 また、各学校の人事異動や教職員の配置については、市町等教育委員会と綿密な情報交換を行い、連携を取りながら進めているところです。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 40 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | 公立幼稚園では、年々特別な支援を必要とする子どもたちの割合が高くなっている。又、外国籍の子どもたちも増えており、多様化する子どもへの対応には専門性がさらに求められる。全ての子どもたちに質の高い保育を保障でき、インクルーシブ保育を実現できるよう、人的・物的環境をより一層整える必要がある。 | ③ | 本県では、幼児教育の質向上や幼保小の円滑な接続を図るため、三重県幼児教育センターを核として、幼児教育アドバイザー等を幼稚園等に派遣し、指導・助言や、研修の実施、情報発信に取り組んでいます。引き続き、全ての子どもたちに質の高い教育を提供できるよう、取組を進めてまいります。 |
| 41 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | ・不登校の子どもたちが安心して学べる場所が保健室、校長室以外にあるとよい。 | ③ | 本県では、県内に20箇所ある教育支援センターにおいて児童生徒一人ひとりに応じた相談支援の実施などに取り組んでいます。また、令和4年度には、高校段階で不登校や休学、中途退学した子どもたちを対象とした学習支援や体験活動を行ったりする県立教育支援センターを設置しました。さらに、今年度から不登校の状況にある中学生・高校生を対象にオンラインを活用した居場所づくりの取組を実施しています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 42 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | ・安心して学べるだけでなく、継続的に学べる環境を整えてほしい。 ・国際化担当教員、通訳(多言語)ができる方、学習支援員の増員をしてほしい。 | ③ | 外国につながる児童生徒が安心して学びを継続できるよう、市町や学校における受入体制の充実に向けた取組を進めるとともに、外国人児童生徒巡回相談員等を学校へ派遣するなどして、外国につながる児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援に取り組んでいます。なお、外国人児童生徒巡回相談員については、現在、17名で巡回相談を実施しており、継続的な支援ができるよう体制を整えてまいります。 |
| 43 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | ヤングケアラーの早期発見、対応などの対策を進めると書いてあったが、どうやって進めるのか具体的に教えてほしい。ヤングケアラーに関しては、完全に家庭内の問題であるため発見が難しいと思う。 | ⑤ | 学校では、担任や養護教諭等が中心となって、児童生徒の表情や態度、授業の様子など、気になることがある場合には声掛けや面談、家庭訪問などを実施しています。その中で、心理的な支援が必要な場合はスクールカウンセラーが、福祉等の関係機関につなぐ必要がある場合はスクールソーシャルワーカーが関わり、ヤングケアラーの早期発見・早期対応につなげています。 |
| 44 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | インクルーシブ教育についての視点が無い。国連は日本に特別支援教育は分離教育であり、特別支援教育の中止を勧告している。障害児と健常児が共に学ぶインクルーシブ教育、インクルージョンの視点を大切に、本当の意味での共生社会の実現を目指すべきである。 | ② | 障がいの有無に関わらず、子どもたちがお互いに理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけることは大切であると考えています。 本大綱では、「1 子どもたちの未来をひろげるために」の中で、「全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。」と記述しています。 |
| 45 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | 「性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し」とあるが、この表現では、教職員のみでの理解促進が必要であるように読み取れる。この大綱は、学校教育のことだけのものではなく、三重の教育のものなので、県民全体でとりくむことを意識すべきである。保護者や地域を含めた教育関係者、教育に携わる者等、記載をあらためるべきである。 | ① | ご意見をふまえ記述を修正します。 |
| 46 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | この大綱は教育施策のものであるが、すべての子どもの幸せな育ちを三重県民みんなで見守っていくものであってほしい。教職員だけでなく、すべての県民がかかわっていくという視点で表現いただきたい。 | ② | 本大綱では、「はじめに」で、社会総がかりでの教育として、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが安心して活動できる居場所づくりに社会総がかりで取り組むとしています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 47 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (誰もが安心して学べる環境づくり) | 4 | 「子どもたちは三重の宝」から始まる教育政策の基本的な考え方はとても素晴らしいと思います。また、「誰もが安心して学べる環境を整えること」も、とても大事なことで、賛成です。 ただ、現実を目を向けると、ニュースでも取り上げられているように教育現場にはまったく人が足りていません。そこをそのままにして、誰もが安心して学べる環境をつくることは絶対にできません。ほとんどの先生方は子どもたちのために一生懸命がんばってくれています。これ以上きめ細かな対応をしようにも、先生たちが疲れ切っているのは、それは不可能ではないでしょうか。 理想を現実近づけるためには、人的配置等、学校現場の環境を少しでも改善するための措置を明記するべきであると考えます。 | ① | 教員の持ちコマ数の軽減を図るため、本県では小学校の専科指導教員の配置や、英語教科の加配定数措置に取り組むとともに、県単独で小学校英語指導員対応非常勤(週8時間)の措置を進めています。今後も国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して、小学校専科指導教員の維持・拡充を要望していきます。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 48 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (学校安全の推進) | 4 | 学校安全をあたかも学校のみで行うような印象の書き方であるが、地域や家庭社会と協力するといった文章を入れた方が良いのではないか | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 49 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (学校安全の推進) | 4 | ～防災教育や通学時の安全対策、防犯対策など学校安全の取り組みを推進しますではなく、徹底しますと記述すべきである。 | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 50 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (学校安全の推進) | 4 | 近年、地震・津波による被害が全国で多発している。さらには、三重県で南海トラフ大地震が起こると言われている。また、多くの犯罪も社会の中では起きている。その中で、この安全推進の記載内容は弱く見える。津波や地震、犯罪に巻き込まれることの危険性は子どもたちの安全のために、これからも重要視していかなければならない。学校という長い時間子どもたちと過ごし、守っていかなければいけない立場にあるからこそ、十分な体制づくりに向けて、明確な防災教育の内容や対策内容を明記すべきである。 | ③ | 子どもたちの命を守るうえで、防災教育をはじめ安全教育は大切であると考えています。 具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 51 | 1 子どもたちの未来をひろげるために (学校安全の推進) | 4 | 地域との連携や、防災教育も必要ですが、子どもたちの安心安全な教育環境を構築するためには、施設そのものの危険箇所の排除や、大幅な改修、修繕が行えるよう予算の拡充をお願いしたい。 | ③ | 本県では、計画的に校舎の老朽化対策やトイレの洋式化を進めるため、三重県立学校施設長寿命化計画を策定し改修を進めています。 小中学校については、市町等が必要な整備を円滑に進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等に対して当該制度等の情報提供や助言を行ってまいります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 52 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 5 | 説明の部分で広くとらえられていると書いてあるが他の捉え方もあるのであれば自己肯定感という言葉で表すのではなくもっと適した言葉を使うことが良いと感じられる。 | ① | 自己肯定感は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあり、これらの用語を厳密に使い分けることもあります。ご意見をふまえ、本大綱では、「自己肯定感」を「ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情」と記述を修正します。 |
| 53 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 5 | ・「自分たちの自己肯定感を高める」 →ここでの自分たちとは、こども？保護者？教職員？地域住民？誰のこと？ | ⑤ | 「自分たちの自己肯定感を高めることができるような関係をめざす」における「自分たち」とは、前段の「子どもを支える大人」のことを言います。 |
| 54 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために | 5 | “とおして育むことが”の“とおして”が漢字でない理由 | ⑤ | 本県の総合計画では平仮名を使用しており、本大綱も同様の表現にしています。 |
| 55 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (家庭教育の支援) | 5 | “家庭教育の支援の充実を図ります”どのようにか。 | ⑤ | 保護者に向けた学習機会や自然体験の機会を提供するとともに、地域のNPO団体や子育て支援者、学校等、企業、市町等様々な主体との連携を図るほか、家庭教育応援の取組を担う人材の養成等を実施していくことで、家庭の自主性を尊重しながら社会とのつながりの中で家庭教育の支援の充実を図ります。 |
| 56 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (家庭教育の支援) | 5 | ・「家庭」 →家庭のことばかり書かれているが、施設で育った子は？ | ⑤ | さまざまな理由により、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、里親委託の推進や児童養護施設等の多機能化などの取組を推進しています。 |
| 57 | 2 ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (家庭教育の支援) | 5 | 「地域のさまざまな主体と連携」とは具体的にどこをさしているのか。また、「教育の原点の家庭教育の支援」とは具体的にどのような支援をさしているのか。家庭と切り離しては問題の解決や問題解決の根源には触れることができません。日々現場で必死に向き合っています。地域のさまざまな主体と取り組む仕組みができ連携がなされていれば理想的な解決につながると思う。 | ⑤ | 「地域のさまざまな主体」とは、家庭および家庭を取り巻く地域、学校等、企業、市町等をさしており、それらの主体と連携・協力して取り組んでいくことを考えています。 また、「教育の原点の家庭教育の支援」については、保護者に向けた学習機会や自然体験の機会の提供、地域の様々な主体との連携、家庭教育応援の取組を担う人材の養成等をしていくことで、家庭の自主性を尊重しながら社会とのつながりの中で家庭教育の支援をしていきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 58 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (家庭教育の支援) | 5 | 生活支援を必要とする家庭が年々増加している。関係機関との連携を密に図りながら保護者を支え、子どもの生活や教育を保障していく必要がある。 | ③ | 心理や福祉、法律など専門性を有する外部人材と連携しながら、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えていきます。 |
| 59 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (家庭教育の支援) | 5 | 「教育の原点」である家庭教育の支援の充実を図ります。」とあるが、具体的にどう支援するのか気になる。「教育の原点」である家庭教育がまったく機能しなくなったこともあり学校現場が崩壊しかけているのではないか。 | ③ | 家庭の小規模化や地域での人間関係の希薄化が進み、子育てについて相談できる方が近くにいないことなどで、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じている中、保護者に向けた学習機会や自然体験の機会を提供するとともに、地域のNPO団体や子育て支援者、学校等、企業、市町等様々な主体との連携を図るほか、家庭教育応援の取組を担う人材の養成等を実施していくことで、家庭の自主性を尊重しながら社会とのつながりの中で家庭教育の支援の充実を図ります。 |
| 60 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (幼児期における取組) | 5 | 子どもたち一人ひとりが主体的な活動や遊びの充実を図れるよう環境を整える必要がある。そして遊びは学びとした質の高い、就学前教育が今後も継続して受けられるように、公立幼稚園の存続を求める。 | ③ | 本県では、幼児教育の質向上や幼保小の円滑な接続を図るため、三重県幼児教育センターを核として、幼児教育アドバイザー等を幼稚園等に派遣し、指導・助言や、研修の実施、情報発信に取り組んでいます。今後も、就学前教育の充実に向けた環境整備を進めていきます。 |
| 61 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (学校における取組) | 6 | 2行目 “自信ややる気”の“や”続きで見づらいため“自信・やる気”のほうがよいのではないか。 | ① | ご意見をふまえ記述を修正します。 |
| 62 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (学校における取組) | 6 | 6行目 “しなやか”とはどのようなことか | ⑤ | 子どもたち一人ひとりの状態に応じて柔軟性を持って子どもたちに対応することが大切と考えており、「しなやか」という表現を用いて記述しています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 63 | 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために (学校における取組) | 6 | また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。では、主語が子どもたちがとする方がわかりやすいのではありませんか。主語を明記すべきである。 | ③ | 本記述については、県を主語として、子どもたちのつまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育むことを記述しています。 |
| 64 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・「社会が大きく変化する中、求められる資質・能力も変化する」 →その通りだと思った。 ・「何を知っているか、～人生を送るかという視点を重視」 →重視する視点がその通りだと思った。 ・「小学校との円滑な持続に向けた取組」 →円滑な持続とは？また、どんな取り組みを行うのか？ | ⑤ | 子どもたちが持続可能な未来を創っていくためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期から小学校段階とを円滑につなげていく必要があります。本県では、子どもたちの発達段階をふまえた教育の充実に取り組んでいます。小学校との円滑な接続に向けた取組とは、地域や学校等の実情に応じた幼児・児童の園・学校生活等に関する情報交換、幼児・児童の交流学習、小学校・幼稚園等の合同研修会等の実施、保育・授業等への参加や保育・授業等の参観、幼稚園等と小学校の接続を意識したカリキュラムの編成等の実施のことを言います。 |
| 65 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために | 7 | いじめを許さない心→いじめは許されないにしてもよい | ③ | 「いじめを許さない心」という記述は、子どもたちに「いじめを許さない」という気持ちを育むことが大切であることから、このような記述としています。 |
| 66 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために (学力等の資質・能力の育成) | 7 | 「個々の子どもの状態をより丁寧に把握」とあるが、そのためには今の定数では難しい。以前と比べて、子どもたちの生活経験が少なく、手がかかるようになってきている。その子どもたちの現状を把握するためにも、人的支援を講じてほしい。人数だけ支援していただくのではなく、現場にとって支援していただけたと感じられるような措置を講じていただきたい。 | ① | 本県では、生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意し、小学校1・2年生での30人学級や中学校1年生での35人学級など、少人数学級を順次実施してきました。また、各学校の人事異動や教職員配置については、市町等教育委員会と綿密な情報交換を行い、連携を取りながら進めているところです。ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------------------------------------|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 67 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(学力等の資質・能力の育成) | 7 | 「子どもたちが、学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、子どもや学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。」ためには人が足りません。また、「補充的な学習や発展的な学習を取り入れ」について、そんな時間的余裕がありません。行うためには余剰時数を確保する必要があると思うが、これは文科省からの通知と反すると思う。 | ① | 本県では、生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意し、小学校1・2年生での30人学級や中学校1年生での35人学級など、少人数学級を順次実施してきました。さらに、今年度は小学校5年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うことができるよう、取組を進めています。 また、教員の持ちコマ数の軽減を図るため、本県では小学校の専科指導教員の配置や、英語教科の加配定数措置に取り組むとともに、県単独で小学校英語指導員対応非常勤(週8時間)の措置を進めています。今後も国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して、小学校専科指導教員の維持・拡充を要望していきます。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |
| 68 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(学力等の資質・能力の育成) | 7 | ・「効果的な指導体制づくりの取組」 →例えばどんな取組を行うのか? | ⑤ | 効果的な指導体制とは、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習等少人数指導の教育の実施のことなどを言います。 |
| 69 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(学力等の資質・能力の育成) | 7 | 「子どもや学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れ」「さらなる授業改善や効果的な指導体制づくり」とあるが、この実現のためには、現状の教員不足や欠員補充がままならない状態の解決が優先である。2022年10月1日には、「育児・介護休業法」が改正、「出生時育児休業」が施行され、男性の育児休業の取得の促進をしている。一方、取得した際の代替教員不足は大きな課題である。これに限らないが、財政支援、人的支援といった具体的に講ずべき措置も明記したうえで記載すべきである。 | ① | 本県では、育児休業取得者の補充として、令和5年度より臨時的任用講師に替えて任期付き講師により対応しています。 また、各学校の人事異動や教職員配置については、市町等教育委員会と綿密な情報交換を行い、連携を取りながら進めているところです。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 70 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(学校等の資質・能力の育成) | 7 | 「目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力を育成するという視点をもって教育活動を進めます。」とあるが、ただ視点をもって活動をするだけでは効果は得られにくいと思う。現在、通級指導教室の職員が不足していたり、家庭環境や発達障害によって暴言や暴力をする子どもがいたり学校現場の過酷ともいえる状況をよく聞く。人的支援、財政支援により教員不足の解消と充実を行っていかねばいけない。現場の教師がそのようなゆとりをもつことで効果的なアプローチが可能である。よって、具体的な措置を明記した上で記述すべきである。 | ① | 目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力は、各教科や特別活動など、学校教育活動全体を通じて育むことが大切であることから、このような表現としました。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------------------------------------|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 71 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（豊かな人間性の育成） | 8 | 「人権への理解と深め」は「人権への理解を深め」のミスですか。人権教育のめざすところは、知識理解の上にスキルや行動力が必要ですが、差別を許さないという態度があってこそだと思います。「人権への理解を深め、差別を許さない態度をもって自他の人権を守る実践行動が…」と加筆をお願いします。 | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 72 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（豊かな人間性の育成） | 8 | ・「人権への理解と深め」となっているので、「理解を深め」に直してほしい。 ・この文章だと、子どものみならず大人も学んでいき、その上で適切に指導していく必要があると思うので、教職員も学んでいくというような文言があると良いと思う。 | ① | ご意見をふまえ記述を修正します。 なお、教職員の人権に関する知識や人権感覚、指導力等については、「4 さらに充実した教育の提供をめざして」内にあります「教職員の資質・能力の向上」の中に含めて記述しているところであり、今後も、教職員に対して自律的な研修を通じて、その向上に努めてまいります。 |
| 73 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（グローバル教育の推進） | 8 | 三重への愛着や誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育について具体的に何があるのかを注釈するなど書いてあることで理解しやすいと感じました。 | ③ | 地域で活躍する人々から学ぶ取組、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事等に関する学習、高校生を対象とした地域課題解決型の学習等を推進します。 なお、具体的な記述については、「三重県教育ビジョン（仮称）」で示していきます。 |
| 74 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（読書・文化芸術活動の推進） | 9 | 『想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。』との記述がありますが、読書による幅広い知識の獲得や学校図書館の探究活動への活用にも言及して欲しい。本項目でふさわしくないということであれば別項目で触れてもらっても良いと思います。 | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 75 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（読書・文化芸術活動の推進） | 9 | 文化芸術に触れる機会等を充実させる取り組みを、さらに具体的に記述すべきであると考えます。 文部科学省の青少年の体験活動に関する調査研究結果報告によれば、2万人のこどもの追跡調査から、小学生高学年の頃に体験活動の機会に恵まれていると、自尊感情が高くなる傾向が、家庭の経済状況などに左右されることなく見られるなどのことが分かった。 ポイントにしたいのは「家庭の経済状況などに左右されることなく」という部分ではないだろうか。その年齢時になんらかの文化芸術体験などを鑑賞・体験することは自尊感情を高める訳である。 であるならば、例えば、小学校高学年の芸術文化体験は、教育部局が劇場や文化関連部局と協力して、その費用を負担を行い、全員がほぼ無料や安価で体験や鑑賞ができることなど取り組んでもよいのではないだろうか？ 良質な文化芸術を提供するだけでなく、見る環境、体験する環境をつくることこそが、充実させる取り組みになると思われる。また学校へアウトリーチ事業を行うことを必須にするなど、文化芸術を活用することは子どもたちにとって大きな影響を与えられる。 | ③ | 子どもたちに本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組むことは重要であり、本県では、国の事業を活用した芸術家の派遣するなど、子どもたち誰もが文化芸術に親しむことができる取組を進めています。引き続き子どもたちが文化芸術に触れる機会が確保できるよう取組を進めてまいります。 なお、具体的な取組内容については、「三重県教育ビジョン（仮称）」で示していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 76 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(読書・文化芸術活動の推進) | 9 | ・「文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実」 →文化や芸術、郷土について学ぶ機会を与えることはとても大切なことなので、この取組を進めていくのは正しいと思った。 | ⑤ | 引き続き、子どもたちに本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組みます。また、子どもたちが、郷土三重への理解を深め、誇りを持って語るができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習の促進に努めます。 |
| 77 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(読書・文化芸術活動の推進) | 9 | ○読書活動の普及啓発などの取り組みは強制的でない形ですすめることも大切ですが、すすめるにあたっては、ある程度の経費がかかります。予算もきちんと確保してから、取り組みをすすめていただけたらと思います。 | ③ | 学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭および学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方が重要となります。文部科学省では、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備および学校司書の配置のための地方財政措置を行っています。 本県といたしましては、学校図書館図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくための周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実を図ります。 また、公立小中学校等にアドバイザーを派遣し、児童生徒が本に親しむための取組について助言や支援を行うとともに、読書活動に関わるイベント等を開催したりするなど読書活動の普及啓発に取り組んでまいります。 |
| 78 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(読書・文化芸術活動の推進) | 9 | ○子どもの読書活動は、コミュニケーション能力の基礎を築くだけでなく、生涯にわたる学習活動の基本となります。学校図書館を具体的にどのように整備し、どのような機能を充実させるのか指針を示してほしいと思います。また、子どもたちの知的要求や学習意欲を向上させるには、施設の充実だけでなく、資料と人をつなぐ司書の役割も重要だと思いますので、すべての学校に司書の配置を求めます。 | ③ | 本県では、令和2年3月に「第四次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進のための方策を示すとともに、学校図書館の読書環境の充実に向け、各学校の状況に応じた図書館資料の整備や、新聞配備、学校司書の配置拡充などの取組を進めています。 司書の配置について、県立学校では正規の学校司書の継続的な配置に取り組むとともに、小中学校では「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、令和5年度に学校司書が配置されている小中学校の割合を小学校80.0%、中学校70.0%以上とすることを目標として取組を進めてまいります。 |
| 79 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために(読書・文化芸術活動の推進) | 9 | 子どもたちの読書習慣を形成するためには、学校図書館の施設面の整備も重要ですが、それ以上に、学校図書館を運営する職員の配置が重要です。すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に正規職員で常駐の学校司書を配置することを大綱に明記していただきたい。 | ③ | 司書の配置について、県立学校では正規の学校司書の継続的な配置に取り組むとともに、小中学校では「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、令和5年度に学校司書が配置されている小中学校の割合を小学校80.0%、中学校70.0%以上とすることを目標として取組を進めてまいります。なお、具体的な取組内容については、「三重県教育ビジョン(仮称)」等で示していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 80 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（これからの部活動） | 9 | （これからの部活動）について下線部分のように加筆・修正を行ってはどうか ○部活動は、体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、市町等の部活動改革の取組を支援し、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。 | ③ | 部活動の地域連携・地域移行を進めるために、市町の取組を支援することは、大変重要であると認識しています。 本大綱は、本県の教育の基本的な考え方を示すものであり、県立学校も対象となるため、このような記述としており、市町の取組の支援等の具体的な内容については、「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動方針」等で記載してまいります。 |
| 81 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（これからの部活動） | 9 | 「部活動は、体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもある」とあるように部活動の意義は大きいと思う。しかし、現在進められている部活動の地域移行の方向性では、やりたい生徒、能力の高い生徒のためのものになってしまうのではないかと思う。「できるだけ多くの生徒がやりがいを感じながら活動できる」という視点も大切にしてほしい。 | ③ | 学校部活動は、少子化の進行や指導者不足などのため、従前と同様の体制で運営することが、学校や地域によって厳しい状況にあります。 このため、部活動の地域連携・地域移行は、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目的としており、希望する全ての生徒を対象としています。 生徒の参加の有無や活動の仕方については様々であり、多様な参加の仕方を妨げるものではありません。基本的に生徒自身が決めることとなりますが、多くの生徒が、やりがいを感じながら活動できるよう、「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動方針」を作成します。 |
| 82 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（これからの部活動） | 9 | 「持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。」とあるが、地域連携・地域移行を進めるにあたり、子どもや保護者にかかる金銭的・物理的負担が増加することによって子どもがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が奪われてしまわないと考える。したがって、「部活動の地域連携・地域移行を含んだ段階的・計画的な環境整備など、選択制のある部活動改革の取組を進め、」と記述するべきである。 | ③ | 部活動の地域連携・地域移行は、将来にわたり生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目的としており、希望する全ての生徒を対象としています。 ご意見のとおり、経済的に困窮している世帯の子どもが、希望しても参加できなくなるのが無いよう、制度の構築や財政支援がなされるよう、国に対して要望してまいります。 |
| 83 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために（これからの部活動） | 9 | 11行目地域移向はいかん。 1～4限内に練習の準備片づけ部室のそうじも済ます。後は放課後クラブにすべき。 運動部の場合、週一日といっても練習量はかわらないんで、授業がない日の方がいい。週一日(土曜日)でもメニューは同じで、ローテーション組んで週5日のメニューを月替わりぐらいで朝練はできるだろうし、試合前なんかは朝練があると思うし(1週間ほど)普段も自由参加で危なくないようにしとけば朝練メニュー決めて小30分～1時間ほどできると思う。 | ③ | 少子化の進行や指導者不足などのため、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが、学校や地域によって厳しい状況にある中、将来にわたり生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、国においては、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。本県においても国のガイドラインをふまえて、特に中学校の休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めてまいります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---------------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 84 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために (これからの部活動) | 9 | 「地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備」とあるが、環境整備や人的配置にはそれに伴う費用負担が必要。そこについても明記すべきでは。 | ③ | 部活動の地域連携・地域移行に向けて、段階的・計画的な環境整備として、公立の中学校・高等学校に部活動指導員を配置するなどの取組を進めています。 なお、予算については別途行われる全体の予算編成過程の中で具体的に議論していくこととなります。 |
| 85 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために (これからの部活動) | 9 | 部活動の意義については、記述されていることに概ね同意するが、現在の部活動は、教職員の負担により成り立っているのが現状であり、大きな負担となっている状況もあります。 持続可能な運営体制の構築に向けての具体的な取組について記載をすべきであると思います。 スケジュール感などの記載も必要であると思います。 | ③ | ご意見のとおり、これまでの学校部活動については、各部活動の顧問など、教員の献身的な指導により成り立ってきたと認識しています。 一方、学校部活動は、少子化の進行や指導者不足などのため、従前と同様の体制で運営することが、学校や地域によって厳しい状況にあります。 将来にわたり生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月に国において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。 本県においても国のガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動方針」を策定する予定であり、具体的な記述については、その中で記載してまいります。 なお、各市町によって、中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、画一的に推進していくことは難しいと考えています。 |
| 86 | 3 豊かな社会を創っていく力を育むために (これからの部活動) | 9 | 「部活動改革の取り組みを進め」とは、どのように進んできているのか。部活動の縮小化は進んでいるが、地域社会からの指導者の普及は進んでいないのが現状であり、子ども達は今しかない部活動に打ち込む機会を失いつつある。働き方改革とともに具体的に部活動改革の取り組みを早急に進めていただきたい。 | ③ | 学校部活動は、少子化の進行や指導者不足などのため、従前と同様の体制で運営することが、学校や地域によって厳しい状況にあります。 このため、ご意見のとおり、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、特に中学校における休日の部活動については、地域移行することも必要です。 しかしながら、各市町や学校によって、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所の確保など課題も様々で、画一的に進めることが困難な状況です。 今後、部活動に外部指導者を入れるなどの地域連携から始め、地域の実情に応じて、段階的に地域移行が進められるよう取り組んでまいります。 |
| 87 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして (教職員の資質・能力の向上) | 10 | ロールモデルについての説明をつけてほしい | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|-----------------------------------|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 88 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職員の資質・能力の向上) | 10 | <p>・「自律的に新しい知識や技能を～重要なロールモデルとなる」 →その通りだと思った。</p> <p>・「伴走者」 →伴走者の意味を注釈に付け加えてほしい。</p> | ② | 伴走者の意味については、本大綱の本文において「子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える」として記述しているところです。 |
| 89 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職員の資質・能力の向上) | 10 | <p>・「教職員が教職生活全体を通じて～多様な学びの機会を提供」 →例えば、どんな学びを提供する？また、研修も学びに入る？</p> | ⑤ | 一人ひとりの教職員がそれぞれの経験年数や職種・職責に応じて計画的に研修等に取り組み、自らの資質・能力の向上を図ることができるよう、本県では「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等に基づき、「学習指導」、「生徒指導」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」等について学ぶ研修を実施しています。 |
| 90 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職員の資質・能力の向上) | 10 | <p>「教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。」とあるが、学びの機会を提供しても、参加する時間がないと思う。時間外労働時間を増やさずにそこをどう確保するのか記載しておく必要があるのではないか。</p> | ③ | <p>学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。</p> <p>なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。</p> |
| 91 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職員の資質・能力の向上) | 10 | <p>多様な学びの機会が与えられたとしても、現状では、その機会を活かす時間を持つことすら難しい。せつかくの機会を活かすことができる体制づくりについても考えていただきたい。</p> | ③ | <p>教職員が教職生活全体を通じて学び続け、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保するためには、学校における働き方改革をより一層進める必要があります。</p> <p>学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。</p> <p>また、教職員の学びの機会を生かすことができる体制を構築するため、校長などの学校管理職を対象に、組織的な学校マネジメントの推進や校内体制の構築について学ぶ研修を実施します。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|-----------------------------------|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 92 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職員の資質・能力の向上) | 10 | 「教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。」とあるが、教職員の長時間労働が課題となっており、教職員の自己研鑽にあてる時間の確保さえ難しい状況を鑑み、「教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、人的配置の拡大・業務削減などの労働環境の改善に取り組みます。」と記述すべきである。 | ① | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 また、教員の持ちコマ数の軽減を図るため、本県では小学校の専科指導教員の配置や、英語教科の加配定数措置に取り組むとともに、県単独で小学校英語指導員対応非常勤(週8時間)の措置を進めています。 ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |
| 93 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職員の資質・能力の向上) | 10 | ・教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めることは一切ないし、あってはならない。ここまでの劣悪な労働環境を前向きに受け止めさせるならパワハラでしかない。 ・自律的に新しい知識や技能を学び続けさせられている姿は、コロナによって、上の命令で右往左往させられている姿と同義になった。それを重要なロールモデルとなります、とするならば、後段との整合性は取れない。反面教師となります、とするならば、整合性が取れる。 | ③ | 本県では、ハラスメントを防止し、全ての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学ぶことができる教育環境の充実に向け、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいます。ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、再発防止に向けた措置を行うこととしています。また、ハラスメントの防止に向けて、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の作成・周知を行っています。今後とも校内で研修会を開くなど様々な機会を通じて、あらゆるハラスメントの防止及び排除の周知徹底を図ります。 子どもたちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようにするためにも、研修体系の見直しと研修自体の多様化を図ります。また、教職員の主体的な学びに即したオンデマンド型研修の提供、教職員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会を確保し、子どもたちの学びのロールモデルとなるよう取り組んでまいります。 |
| 94 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | ・「教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。」と断言しては絶対にならない。 ・虚飾の前段がどうあれ、後段の働き方改革は絶対に進めなければならない。それは教職人生の充実とは別個の問題で、過労死や過労自殺を何が何でも絶対に防ぐため、人々の命を守るために為されなければならない。また、働き方改革の開始以前に、教職でパワハラ被害者となってしまう、休職、離職、退職となってしまった被害者の支援や救済についても、文言の明記は必須である。 | ③ | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 95 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 「教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。」 確かにその通りだと思いますが、日々の多忙感のため、感情をなくしつつあります。時間内に業務を終わらせるどころか、子どもと向き合う時間を捻出することすら、難しい現状です。緊急に生徒指導で問題がある生徒に対応する職員、その職員が対応している間の業務に対応する職員など、気になっているけど手のかからない児童・生徒に手をかけることができません。このような現状では、魅力向上などあり得ない。 | ③ | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 |
| 96 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 昨今話題の教職の魅力低下問題について、具体的な理由(残業問題等)を文面に入れたことは素晴らしいと思います。 ただ、まだ魅力向上に向けた対策が薄い気がします。 学校にいる先生は、学校にもよりますが各教科の免許を持つ人が、主要教科で学年に約2人、いわゆる副教科で学校に約2人程度かと思います。そこから、各分掌に分かれてお仕事をされている…という感じかと思いますが、これでは人員が少ない気がします。 というのも、学校が担う業務が非常に多いです。 県立高校を例に挙げると、 普通の授業、生徒への多岐に渡る指導、地域との関係構築、入試準備及び採点、進路指導など、数えきれないほどあります。 先生という職は、他の仕事と違い、たくさんいても問題ない職業です。つきましては、この案に、 教員の採用数を増やし、業務の見直しをおこなった上で、教職のさらなるブラック化を防ぐ というものを追加していくべきと考えます。 | ① | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 また、正規職員の採用にあたっては、定数の増減をより詳しく見極めながら、採用計画を立て、可能な限り正規教員の採用を行い、定数内臨時的任用講師数の減少に努めているところです。 ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 97 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 現在教員をしています。教職員の長時間労働が課題となる中、さまざまな工夫をしながら、子どもと向き合い、活動してきました。教職の魅力は多々ありますが、県が「学校における働き方改革」を本気でとくまない限り、資質・能力向上や魅力向上のための時間はできないと思います。 財政支援や人的支援も含め、教職員の環境整備をしてください。私は具体的なとりくみについての記述が必要だと思います。実効性のあるものになるようよろしくお願いします。 | ① | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--------------------------------|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 98 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 「教職員の長時間労働が課題」とあり、注釈に、時間外労働が月45時間を超える教職員についての記載があるが、学校現場の深刻な状況を理解しているようには読み取れない。また、本来であれば時間内に業務が終わるべきであるにもかかわらず、「月45時間以内であれば時間外労働は許容範囲内である」とも読み取れるような表現に感じられる。県として「学校における働き方改革」を本気でやらなければ、資質・能力向上、魅力向上のための時間はうまれない。そのとりくみについての記述が必要だと考える。 | ③ | 月々の時間外在校等時間の上限を45時間としていることから、現状を示す指標の一つとして記載させていただいたところです。学校における働き方改革については、今後とも、上限時間の遵守はもとより、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものであるという認識に立ち推進する必要があります。なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 99 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 「教職の魅力向上」に関わって、教職員の長時間労働が課題と指摘しつつも、欄外において令和4年度の時間外労働が令和元年度と比較して大幅に減少したとなっている。しかしながら、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症対策による長時間労働の減少要因が否定できないため、令和元年度と単純に比較できない。このような表現は、長時間労働が解消に向かって大きく前進しているとミスリードさせる表現であり、却って実態の矮小化を生むものである。県民に、長時間労働の実態をより適切に伝え理解を得るためにも、令和元年度の長時間労働については、令和4年度との比較で示すのではなく、単に人数や割合で示すべきである。 | ① | ご意見をふまえ、記述を修正します。 |
| 100 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 「教職員の長時間労働が課題」とあり、枠外に令和4年度における長時間労働の調査結果が示されているが、「いつ」「どのような方法で」「調査対象者の規模・内訳」など、実施された調査に関する情報も明記すべきである。 | ③ | 教職員の長時間労働の解消に向けた取組について、月々の時間外在校等時間の上限を45時間としていることから、現状を示す指標の一つとして表記させていただいたところです。なお、表記した結果については、毎月各教育委員会が集約している全ての公立学校の教職員の状況を集計したものです。 |
| 101 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上)脚注 | 10 | 「令和4年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の～22.1%減となっています。」とあり、時間外労働時間についての問題が改善されているように書かれているが、職免制度など勤務時間労働の適切な把握が必要である。 | ③ | 教職員の在校等時間については、校長に対して、教育委員会が策定した「学校における教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測するとともに、校外において職務に従事する時間についても出張復命書等により、所属する教職員の在校等時間の適切な把握の徹底を周知しているところです。引き続き、校長に対して、所属する教職員の在校等時間の適切な把握の徹底について周知してまいります。 |
| 102 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 教職員の長時間労働が課題となっているのならば、「教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し」というのは難しいのではないかと思う。項目名が(教職の魅力向上)とあるが、これでは魅力が落ちるばかりではないかと思った。 | ③ | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------------------------------|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 103 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 「そこで、教職に限られ～維持向上を図ります」とあるが、具体的にどのような業務負担軽減につながる取り組みを行うかを明示すべきである。時間外労働の割合が減っているのは、新型コロナウイルスに関わる活動の制限等により、行事等が中止、簡易化になった背景も考えられる。新型コロナウイルスが5類になったことから、業務負担の軽減につながる取り組みを本気で考えていかなければ、業務量もコロナ前に戻ってしまい、現場の負担がさらに負えるのではないかと感じる。 | ③ | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 104 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | ①教職員が本来すべき業務とそれ以外の業務を整理し、ゆとりをもって仕事ができることで、ベストタイミングで子どもに支援や指導ができる。このことで、子どもは輝けると思う。先生って素敵だと夢を持ってもらえるのではないかと。働き方改革、人的配置もなければ膨大な仕事を処理せざるを得ないばかりの毎日では、心身ともに疲れ果ててしまいます。 ②教職員の業務負担・軽減について、どのような取り組みが取り入れられているのか。現場では働き方改革が進んでいるように感じられず多忙を極めている。疲れて疲弊する毎日である。「本県における教職の魅力の維持向上を図る。」とあるが、魅力の維持向上を図るために何がなされているかを知りたい。 ③「教職員の業務負担の軽減などに取り組む」と書いてあるが、取り組み内容を具体的に記載してほしい。 学校が本来行うべき学習や業務以外のものが学校に導入されていることが、業務負担の一因になっているのではないかと。集団フッ素洗口や〇〇教育など、学習指導要領に記載されていない活動が学校に入りすぎており、教職員は毎日いろいろなことに追われながら生活しています。教職員が多忙は、教職の魅力向上とは反比例していくのではないかと考えます。 | ③ | 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |
| 105 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 「教職員の長時間労働が課題」とあるが、学校現場の現実を理解しているようには読み取ることができない。現状は月45時間を超え、80時間に達している教職員が月平均3人以上いる状況で、そのような方々にはどのように資質向上等の施策がおこなうことができるだろうか。 まずは教職員の業務の精選とともに、予算(人)の配置をおこない、働きやすい環境にしようとして、施策を講じるべきではないだろうか。 県として、「学校における働き方改革」を真剣にしなくては、資質・能力向上、魅力向上のための時間はうまれないと思う。そのとりくみについての記述が必要である。 | ① | 本大綱は、本県の教育の基本的な考え方を示すものであり、予算については別途行われる全体の予算編成過程の中で具体的に議論していくこととなります。 学校における働き方改革については、地域人材や専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、調査・会議・研修等の見直しなどの業務削減、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めています。また、効果的な取組については他校にも広めるなどして学校における働き方改革を進め、教職の魅力の向上を図ります。 ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 なお、具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」で示していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|----------------------------------|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 106 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 教職員の定数に満たないまま23年度を迎えた学校が複数校ある状況です。欠員によるしわ寄せが児童・生徒におよばないように教職員が時間を出しあい、何とかやり繰りしている厳しい実態があります。教員採用試験の志願者数、採用数を増やすなど人材の確保に努めて頂きたいと思えます。 | ① | 本県では、生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意し、小学校1・2年生での30人学級や中学校1年生での35人学級など、少人数学級を順次実施してきました。さらに、今年度は小学校5年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うことができるよう、取組を進めています。 また、各学校の人事異動や教職員配置については、市町等教育委員会と綿密な情報交換を行い、連携を取りながら進めているところです。 ご意見をふまえ、「教職員に限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |
| 107 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 三重県では、スクールサポートスタッフが全校配置されており、印刷・文書配布やこまごまとした雑務をしていただき、非常に職務軽減の面でありがたいです。引き続き配置をお願いします。 | ⑤ | 令和5年度についても、引き続きスクール・サポート・スタッフを全ての公立学校に配置しているところです。今後も、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を行うため、国に対してスクール・サポート・スタッフの継続的な予算の確保、充実を働きかけていきます。 |
| 108 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(教職の魅力向上) | 10 | 教員だけでなく、ほかの職種(養護教諭、栄養教諭、事務職員等)についても業務負担の軽減に取り組んでほしいです。「教職員」という言葉は使っているが、内容は教員中心になってしまっています。 | ③ | 学校における働き方改革の取組は、学校で働く全ての教職員の問題であり、各学校及び各職種の実情をふまえた取組を進めていきます。 |
| 109 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(「チームとしての学校」) | 10 | 外国では中学からは一人の先生に一室、日本では一クラスに一室、横から座る固定式の取っ手を引かずに腰かけられるような、机と椅子がつながったものが要るんじゃないでしょうか | ⑤ | 机や椅子の仕様等については各学校の事情により対応が異なりますが、効果的な教育活動につながるよう取り組んでまいります。 |
| 110 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(チームとしての学校) | 10 | ・「学校のマネジメントを強化」 →学校のマネジメントをどう強化しようと考えてるのか? | ⑤ | 学校のマネジメントを強化するためには、学校ビジョンが組織全体で共有され、教職員一人ひとりがマネジメントに関わる組織体制の整備や目標を共有し協働できる雰囲気・環境づくりが重要と考えます。 そのため、管理職をはじめとした全ての教職員を対象に、職種やライフステージに応じて、学校運営への参画や地域との連携・協働のあり方、学校ビジョンの構築とその実現に向けた方策等について学ぶ研修を実施し、学校のマネジメントの強化を図ります。 |
| 111 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして(「チームとしての学校」) | 10 | 教職員と各分野に専門性を有する人材とは、保護者対応、メンタル面対応、アレルギー対応など現状配置では「各分野」専門性を考えると困難な状況である。各分野とは、どの範囲をいうのか。 | ⑤ | 本大綱で記載している「各分野に専門性を有する多様な人材」とは、心理や福祉をはじめ、様々な専門分野において、その能力や経験を生かして、教職員と連携し、教職員とともに教育活動を行う人材と幅広く捉えて記述しています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--------------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 112 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして （「チームとしての学校」） | 10 | 「チームとしての学校」の体制整備を進めるとあるが、人的配置も含まれているのか、そもそも働き手がいないのに理想論のように感じる。 | ① | 教員の持ちコマ数の軽減を図るため、本県では小学校の専科指導教員の配置や、英語教科の加配定数措置に取り組むとともに、県単独で小学校英語指導員対応非常勤（週8時間）の措置を進めています。今後も国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して、小学校専科指導教員の維持・拡充を要望していきます。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |
| 113 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして （「チームとしての学校」） | 10 | 育休制度の充実や心の病などの休職が増える一方で定数の職員が確保できないまま人手不足の状態が続いています。チームとしての学校といっても多忙な環境ではそれぞれのパフォーマンスが生かされていません。教職の魅力の向上などについてより積極的にすすめていただき人材の確保をお願いします。 また、チーム学校が叫ばれる中で、学校事務職員の職務内容が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わりました。学校運営に今まで以上にかかわりを専門職として持つことが求められており、研鑽と修養を積んでいかねばと思います。 ただ、総額裁量性導入以降は事務職員も臨時的任用が増えています。臨時的任用は1年契約で不安定な状態で働いています。つきましては、正規職員を増やしていただくとともに、臨時的任用で経験豊富な職員の正規への任用替えの機会を増やしていただくのとありがたいです。 | ① | 各学校の人事異動や教職員配置については、市町等教育委員会と綿密な情報交換を行い、連携を取りながら進めているところです。 また、正規職員の採用にあたっては、定数の増減をより詳しく見極めながら、採用計画を立て、可能な限り正規教員の採用を行い、定数内臨時的任用講師数の減少に努めているところです。 ご意見をふまえ、「教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み」と記述を修正します。 |
| 114 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして （「チームとしての学校」） | 10 | ・「校長の」リーダーシップとは一体何か。 ・三重県は「教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い」などと述べても良い状況下には無い。 | ③ | 「チームとしての学校」を効果的に運営し、働き方改革を進め、教育の質を向上させていくためには、管理職、特に校長が、自身の学校にとって必要な取組の取捨選択や優先順位を考えながら教育活動の組織化をリードすることが重要と考えます。 そのため、管理職研修においては、学校を取り巻く課題をふまえた学校ビジョンの構築、教育活動の質を高めるための協力体制と風土づくり、教職員の人材育成、諸資源の効果的な活用、家庭・地域との協働・連携、教職員のコンプライアンス等について学ぶ研修を実施し、管理職のマネジメント力の向上を図ります。 また、本大綱で記載している「各分野に専門性を有する多様な人材」とは、心理や福祉をはじめ、様々な専門分野において、その能力や経験を生かして、教職員と連携し、教職員とともに教育活動を行う人材と幅広く捉えて記述しています。 |
| 115 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして （ICTの活用） | 11 | 1人1台端末が導入され市町等の活用も推進されていることを受け、（ICTの活用）の項目を（GIGAスクール構想の実現）としてはどうか。 | ② | 1人1台端末を有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化や、子どもたちにデジタルリテラシーを育むことが大切であると考えたため、「ICTの活用」としています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 116 | 4 さらに充実した教育の提供をめざして (ICTの活用) | 11 | 「ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせるとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。」とあるが、その前に設備環境を整えることが先ではないか。 | ③ | 令和2年度以降、無線LAN環境、電子黒板機能付きプロジェクター等、学校のICT環境整備が急速に進められ、学習用の1人1台端末については、小中学校は令和3年度に県内全市町で整備を完了し、県立高校においても令和4年度入学生から導入が始まっています。今後は、学校のネットワーク環境や1人1台端末などの設備環境が一定整えられた中で、具体的な活用方法や事例を情報共有すること等によって、設備・環境の整備による効果を最大化していくことが必要であると考えています。 |
| 117 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして | 12 | ・生涯学習社会であるのだから、教育施策大綱を、子どもたち中心にはせず、子どものみならず大人も、という視点で、ありとあらゆる学習者を想定して、子どもに限定する必要があったか、という全面的な見直しを行われたい。 | ③ | 本大綱は、本県の教育の基本的な考え方を示すものであり、その対象は、学校教育における青少年期だけでなく、家庭教育や幼児教育、学校教育後の青年期を含む生涯教育など、人の一生におよび広範にわたっています。 |
| 118 | 5 誰もがいつでも学び、活動できる社会をめざして (社会・地域のニーズに対応した学び) 脚注 | 12 | ・「人生100年時代」 →現在進行形で、世間で注目されているキーワードを入れているのはとても良いと思った。 ・「リカレント教育」 →～改めて教育を受け入れる、ではなく、～改めて教育を受ける、が正しい。 | ① | ご意見をふまえ記述を修正します。 |
| 119 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (社会・地域のニーズに対応した学び) 脚注 | 12 | “受け入れるということ”ではなく、“受ける”ではないか。 | ① | ご意見をふまえ記述を修正します。 |
| 120 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (社会・地域のニーズに対応した学び) | 12 | 教育、特に社会教育には、人づくり地域づくりの観点位置づけられるべきだが、大綱案全体を通して、「社会の課題を解決するための学び」が弱くなっています。学校教育に偏り過ぎています。 例えば、(社会・地域のニーズに対応した学び)は(社会・地域の課題やニーズに対応した学び)とするなどして、もう少し社会形成者の育成(人づくり)を県として進める姿勢を示していただきたい。 また本文にも、「…その学びを将来の地域・社会づくりに活かし続ける…」とせめて挿入表現していただきたい。 | ① | 「社会・地域のニーズに対応した学び」と「自己実現に向けた学び」を再編し、記述内容を修正します。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 121 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (社会・地域のニーズに対応した学び) | 12 | 半導体 なぜその話が出来たか。 | ⑤ | 半導体はあらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠な存在であるとともに、デジタル・グリーン社会を支える重要な基盤です。今後も半導体市場は拡大していく見込みであり、その需要にこたえられる人材が十分ではなく、半導体に関する高度な知識を有する人手が不足している状況です。こうしたことから、本大綱ではそういった分野の人材の育成について記述しています。 |
| 122 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (社会・地域のニーズに対応した学び) | 12 | 令和7年度開校開設の場所、(市、町)新設か既存高校に併設か否か明記して下さい この大綱の発表発行が今年度中にあることが前提です。 | ③ | 本大綱は、本県の教育の基本的な考え方を示すものであり、教育施策の具体的な取組については、「三重県教育ビジョン(仮称)」等で示すこととなります。なお、夜間中学の設置等については、現在ホームページで公表しており、県立みえ夢学園高等学校の敷地内にある研修棟に設置することが決定しています。 |
| 123 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (自己実現に向けた学び) | 12 | 【意見1】 ●見出しに「(自己実現に向けた学び)」とあるが、「(リカレント教育等の推進)」等とすべきではないか。 (理由) 人口減少社会・労働力不足の社会になっていく中、一人ひとりの能力や意欲が向上することが、効率性はもとより創造性を高め、県内の経済や社会を豊かにするものであり、これからの社会を前提にすれば、必ず必要なものであり、自己実現の文脈では弱いのではないか。 | ① | ご意見をふまえ記述内容を整理します。 |
| 124 | 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (自己実現に向けた学び) | 12 | イノベーション人材についての説明をつけてほしい | ① | イノベーション人材についての説明を記述します。 |
| 125 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (自己実現に向けた学び) | 12 | “リソース”とはどのような意味か。 | ① | ご意見をふまえ記述内容を整理します。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|-----------------------|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 126 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (自己実現に向けた学び) | 12 | リカレント教育についての意味を書いたほうが良いと思った。書いてあることによって、リカレント教育とリスキリングについて重要性が理解しやすいと感じました。 | ① | リカレント教育についての説明を記述します。 |
| 127 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (自己実現に向けた学び) | 12 | <p>【意見2】</p> <p>●「本県においても県内高等教育機関のリソースを活用したリカレント教育に係る取組を促進するとともに」とあるが、「本県においても県内高等教育機関等をはじめとした産学官金が連携したリカレント教育に係る取組を推進するとともに」等とすべきではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>三重大学は、文部科学省「令和4年度地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」にも採択され、令和5年度より、高等教育コンソーシアムみえを核として三重県をはじめ産学官金が連携したリカレント教育プラットフォームを構築し、三重県全体のリカレント教育の推進に取り組むこととしている。</p> <p>下記の事業採択一覧では地方公共団体が約半数を占めているように、リカレント教育の推進のためには地方公共団体の役割が重要であり、県は第三者的に「リソースを活用」「促進」するのではなく、主体的に「推進」していくことが期待されるのではないか。</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20230405-mxt_syogai03-000026206_1.pdf</p> | ① | ご意見をふまえ記述内容を整理します。 |
| 128 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (高等教育機関の役割) | 12 | <p>【意見1】</p> <p>●見出しに「(高等教育機関の役割)」とあるが、「(高等教育機関等との連携)」等とすべきではないか。</p> <p>また、前段について、「実施することが求められています」と締められているが、現に「輩出し」「実施している」ものであり、「実施しています」等とすべきではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>県の教育施策大綱は高等教育機関一般の役割を定義する性質のものではないのではないか。</p> | ① | ご意見をふまえ記述内容を整理します。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 129 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (高等教育機関の役割) | 12 | <p>【意見2】</p> <p>●後段について、政府や他の自治体の施策も参考に、奨学金制度の充実や奨学金返還支援事業の拡充、授業料負担の軽減等、高等教育費の負担軽減に向けた支援策も本施策大綱に追加すべきではないか。</p> <p>(理由) 近時、東京都や大阪府による公立大学の授業料の無償化、千葉県による児童養護施設等退所者対象の奨学金の創設等の動きが活発化している。 また、このような動向を受け、下記に抜粋する政府提言等においても自治体による高等教育費の支援の必要性が記載されている。 高等教育機関に地域との連携を促すだけでは、地域の活力の維持・発展に向けた施策として不十分であり、「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業」の拡充等、高等教育費の負担軽減施策の充実が必要ではないか。 『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)』(令和5年4月27日教育未来創造会議)230427honbun.pdf (cas.go.jp)(抜粋)</p> | ③ | 本大綱は理念であり、教育施策の基本となるものです。具体的な取組については、みえ元気プランに記載しているほか、必要に応じて、他の個別計画への記述を検討することとなります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 次期の「三重県教育施策大綱」に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 130 | 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして (高等教育機関の役割) | 12 | <p>☑ 以下は本校の6月の学校報に掲載した記事から抜粋したものです。(鳥羽商船高専校報239号R5.6.5)共有させていただきます。今後ともよろしくお願い致します。</p> <p>高度の情報化社会に向かって急速に時代が変化し、少子化の中、有為な人材が求められているのは、情報・輸送産業から農林水産業に至るまで、すべての領域の産業に共通事象となっています。社会状況は、このような時代だからこそ、人を見る目、育てる目が厳しいものがあると思っています。夢の実現に必要なのはゴールに辿り着くための各自のスキリングです。それは一朝一夕にはできません、初等中等教育を主線に、家庭を含めて日ごろの積み重ねが功を奏します。次のような話をきいています。授業を面白く感じてうけてきた学生とつまらなく授業を受けてきた学生との違いは就活で差がつくという話。面白い授業を数多く経験し、授業を面白く、楽しくうけてきた学生の多くは、日頃の授業での積極性から鍛えられていたから、大事な場面でも自分の言葉で返せるといふ話。日頃の授業でも先生方はそういう雰囲気をつくる工夫をしていると思います。そういう場の主体的な思考の経験値は、スキルの糧となるでしょう。</p> <p>今、求められているスキルは、じっくり時間をかけて物事を考えるPDCAでなく、OODA、すなわちObserve, Orient, Decide, Act, 情報を収集するだけでなく、整理し、状況から方向づけをし、判断して行動する、ここまですら短時間に主体的におこなうスキル、「どうする〇〇?」と問われたときに適切に即断できること。常に安全運転を背負っている船乗りのスキルとも通じるところもあると思っています。</p> <p>OECDの「学びの羅針盤2030」として、1. 新たな価値を創造する力、2. 対立やジレンマに対処する力、3. 責任ある行動をとる力があげられているようです。過去の事例が問題解決に通用しない、先行きの見通しがなかなか難しい時代になり、誰かの指示に受け身で応じるのではなく、より主体的に自分の意思で考え行動すること、自律する人材が求められています。</p> <p>ある大学の学長先生は、「楽しんで仕事をしなきゃ！」が日頃のお言葉でした。やらなければならないのでやるのではなく、与えられたタスクを着実に片づけるにとどまらず、仕事を面白く楽しむ、その仕事から発展的に“あれやこれや”と可能性を探索することを楽しむべし、これを主体的行動の機会と捉える。この姿勢は自律する人材像につながっていると思っています。</p> <p>みなさんも、毎日の学校生活を主体的に面白く受けとめていますか!? ワクワクする毎日を送ってみなさんにとって貴重な5年間、5年半、7年または7年半を楽しんで過ごされることを願っています。この楽しさ、面白さのなかに、海外との交流、海外の社会、文化、歴史に触れることを心がけてみてください。4月18日には、アラブ首長国連邦のドバイにあるAbu Dhabi Maritime Academyが本学を訪問しました。皆さんの行く手には、国際物流をになう海事・海洋分野から、電力エネルギー、機械システム、ビジネスの新たな起業にいたるあらゆる分野での国際交流の可能性も広がっています。学校は“楽しい”。</p> | ③ | 本教育施策大綱においても、OECDの「学びの羅針盤2030」と方向性は同じであると考えています。 例えば、「3 豊かな社会を創っていく力を育むために」では、より主体的に自分の意思で考え行動することが大切であるとしています。 |